

地域公共交通に対する自治体の取組状況
及び地域公共交通の現況分析業務

報告書

平成 24 年 10 月

国土交通省 総合政策局

目次	
調査概要	6
I. 地域公共交通に対する取組状況調査_都道府県版	10
1. 回答状況	10
2. 交通関連予算と補助額について	10
(1) 地域公共交通に関する予算	10
1) 交通関連予算額（一般会計予算額）	10
2) 交通関連予算額（バリアフリー関係予算額）	11
(2) 交通関連補助額	12
3. 地域公共交通に対する施策の推進状況について	13
(1) 公共交通に関する協議会等の設置状況	13
(2) 市区町村の取組を支援するために都道府県として対応すべきこと	14
(3) 都道府県の取組を支援するための、国の関わり方の期待	15
(4) 地域公共交通に関する取組を進めるにあたっての相談相手	16
(5) 地域公共交通に関する取組を進めるにあたって必要な情報	17
(6) 公共交通サービス確保に関する取組	18
1) 公共交通サービスを確保していく上での地域の課題	18
2) 交通モードごとの特に重要な課題	19
(7) 公共交通サービスの確保に関する取組によって目指すまちづくりの方向性	20
1) 目指すまちづくりの方向性	20
2) 目標と指標の設定状況	20
3) 目標（指標）を設定していない理由	21
(8) 地域公共交通活性化・再生総合事業の満足度	21
(9) 地域公共交通確保維持改善事業	22
1) 今後活用したい地域公共交通確保維持改善事業	22
2) 地域公共交通確保維持改善事業について、知りたい情報	23
4. 交通に関する計画や方針の策定状況	24
5. 国によるノウハウや情報提供の活用状況について	25
(1) 地域公共交通サービス確保に関するノウハウ・情報提供	25
1) ノウハウ・情報提供の活用有無	25
2) ノウハウ・情報提供の満足度	25
(2) ノウハウ・情報提供の改善すべき点	26

6. 市区町村への関わり状況について	27
(1) 公共交通サービス確保に関する市区町村からの相談状況.....	27
1) 市区町村からの具体的な相談内容.....	27
2) 相談への対応状況.....	28
(2) 公共交通サービス確保に関する市区町村への支援状況	29
1) 財政支援の有無	29
2) 市区町村に対する財政支援の補助元別割合（国との協調補助、都道府県単独補助） ...	29
3) 財政支援以外の取組有無	30
4) 財政支援以外の取組内容	30
7. 公共交通機関について	31
(1) 単独で補助しているバス路線の概要	31
(2) 単独で補助している鉄軌道等、離島航路の概要	32
(3) 市区町村との協調補助をしている地域公共交通路線等	33
Ⅱ. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版	34
1. 回答状況.....	34
(1) 回答状況.....	34
(2) 人口区分別、地域特性区分別、都市圏区分別の回答状況.....	35
2. 交通関連予算と補助額について	37
(1) 地域公共交通に関する予算	37
1) 交通関連予算合計額.....	37
2) 一般会計予算額に占める地域公共交通予算の割合.....	39
3) 住民1人あたりの公共交通予算額	40
(2) 交通関連補助	42
3. 地域公共交通に対する施策の推進状況について	43
(1) 地域公共交通施策を取り扱う部署	43
1) 担当者数、主な業務内容.....	43
2) 専任担当者有無での設問間クロス.....	45
(2) 地域公共交通に関する取組を進めるにあたっての課題	48
1) 地域公共交通の確保・維持を推進するにあたっての課題	48
2) 交通事業者の協力が得られないケース	49
3) 市民住民、利用者の理解・協力が得られない場合の対応.....	51
4) 市民住民、利用者の理解・協力を得る上での具体的な課題、対応方策等.....	52

(3) 公共交通に関する協議会等の設置状況	53
(4) 協議会等の開催頻度	54
(5) 協議会以外で、関係者間の合意形成等を図った会議等の取組の有無	55
(6) 地域公共交通に関する取組を進めるにあたっての相談相手	56
(7) 地域公共交通に関する取組を進めるにあたって必要な情報	57
(8) 公共交通サービス確保に関する取組	59
1) 公共交通サービスを確保していく上での地域の課題	59
2) 交通モードごとの特に重要な課題	61
(9) 公共交通サービスの確保に関する取組によって目指すまちづくりの方向性	63
1) 目指すまちづくりの方向性	63
2) 目標と指標の設定状況	64
3) 設定した目標・指標の達成状況に対する事後評価の実施有無	66
4) 目標（指標）を設定していない理由	67
(10) 地域公共交通活性化・再生総合事業に対する所感	68
(11) 地域公共交通確保維持改善事業の活用意向	69
1) 今後活用したい地域公共交通確保維持改善事業	69
2) 地域公共交通確保維持改善事業について、知りたい情報	70
4. 交通に関する計画や方針の策定状況	71
(1) 計画や方針の策定数	71
(2) 計画・方針の策定年度・主体・内容	72
(3) 交通に関連する計画・方針での設問間クロス	73
1) 公共交通サービスの確保に関する目標・指標の設定状況	73
2) 国・都道府県からの補助金の有無	73
5. 国によるノウハウや情報提供の活用状況について	75
(1) 地域公共交通サービス確保に関するノウハウ・情報提供	75
1) ノウハウ・情報提供の活用状況	75
2) ノウハウ・情報提供の満足度	76
(2) ノウハウ・情報提供の改善すべき点	77
6. 都道府県が実施する支援メニューの活用状況について	78
(1) 公共交通サービスの確保の取組に関する、都道府県との関わりの状況	78
1) 都道府県が実施する各種支援メニューの活用有無	78
2) 都道府県が実施する各種支援メニューを活用しない理由	79

Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査	81
1. 回答状況	81
(1) 回答数	81
(2) 人口区分別、地域特性区分別、都市圏区分別の回答状況.....	82
2. 路線概要	84
(1) 有償・無償の別	84
(2) 運行開始時期	85
(3) 事業区分.....	86
(4) 運行段階.....	87
(5) 運行の主な目的.....	88
3. 運営・運行状況	89
(1) 運営主体.....	89
(2) 運行主体.....	90
(3) 運行事業者との契約状況.....	91
(4) 協議会の設置状況	92
4. 路線の運行状態	93
(1) 使用車両台数	93
(2) 路線の所要時間.....	94
(3) 路線キロ.....	95
(4) 1週間あたりの運行回数	96
5. 利用条件.....	97
(1) 利用者制限	97
(2) 運賃の種類	98
(3) 運賃割引導入状況	98
6. デマンドシステム	99
(1) デマンドシステムの種類.....	99
(2) デマンドシステムの初期費用	99
7. 運行経費・収入	100
(1) 年間運行経費	100
(2) 路線 1kmあたりの運行経費	102
(3) 運行 1 回あたりの運行経費.....	103
(4) 区域運行の 1 時間あたりの運行経費.....	105
(5) 年間収入額	105

(6) 年間運賃収入	107
(7) 運行回数 1 回あたりの運賃収入.....	107
(8) 運賃外収入状況.....	109
(9) 収支率	109
8. 補助額	111
9. 利用者数.....	113
(1) 路線あたりの年間総利用者数	113
(2) 1 便あたり平均利用者数	115
10. 今後の見直し状況	117
11. 自由回答	118
12. その他の市区町村における公共交通機関.....	120
(1) 市区町村が何らかの支援をする「交通事業者が運営するバス・乗合タクシー」	120
(2) 市区町村、非営利団体、第3セクター、住民等が運営する鉄道・軌道等や海上交通...	121

参考資料 アンケート調査票

調査概要

1. 調査目的

地域公共交通確保維持改善事業は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステム導入等の移動にあたっての様々な障害（バリア）の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的として平成23年度に創設したものである。

地域公共交通確保維持改善事業により、全国の交通空白地域への対応が期待されていることから、生活交通の維持確保に対する各自治体の取組状況や、全国の地域公共交通の現況等を把握するため、平成23年度に全国の運輸局及び沖縄総合事務局において管内公共交通基礎調査（以下全国自治体アンケート調査）を実施した。

2. アンケート調査対象及び調査方法

全国1,789自治体（47都道府県、1,742市区町村）の地域公共交通担当者を対象に、各自治体における地域公共交通の現況に関して調査を行った。

調査は、各地方運輸局及び沖縄総合事務局を通じて、各自治体の公共交通担当者に対しメールによる配布・回収を行った。

3. 調査期間

平成23年11月～平成24年1月

なお、調査対象年度は、平成22年度に実績があるものを原則とし、平成22年度以前の取組、平成23年度以降の取組（予定含む）はすべて対象外とした。地域公共交通確保維持改善事業に関する問いは、調査時点の状況を記入することとし、年間総利用者数・1便あたりの平均利用者数については、平成22年度に実績のある路線（系統）の過去3年間（平成20、21、22年度）を回答対象とした。

4. 調査項目

調査は、都道府県及び市区町村に対して、各自治体における地域公共交通についての取組状況に関して行った。また、市区町村に対しては、各自治体が運営するコミュニティバス・乗合タクシーや、金銭的支援をしている非営利団体（NPO）、第3セクター、住民等が運営する交通（鉄軌道等・海上交通を除く）についても調査を実施した。

【調査項目】

I～II. 地域公共交通に対する取組状況調査（都道府県・市区町村共通設問）

調査大項目	調査項目	設問番号	備考
交通関連予算	会計予算額	B1-1	
	交通関連予算額	B1-2	
	交通関連補助額	B2-1	
地域公共交通に対する施策の推進状況	地域公共交通に関する施策を取り扱う担当者	C1-1	市区町村のみ
	公共交通の取組を進める上での課題	C2-1～5	市区町村のみ
	公共交通に関する協議会等の設置状況	C3-1～2	
	公共交通サービスの確保に取り組む市区町村に対して対応をすべきこと	C3-3	都道府県のみ
	公共交通サービス確保への取組を支援するための、国の関わり方の期待	C3-4	都道府県のみ
	地域公共交通施策推進にあたっての相談相手	C4	
	地域公共交通施策推進にあたって必要な情報	C5	
	公共交通サービス確保に関する取組における地域の課題、各交通モードの課題	C6-1～2	
	目指すすがたと公共交通に対する取組	C7-1～6	
	事後評価について		市区町村のみ
	地域公共交通活性化・再生総合事業を活用した所感	C8	市区町村のみ
	地域公共交通活性化・再生総合事業を活用した満足度	C8	都道府県のみ
	地域公共交通確保維持改善事業について	C9-1～2	
交通に関する計画や方針の策定状況		D1	
国によるノウハウや情報提供の活用状況	国土交通省が行うノウハウ・情報提供の活用有無、満足度	E1-1～2	
都道府県と市区町村の関わり	都道府県が実施する支援メニューの活用状況	F1-1～2	市区町村のみ
	市区町村への関わり状況	F1～2	都道府県のみ
市区町村における公共交通機関	公共交通機関（鉄軌道、バス、乗合タクシー、旅客定期航路の事業者名）概況	G1-1～4	市区町村のみ

	事業区分ごとの概要	G2-1-1	詳細はⅢ
	路線ごとの状況	G2-1-2～6	
	交通事業者が運営するバス・乗合タクシー	G2-2	
	市区町村、NPO 等が運営する鉄道・軌道等、海上交通	G2-3	
都道府県における地域公共交通	単独補助している鉄軌道等、離島航路の概要	G1-2	都道府県のみ
	交通事業者等が運営する地域公共交通で、市区町村と協調補助している路線	G2	都道府県のみ

Ⅲ. コミュニティバス・乗合タクシーなどの路線ごとの現況調査

(市区町村に対する設問 G2-1-2～6)

調査大項目	調査項目
路線概要	名称・愛称
	運行区間・エリア
	有償無償の別
	運行開始時期
	事業区分
	運行段階
	運行目的
運営・運行状況	事業運営主体
	事業運行主体
	運行事業者との契約状況
	協議会等設置状況
路線の運行状態	使用車両台数
	路線の所要時間
	路線キロ
	運行回数
利用条件	利用者制限
	運賃の種類
	運賃割引導入状況
使用車両・システム	使用車両購入費
	デマンドシステム種類
	デマンドシステム導入初期費用
運行経費・収入	年間運行経費
	内訳（人件費、燃料費、減価償却費、車両賃料、システム経費）

	年間収入額
	内訳（運賃収入、運賃外収入）
	運賃外収入の状況
補助額	国からの補助額
	都道府県からの補助額
	市区町村からの補助額
	その他の者からの補助額
利用者数	平成 20～22 年度の年間総利用者数
	平成 20～22 年度の 1 便あたり平均利用者数
今後の見直し状況	今後の見直し状況

※なお、アンケート調査は、各地方運輸局及び沖縄総合事務局において設問を追加しているため、全国共通項目について集計した。

5. 本調査で対象とする路線

本調査で対象とする「コミュニティバス・乗合タクシー」は、通達「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について（国自旅第 161 号）」（平成 21 年 12 月 18 日）の別添 2「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」に定義されているものとした。

また、本調査では、地方自治体が交通事業者として運行・経営する公営バス（いわゆる都営バス、市営バス）及び市区町村が補助をしていない民間路線バスは対象外とした。

※全文は次の Web サイトを参照。<http://www.mlit.go.jp/common/000057532.pdf>

～抜粋～

2. コミュニティバスの定義

本ガイドラインで「コミュニティバス」とは、交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、以下の方法により運行するものをいう。

(1) 交通事業者に委託して運送を行う乗合バス（乗車定員 11 人未満の車両を用いる「乗合タクシー」を含む。）

(2) 市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送

6. 回収数

47 都道府県（回収率 100%）及び 1,588 市区町村（回収率 91.2%）から回答を得た。コミュニティバス・乗合タクシーなどの現況調査に関しては、1,064 市区町村から 5,762 路線について回答を得た。

※本調査では、より多くの自治体からの回答を活かすため、1 問でも回答があるものは集計・分析の対象としている。

I. 地域公共交通に対する取組状況調査_都道府県版

1. 回答状況

- 全都道府県から回答を得ることができた。

2. 交通関連予算と補助額について

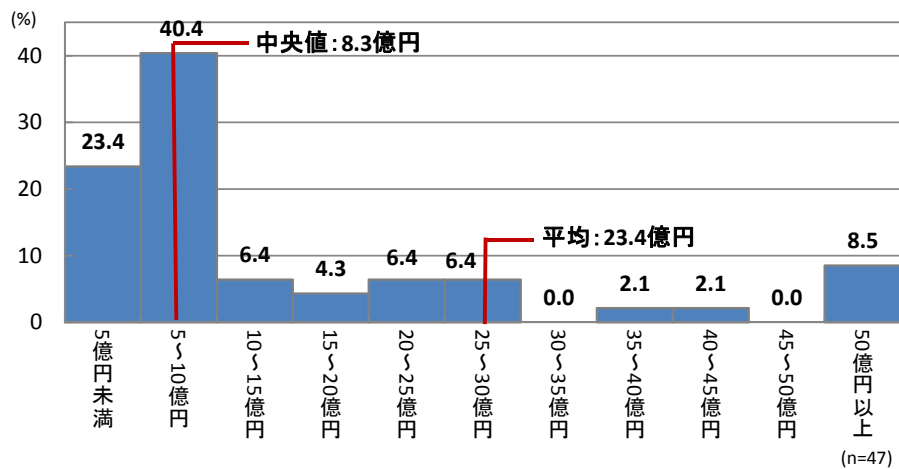
(1) 地域公共交通に関する予算

1) 交通関連予算額（一般会計予算額）

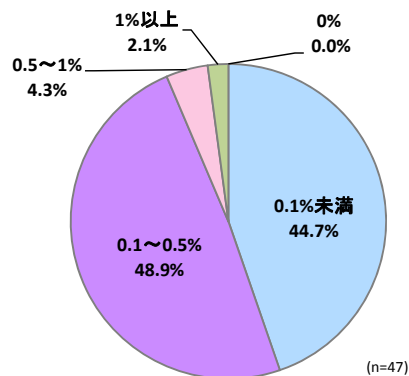
- 各都道府県の交通に関する一般会計予算額は、5億円以上10億円未満の自治体が40.4%と最も多い。平均は23.4億円、中央値は8.3億円となっている。
- 一般会計予算額に占める交通関係予算の割合は、0.1%以上0.5%未満が48.9%と最も多く、0.5%未満の自治体が全体の90%以上を占めている。

(問 B1-2) 会計予算額のうち「交通に関連する予算」額についてお答えください。また、交通に関連するバリアフリー関係予算についても内数でお答えください。

●一般会計予算額に占める交通関係予算額



●一般会計予算額に占める地域公共交通予算額の割合

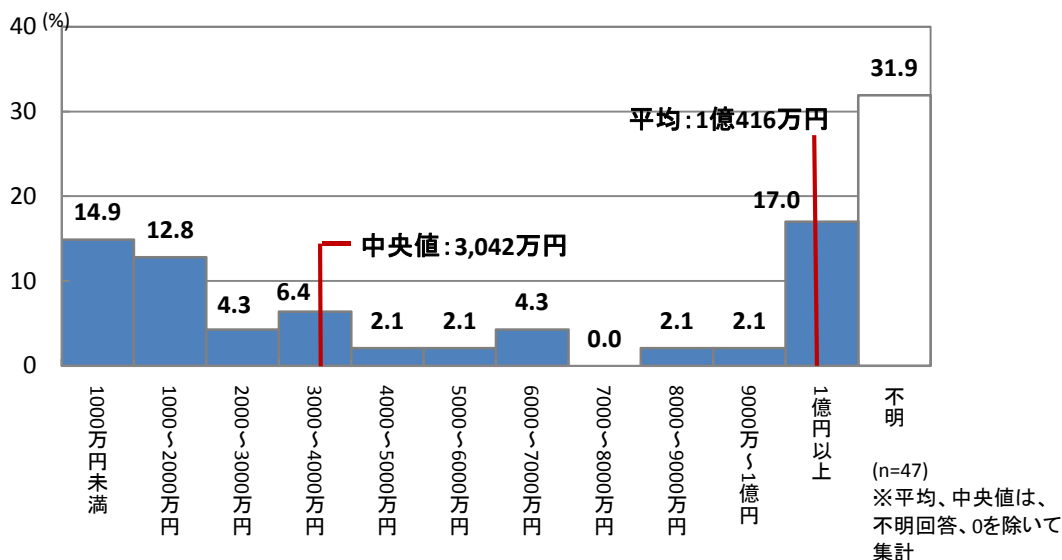


I. 地域公共交通に対する取組状況調査_都道府県版

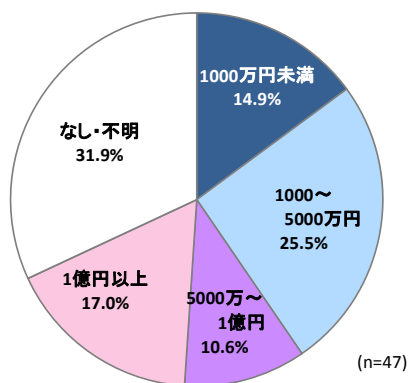
2) 交通関連予算額（バリアフリー関係予算額）

■ 交通関連予算額のうち、バリアフリー関係予算額は、平均が1億416万円、中央値が3,042万円となっている。

●交通関連予算のうち、バリアフリー関係予算額①



●交通関連予算のうち、バリアフリー関係予算額②



●参考：各ブロックの交通関連予算の各項目の平均及び中央値の一覧表

(単位: 百万円)

	交通関係合計			一般会計合計			特別会計合計			公営企業会計合計		
	回答数	平均	中央値	回答数	平均	中央値	回答数	平均	中央値	回答数	平均	中央値
全体	47	2,817	829	47	2,347	829	2	7,803	7,803	1	6,472	6,472
北海道	1	1,526	1,526	1	1,526	1,526	-	-	-	-	-	-
東北	6	3,289	940	6	764	868	1	15,152	15,152	-	-	-
関東	8	3,766	1,450	8	3,709	1,450	1	454	454	-	-	-
北陸信越	4	9,550	2,259	4	9,550	2,259	-	-	-	-	-	-
中部	5	1,589	899	5	1,589	899	-	-	-	-	-	-
近畿	6	1,685	1,846	6	1,685	1,846	-	-	-	-	-	-
中国	5	772	628	5	772	628	-	-	-	-	-	-
四国	4	357	355	4	357	355	-	-	-	-	-	-
九州	7	2,714	780	7	1,790	780	-	-	-	1	6,472	6,472
沖縄	1	448	448	1	448	448	-	-	-	-	-	-

I. 地域公共交通に対する取組状況調査_都道府県版

(単位:百万円)

	バリアフリー関係合計			鉄軌道関係合計			バス関係合計			タクシー関係合計		
	回答数	平均	中央値	回答数	平均	中央値	回答数	平均	中央値	回答数	平均	中央値
全体	32	104	30	43	947	144	46	434	237	1	0.4	0.4
北海道	1	2	2	-	-	-	1	1,240	1,240	-	-	-
東北	2	7	7	6	2,821	341	6	218	195	-	-	-
関東	8	234	103	7	1,472	263	8	181	123	-	-	-
北陸信越	3	15	15	4	83	89	4	284	209	-	-	-
中部	2	64	64	5	998	401	5	455	387	-	-	-
近畿	6	180	122	6	751	320	5	294	288	1	0.4	0.4
中国	4	23	22	5	108	75	5	373	358	-	-	-
四国	2	13	13	3	77	45	4	211	210	-	-	-
九州	4	19	23	7	411	82	7	1,185	247	-	-	-
沖縄	-	-	-	-	-	-	1	108	108	-	-	-

※バリアフリー関係は内数

(単位:百万円)

	福祉関係合計			教育関係合計			旅客船関係合計			その他交通関係合計		
	回答数	平均	中央値	回答数	平均	中央値	回答数	平均	中央値	回答数	平均	中央値
全体	7	2,378	5	17	188	159	24	326	87	35	1,257	58
北海道	-	-	-	1	241	241	1	41	41	1	3	3
東北	2	2	2	2	196	196	4	79	66	4	198	146
関東	2	8,316	8,316	2	331	331	-	-	-	5	217	19
北陸信越	1	5	5	2	114	114	2	64	64	3	12,123	3,318
中部	1	1	1	2	173	173	2	120	120	4	23	17
近畿	-	-	-	1	174	174	1	2	2	6	660	354
中国	-	-	-	4	191	174	4	122	61	3	67	49
四国	1	5	5	-	-	-	4	69	69	3	24	7
九州	-	-	-	3	133	105	5	1,223	95	5	263	378
沖縄	-	-	-	-	-	-	1	230	230	1	110	110

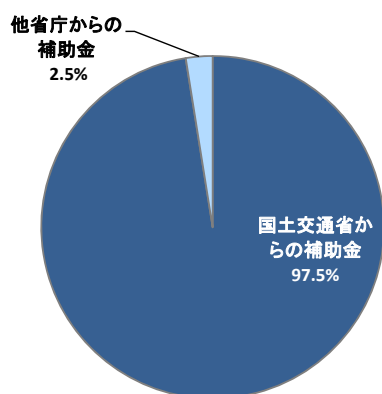
※不明回答及び0を除いて集計

(2) 交通関連補助額

■ 15自治体・30事業の交通関連補助事業のうち、国土交通省からの補助金の割合が97.5%を占めており、1事業あたりの補助額も3億1,563万円と、他省庁（1,632万円）と大きな差がある。

(問 B2-1) 国からの交通関連補助額についてお答えください。

●国からの交通関連補助額の国交省と他省庁の割合



(n=30)
※不明回答除く

●1事業あたり補助額

国土交通省	3億1,563万円
他省庁	1,632万円

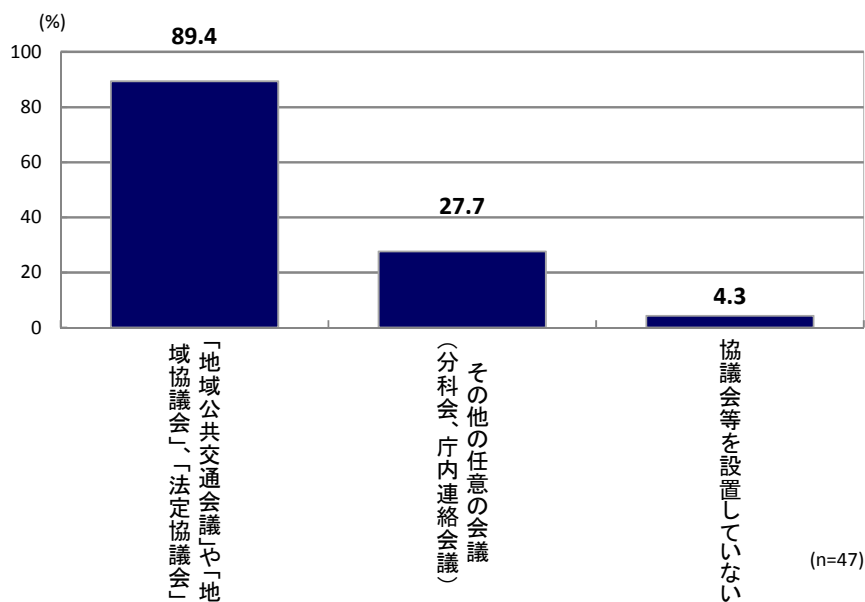
3. 地域公共交通に対する施策の推進状況について

(1) 公共交通に関する協議会等の設置状況

- 公共交通に関する協議会等の設置状況としては、道路運送法に基づく「地域公共交通会議」や「地域協議会」、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「法定協議会」が89.4%を占めている。
- 「協議会等を設置していない」自治体は4.3%だった。

(問 C3-1) 貴都道府県における協議会等の設置の有無についてお答えください。(単数回答だったが、回答状況から複数回答として処理)

●協議会等の設置有無（複数回答）



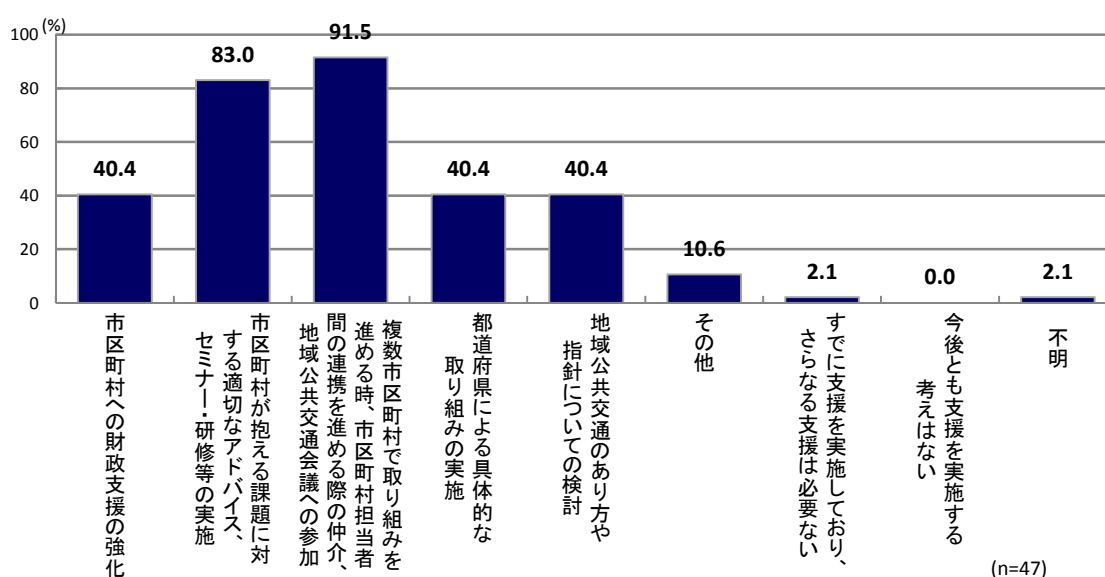
I. 地域公共交通に対する取組状況調査_都道府県版

(2) 市区町村の取組を支援するために都道府県として対応すべきこと

- 公共交通サービスの確保に取り組む市区町村に対し、より良い支援や新規支援のために対応すべきこととして、「複数市区町村で取組を進める時、市区町村担当者間の連携を進める際の仲介、地域公共交通会議への参加」を挙げた都道府県が91.5%と最も多かった。
- 次いで、「市区町村が抱える課題に対する適切なアドバイス、セミナー・研修等の実施」(83.0%)となっている。

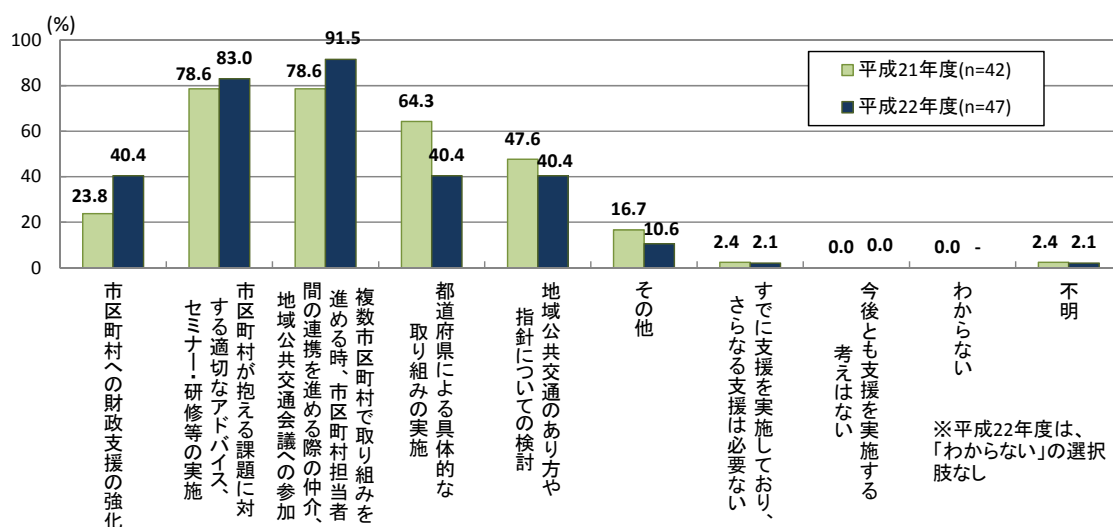
(問 C3-3) 貴都道府県では、公共交通サービスの確保に取り組む市区町村に対し、より良い支援もしくは新たな支援のために、どのような対応をすべきとお考えですか？

●市区町村の取組を支援するために都道府県として対応すべき課題（複数回答）



《経年比較_平成21年度》

●市区町村の取組を支援するために都道府県として対応すべき課題（複数回答）

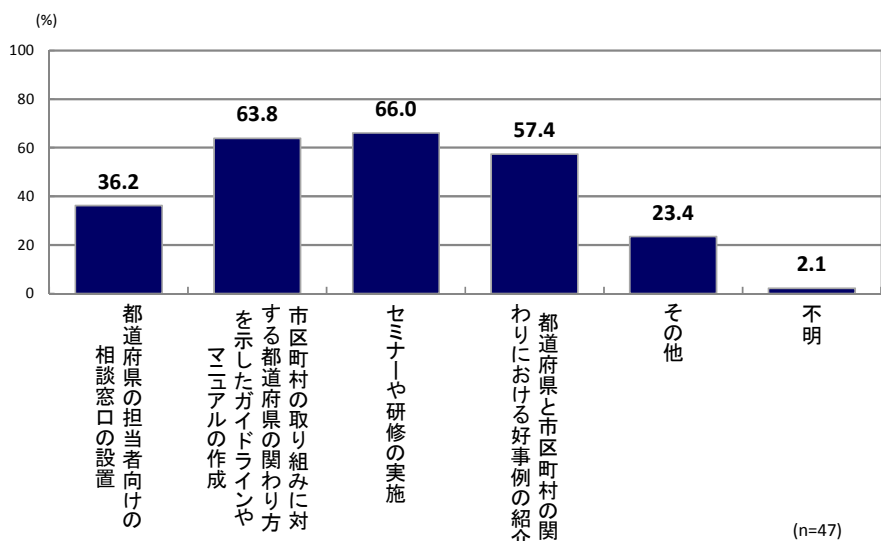


(3) 都道府県の取組を支援するための、国の関わり方の期待

■ 都道府県における、公共交通サービス確保への取組に対する国の関わり方として、「セミナーや研修の実施」(66.0%)が期待されている。次いで、「市区町村の取組に対する都道府県の関わり方を示したガイドラインやマニュアルの作成」(63.8%)、「都道府県と市区町村の関わりにおける好事例の紹介」(57.4%)の順となっている。

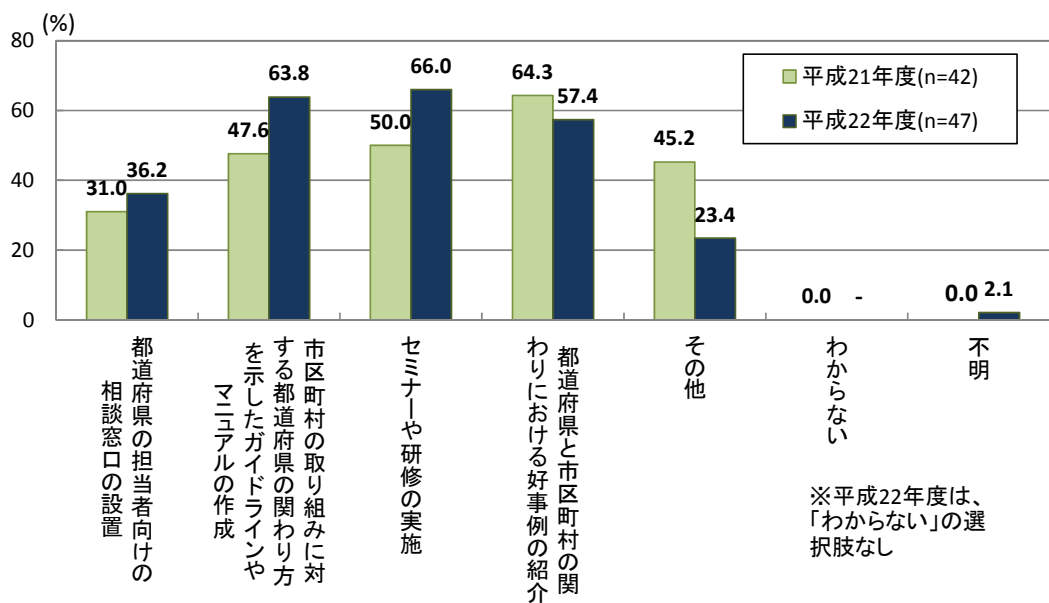
(問 C3-4) 貴都道府県における公共交通サービスの確保への取組に対し、国にどのような関わり方を期待しますか？

● 都道府県の取組を支援するための、国の関わり方の期待 (複数回答)



《経年比較_平成21年度》

● 都道府県の取組を支援するための、国の関わり方の期待 (複数回答)

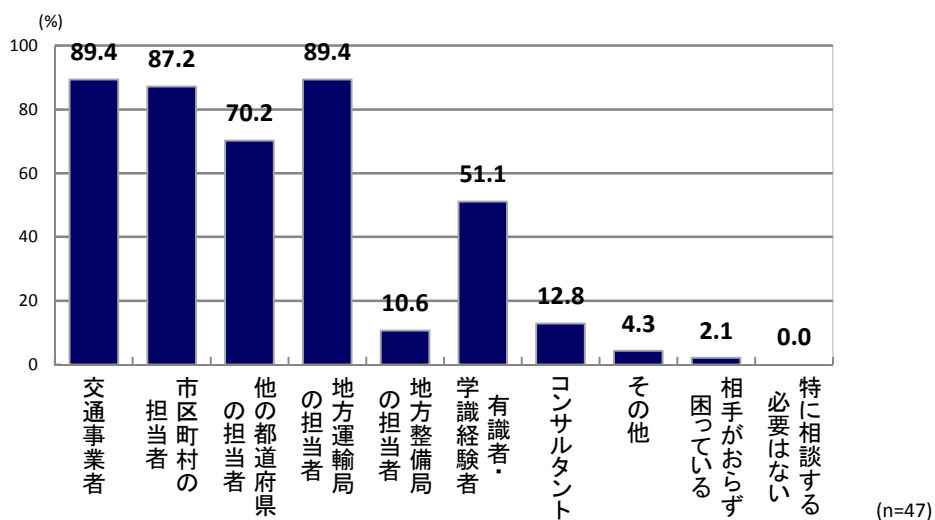


(4) 地域公共交通に関する取組を進めるにあたっての相談相手

■ 地域公共交通施策に関する取組を進める際の相談相手として、「交通事業者」、「地方運輸局の担当者」を挙げた都道府県がともに89.4%と最も多い。次いで、「市区町村の担当者」(87.2%)、「他の都道府県の担当者」(70.2%)、「有識者・学識経験者」(51.1%)と続く。

(問 C4) 貴都道府県で地域公共交通施策に関する取組を進めるにあたって、日頃から相談する相手はいますか？

●相談相手（複数回答）

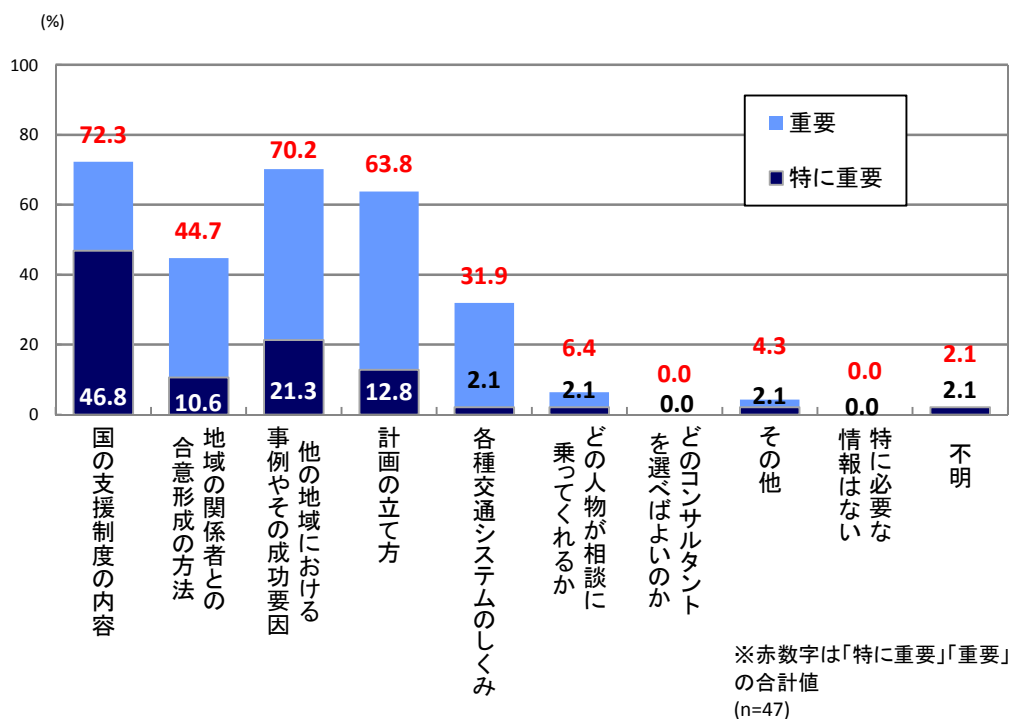


(5) 地域公共交通に関する取組を進めるにあたって必要な情報

■ 都道府県が必要としている情報として、「国の支援制度の内容」(72.3%)、「他の地域における事例やその成功要因」(70.2%)、「計画の立て方」(63.8%)の順に多く挙げられている。

(問 C5) 貴都道府県で地域公共交通施策に関する取組を進めるにあたって、どのような情報を必要としていますか？次のうち、特に重要と考えられるものに「◎」を、重要と考えられるもの2つに「○」を付けてお答えください。

●必要な情報（「最優先」は単数回答、「重要」は複数回答）



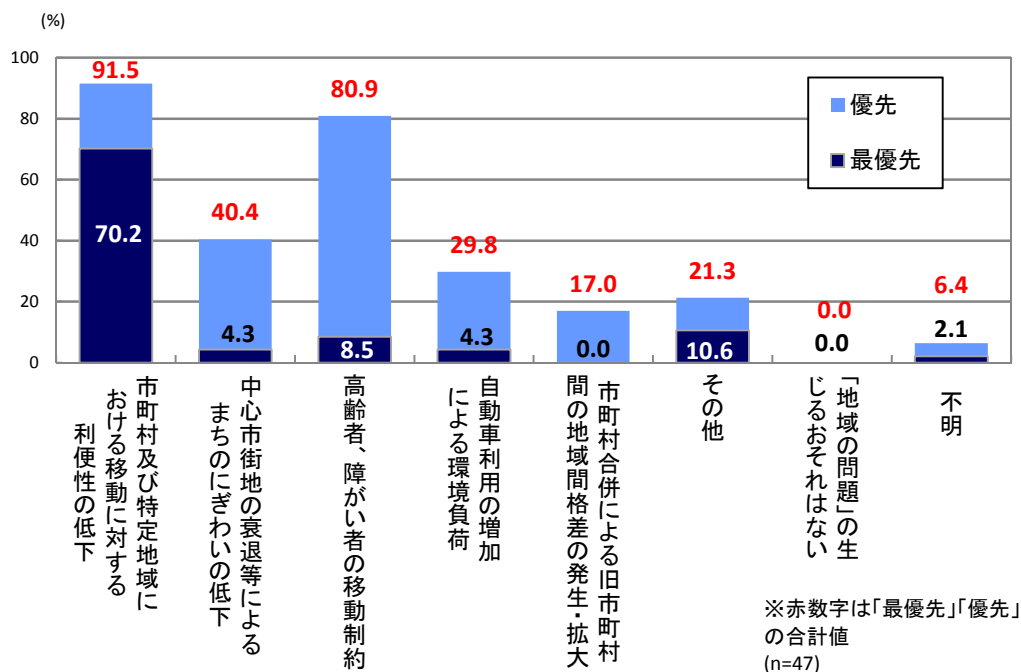
(6) 公共交通サービス確保に関する取組

1) 公共交通サービスを確保していく上での地域の課題

- 公共交通サービスを確保していく上での最優先の地域課題として、約7割の自治体が「市町村及び特定地域における移動に対する利便性の低下」を挙げている。
- 「最優先」、「優先」を足し合わせると、「高齢者、障がい者の移動制約」が80.9%となり、多くの自治体が課題として認識している。
- 「『地域の問題』の生じるおそれはない」と回答した自治体はなかった。

(問 C6-1) 貴都道府県では、公共交通サービスを確保していくうえで、どのような地域の課題がありますか？ 選択肢から最優先する課題に「◎」を、次に優先する課題2つに「○」を記入してください。

●地域課題（「最優先」は単数回答、「重要」は複数回答）

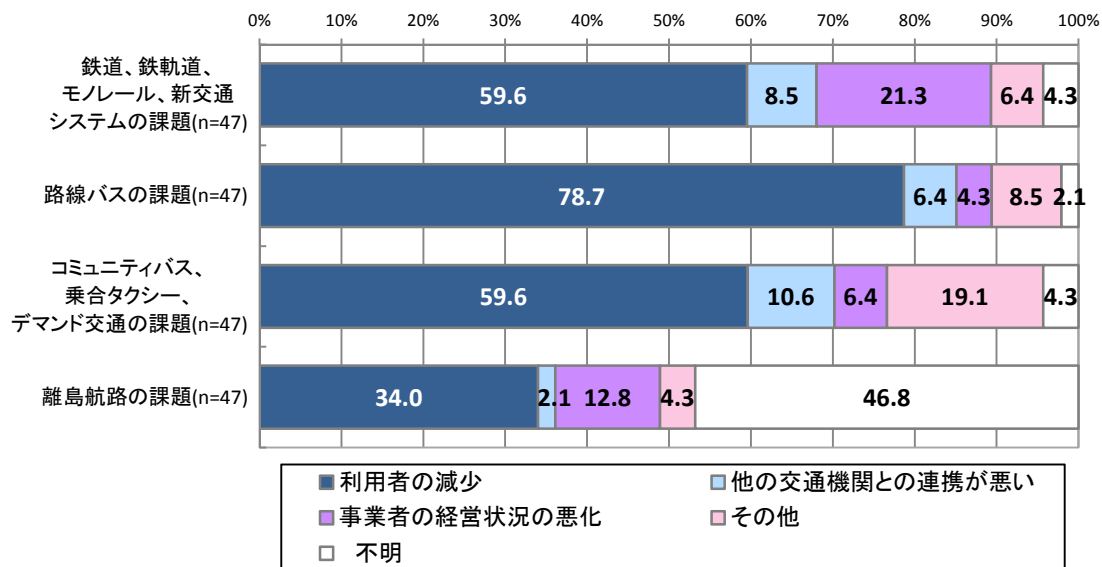


2) 交通モードごとの特に重要な課題

■ 全ての交通モードにおいて、「利用者の減少」が重要な課題として最も多くなっており、特に、路線バスにおいては78.7%と、その傾向が顕著になっている。

(問 C6-2) 貴都道府県管内に有する交通モードについて課題をお答えください。(単数回答)

●交通モードごとの重要な課題 (単数回答)



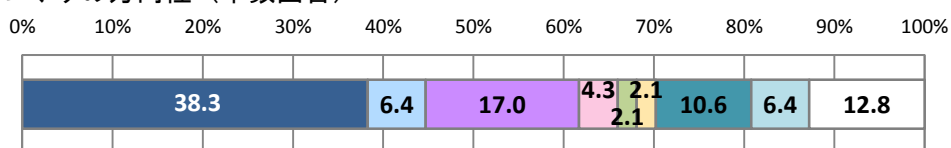
(7) 公共交通サービスの確保に関する取組によって目指すまちづくりの方向性

1) 目指すまちづくりの方向性

■ 公共交通サービス確保に関する取組によって目指しているまちづくりの方向性として、「利便性が高く、生活しやすいまち」を特に優先している自治体が38.3%と最も多い。次いで、「高齢者や障がい者が移動しやすいまち」(17.0%)と続く。これらの項目は、(6) 1) の公共交通サービスを確保していく上での地域の課題としても上位の回答だった。

(問 C7-1) 貴都道府県では、公共交通サービスの確保に関する取組によって、どのような、まちづくり、を目指していますか?特に優先しているもの1つに「○」を記入してください。

●まちづくりの方向性 (単数回答)



(n=47)

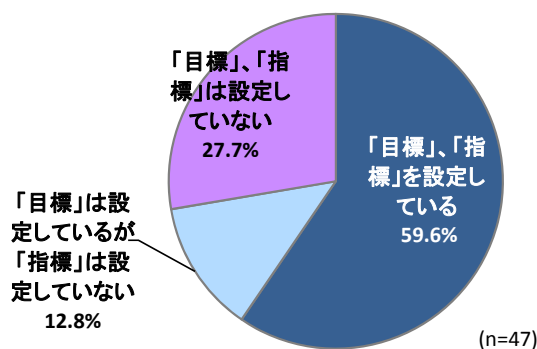
- 利便性が高く、生活しやすいまち
- 人が集まりやすい、にぎわいのあるまち
- 高齢者や障がい者が移動しやすいまち
- 過度に自動車に依存しない、環境にやさしいまち
- 市町村合併後の旧市町村間の移動がしやすい、地域の一体性が確保・強化されたまち
- 地域の安全が確保されたまち
- その他
- わからない、今後検討する
- 無回答

2) 目標と指標の設定状況

■ 「目標」、「指標」ともに設定している自治体は約6割を占める。
 ■ 一方で「目標」、「指標」ともに設定していない自治体はおよそ3割にも上る。

(問 C7-2) 貴都道府県では、公共交通サービスの確保に関する取組に際し「目標」や目標に対する「指標」を設定していますか?

●目標と指標の設定状況 (単数回答)



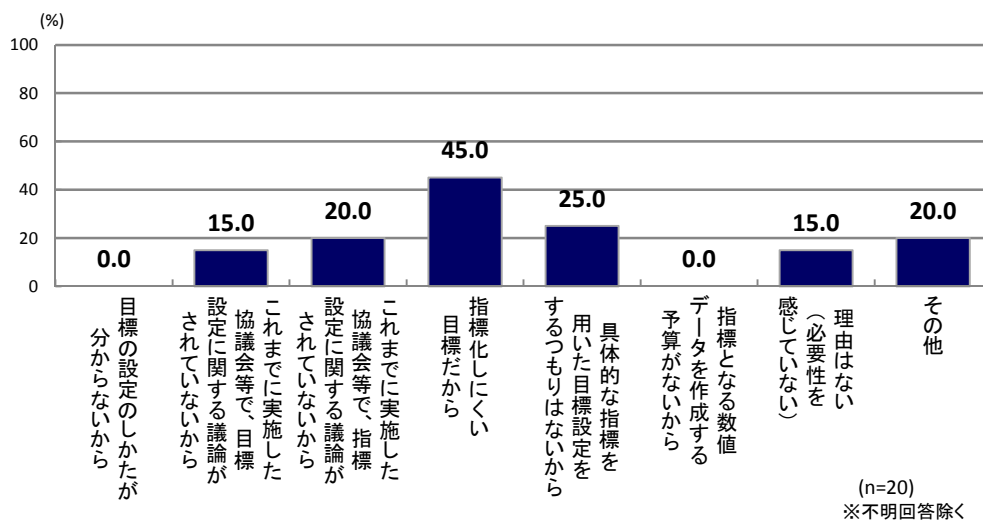
3) 目標（指標）を設定していない理由

- 目標を設定していない理由は「指標化しにくい目標だから」が45.0%と最も多い。
- 「具体的な指標を用いた目標設定をするつもりはないから」(25.0%)、「理由はない(必要性を感じていない)」(15.0%)など、目標（指標）を設定することに対して、必要性や利点を感じていないと思われる自治体も比較的多く見られる。

(問 C7-3)「目標（指標）を設定していない」場合、その理由は何ですか？

[ベース：問 C7-2 で目標（指標）を設定していないと回答した自治体]

●目標（指標）を設定していない理由（複数回答）



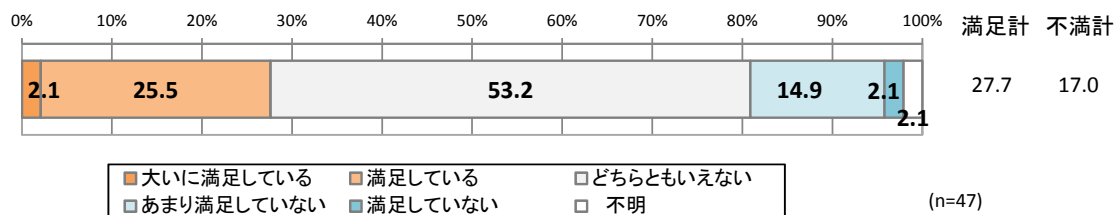
(8) 地域公共交通活性化・再生総合事業の満足度

- 地域公共交通活性化・再生総合事業に対して「大いに満足している」、「満足している」の合計は27.7%、「満足していない」、「あまり満足していない」の合計は17.0%となっている。
- 「どちらともいえない」との評価が53.2%と過半数を占めている。

(問 C8)「地域公共交通活性化・再生総合事業」について教えてください。

地域公共交通活性化・再生総合事業の制度に、満足していますか？

●地域公共交通活性化・再生総合事業の満足度（単数回答）



※四捨五入を行っているため、満足計と「大いに満足している」+「満足している」の各数値が一致していない

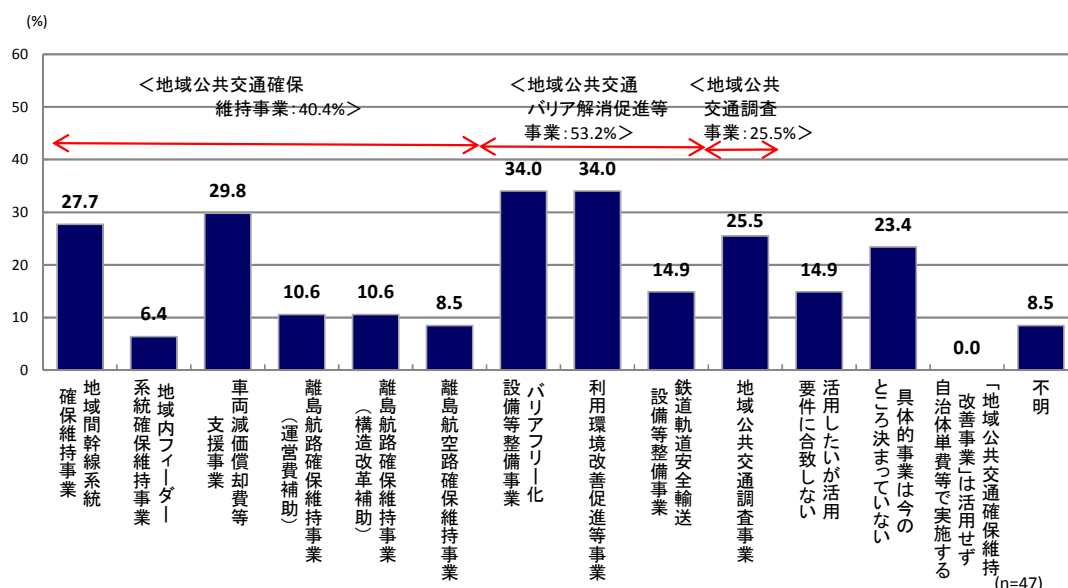
(9) 地域公共交通確保維持改善事業

1) 今後活用したい地域公共交通確保維持改善事業

- 「地域間幹線系統確保維持事業」(27.7%)や「車両減価償却費等支援事業」(29.8%)、「離島航路確保維持事業」(10.6%)など、地域公共交通確保維持事業全体の活用意向は40.4%となっている。
- 「バリアフリー化設備等整備事業」、「利用環境改善促進等事業」がいずれも34.0%となるなど、地域公共交通バリア解消促進等事業の活用意向がある自治体は全体で53.2%となっている。
- 「『地域公共交通確保維持改善事業』は活用せず自治体単費等で実施する」とした自治体はなかった。

(問 C9-1) 今後、「地域公共交通確保維持改善事業」を活用したい具体的な事業はありますか？(平成23年4月～現在までに活用した事業を除いてお答えください。)

● 地域公共交通確保維持改善事業の活用意向 (複数回答)



※「地域公共交通確保維持事業」「地域公共交通バリア解消促進等事業」の割合は、いずれかの活用意向を回答した割合

※地域公共交通確保維持改善事業…生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動にあたっての様々な障害(バリア)の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援する国土交通省の事業。「地域公共交通確保維持事業」「地域公共交通バリア解消促進等事業」「地域公共交通調査事業」がある。

○国土交通省ホームページ: <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/index.html>

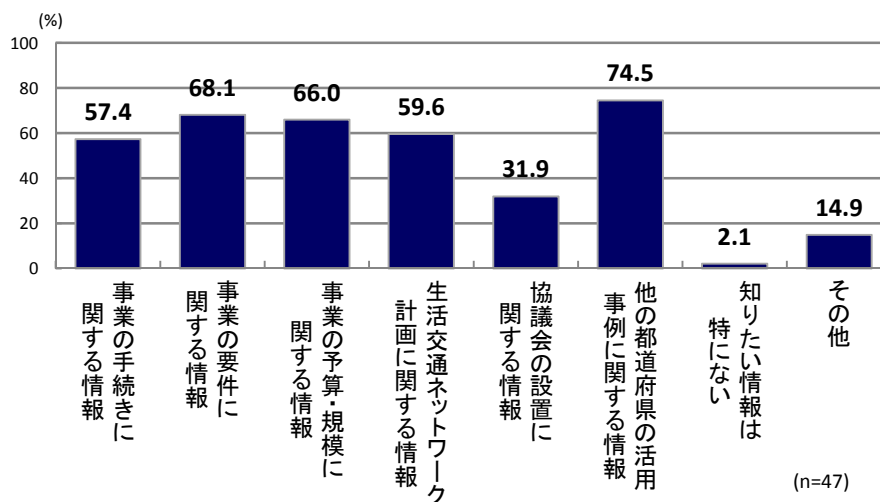
I. 地域公共交通に対する取組状況調査_都道府県版

2) 地域公共交通確保維持改善事業について、知りたい情報

- 「他の都道府県の活用事例に関する情報」が74.5%と最も多い。
- 「事業の要件に関する情報」が68.1%、「事業の予算・規模に関する情報」が66.0%と続く。

(問 C9-2) 今後、「地域公共交通確保維持改善事業」について、知りたい情報はありますか？

●地域公共交通確保維持事業に関して知りたい情報（複数回答）



●参考_活用意向を示した事業ごとの知りたい情報（件数表、複数回答）

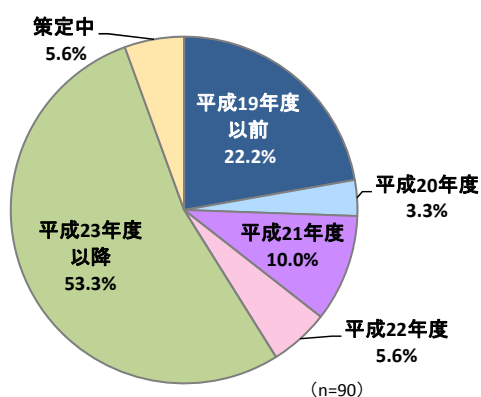
		(件)								
		全体	事業の手続きに関する情報	事業の要件に関する情報	事業の予算・規模に関する情報	生活交通ネットワーク計画に関する情報	協議会の設置に関する情報	他の都道府県の活用事例に関する情報	知りたい情報は特にな	その他
全 体		47	27	32	31	28	15	35	1	7
活用意向を示した事業	地域公共交通確保維持事業	19	12	15	16	13	7	15	-	2
	地域公共交通バリア解消促進等事業	25	17	18	17	16	9	21	-	2
	地域公共交通調査事業	12	11	12	12	10	3	10	-	-
								事業1位	事業2位	

4. 交通に関する計画や方針の策定状況

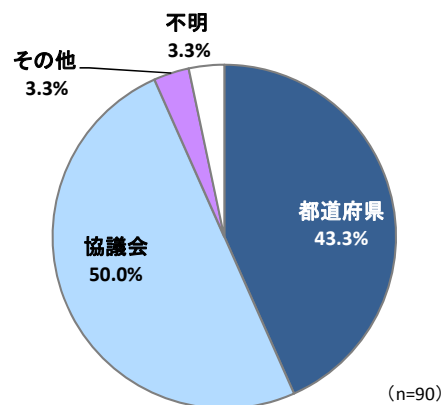
- 37自治体から90件の交通に関する計画や方針について回答を得た。
- 平成23年度以降に策定予定の計画が最多となっているが、平成19年度以前に策定された計画も2割以上を占めている。
- 策定主体は「協議会」が5割、「都道府県」が約4割となっている。
- 策定内容は、「路線バス関連」が64.4%と最も多く、次いで「鉄軌道関連」(53.3%)となっている。

(問 D1) 貴都道府県における交通に関する計画や方針の策定状況を教えてください。

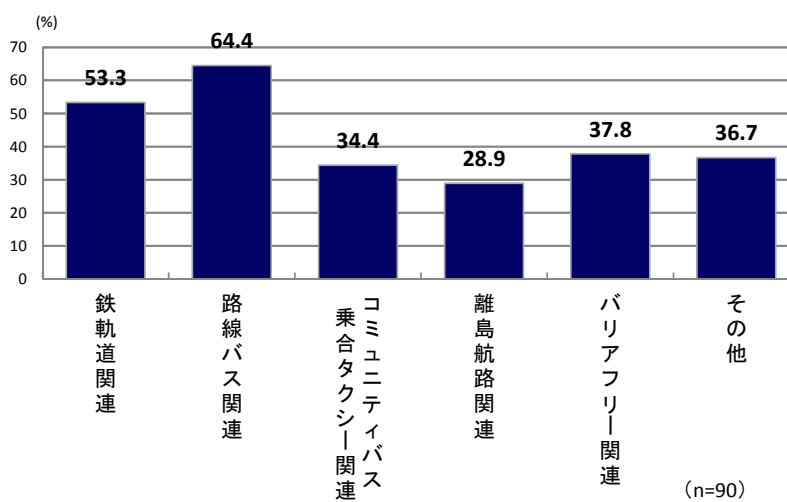
● 策定年次 (単数回答)



● 策定主体 (単数回答)



● 策定内容 (複数回答)



【定義】

- ・ 交通に関する計画や方針…都市基本計画や交通基本計画などのマスタープラン、都道府県独自で行っている鉄軌道やバスの維持活性化に関する計画、連携計画や生活交通ネットワーク計画の補助対象事業における計画などの計画を指す

5. 国によるノウハウや情報提供の活用状況について

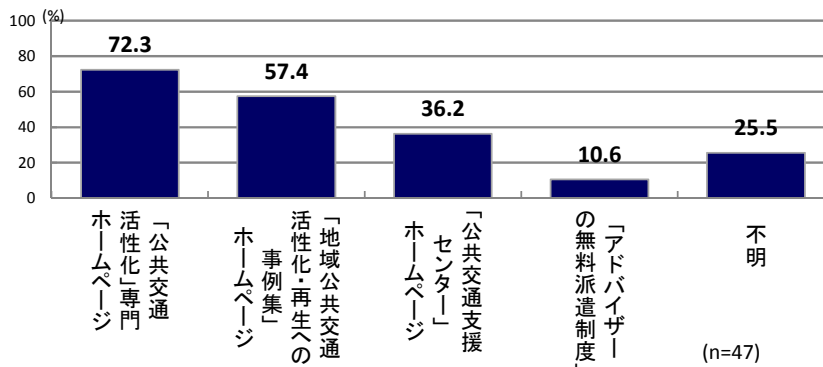
(1) 地域公共交通サービス確保に関するノウハウ・情報提供

1) ノウハウ・情報提供の活用有無

- 各自治体の活用状況は、「『公共交通活性化』専門ホームページ」(72.3%)、「『地域公共交通活性化・再生への事例集』ホームページ」(57.4%)、「『公共交通支援センター』ホームページ」(36.2%)となっている。
- 「アドバイザーの無料派遣制度」の活用は1割程度にとどまっている。

(問 E1-1) 貴都道府県では、上記に掲げる、地域公共交通サービス確保に関するノウハウ・情報提供を活用しましたか？活用した場合には、「活用の有無」に「○」を記入し、その満足度合い(1~5)を数字で記入してください。

● ノウハウ・情報提供の活用有無(複数回答)

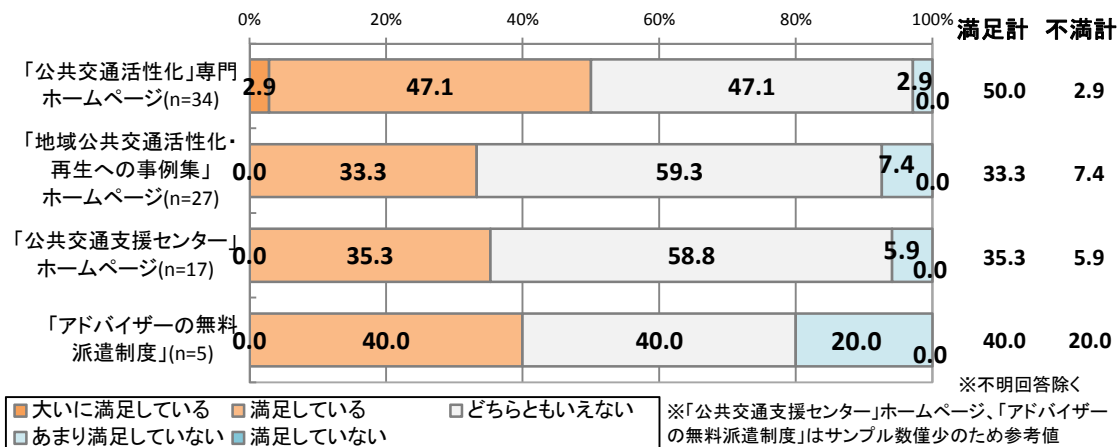


2) ノウハウ・情報提供の満足度

- いずれのノウハウ・情報提供についても「どちらともいえない」が多数を占めるが、満足との回答も一定程度得ることができている。

● ノウハウ・情報提供の満足度(単数回答)

[ベース：問 E1-1 で各ノウハウ・情報提供を活用していると回答した自治体]



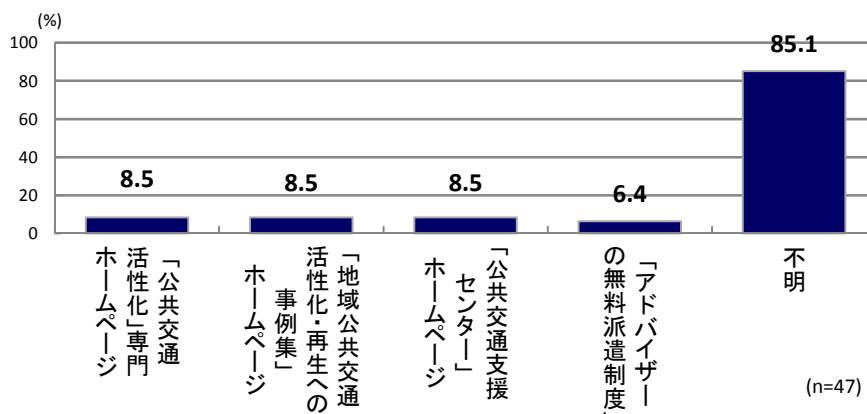
I. 地域公共交通に対する取組状況調査_都道府県版

(2) ノウハウ・情報提供の改善すべき点

- 7自治体から「改善すべき点」について回答があった。
- 改善すべき内容としては、分かりやすさや更新頻度に関しての要望が目立つ。

(問 E1-2) 国土交通省等が実施したノウハウ・情報提供を活用した感想として、お気づきになった改善すべき点がありますか？改善すべき点がある場合には、「改善点の有無」に「○」を記入し、その改善内容を記入してください。

●改善内容（複数回答）



●改善内容（自由回答、抜粋）

・「公共交通活性化」専門ホームページ

※4 自治体が回答

情報サイトの有無については、毎年度周知する必要があるように思われる。自治体職員は担当が変わる度に1から制度等を習得しなければならない。そのニュースソースを探すことだけで手一杯になってしまう。

補助金の様式について、PDFだけでなくエクセルのファイルも置いて欲しい。

要綱等に関する情報に係るファイル毎の更新日の追加（様式等の変更が相次いでいるため）

サイトの構成等、ただ項目を羅列するだけでなく、わかりやすく見やすいように工夫してほしい。

・「地域公共交通活性化・再生への事例集」ホームページ

※4 自治体が回答

情報が取組当初の状況であり、新たな工夫など最新の状況がわかるように更新されると、大変ありがたく思います。

PDFファイルの容量が大きく、複数の事例を検索する場合に負担に感じる

情報が平成20年3月現在と古いので、新しい情報に随時更新してほしい。

・「公共交通支援センター」ホームページ

※4 自治体が回答

②とほぼ同様の事例をまとめ直されているので、整理が必要ではないかと思えます。

検索ページや課題別紹介など工夫されているが、事業者間の連携や住民による取組みなど主体別、取組別の紹介をしてもらえるとありがたい。

デマンド交通を開始するには、様々な調整を数多くこなす必要があることから、導入した経緯、予算と軽減率、契約に至るまでの事務作業（補助金申請）、乗車率の推移など知りたい情報を数多く載せてほしい。

・「アドバイザーの無料派遣制度」

※2 自治体が回答

制度が十分に知られていないように思うので、機会あるごとに制度の周知やPRをしてほしい。

6. 市区町村への関わり状況について

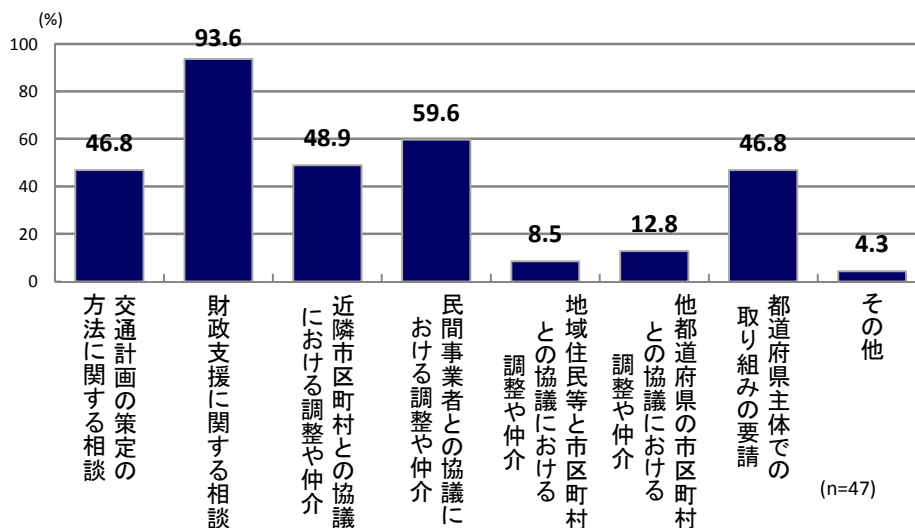
(1) 公共交通サービス確保に関する市区町村からの相談状況

1) 市区町村からの具体的な相談内容

■ 市区町村から都道府県への具体的な相談内容としては、「財政支援に関する相談」(93.6%)が最も多くなっており、「民間事業者との協議における調整や仲介」(59.6%)や「近隣市区町村との協議における調整や仲介」(48.9%)といった調整関係や、「交通計画の策定の方法に関する相談」(46.8%)、「都道府県主体での取組の要請」(46.8%)などが続く。

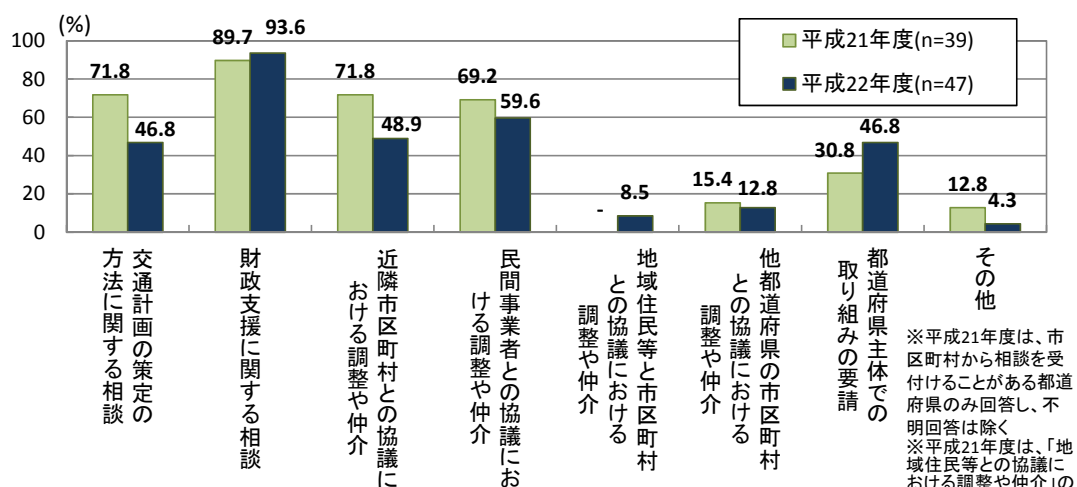
(問 FI-1) 市区町村から相談をうける際の具体的な相談内容についてお答えください。

●相談内容（複数回答）



《経年比較_平成 21 年度》

●相談内容（複数回答）

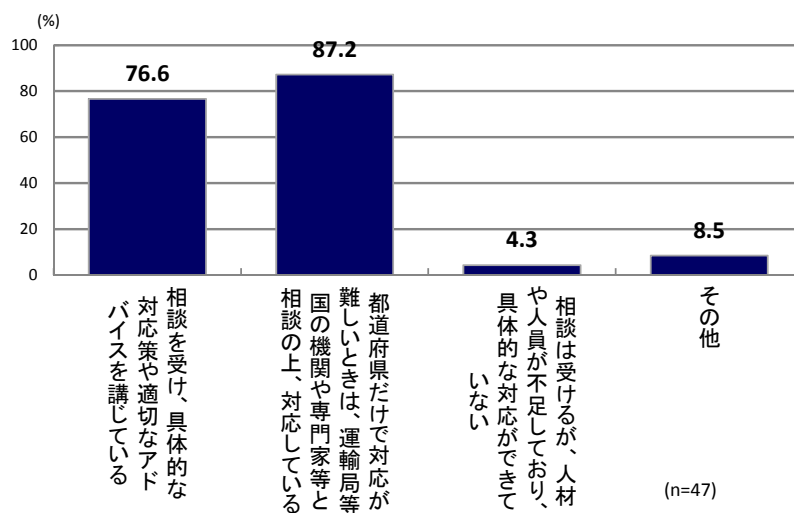


2) 相談への対応状況

- 市区町村からの相談への対応状況として、「都道府県だけで対応が難しいときは、運輸局等国の機関や専門家等と相談の上、対応している」(87.2%)が最も多く、次いで、都道府県が独自に「相談を受け、具体的な対応策やアドバイスを講じている」(76.6%)が続く。
- 人員不足などにより、具体的な対応ができていない自治体はあまり多くはない。

(問 F1-2) 市区町村から相談をうける際の貴都道府県の対応状況についてお答えください。

●相談への対応状況（複数回答）



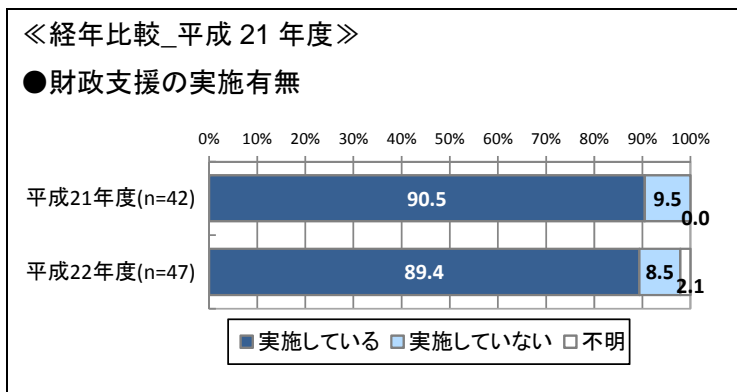
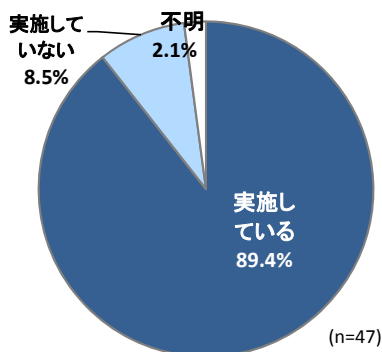
(2) 公共交通サービス確保に関する市区町村への支援状況

1) 財政支援の有無

■ およそ9割の都道府県が市区町村に対して財政支援しており、平成21年度に引き続き高い水準となっている。

(問 F2-1) 貴都道府県では、公共交通サービス確保に取り組む市区町村（公益法人含む）に対し、財政支援を実施していますか？

● 財政支援の実施有無



2) 市区町村に対する財政支援の補助元別割合（国との協調補助、都道府県単独補助）

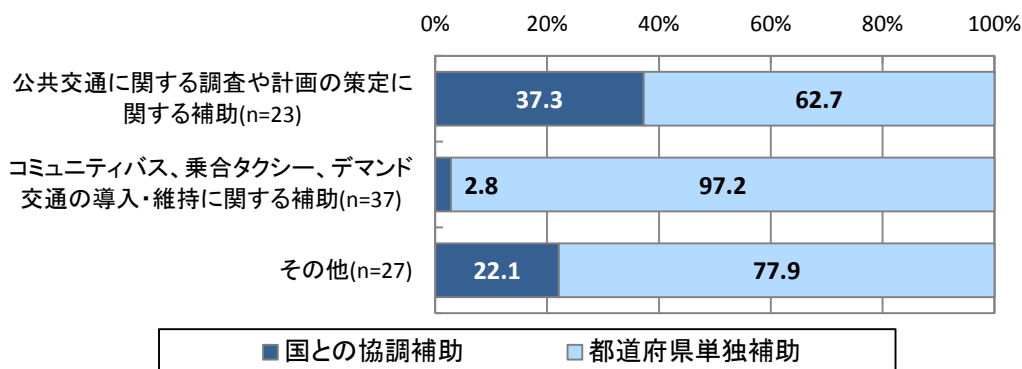
■ 財政支援を実施していると回答した42自治体のうち41自治体から、具体的な補助内容について回答を得た。

■ 市区町村に対する財政支援の内訳では、都道府県単独補助が大きな割合を占める。

(問 F2-2) 貴都道府県が市区町村（公益法人含む）に対して実施している公共交通サービスの確保に関する財政支援について、平成22年度における、国との協調補助により、貴都道府県が負担した額、都道府県単独補助額をお答えください。

[ベース：問 F2-1 で市区町村に対する財政支援を実施していると回答した自治体]

● 協調補助の国と都道府県単独の割合



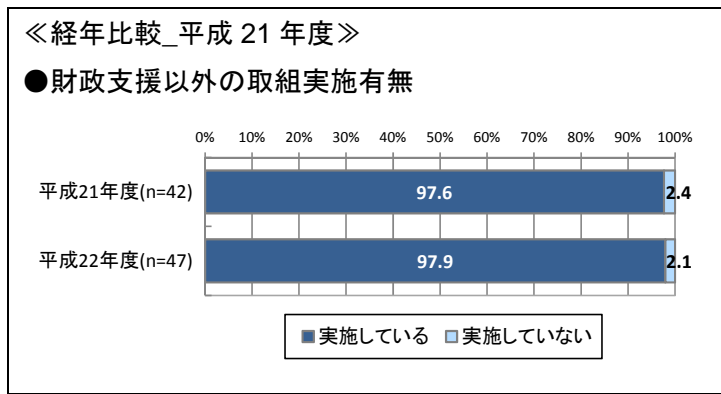
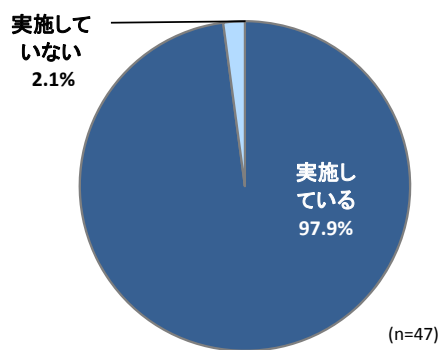
※サンプル数僅少のため、参考値

3) 財政支援以外の取組有無

■ 都道府県全体の97.9%が財政支援以外の何らかの取組を実施しており、平成21年度に引き続き、ほとんどの都道府県が取組を行っている。

(問 F2-3) 貴都道府県では、地域公共交通に関する財政支援以外の取組を実施していますか？

●財政支援以外の取組実施有無



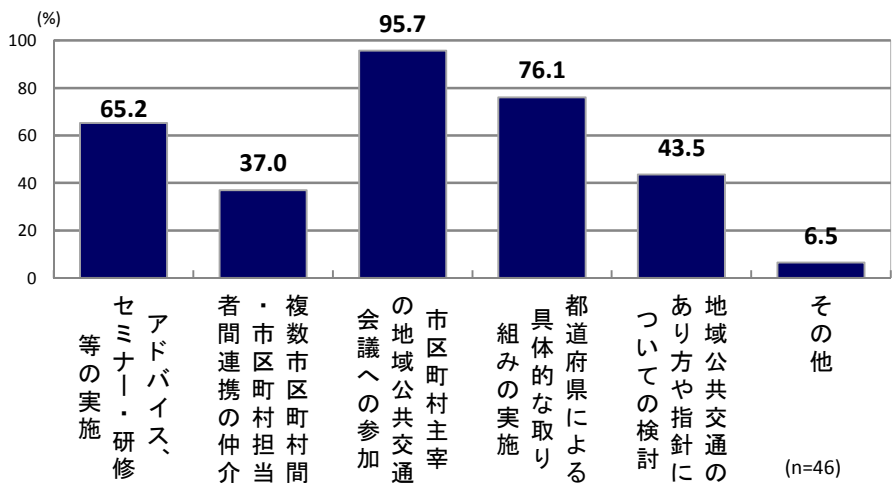
4) 財政支援以外の取組内容

■ 財政支援以外の取組内容として、「市区町村主宰の地域公共交通会議への参加」(95.7%)が最も多く、「都道府県による具体的な取組の実施」(76.1%)、「アドバイス、セミナー・研修等の実施」(65.2%)と続く。

(問 F2-4) 貴都道府県が実施する、地域公共交通に関する財政支援以外の取組の内容について、教えてください。

[ベース：問 F2-3 で財政支援以外の取組をしていると回答した自治体]

●財政支援以外の取組内容（複数回答）



●その他の主な内容（自由回答）

※2 自治体が回答

京都大学との連携による低炭素都市圏政策ユニットにおける都市交通政策技術者の人材育成事業の実施。
公共交通利用促進事業、高校生通学アンケート、GIS分析による生活交通マネジメントの支援

7. 公共交通機関について

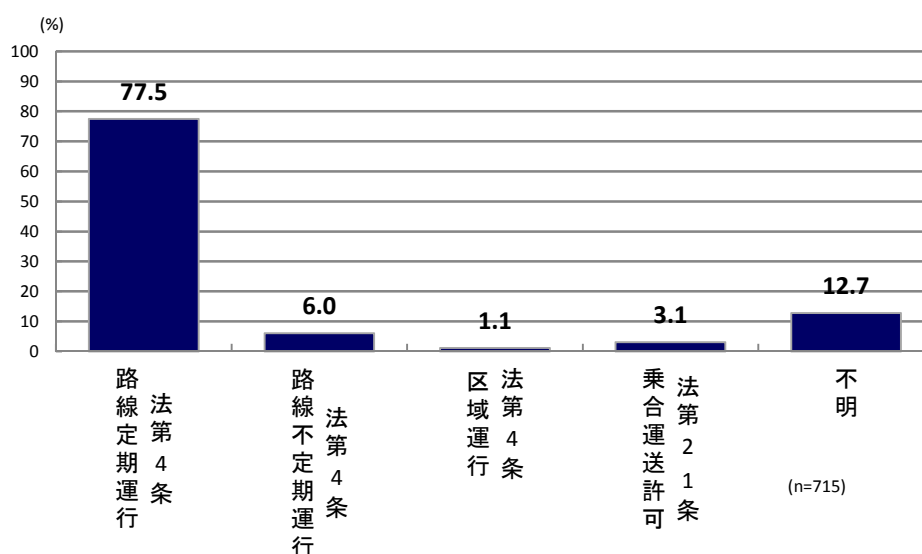
(1) 単独で補助しているバス路線の概要

- 16自治体から、715路線について回答を得た。
- 事業区分は道路運送法第4条に基づく「路線定期運行」が77.5%と最も多い。
- 補助の合計額が1億円を超えているのは、7自治体となっている。

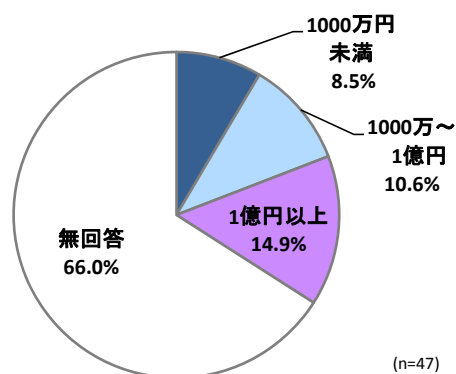
(問 G1) 平成 22 年度の貴都道府県における「都道府県が単独で補助しているバス路線、乗合タクシー、鉄軌道等及び離島航路」について教えてください。

(問 G1-1) 貴都道府県が単独で補助しているバス路線の概要をお答えください。

●事業区分（複数回答_路線単位）



●補助合計額別都道府県数

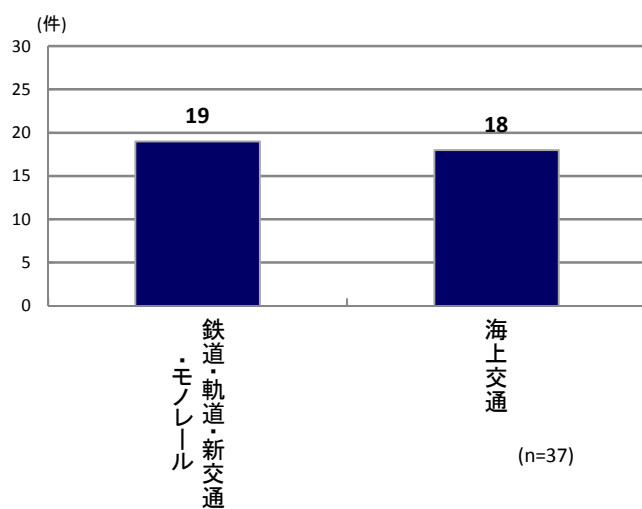


(2) 単独で補助している鉄軌道等、離島航路の概要

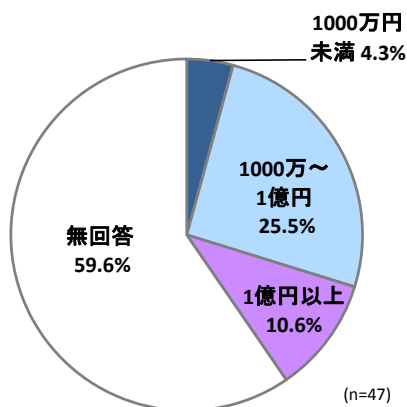
- 19自治体から、37路線について回答を得た。
- 事業区分は、「鉄道・軌道・新交通・モノレール」が19件、「海上交通」が18件となっている。
- 5自治体で、補助の合計額が1億円を超えている。

(問 G1-2) 貴都道府県が単独で補助している鉄軌道等、離島航路の概要をお答えください。

●事業区分（複数回答_路線単位）



●補助合計額別都道府県数

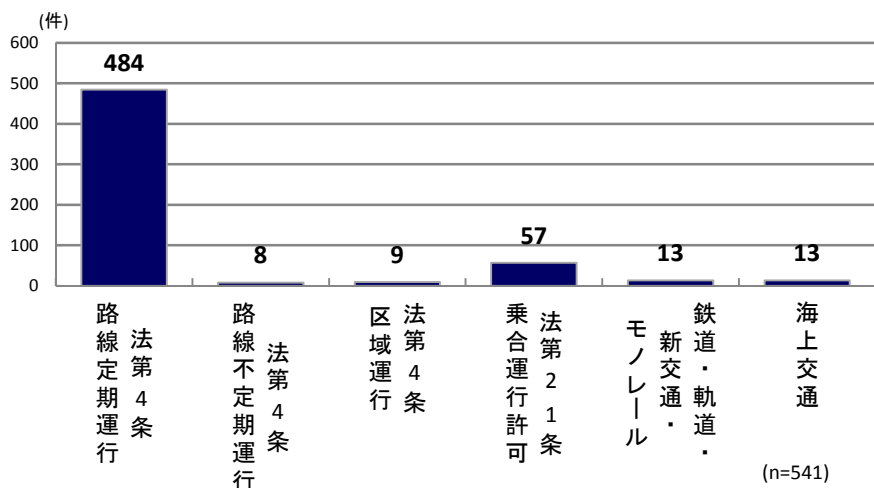


(3) 市区町村との協調補助をしている地域公共交道路線等

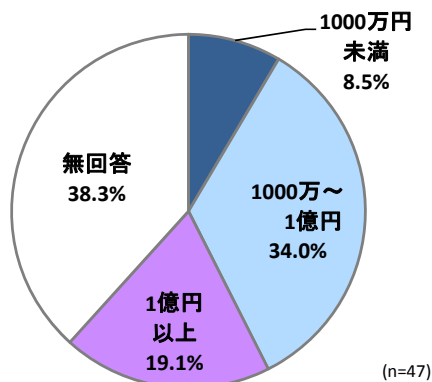
- 29自治体から、541路線について回答があった。
- 9自治体で補助の合計額が1億円を超えている。

(問 G2) 平成 22 年度の貴都道府県における、交通事業者、学校、病院等が運営する地域公共交通について、貴都道府県が市区町村との協調補助をしている路線等を教えてください。

●事業区分（複数回答_路線単位）



●補助合計額別都道府県数



Ⅱ. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

1. 回答状況

(1) 回答状況

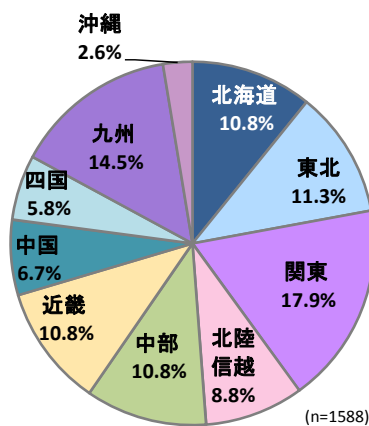
■ 都道府県別、ブロック別の回答状況は以下の通りである。全体の回収数は1,588、回収率は91.2%だった。

● 都道府県別回答市区町村数

都道府県	回収数	市区町村数	回収率	都道府県	回収数	市区町村数	回収率
北海道	171	179	95.5%	大阪府	41	43	95.3%
青森県	39	40	97.5%	京都府	22	26	84.6%
岩手県	25	33	75.8%	滋賀県	14	19	73.7%
宮城県	23	35	65.7%	奈良県	32	39	82.1%
秋田県	22	25	88.0%	和歌山県	28	30	93.3%
山形県	31	35	88.6%	兵庫県	34	41	82.9%
福島県	40	59	67.8%	鳥取県	19	19	100.0%
茨城県	42	44	95.5%	島根県	19	19	100.0%
栃木県	15	26	57.7%	岡山県	27	27	100.0%
群馬県	23	35	65.7%	広島県	23	23	100.0%
埼玉県	58	63	92.1%	山口県	19	19	100.0%
千葉県	52	54	96.3%	徳島県	23	24	95.8%
東京都	48	62	77.4%	香川県	17	17	100.0%
神奈川県	28	33	84.8%	愛媛県	19	20	95.0%
山梨県	18	27	66.7%	高知県	33	34	97.1%
新潟県	30	30	100.0%	福岡県	60	60	100.0%
富山県	14	15	93.3%	佐賀県	20	20	100.0%
石川県	19	19	100.0%	長崎県	21	21	100.0%
長野県	77	77	100.0%	熊本県	44	45	97.8%
静岡県	34	35	97.1%	大分県	18	18	100.0%
岐阜県	40	42	95.2%	宮崎県	26	26	100.0%
愛知県	54	54	100.0%	鹿児島県	42	43	97.7%
三重県	27	29	93.1%	沖縄県	41	41	100.0%
福井県	16	17	94.1%	計	1,588	1,742	91.2%

※市区町村数は、平成23年11月1日時点

● ブロック別回答市区町村数



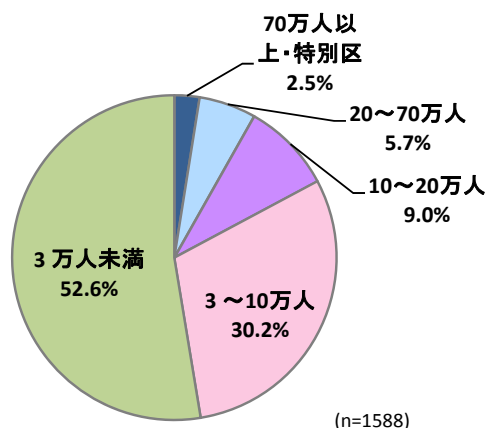
II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

(2) 人口区分別、地域特性区分別、都市圏区分別の回答状況

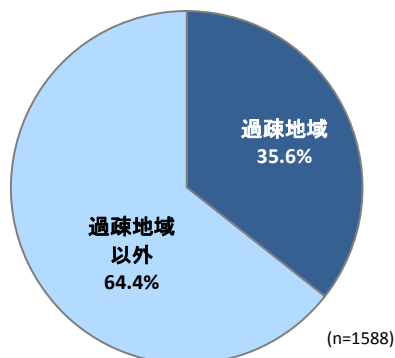
- 人口区分別回答状況は、「70万人以上・特別区」が2.5%、「20～70万人」が5.7%、「10～20万人」が9.0%、「3～10万人」が30.2%、「3万人未満」が52.6%となっている。
- 地域特性区分別回答状況は、「過疎地域」が35.6%、「過疎地域以外」が64.4%となっている。
- 都市圏区分別の回答状況は、三大都市圏以外の地方圏に属する市町村が全体の8割強を占める。

※地域特性は平成24年度時点、人口区分は平成22年度時点

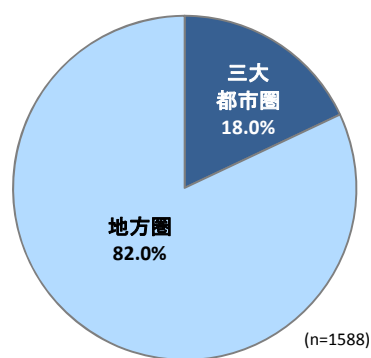
●人口区分別回答状況



●地域特性区分別回答状況



●都市圏区分別回答状況



【定義】

- ・ 70万人以上・特別区…人口70万人以上の都市及び東京特別区
- ・ 20～70万人…人口20万人以上70万人未満の市町村及び中核市及び特例市(人口20万人未満の特例市(小田原市、甲府市、岸和田市、鳥取市)を含む。また、熊本市は平成22年度当時中核市であるが、人口70万人以上のため「70万人以上・特別区」に含む。)
- ・ 過疎地域…過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項の「過疎地域」及び第33号第1項に基づく「過疎地域とみなされる市町村」(同法第33条第2項に基づく「過疎地域とみなされる区域」を含む市町村は含まない)
- ・ 過疎地域以外…上記過疎地域以外の市区町村
- ・ 三大都市圏…国土交通省土地・建設産業局地価調査課が定める三大都市圏(東京圏、大阪圏、名古屋圏)の市区町村
<http://tochi.mlit.go.jp/chika/kouji/2012/43.html> (国土交通省土地・建設産業局地価調査課地価公示室)
- ・ 地方圏…上記三大都市圏以外の市町村

II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

●人口区分別、地域特性区分別、都市圏区分別の回答状況（都道府県別件数表）

都道府県名	全 体	人口区分					地域特性区分		都市圏区分	
		70万人以上・特別区	20~70万人	10~20万人	3~10万人	3万人未満	過疎地域	過疎地域以外	三大都市圏	地方圏
北海道	171	1	2	6	14	148	129	42	-	171
青森県	39	-	2	1	6	30	22	17	-	39
岩手県	25	-	1	3	5	16	12	13	-	25
宮城県	23	1	-	-	8	14	4	19	-	23
秋田県	22	-	1	-	8	13	16	6	-	22
山形県	31	-	1	2	6	22	16	15	-	31
福島県	40	-	3	1	8	28	17	23	-	40
茨城県	42	-	2	6	25	9	1	41	10	32
栃木県	15	-	1	5	4	5	2	13	-	15
群馬県	23	-	2	1	9	11	4	19	-	23
埼玉県	58	1	8	12	25	12	1	57	44	14
千葉県	52	1	5	10	20	16	4	48	25	27
東京都	48	21	4	10	8	5	2	46	44	4
神奈川県	28	2	7	4	7	8	-	28	25	3
山梨県	18	-	1	-	9	8	4	14	-	18
新潟県	30	1	2	2	14	11	10	20	-	30
富山県	14	-	1	1	8	4	1	13	-	14
石川県	19	-	1	2	6	10	4	15	-	19
長野県	77	-	2	3	12	60	29	48	-	77
静岡県	34	2	2	6	14	10	4	30	-	34
岐阜県	40	-	1	3	14	22	7	33	-	40
愛知県	54	1	5	9	29	10	3	51	46	8
三重県	27	-	2	4	6	15	6	21	7	20
福井県	16	-	1	-	6	9	2	14	-	16
大阪府	41	2	9	11	11	8	-	41	41	-
京都府	22	1	-	1	12	8	4	18	13	9
滋賀県	14	-	1	4	6	3	-	14	-	14
奈良県	32	-	1	2	11	18	11	21	24	8
和歌山県	28	-	1	-	7	20	14	14	-	28
兵庫県	34	1	4	2	19	8	5	29	7	27
鳥取県	19	-	1	1	2	15	8	11	-	19
島根県	19	-	-	2	5	12	17	2	-	19
岡山県	27	1	1	1	12	12	13	14	-	27
広島県	23	1	2	4	5	11	9	14	-	23
山口県	19	-	1	5	6	7	6	13	-	19
徳島県	23	-	1	-	6	16	11	12	-	23
香川県	17	-	1	1	6	9	6	11	-	17
愛媛県	19	-	1	3	8	7	11	8	-	19
高知県	33	-	1	-	3	29	23	10	-	33
福岡県	60	2	1	4	28	25	15	45	-	60
佐賀県	20	-	1	1	6	12	5	15	-	20
長崎県	21	-	2	1	10	8	10	11	-	21
熊本県	44	1	-	1	12	30	23	21	-	44
大分県	18	-	1	1	9	7	13	5	-	18
宮崎県	26	-	1	2	4	19	11	15	-	26
鹿児島県	42	-	1	2	11	28	33	9	-	42
沖縄県	41	-	1	3	10	27	18	23	-	41
合計	1,588	40	90	143	480	835	566	1,022	286	1,302

※人口区分別の集計結果は、もともとのサンプル数が少ないため、無回答の自治体が多い設問は十分なサンプルが確保できなかった。サンプル数が少ない一部の結果については参考値として掲載する。

2. 交通関連予算と補助額について

(1) 地域公共交通に関する予算

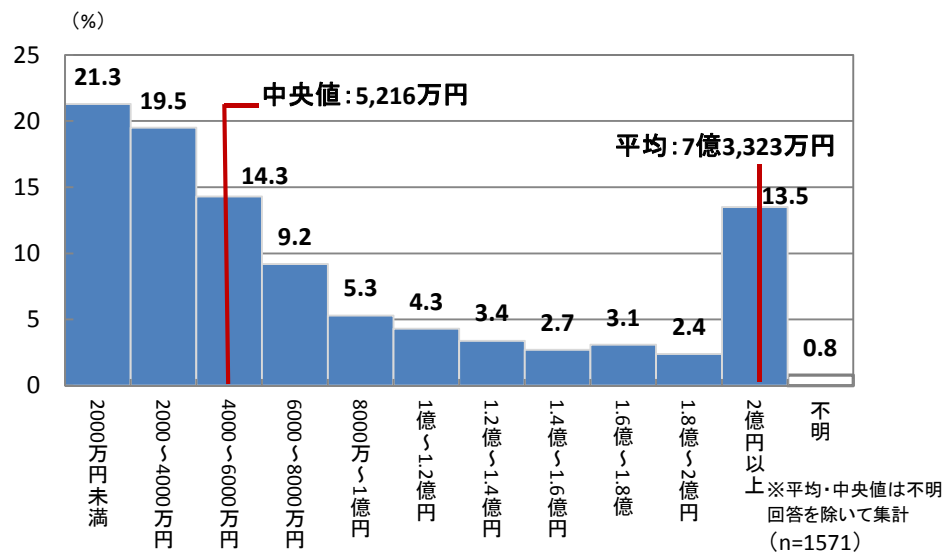
1) 交通関連予算合計額

- 交通関連予算合計額は、平均が7億3,323万円、中央値が5,216万円となっている。
- 人口の多い市区町村において、予算規模は大きくなる傾向がみられる。
- 総予算額に占める交通関連予算割合は、平均が0.53%、中央値が0.27%となっている。

(問 B1-2) 会計予算額のうち「交通に関連する予算」額についてお答えください。また、交通に関連するバリアフリー関係予算についても内数でお答えください。

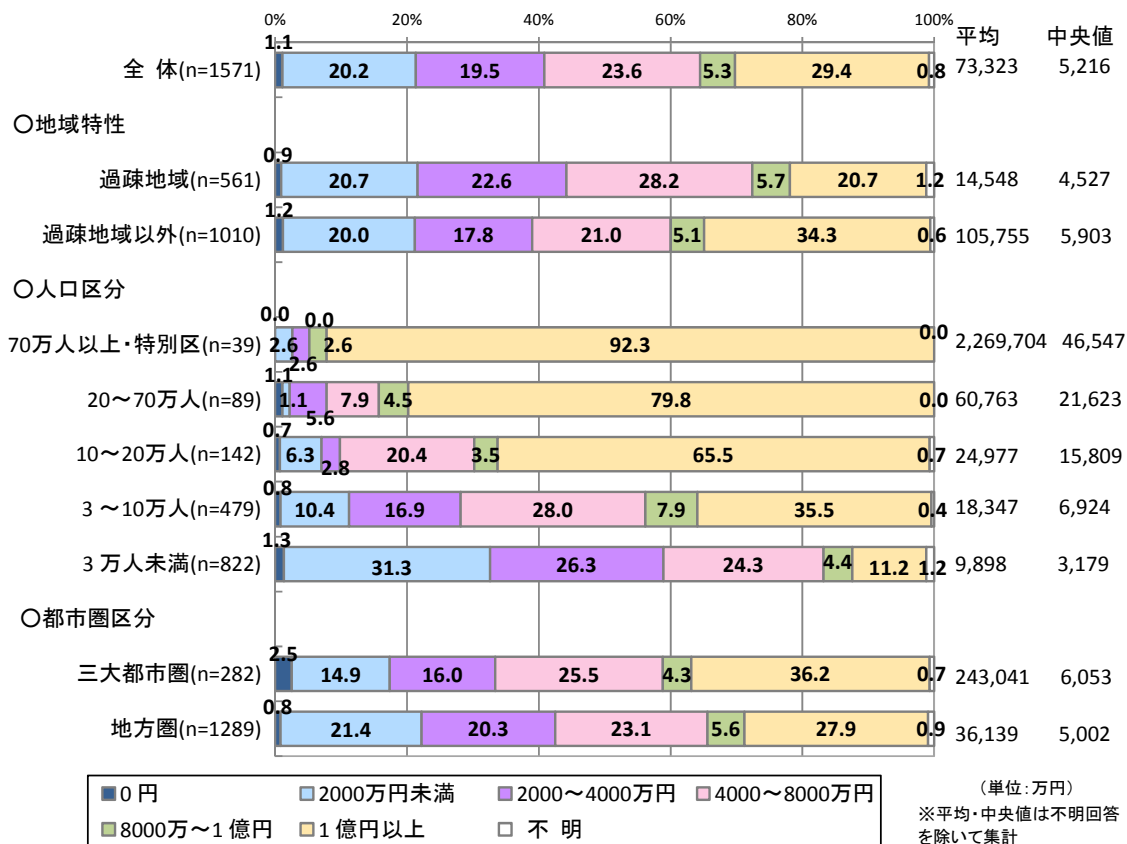
※予算額を聞いた全設問が無回答であった 17 自治体については、予算額に関連する設問（設問 B1）の集計において非該当扱いとした。そのため、予算額関連の集計では、1,571 自治体を全体数として扱う。

●交通関係予算合計額（全体）

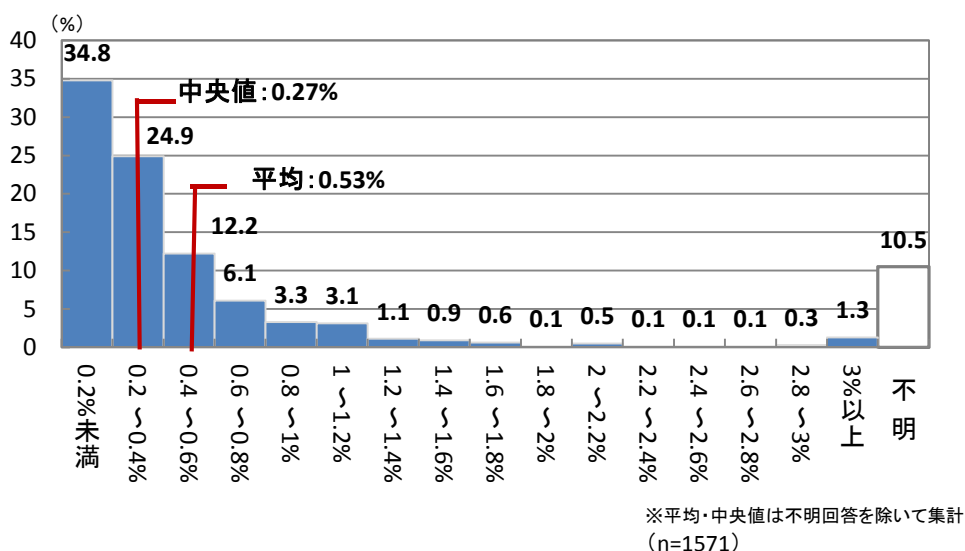


II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

●交通関係予算合計額（地域特性区分、人口区分、都市圏区分）



●総予算額に占める交通関係予算割合

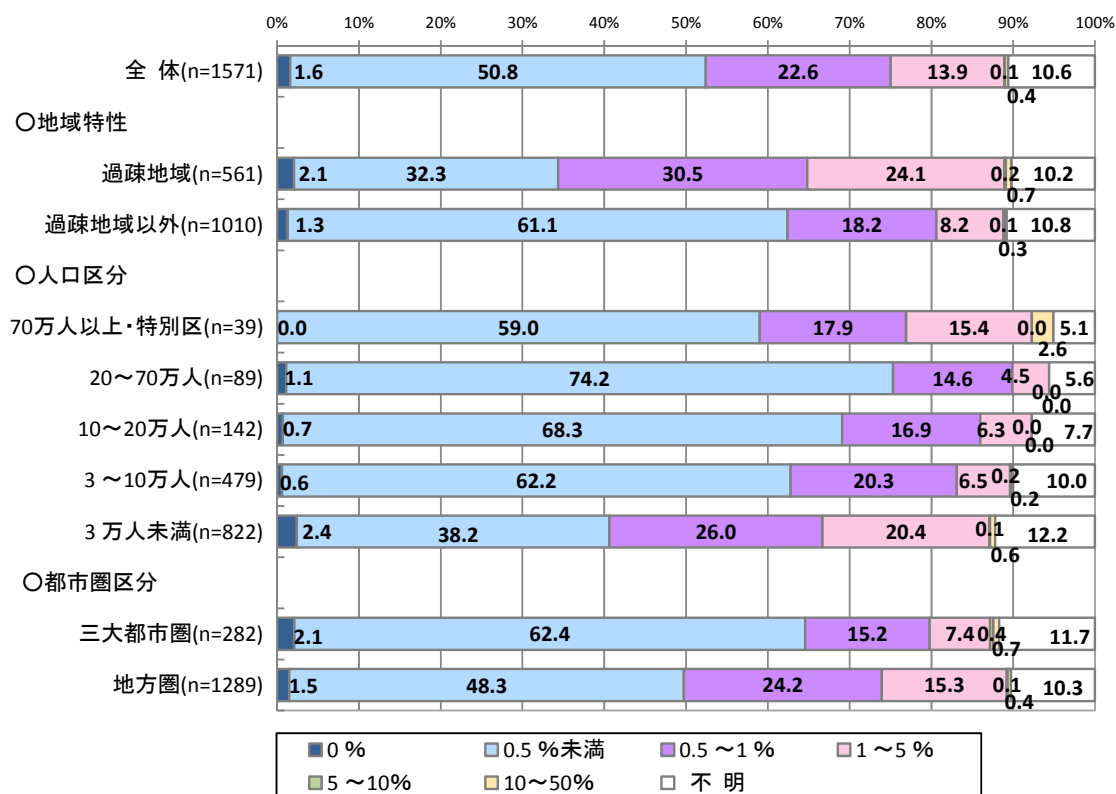


II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

2) 一般会計予算額に占める地域公共交通予算の割合

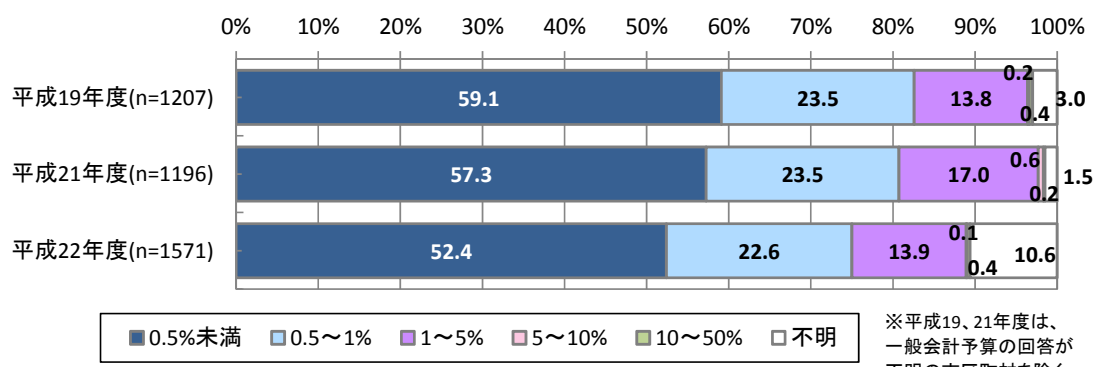
- 一般会計予算額に占める割合は、半数以上の市区町村で0.5%未満となっている。
- 過疎地域、人口の少ない自治体では、地域公共交通予算の占める割合が高い傾向にある。

●一般会計予算額に占める地域公共交通予算の割合



《経年比較（参考）_平成19、21年度》

●一般会計予算額に占める地域公共交通予算の割合

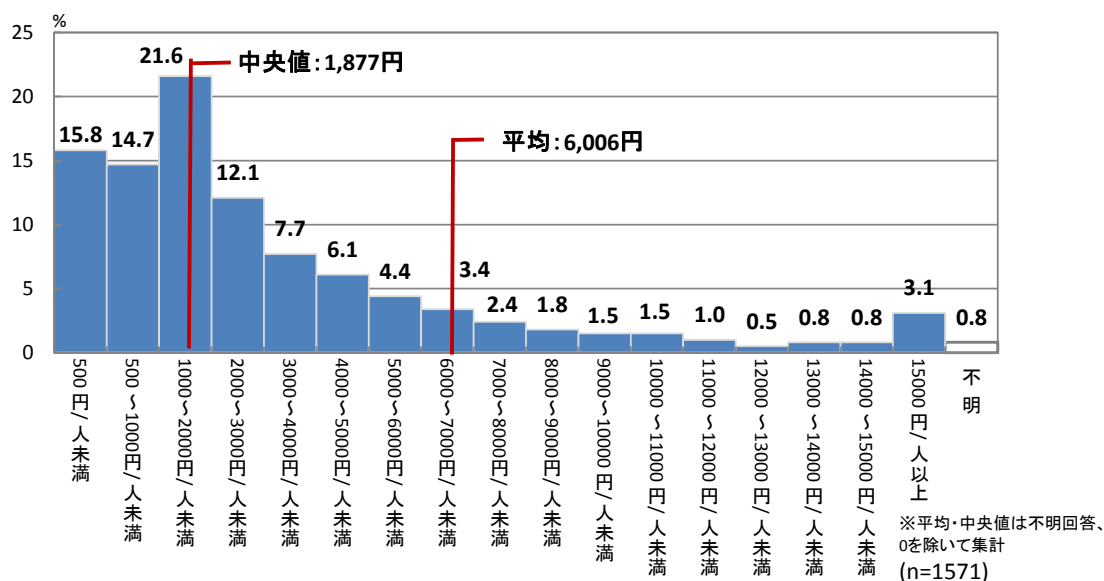


II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

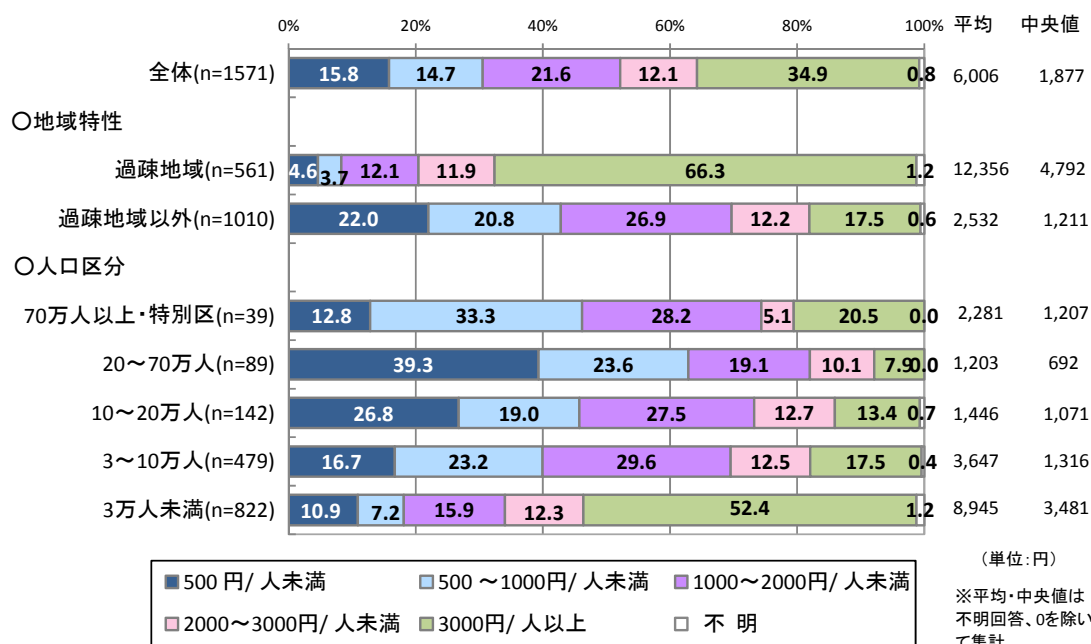
3) 住民1人あたりの公共交通予算額

- 住民1人あたりの公共交通予算額（一般会計予算額中）は、平均が6,006円、中央値が1,877円となっている。
- 過疎地域や人口の少ない市区町村では、1人あたりの公共交通予算額が高くなる傾向がみられる。

●住民1人あたりの公共交通予算額（一般会計予算額）①



●住民1人あたりの公共交通予算額（一般会計予算額）②



II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

●参考：地域特性区分、人口区分ごとの交通関連予算額の各項目の平均及び中央値の一覧表

(単位:百万円)

	交通関係合計			一般会計合計			特別会計合計			公営企業会計合計		
	回答数	平均	中央値	回答数	平均	中央値	回答数	平均	中央値	回答数	平均	中央値
全体	1,541	741	53	1,530	210	51	107	380	37	46	17	0
過疎地域	549	147	46	541	136	41	52	82	43	15	0	0
過疎地域以外	992	1,070	60	989	250	59	55	662	26	31	25	0
70万人以上・特別区	39	22,697	466	39	3,352	466	4	284	279	6	126	94
20～70万人	88	615	220	88	399	220	7	46	17	6	3	2
10～20万人	140	252	158	140	203	146	11	122	76	6	1	1
3～10万人	473	185	70	473	181	69	27	51	26	10	0	0
3万人未満	801	100	33	790	52	31	58	630	34	18	0	0

(単位:百万円)

	バリアフリー関係合計			鉄軌道関係合計			バス関係合計			タクシー関係合計		
	回答数	平均	中央値	回答数	平均	中央値	回答数	平均	中央値	回答数	平均	中央値
全体	205	139	17	490	1,546	8	1,349	199	29	275	12	4
過疎地域	12	11	3	103	18	3	489	110	21	96	7	3
過疎地域以外	193	147	18	387	1,953	10	860	249	35	179	15	6
70万人以上・特別区	26	703	62	29	25,114	137	35	3,101	103	6	106	3
20～70万人	48	88	19	53	255	24	83	297	80	14	15	4
10～20万人	46	67	20	62	76	19	131	140	85	28	17	11
3～10万人	59	38	9	187	46	8	426	141	42	104	14	6
3万人未満	26	27	8	159	16	3	674	83	17	123	5	2

※バリアフリー関係は内数

(単位:百万円)

	福祉関係合計			教育関係合計			旅客船関係合計			その他交通関係合計		
	回答数	平均	中央値	回答数	平均	中央値	回答数	平均	中央値	回答数	平均	中央値
全体	954	62	7	906	30	16	130	126	22	336	31	5
過疎地域	316	7	4	410	33	19	58	124	32	104	11	4
過疎地域以外	638	89	9	496	28	13	72	128	18	232	40	5
70万人以上・特別区	27	1,450	180	18	160	112	8	265	6	15	238	49
20～70万人	64	141	77	47	26	14	14	279	30	38	40	10
10～20万人	100	40	18	76	33	15	17	116	36	46	69	5
3～10万人	318	13	9	260	39	18	35	48	20	104	12	3
3万人未満	445	6	3	505	21	14	56	120	26	133	8	4

※不明回答、0を除いて集計

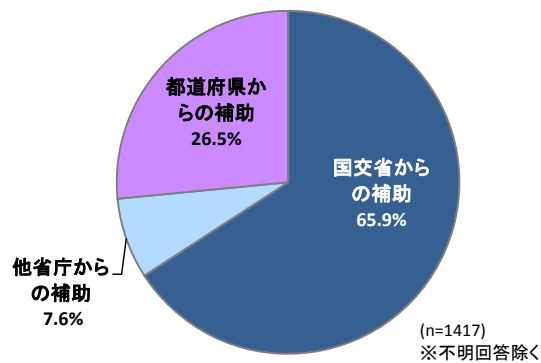
II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

(2) 交通関連補助

- 交通関連補助は約4分の3の市区町村が国からの補助を受けており、うち約9割は国土交通省からの補助となっている。
- 4割以上の自治体では、受け取っている補助額が500万円未満となっている。

(問 B2-1) 国(国土交通省)・国(他省庁)と都道府県からの交通関連補助額についてお答えください。

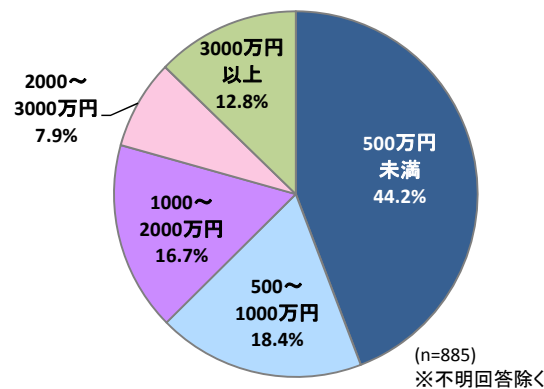
●交通関連補助の国交省、他省庁、都道府県の割合(単数回答)



■1事業あたり補助額

国土交通省	6,741万円
他省庁	1,644万円
都道府県	986万円

●交通関連補助額別市区町村数(単数回答)



3. 地域公共交通に対する施策の推進状況について

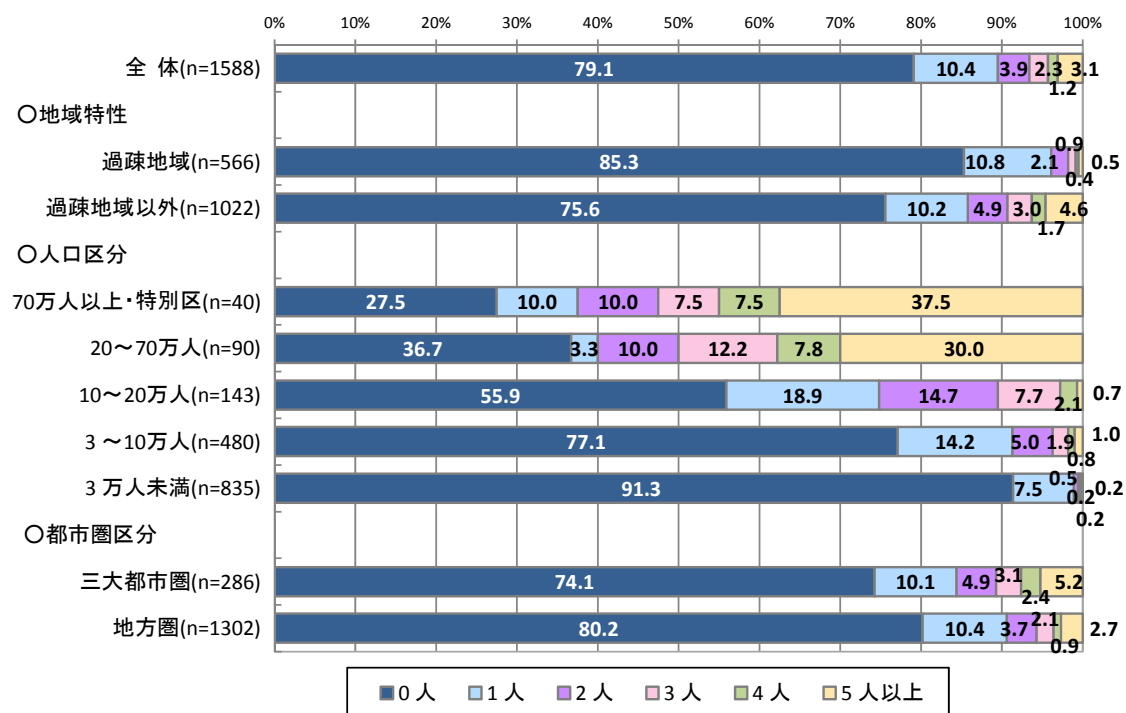
(1) 地域公共交通施策を取り扱う部署

1) 担当者数、主な業務内容

- 地域公共交通等の専任担当者が不在の市区町村は79.1%となっており、人口が少ない自治体ほど専任担当者数が少ない傾向にある。
- ほとんどの自治体で、専任又は兼任の地域公共交通担当者を置いていることがわかる。
- 専任担当者が不在の自治体の割合は、平成21年度に比べて平成22年度は増加している。ただし、平成22年度は全体の回答数が増加しており、専任担当者のいる自治体数自体は増えていることから、平成21年度に担当者不在で回答のなかった自治体からの回答数が増加したものと推測される。
- 兼任担当者の主な業務内容としては、「交通」が最も多く、次いで「総合計画・企画」となっている。

(問 C1-1) 貴部署の「地域公共交通」等の専任担当者・兼任担当者数及び主な業務内容をお答えください。

●地域公共交通等の専任担当者数（単数回答）

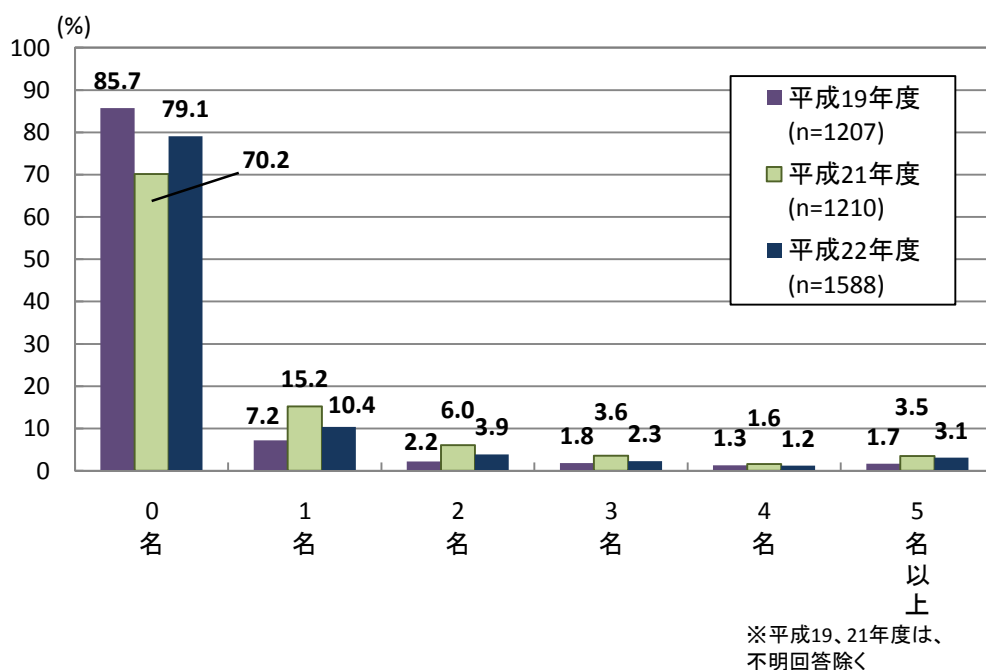


※無回答は0人として集計

II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

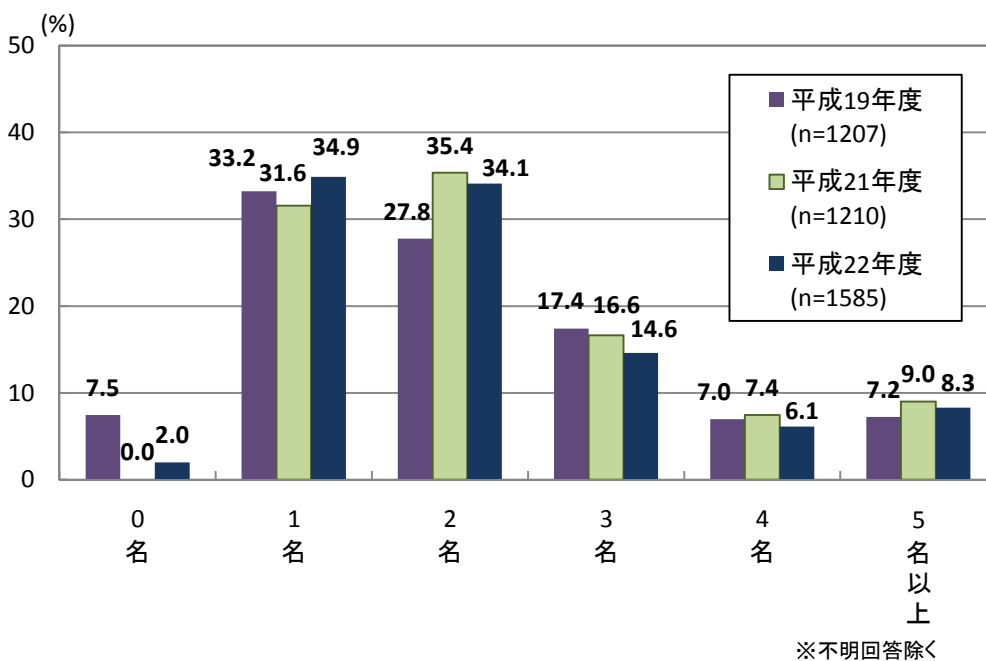
《経年比較_平成 19、21 年度》

●地域公共交通等の専任担当者数



《経年比較_平成 19、21 年度》

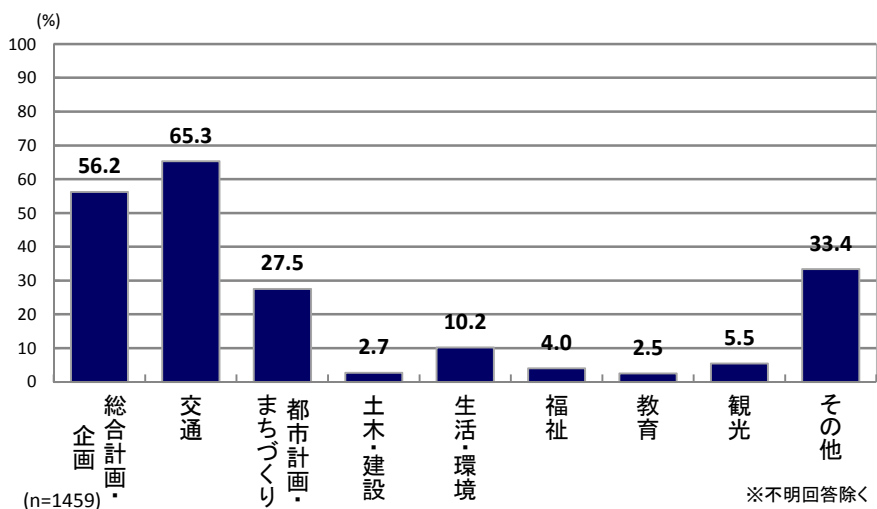
●地域公共交通等の専任+兼任担当者数



II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

●兼任担当者の主な業務内容（複数回答）

[ベース：兼任担当者人数を回答した自治体]



・その他の主な内容（自由回答）

総務・行政関係（80件）、情報・統計・通信（62件）、防犯（22件）消防・防災（40件）、自治（13件）、広域行政（18件）、地域振興（18件）、交通安全関係（26件）、過疎・定住（15件）、男女共同参画（14件）、選挙（21件）、土地（12件）、商工・労働関係（44件）、エネルギー（8件）、国際交流（13件）、その他（120件）

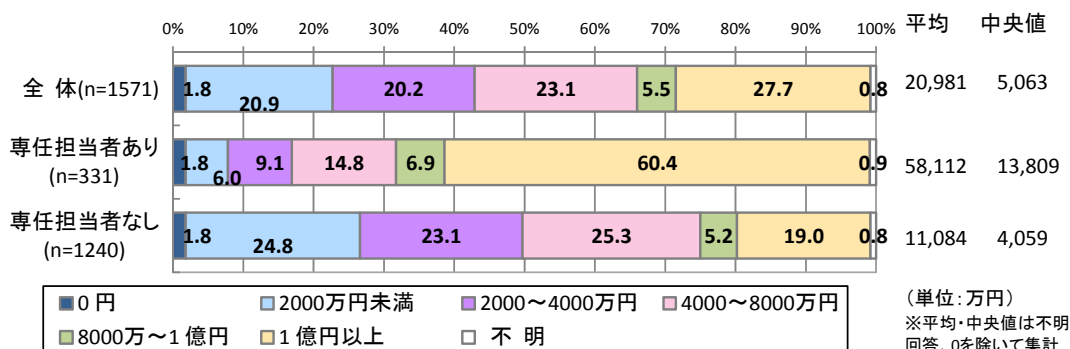
※一部複数カウント

2) 専任担当者有無での設問間クロス

①一般会計に占める交通関連予算額

■ 専任担当者のいる自治体の方が交通関連予算額が大きい傾向にある。

● 専任担当者有無 × 一般会計に占める交通関連予算額（単数回答）

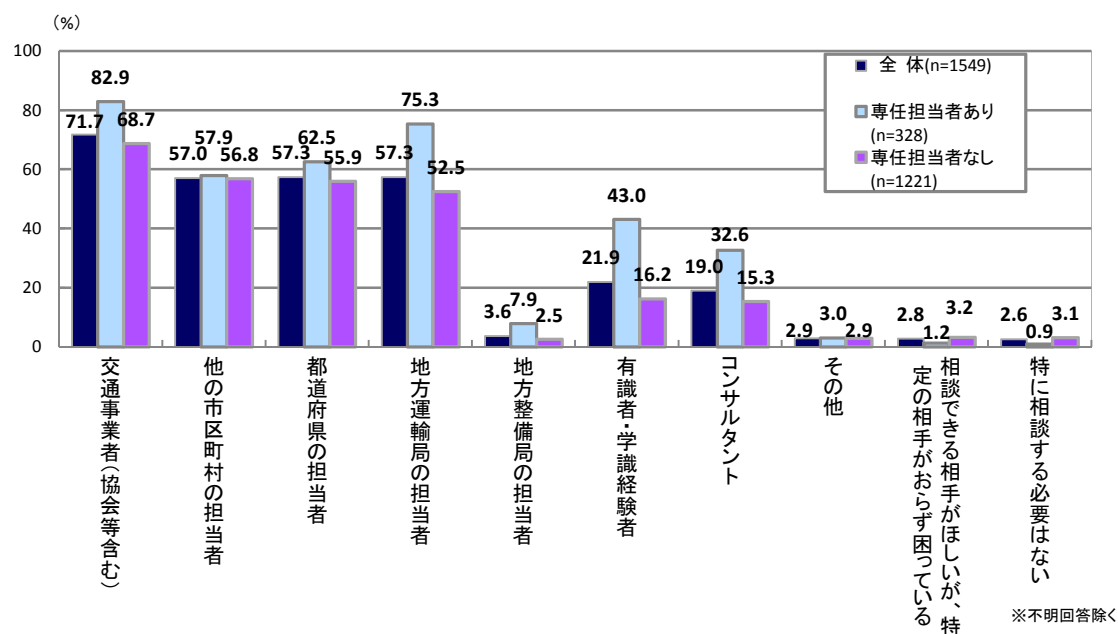


II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

②相談相手

■ 専任担当者の存在により、各関係者に対して交通の問題について相談しやすい傾向にあると言える。特に「地方運輸局の担当者」、「有識者・学識経験者」、「コンサルタント」等では、専任担当者の有無によって大きな差がみられる。

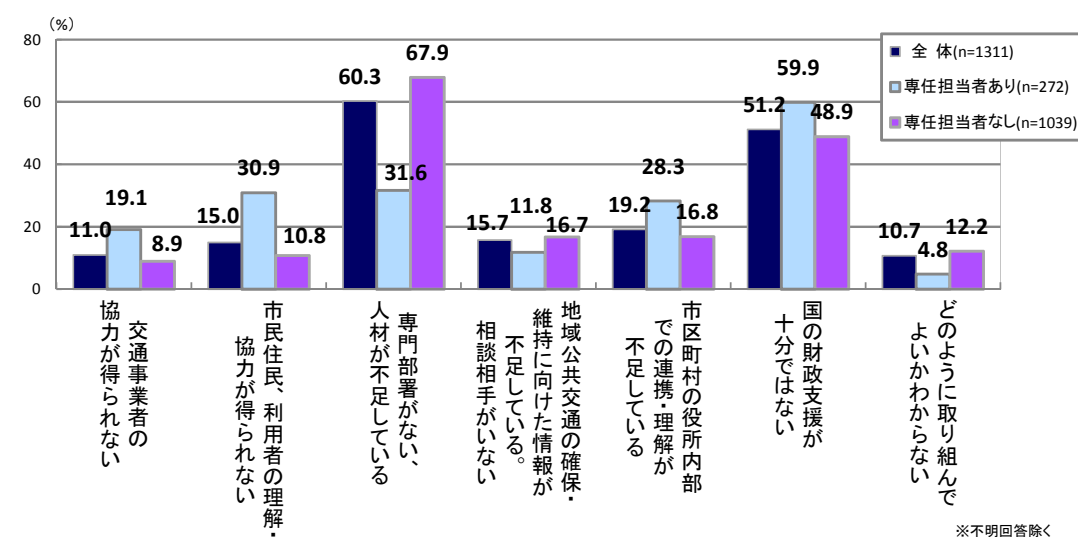
● 専任担当者有無 × 相談相手 (複数回答)



③公共交通の取組を進める上での課題

■ 専任担当者が不在の自治体では、専任担当者がある自治体と比較して、「専門部署がない、人材が不足している」、「どのように取り組んでよいかわからない」などと回答した割合が高い。

● 専任担当者有無 × 公共交通の取組を進める上での課題 (複数回答)



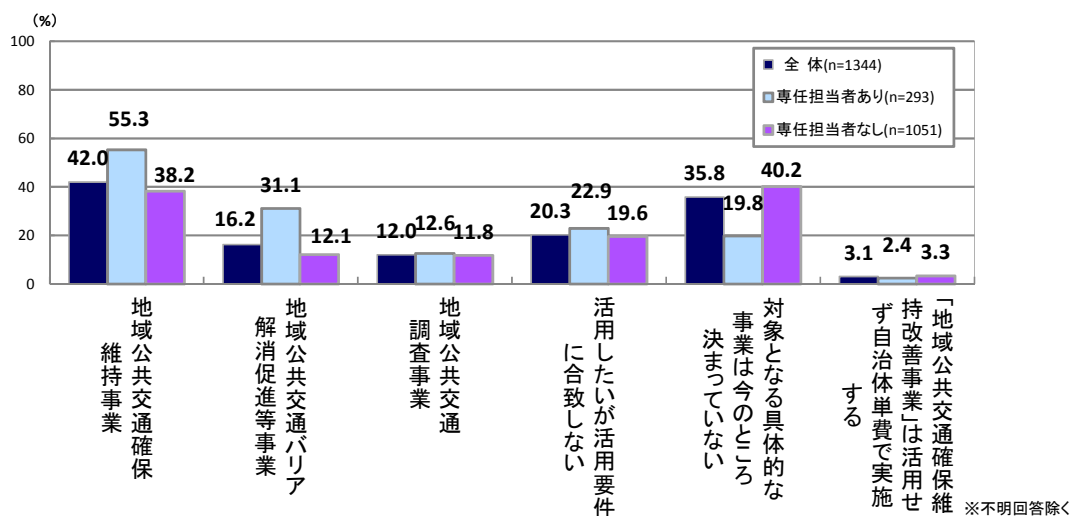
II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

④地域公共交通確保維持改善事業の活用意向

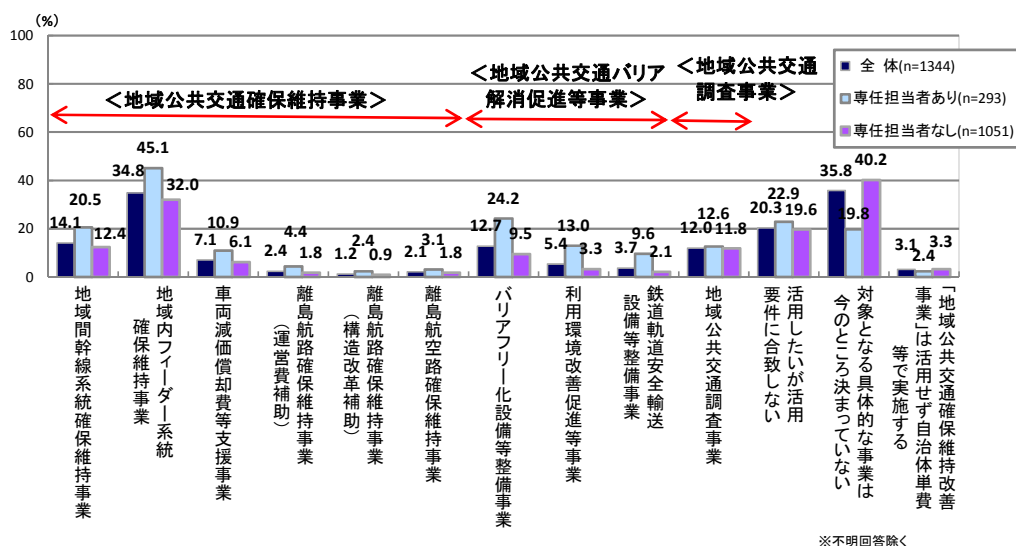
- 専任担当者のいる自治体の方が、活用したい事業が具体的に定まっている傾向が強い。
- 地域公共交通に対する取組を検討する上で入り口となり得る「地域公共交通調査事業」については、専任担当者の有無に関わらず、一定の需要があると言える
- 自治体単費で取組を実施する意向の市区町村は少なく、何らかの国の支援を活用したい自治体がほとんどである。

● 専任担当者有無 × 地域公共交通確保維持改善事業の活用意向 (複数回答)

【統括版】



【詳細版】



※「地域公共交通確保維持事業」「地域公共交通確保維持改善事業」の割合は、いずれかの活用意向を回答した割合

II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

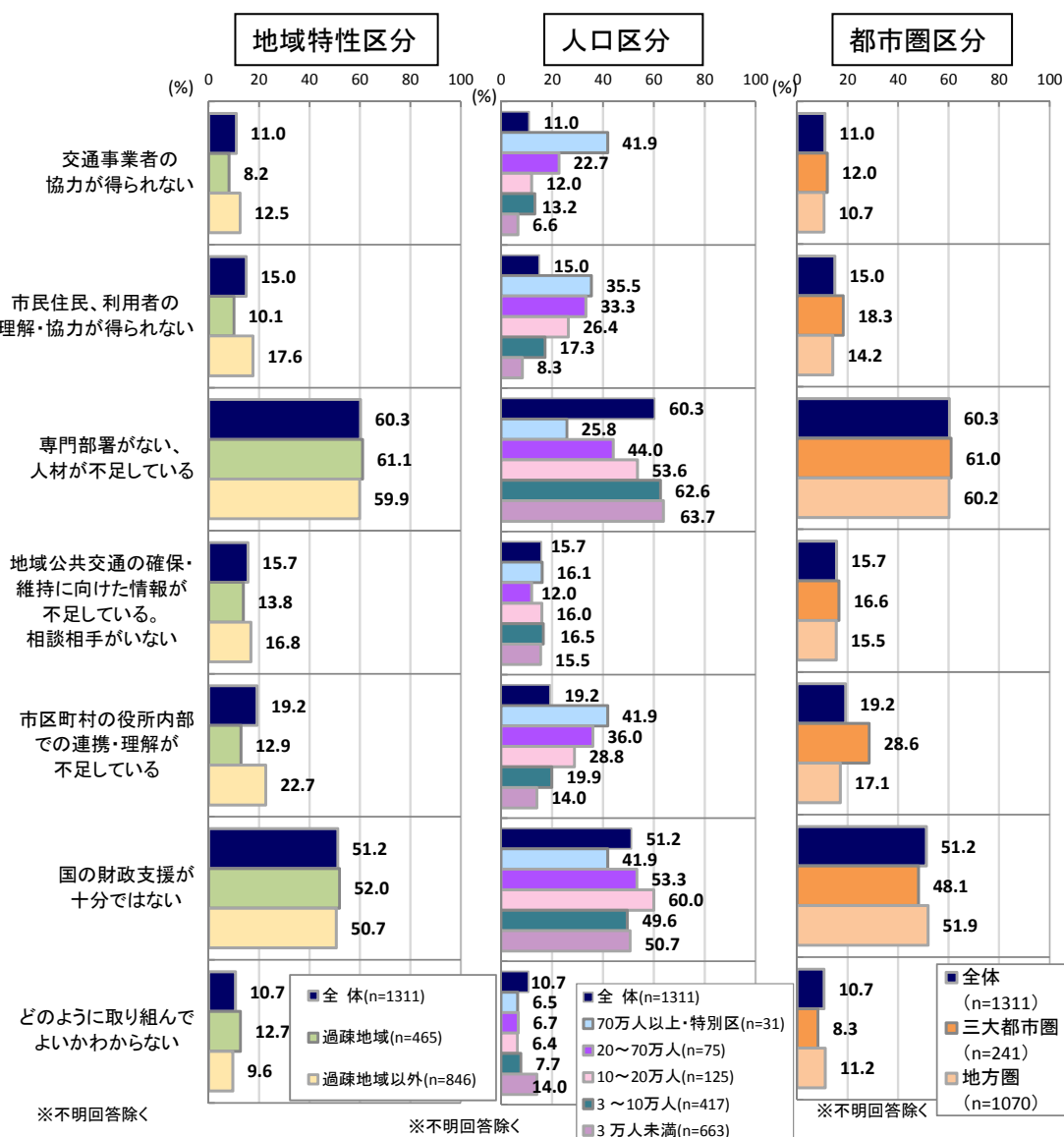
(2) 地域公共交通に関する取組を進めるにあたっての課題

1) 地域公共交通の確保・維持を推進するにあたっての課題

- 全体の半数以上の自治体が、「専門部署がない、人材が不足している」、「国の財政支援が十分ではない」という課題を抱えている。
- 人口の多い自治体では「交通事業者の協力が得られない」、「市町村の役所内部での連携・理解が不足している」などを課題として挙げる自治体が多い。
- 人口の少ない自治体では「専門部署がない、人材が不足している」が最も大きな課題となっている。

(問 C2-1) 貴市区町村では、地域公共交通の確保・維持（例：交通空白地域、不便地域の生活交通を確保するためのコミュニティバス・乗合タクシーの運行/地域内の交通ネットワークの再編など）を図るための取組を進める上で、どのような課題を抱えていますか。抱えている課題に該当するものをお答えください。（※課題がない場合は回答しなくて結構です。）

●地域公共交通の確保・維持を推進する上で抱えている課題（複数回答）



II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

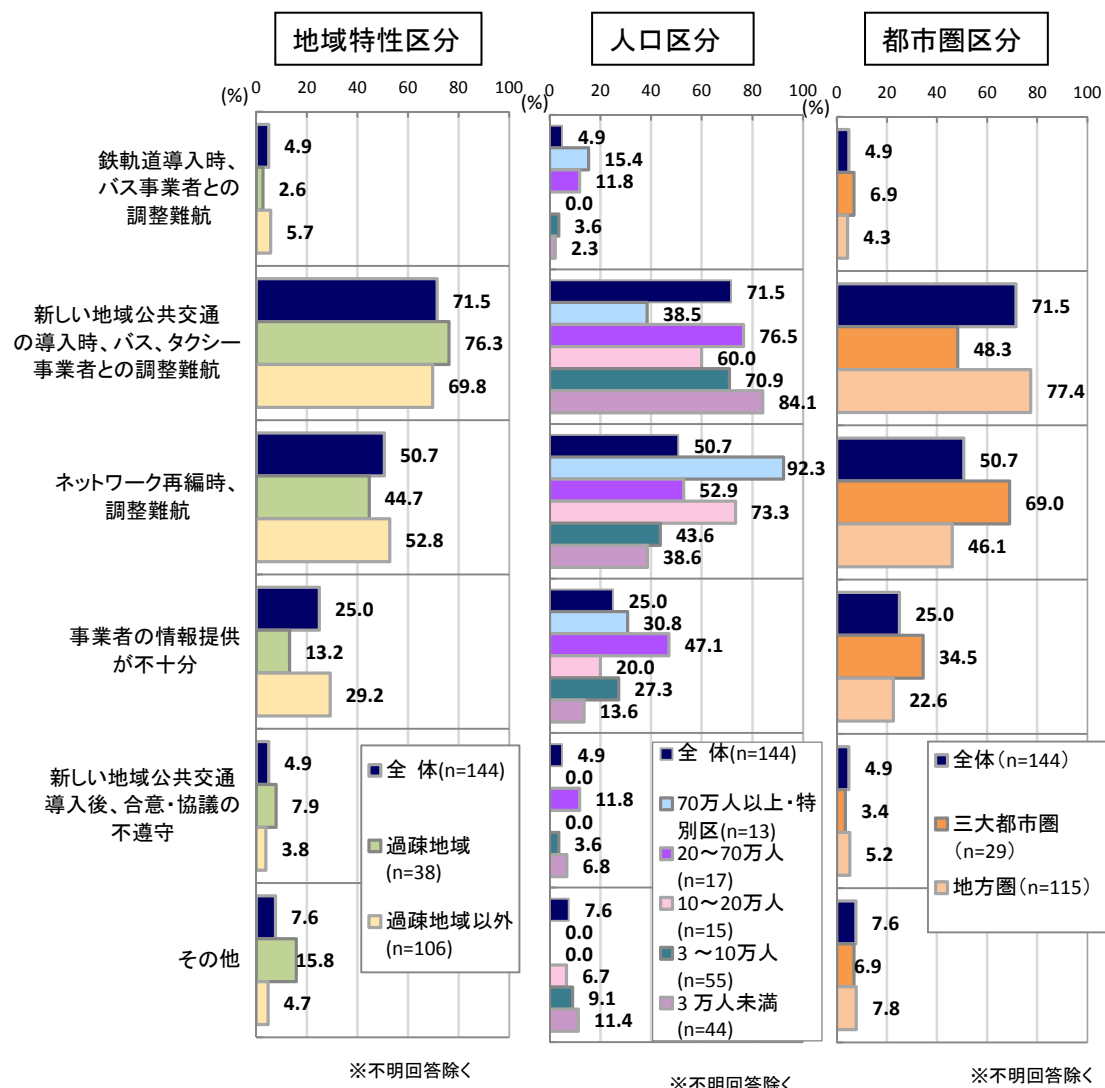
2) 交通事業者の協力が得られないケース

- 7割以上の自治体で、地域公共交通を導入する際に、バス・タクシー事業者と調整が難航すると回答している。
- 70万人以上・特別区ではネットワークの再編時に、調整が難航すると回答した自治体が9割を超える。

(問 C2-2) 交通事業者の協力が得られないケースとは、次のいずれに当てはまりますか？

[ベース：問 C2-1 で交通事業者の協力が得られないと回答した自治体]

●交通事業者の協力が得られないケース（複数回答）



II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

●交通事業者の協力が得られないケースの具体例（自由回答、抜粋）

（問 C2-3） C2-2 の交通事業者の協力が得られないケースについて、事例を、具体的に記入願います。
 [ベース：問 C2-1 で交通事業者の協力が得られないと回答した自治体]

※111 自治体が回答

既存路線と競合する (36 件)
新たな公共交通を検討するにあたり、利便性等を考慮してルートを設定すると、交通結節点である駅等との接続が不可欠であるため、既存のバス路線と競合してしまい、自社の利益に慎重なバス路線事業者からは協力を得にくい現状がある。（特にエリアを独占している事業者の場合はより一層慎重と言える）
事業者が消極的、当事者意識が欠如している (15 件)
バス事業者の路線バス運行に関する当事者意識が低く、利用者数の低迷の原因が利用者側の問題として捉えている感も一部にあるなど、利用者視点での運行感覚が欠如しているところも多々見られる。
複数の業者間の調整が難しい (10 件)
現在、タクシー事業者と貸切バス事業者の交通事業者同士の連携が取れていないために協力が得られていない。
運行内容の調整が難しい (9 件)
合併時の建設計画に基づいて合併 7 町でコミュニティバスを運行しており、利用者の減少に伴い、効率的な運行内容（運行ルート、時刻など）の見直しを適宜行いたい、周辺のタクシー事業者の大きな反発により容易に見直しが行えない。
受託による事業圧迫の懸念がある (8 件)
送迎バスモデル事業を導入し、無償で運行しているが、バス事業者より、事業開始後に赤字が拡大しているとの声がある。
経済的困難がある (7 件)
自治体の委託料減は、そのまま受託している民間業者の収入減につながり、経営状況悪化の要因になってしまう。
情報を提供しない、情報不足である (6 件)
赤字路線の利用促進の計画を立てようにも事業者から詳細な資料の提示がない。
任せる業者がない (2 件)
赤字で民間事業者路線が廃止された地域のため、民間事業者を巻き込んだ事業展開が難しい。
その他 (21 件)
一部のタクシー事業者の協議会への参加が得られない
本市では赤字補てんを含む 4 条路線バスに多額の補助金を支出しているが、事業者は、地域住民の利便性を損なわないことが一番ということから、自ら事業縮小(路線の廃止、統合等)を行うことに消極的である。

※一部複数カウント

II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

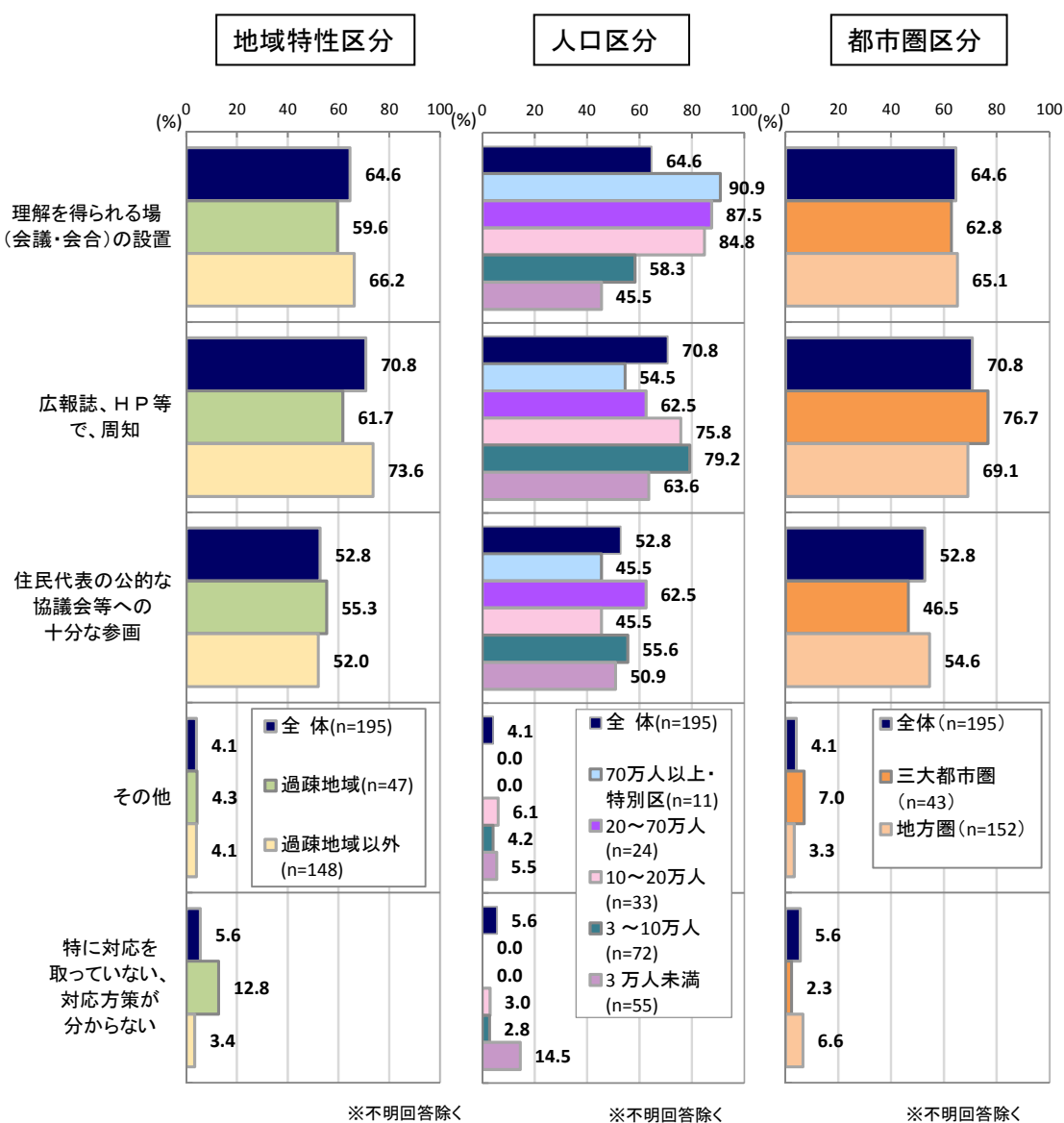
3) 市民住民、利用者の理解・協力が得られない場合の対応

- 一定規模以上の都市においては、「理解を得られる場（会議・会合）の設置」が進んでいるが、人口の少ない市町村では、そういった場の設置があまり進まず、「広報誌、HP等で、周知」の割合が高くなっている。
- 3万人未満の市町村では「特に対応をとっていない、対応方策が分からない」が14.5%と他の人口区分と比較して高い。

（問 C2-4） 市民住民、利用者の理解・協力が得られない場合、どのような対応を行っていますか（行う予定ですか）。

[ベース：問 C2-1 で市民住民、利用者の理解・協力が得られないと回答した自治体]

●市民住民、利用者の理解・協力が得られない場合の対応（複数回答）



II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

4) 市民住民、利用者の理解・協力を得る上での具体的な課題、対応方策等

- 具体的な課題として、住民の意識を高める・理解を得ることに関する回答が多い。「ニーズがすべて汲み取れない事への理解」、「公共交通は市民によって支えられる必要がある」という意識を高める」といった課題が挙げられている。
- 他に、「サービスの周知」、「要望への対応」に関する課題が挙げられた。

(問 C2-5) C2-5 に関して、市民住民・利用者の理解・協力を得る上での課題、対応方策等について、具体的に記入願います。

[ベース：問 C2-1 で市民住民、利用者の理解・協力が得られないと回答した自治体]

●具体例（自由回答、抜粋）

※142 自治体が回答

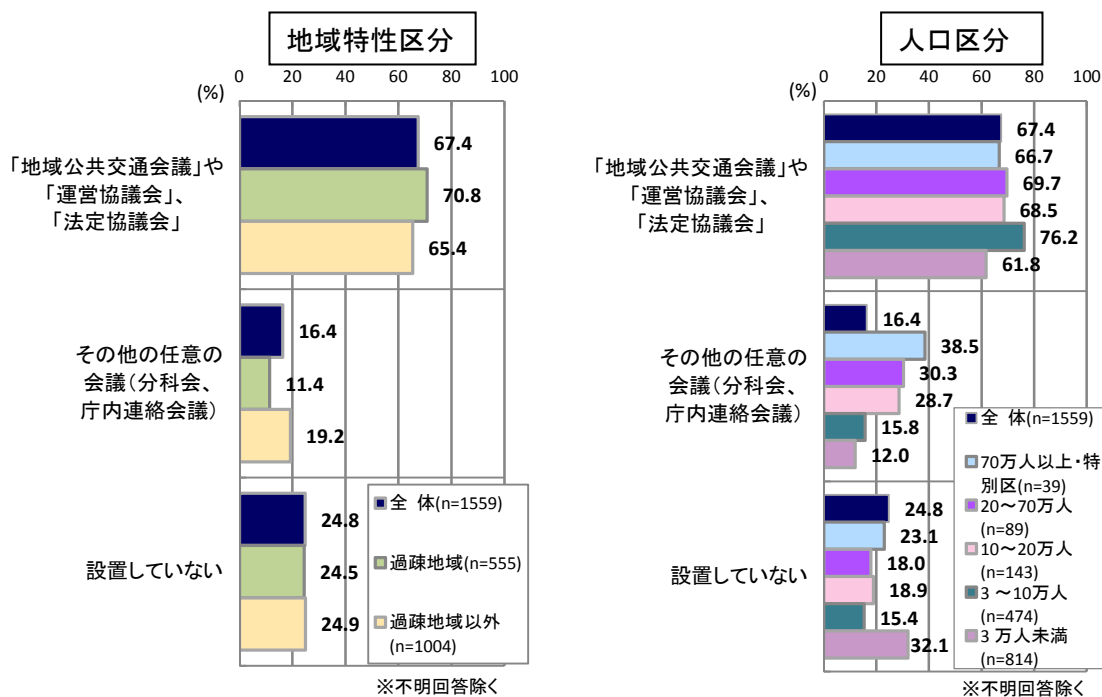
意識を高める・理解を得る (40件)
限られた予算の中で、限られた車両で行っている以上、最大公約数をとるしかなく、その中では何かをとって何かを犠牲にしないとならない部分があり、大半の人は理解しているようであるが、一部の利用者から見るとそれぞれの生活がかかっているため、この部分について理解を得るのは無理であると感じる。
サービスの周知 (25件)
自治会等との会合、自治会代表・住民代表との検討会、公的協議会への住民代表の参画、広報誌・全戸配布のチラシなどで対応している。
要望への対応 (20件)
理解、協力を得るため、全戸配布のアンケートや全自治会を対象とした説明会等を実施するが回収率、参加者が低い。公共交通について、現在の立場での判断が多く、将来的な展望が出来ていない方が多く見受けられ、地域的な討論より、個人的な考えが多くまとまりを欠いている。地道に定期的な会合や説明会を実施し対応したい。
利用が少ない (19件)
路線バスがなくなるのは困るという意見がある一方で、実際の利用は少ない状況がみられる。路線バスをはじめ公共交通を維持するには、利用してもらうことが重要となるため、自発的に利用してもらえるよう意識改善が必要である。対応としては、広報紙やホームページを活用して、公共交通の重要性を認識いただくとともに、公共交通に関する情報を提供することにより、公共交通の利用促進を図った。
サービス内容の改善 (9件)
路線要望は多いが、路線の設定やバス停の設置場所等について、批判が多い。今後は、市民協働に向けてガイドライン等を作成し、路線の設定やバス停位置の決定など、利用者である市民に積極的に参画してもらう。
住民参画の促進 (9件)
地域住民や利用者の意向を個々の見直しに反映させるため、合併前の町村の区域ごとに、自治会長や高齢者団体、小・中学生の保護者などの参画を得て、「地域の公共交通のあり方についての検討」などを行う任意の組織を設置し、必要に応じて会議を開催するなどしている。了解いただけない取組は実施を見送っている。
関係者の合意形成 (4件)
地域公共交通会議に、関係者間での合意形成を図る作業部会的要素を持つ、幹事会を設置し協議する。
財政問題 (3件)
財政的負担と、市民ニーズとのバランスをとることが難しい。
利便性の確保 (3件)
地域住民の移動手段は確保しなければならないが、ダイヤ改正には、例え少数であっても利便性が悪くなるケースが発生し、代替手段が無いケースもあり、全ての利用者の理解を得ることが難しい。

(3) 公共交通に関する協議会等の設置状況

- 7割近くの自治体が『地域公共交通会議』や『運営協議会』、『法定協議会』を設置している。
- 人口規模の大きな自治体ほど「その他の任意の会議（分科会、庁内連絡会議）」を設置している割合が高い傾向がある。
- 3万人未満の市町村では3割以上が「設置していない」と回答している。

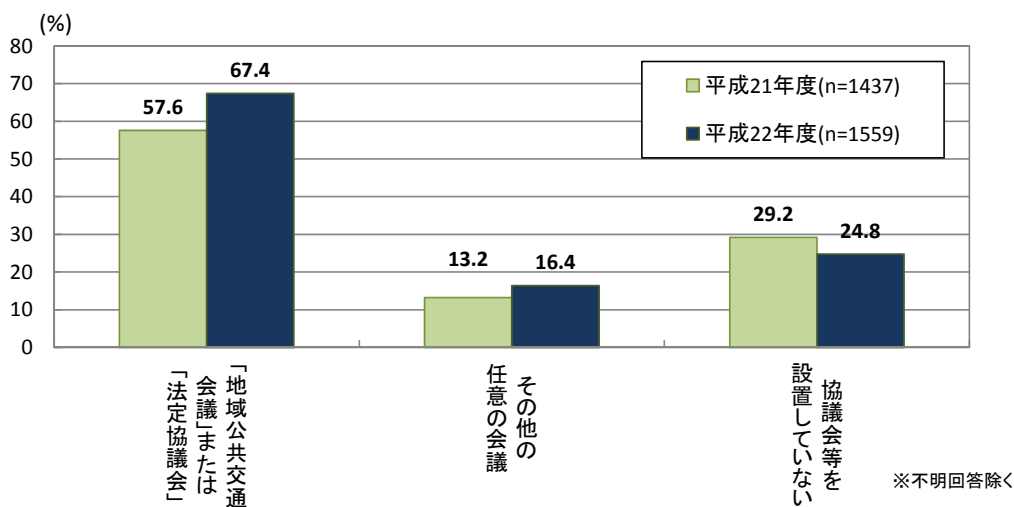
(問 C3-1) 貴市区町村における協議会等の設置の有無についてお答えください。

●協議会等の設置状況（単数回答）



《経年比較_平成21年度》

●協議会等の設置状況



II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

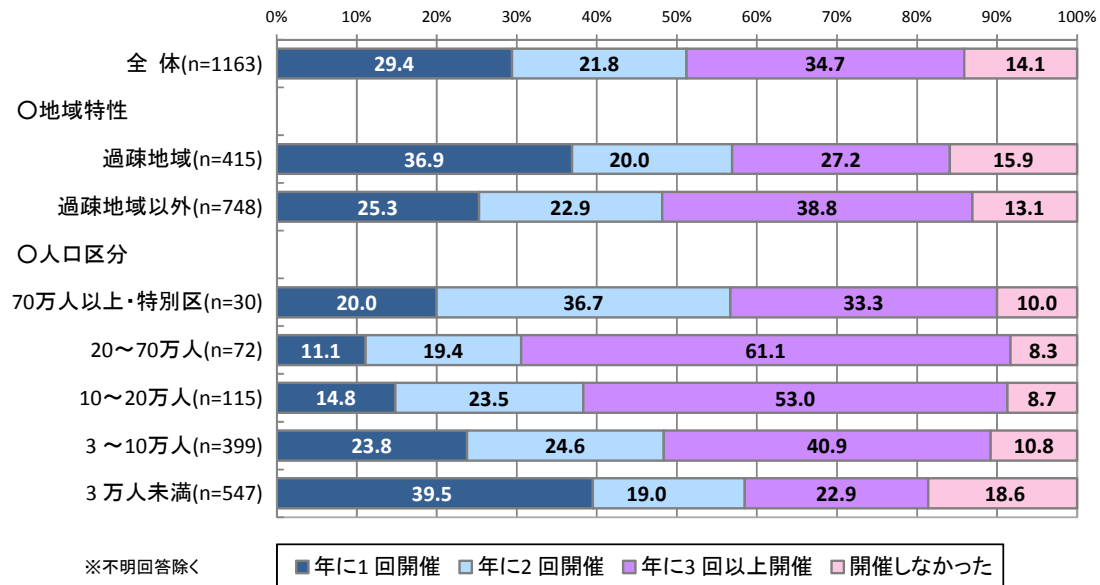
(4) 協議会等の開催頻度

- 8割以上の自治体では協議会を年1回以上開催している。
- 過疎地域で開催頻度が低い自治体が多い。また人口が少ない自治体ほど、開催頻度の低い割合が大きくなり、開催しなかった自治体の割合も大きくなる傾向がある。

(問 C3-2) 協議会等の開催頻度はどの程度ですか？

[ベース：問 C3-1 で協議会等の設置ありと回答した自治体]

●協議会等の開催頻度



II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

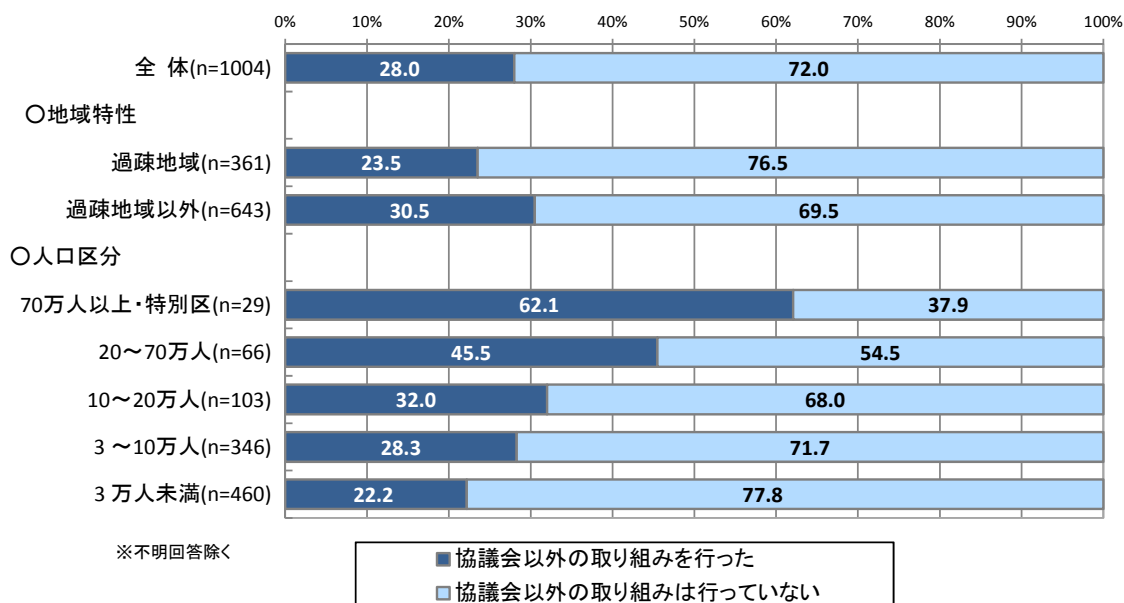
(5) 協議会以外で、関係者間の合意形成等を図った会議等の取組の有無

- 全体の7割以上の自治体で協議会以外の取組を行っていない。
- 人口の多い自治体ほど、協議会以外の取組を行っている割合が高い。

(問 C3-3) 上記協議会以外で、関係者間の合意形成等を図った会議等の取組を行いましたか。また、開催している場合は、その概要を記入してください。

[ベース：問 C3-1 で協議会等の設置ありと回答した自治体]

●協議会以外での取組



●取組内容抜粋（自由回答、抜粋）

※210自治体が回答

事業者との会議 (51件)
デマンドタクシーの事業者間の運行委員会
市民・住民との会議 (57件)
該当地域の代表と事業者と行政による協議により既存バス路線の延長による空白地域の解消。事業者と行政による協議により路線バスのルート変更による交通体系の整備。
役場の会議 (16件)
庁内関係課との検討会議
連携団体、関係者との会議 (9件)
コミュニティバスの利便性の向上、安定的運営等に関する事項の協議を行う。構成員は、関係団体（町会連合会、商店街連合会、観光協会等）、協賛企業、公募区民、学識経験者、バス運行事業者、区職員等
その他分科会、検討会など (60件)
協議会の協議事項について、必要に応じ専門部会を設置している。
その他 (27件)
教育機関との連携
定住自立圏における公共交通に関する協議を行っている。

※一部複数カウント

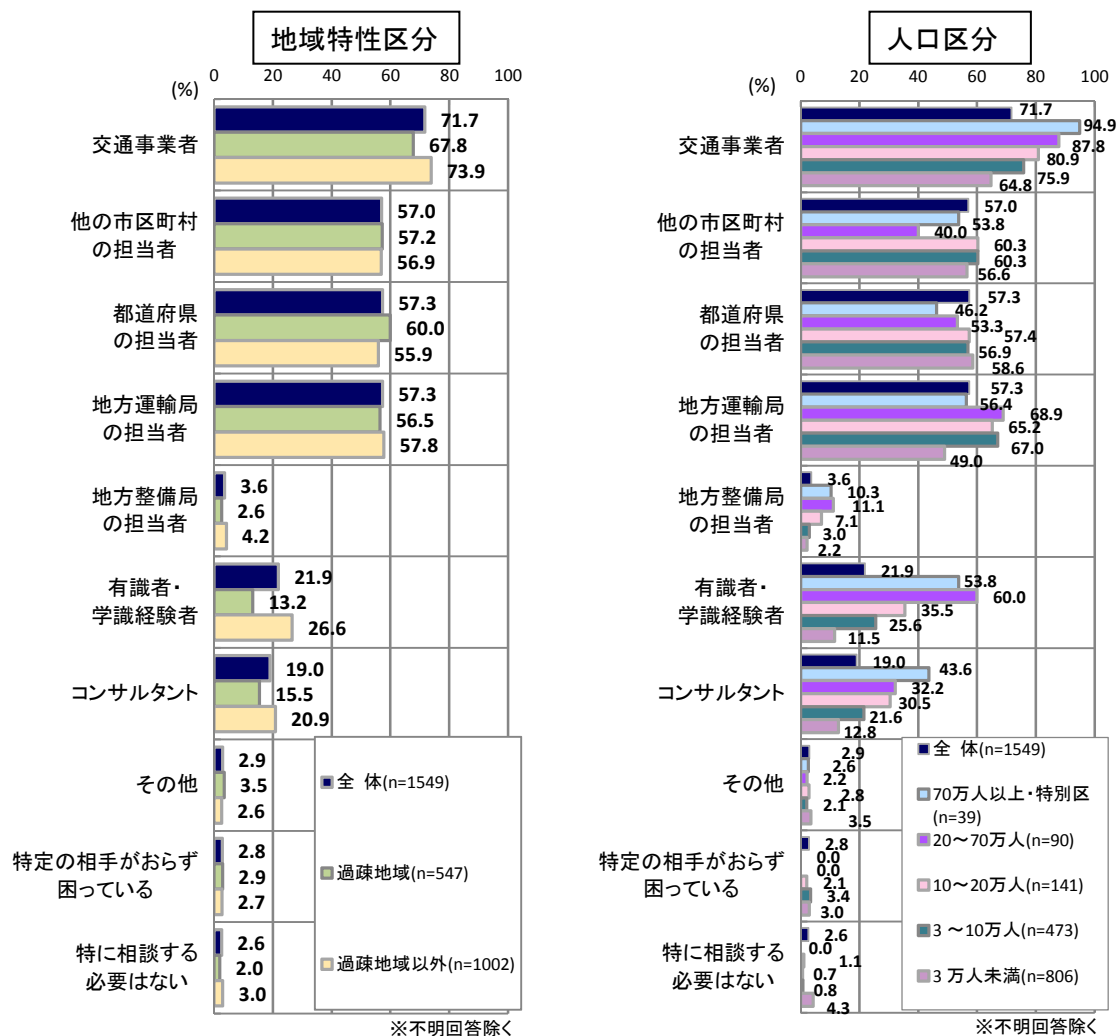
II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

(6) 地域公共交通に関する取組を進めるにあたっての相談相手

- 相談相手としては「交通事業者」が最も多く、「他市区町村」、「都道府県」、「地方運輸局」の各担当者が相談相手となっている自治体も半数を超える。
- 人口の多い市区町村では、「交通事業者」や「有識者・学識経験者」、「コンサルタント」が相談相手となっている割合が比較的高い。

(問 C4) 貴市区町村で地域公共交通施策に関する取組を進めるにあたって、日頃から相談する相手はいますか？

●相談相手（複数回答）



・その他の主な内容（自由回答）

住民〔地域住民、住民代表など〕（6件）、市民団体など〔NPO法人、商工会など〕（8件）、役所内〔担当部署内で協議・検討、兼任の係員同士で相談・確認する、など〕（6件）、協議会など〔広域的な交通対策協議会、地域バス連絡協議会、など〕（6件）、その他〔大学地域貢献プロジェクト、Qサポネット、など〕（8件）、いない（5件）

※一部複数カウント

II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

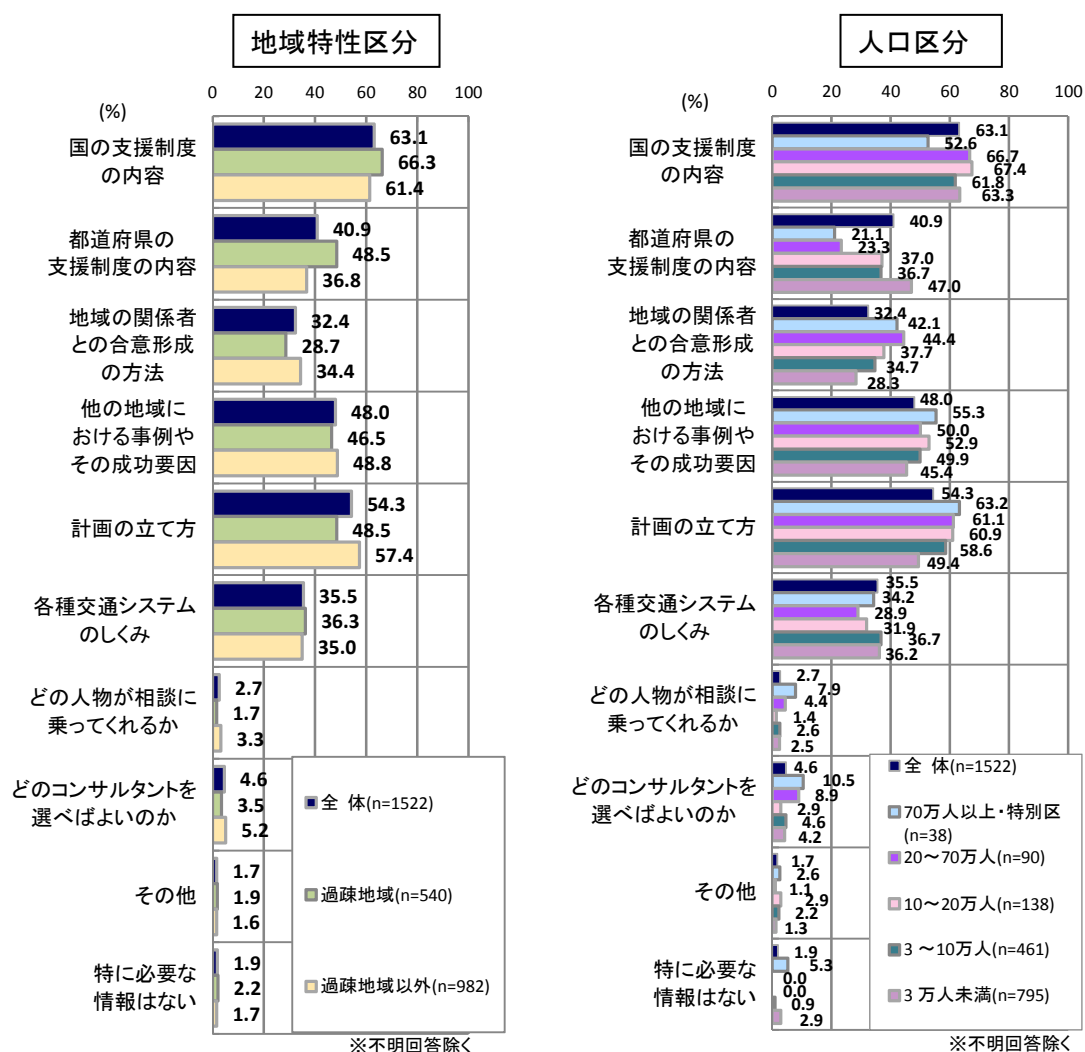
(7) 地域公共交通に関する取組を進めるにあたって必要な情報

- 必要な情報としては「国の支援制度の内容」(63.1%)が最も多く、次いで「計画の立て方」(54.3%)、「他の地域における事例やその成功要因」(48.0%)となっている。
- 特に重要な情報について過年度調査と比較すると、「国の支援制度の内容」の割合が非常に高くなっていることがわかる。

(問 C5) 貴市区町村で地域公共交通施策に関する取組を進めるにあたって、どのような情報を必要としますか？ 次のうち、特に重要と考えられるものに「◎」を、重要と考えられるもの2つに「○」を付けてお答えください。

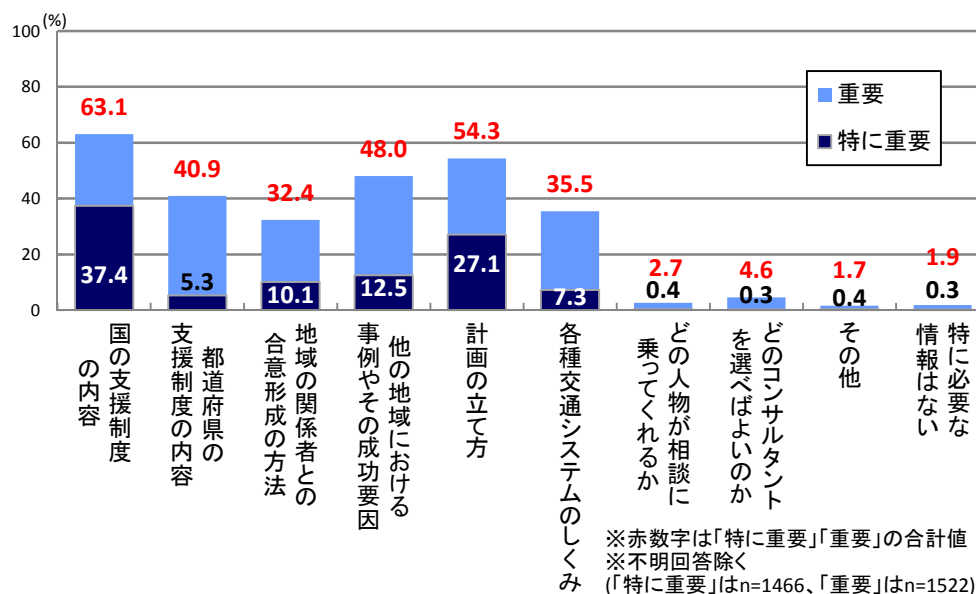
※「特に重要」は回答状況から複数回答も集計に含めた

● 必要な情報（特に重要、重要の合計、複数回答）



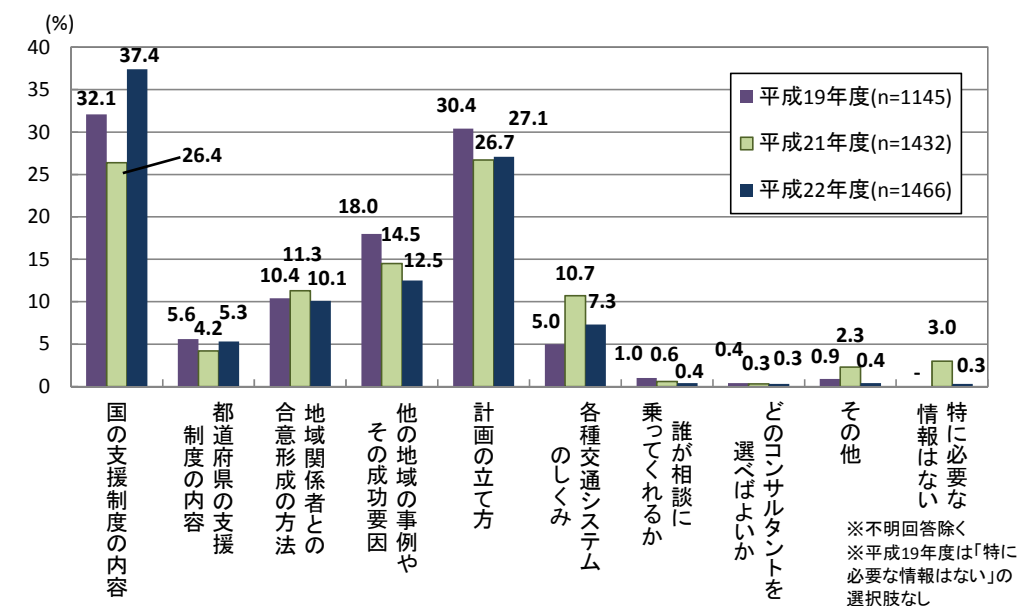
II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

●必要な情報（全体、複数回答）



《経年比較_平成 19、21 年度》

●必要な情報（特に重要のみ、単数回答）



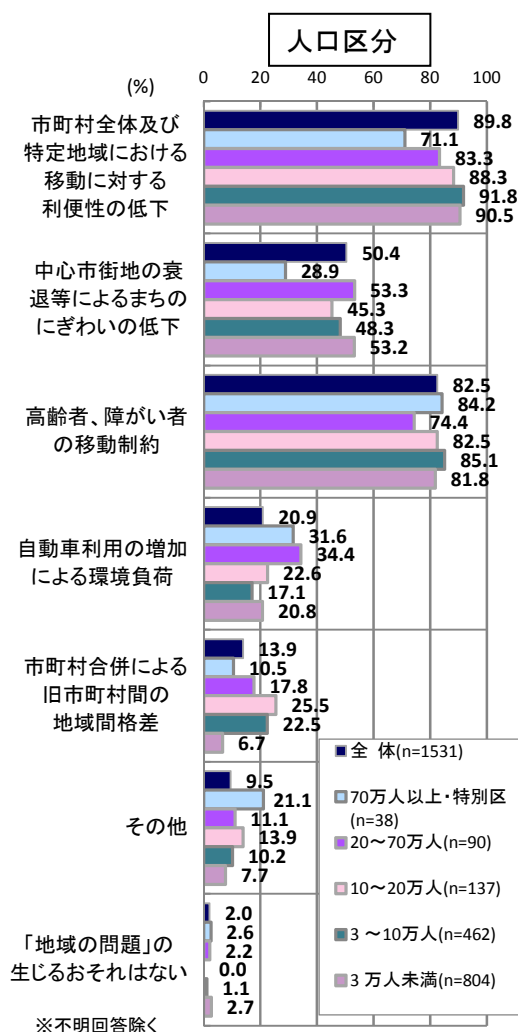
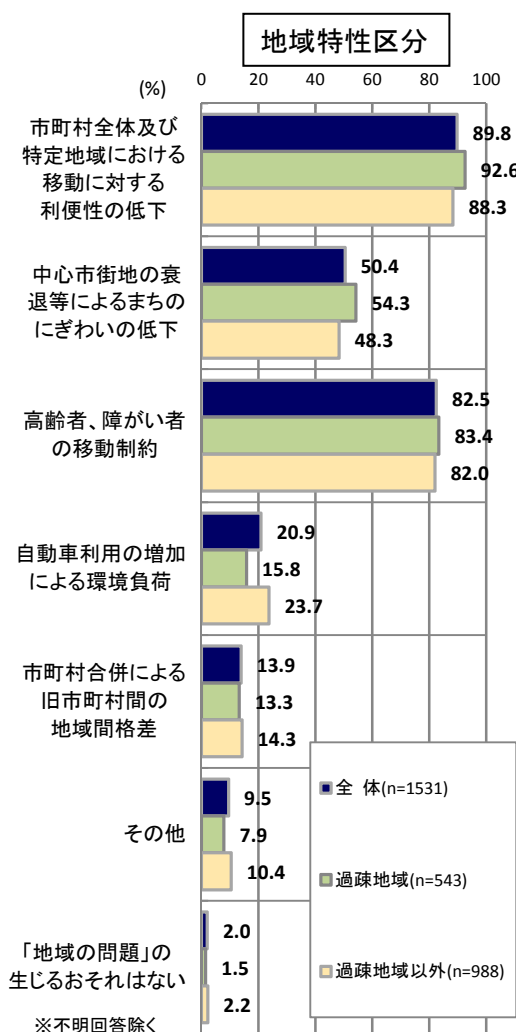
(8) 公共交通サービス確保に関する取組

1) 公共交通サービスを確保していく上での地域の課題

- 「市町村全体及び特定地域における移動に対する利便性の低下」や「高齢者、障がい者の移動制約」を挙げている市区町村が多く、特に「市町村全体及び特定地域における移動に対する利便性の低下」は全体の約3分の2の市区町村が最優先事項として挙げている。
- 「高齢者、障がい者の移動制約」については、多くの市区町村が優先的な課題として認識している一方、「市町村全体及び特定地域における移動に対する利便性の低下」や「中心市街地の衰退等によるまちのにぎわいの低下」などについては、人口の少ない自治体ほどより優先的な課題としている傾向にある。

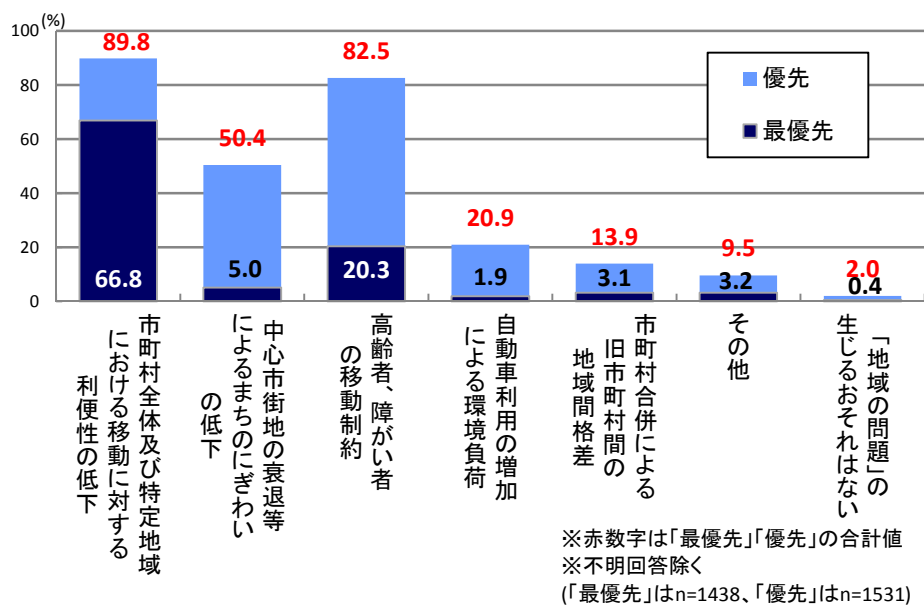
(問 C6-1) 貴市区町村では、公共交通サービスを確保していくうえで、どのような地域の課題がありますか。選択肢から最優先する課題に「◎」を、次に優先する課題 2 つに「○」を記入してください。
 ※「最優先」は回答状況から複数回答も集計に含めた

● 地域課題（最優先、優先の合計、複数回答）



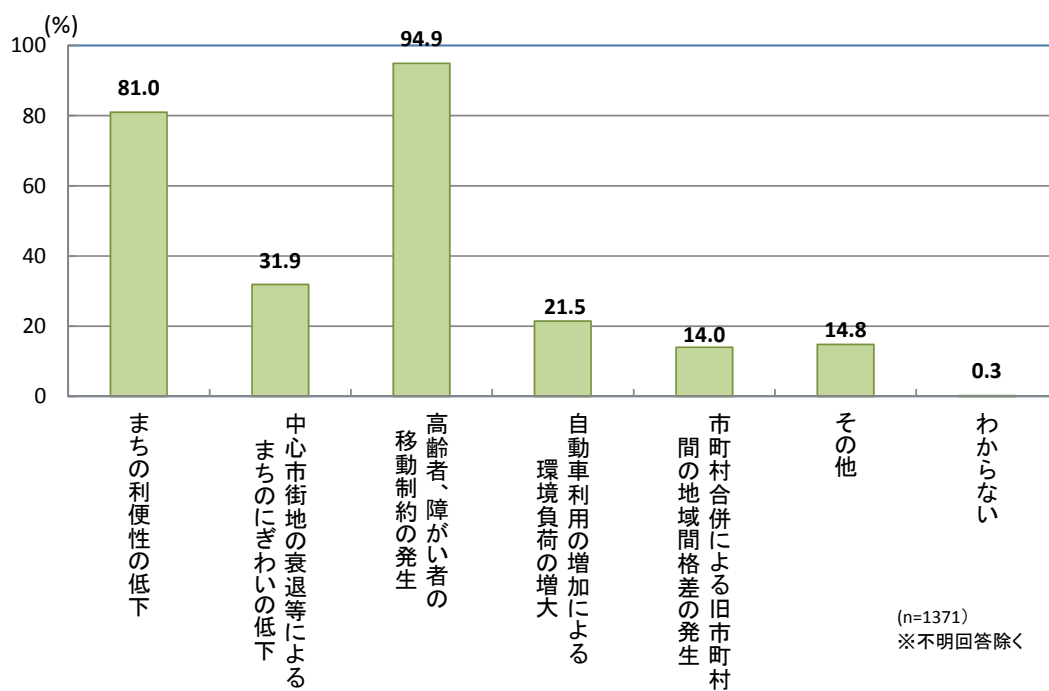
II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

●地域課題（全体、複数回答）



《経年比較（参考）_平成21年度》

●必要な情報（複数回答）



II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

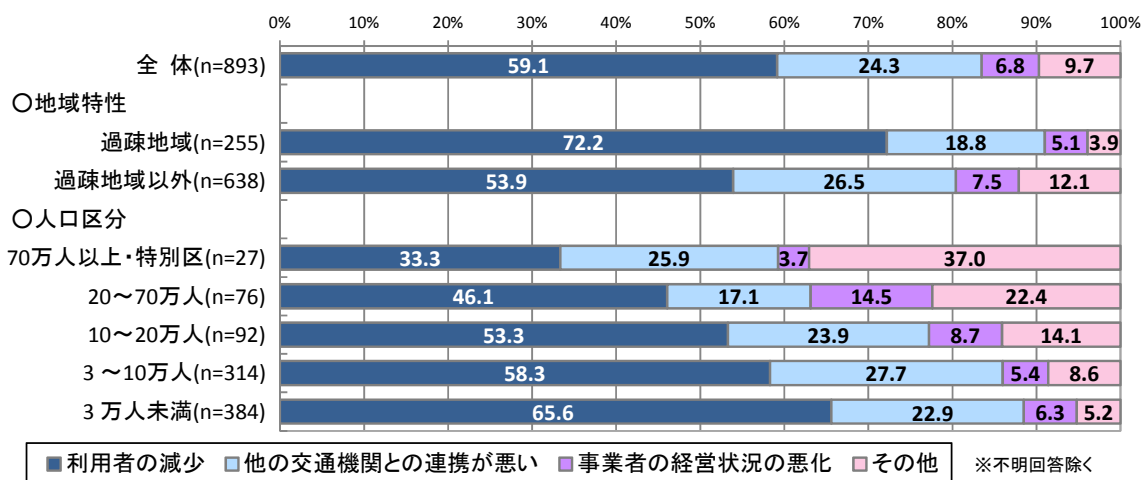
2) 交通モードごとの特に重要な課題

- 全ての交通モードにおいて「利用者の減少」が最大の課題となっている。特に路線バスにおいて顕著で、70万人以上・特別区で約5割となっている以外は大多数を占めている。
- 鉄道及びコミュニティバス・乗合タクシー・デマンド交通においては、「他の交通機関との連携が悪い」が比較的多くみられる。鉄道については、幹線交通として二次交通などとの連携、コミュニティバス・乗合タクシー・デマンド交通においては、端末交通機関として幹線交通等との連携を指摘されているものと思われる。
- 離島航路では他のモードよりも経営状況の悪化が多くみられる。

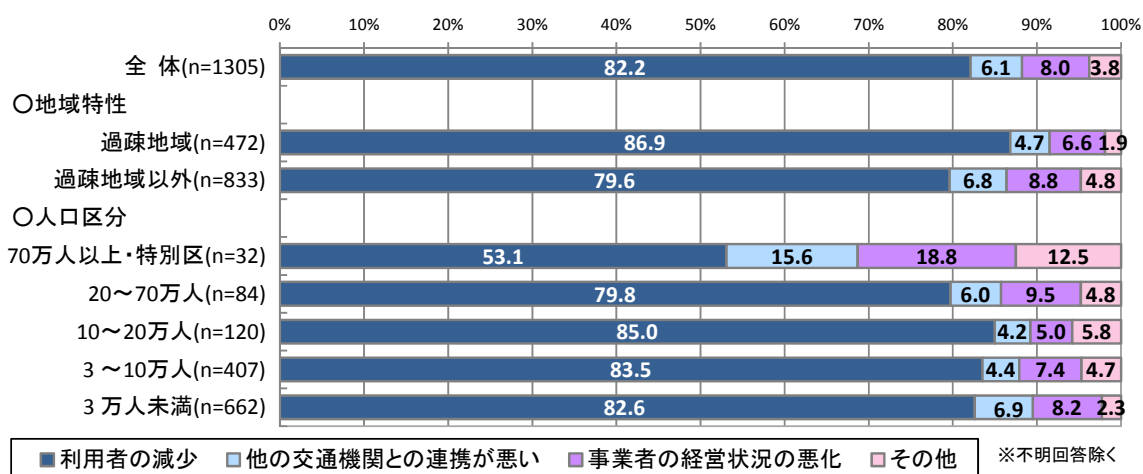
(問 C6-2) 貴市区町村管内に有する交通モードについて課題をお答えください。

※貴市区町村が該当するモードのみお答えください。

●鉄道（第3セクター含む）、路面電車等の鉄軌道、モノレール、新交通システム（単数回答）

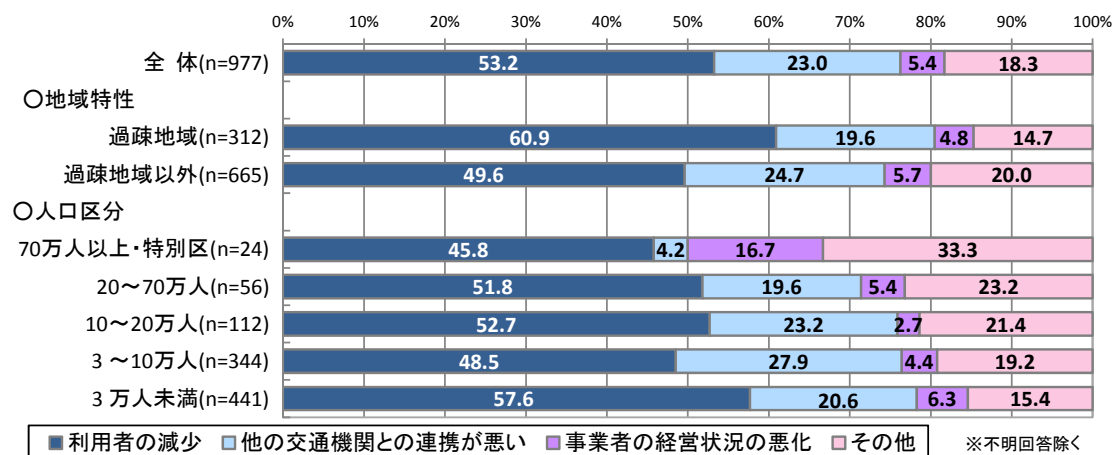


●路線バス（単数回答）

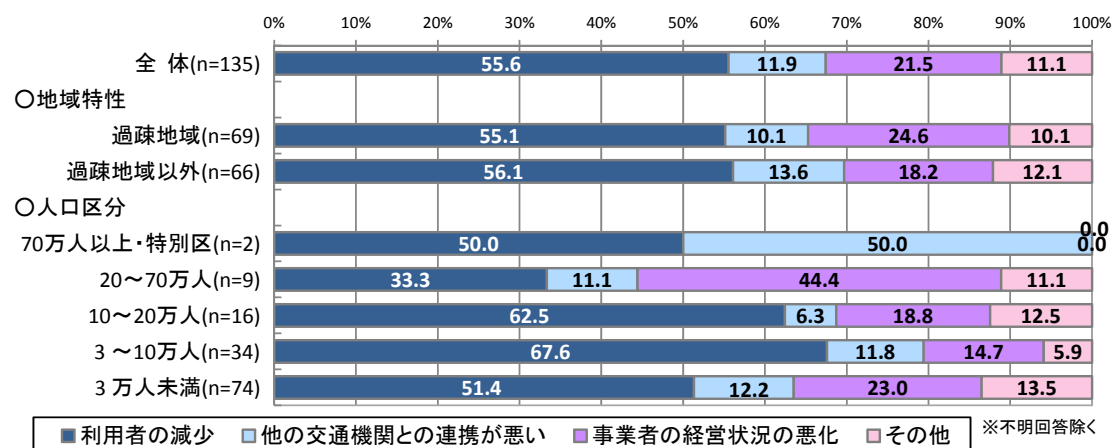


II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

●コミュニティバス、乗合タクシー、デマンド交通（単数回答）



●離島航路（単数回答）



●その他の交通モードの主な課題（自由回答、抜粋）

※19自治体が回答

利用が少ない（10件）
①②③は連動してると思います。地方では、自家用車移動が基本ですから運転できる世代はまず公共交通には乗りません。乗るのは高齢者や小学生などです。乗客が少なければ、経営が悪化し、運賃が高くなり便数が減る。すると利便性に欠け、ますます乗客は減る負のスパイラルです。
財政上の困難（4件）
経済状況の低迷
その他（5件）
市民の必要性の認識
新たな運行手段の導入

II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

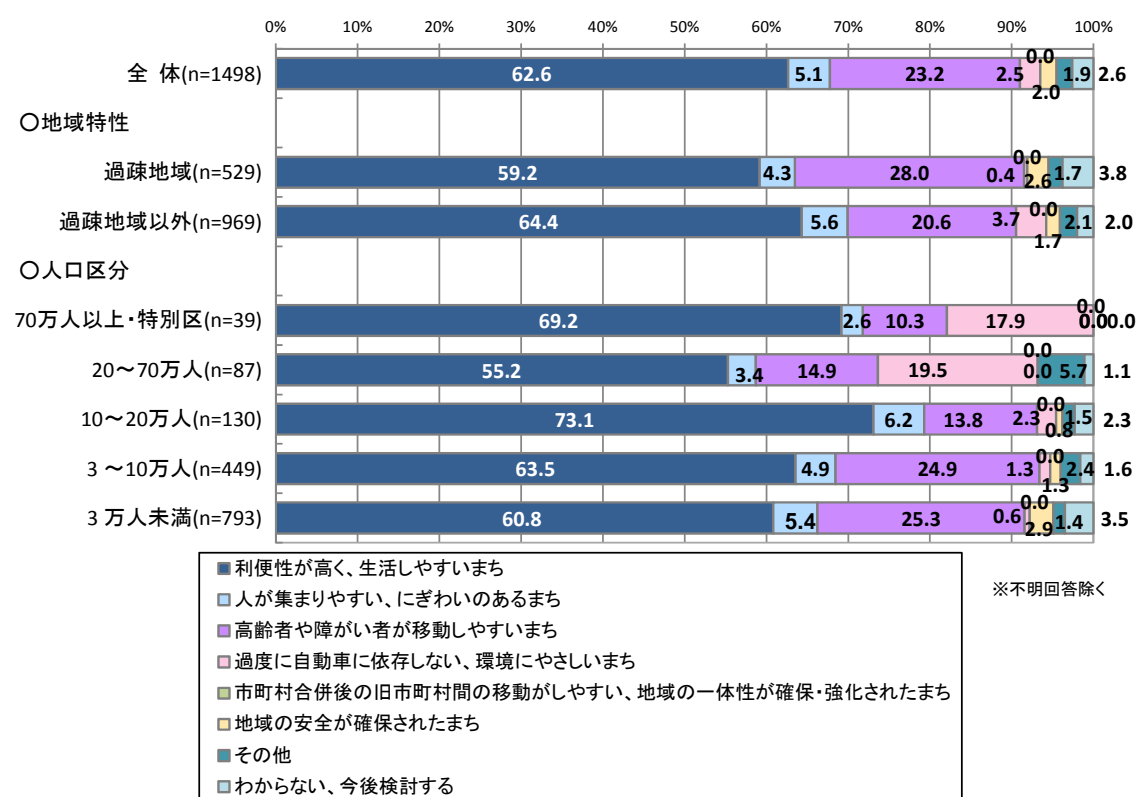
(9) 公共交通サービスの確保に関する取組によって目指すまちづくりの方向性

1) 目指すまちづくりの方向性

- 「利便性が高く、生活しやすいまち」を目指す市区町村が過半数（62.6%）を占め、次いで「高齢者や障がい者が移動しやすいまち」（23.2%）となっている。
- 「過度に自動車に依存しない、環境にやさしいまち」を目指している自治体は、人口の多い市区町村に比較的多く見られる。

（問 C7-1）貴市区町村では、公共交通サービスの確保に関する取組によって、どのような、まちづくり、を目指していますか?特に優先しているもの1つに「○」を記入してください。

●まちづくりの方向性（単数回答）



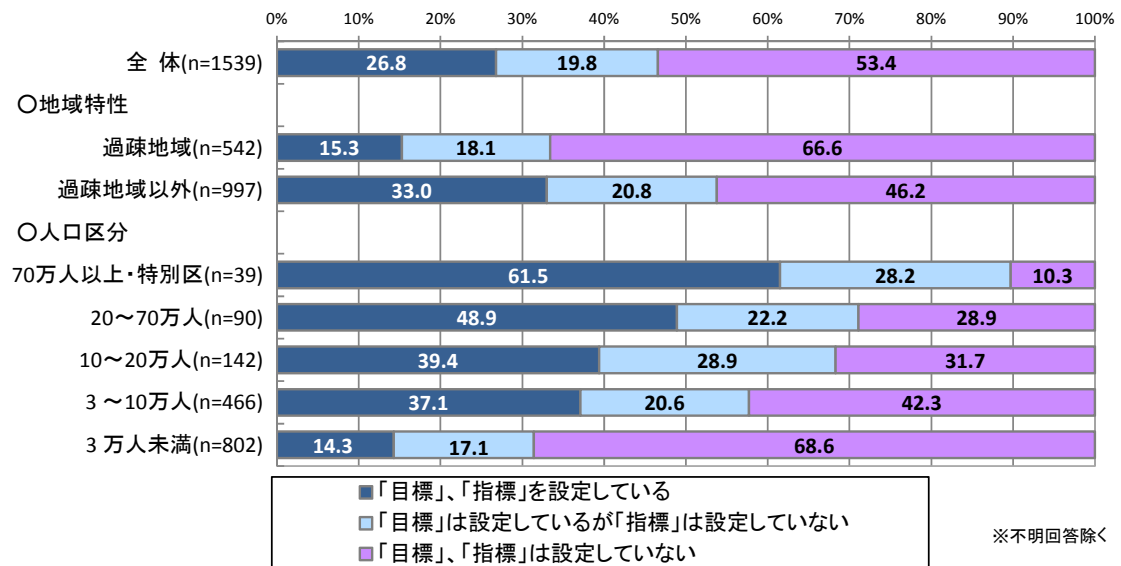
II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

2) 目標と指標の設定状況

- 目標・指標をともに設定していない市区町村は半数以上に上る。
- 人口が少ない市町村ほど、目標・指標をともに設定していない割合が高い傾向にある。

(問 C7-2) 貴市区町村では、公共交通サービスの確保に関する取組に際し「目標」や目標に対する「指標」を設定していますか？

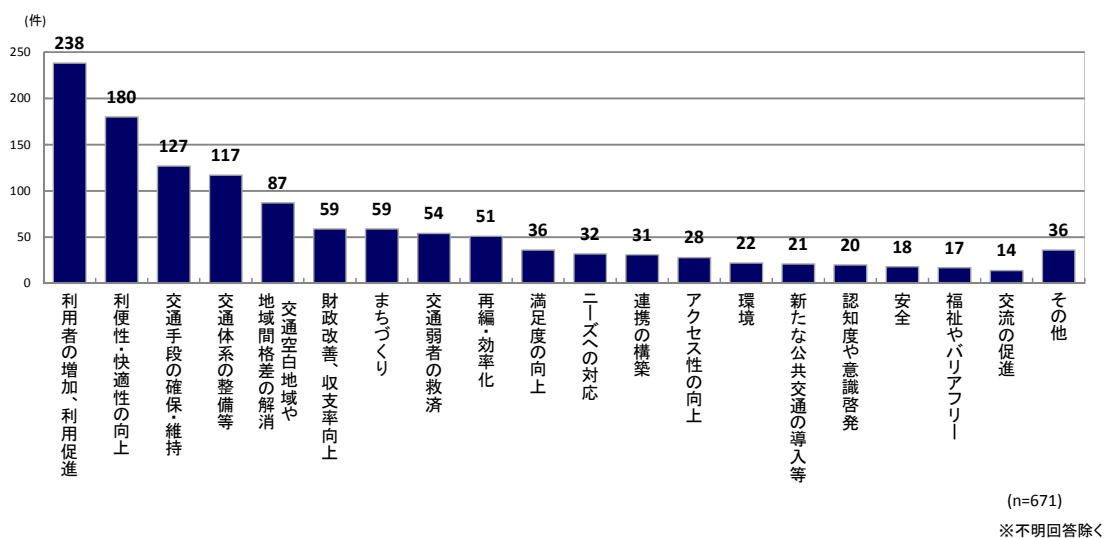
●目標・指標の設定状況（単数回答）



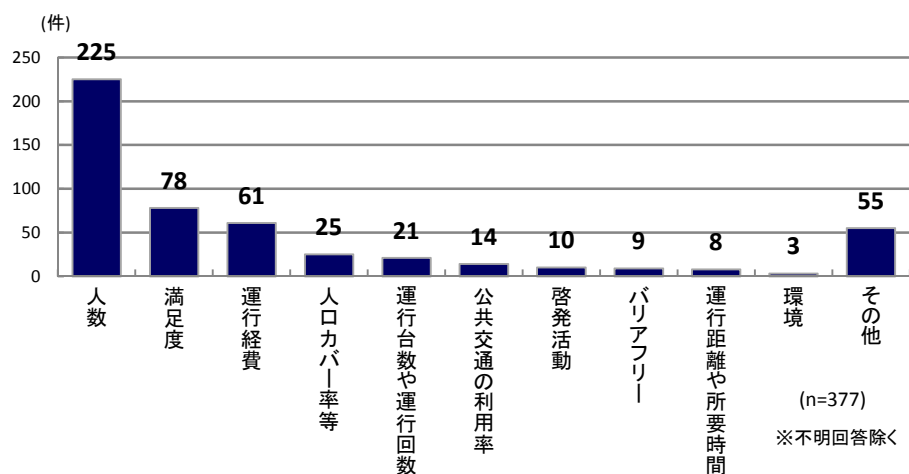
II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

●主な目標の例（自由回答の複数回答化）

（問 C7-3） 「目標」、「指標」を設定している場合、具体的な目標及び指標の例を記入ください。



●主な指標の例（自由回答の複数回答化）



II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

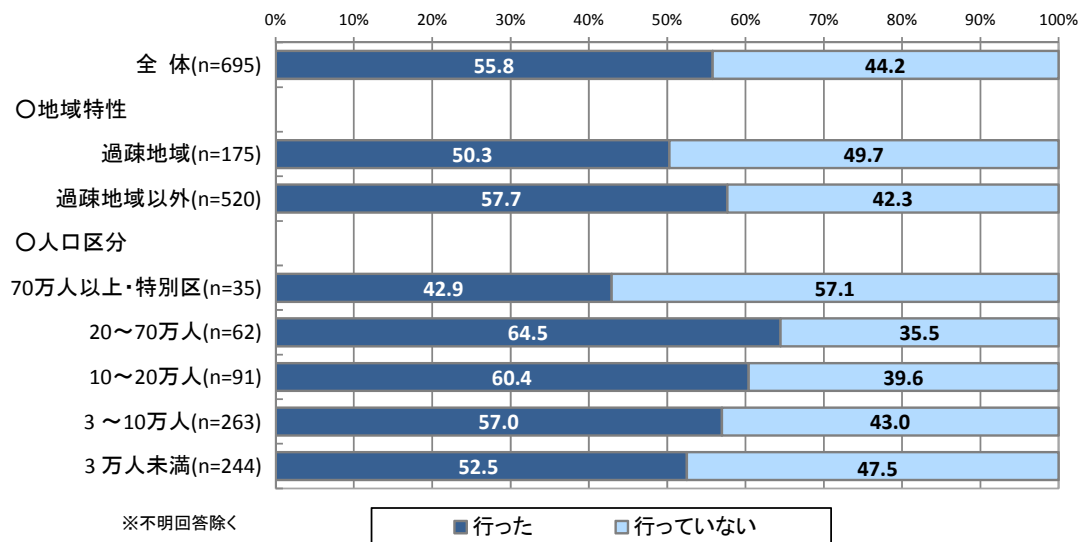
3) 設定した目標・指標の達成状況に対する事後評価の実施有無

■ 事後評価を行っている市区町村は半数を超えるが、人口70万人以上の自治体では比較的少ない傾向にある。

(問 C7-4) 「目標」、「指標」を設定している場合、貴市区町村では、設定した「目標」や「指標」の達成状況に対する事後評価を行いましたか？活性化・再生総合事業以外で独自に評価を行っている場合もお答えください。

[ベース：問 C7-2 で「目標」「指標」を設定していると回答した自治体]

●事後評価の実施有無（単数回答）



II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

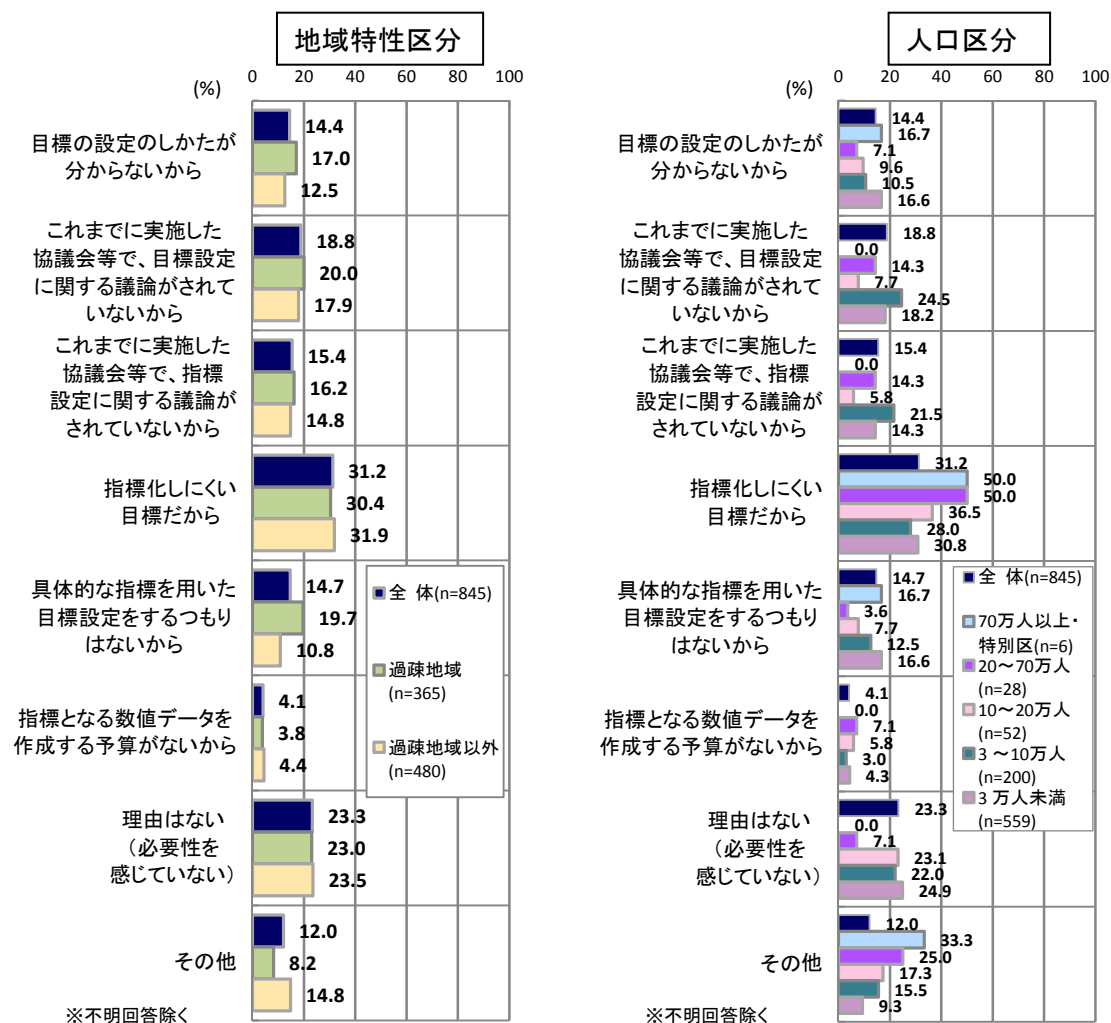
4) 目標（指標）を設定していない理由

- 「指標化しにくい目標だから」と回答した市区町村が最も多く、特に人口の多い自治体ではその傾向が顕著である。
- 「理由はない（必要性を感じない）」との回答が次いで多いが、人口の少ない自治体においてその傾向が強い。

（問 C7-6）「目標（指標）を設定していない」場合、その理由は何ですか？

[ベース：問 C7-2 で「目標」「指標」を設定していないと回答した自治体。北陸運輸局のデータ除く]

●目標（指標）を設置していない理由（単数回答）



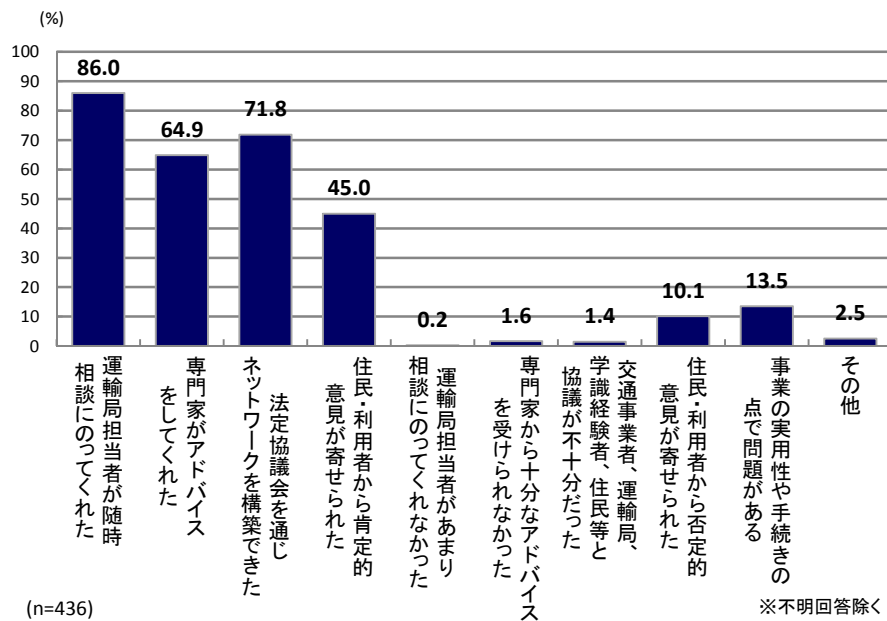
II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

(10) 地域公共交通活性化・再生総合事業に対する所感

- 「運輸局担当者が随時相談にのってくれた」(86.0%)、「法定協議会を通じネットワークを構築できた」(71.8%) など、肯定的な意見が圧倒的に多くなっている。
- 否定的意見では、「事業の実用性や手続きの点で問題がある」(13.5%)や「住民・利用者から否定的意見が寄せられた」(10.1%)が多く見られる。

(問 C8) 地域公共交通活性化・再生総合事業を活用した市区町村にお聞きます。地域公共交通活性化・再生総合事業を活用した公共交通について、教えてください。

●地域公共交通活性化・再生総合事業の所感（複数回答）



II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

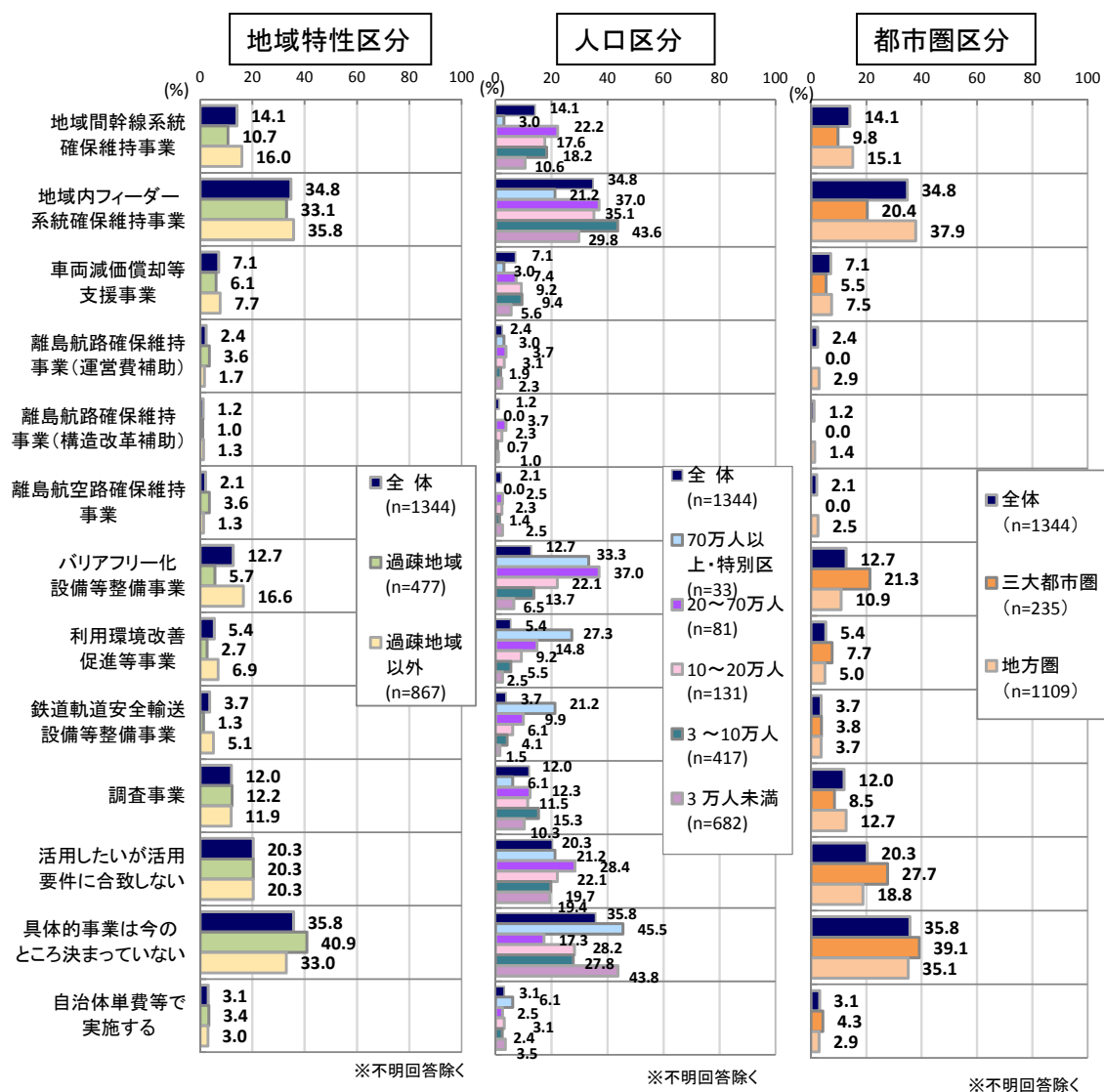
(11) 地域公共交通確保維持改善事業の活用意向

1) 今後活用したい地域公共交通確保維持改善事業

- 全市区町村の3分の1が「具体的事業は今のところ決まっていない」としている。
- 「地域内フィーダー系統確保維持事業」の活用意向が最も多く、「地域間幹線系統確保維持事業」、「バリアフリー化設備等整備事業」、「調査事業」と続いている。
- 「活用したいが活用要件に合致しない」とした自治体も約2割存在している。
- 人口の多い市区町村では、「バリアフリー化設備等整備事業」、「利用環境改善促進等事業」、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」など、「バリア解消促進等事業」の活用意向が比較的高い。

(問 C9-1) 今後、「地域公共交通確保維持改善事業」を活用したい具体的な事業はありますか？ (平成23年4月～現在までに活用した事業を除いてお答えください。)

● 地域公共交通確保維持改善事業の活用意向 (各事業別、複数回答)



II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

●地域公共交通確保維持改善事業の活用意向の表（事業別、複数回答）

	(%)				(%)				
	全体 (件)	地域公共交通確保 維持事業	地域公共交通バ リア解消促進等事業	地域公共交通調査 事業	全体 (件)	地域公共交通確保 維持事業	地域公共交通バ リア解消促進等事業	地域公共交通調査 事業	
全 体	1344	42.0	16.2	12.0	70万人以上・ 特別区	33	24.2	42.4	6.1
過疎地域	477	39.4	7.8	12.2	20～70万人	81	45.7	45.7	12.3
過疎地域以外	867	43.4	20.9	11.9	10～20万人	131	46.6	26.0	11.5
					3～10万人	417	49.9	17.7	15.3
					3万人未満	682	36.7	8.7	10.3

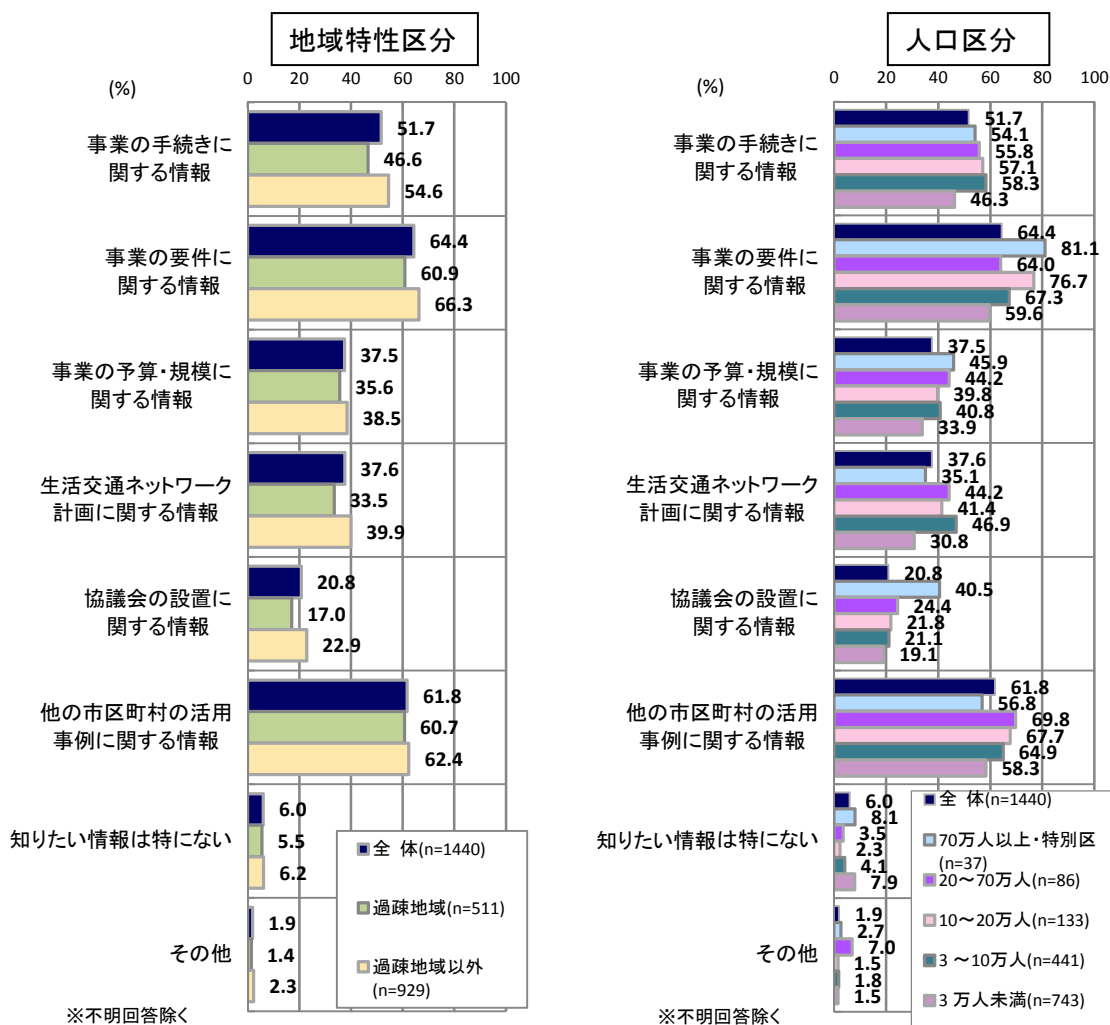
※不明回答除く

2) 地域公共交通確保維持改善事業について、知りたい情報

- 実際に地域公共交通確保維持改善事業を活用する上で必要となる手続きや要件についてなど、具体的な情報を求めている自治体は半数を超える。
- 「他の市区町村の活用事例に関する情報」についても多く挙げられており、自治体が事業を実施する上では他の自治体の取組を参考としたいことが伺える。

(問 C9-2) 今後、「地域公共交通確保維持改善事業」について、知りたい情報はありますか？

●地域公共交通確保維持改善事業で知りたい情報（複数回答）



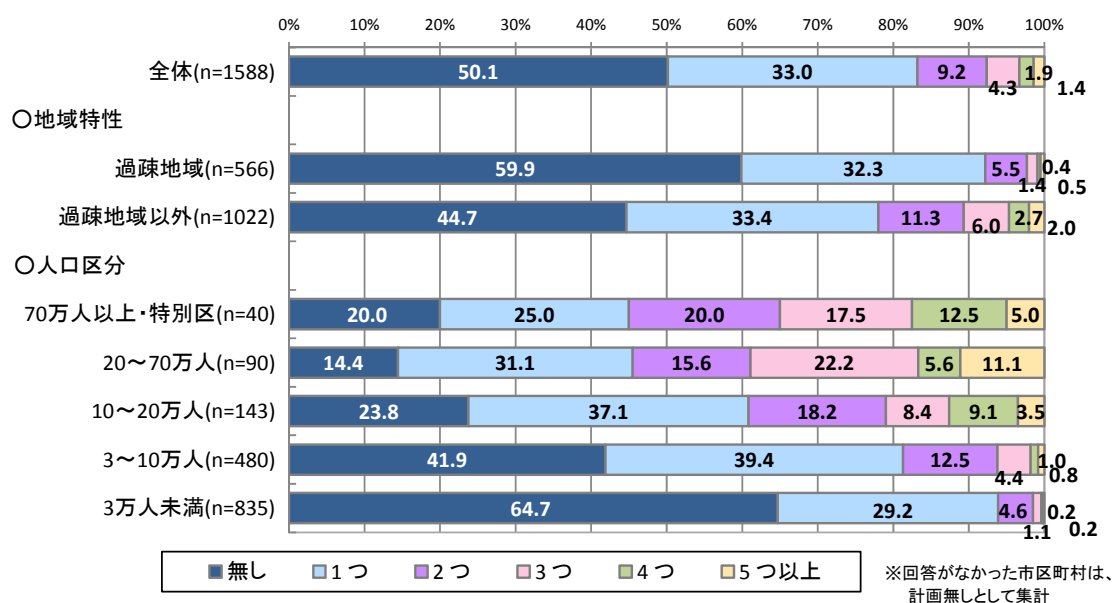
4. 交通に関する計画や方針の策定状況

(1) 計画や方針の策定数

- 全体の約半数の市区町村では、交通に関する何らかの計画や方針が未だに策定されていない。
- 特に人口3万人未満の自治体では、計画や方針を策定していない割合はおよそ3分の2に上る。
- 人口70万人を超える自治体においても、約2割の自治体が計画・方針を策定していない。

(問 D1) 貴市区町村における交通に関する計画や方針の策定状況を教えてください。

●交通に関する計画や方針の策定数（単数回答）

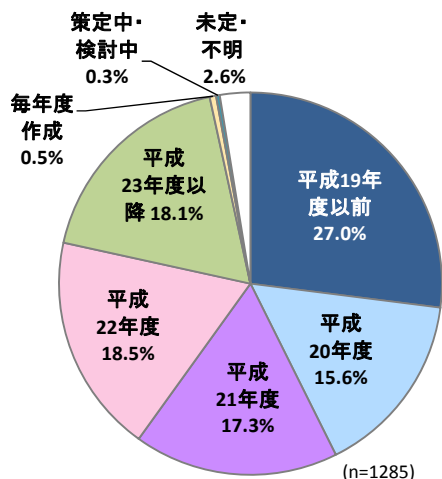


II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

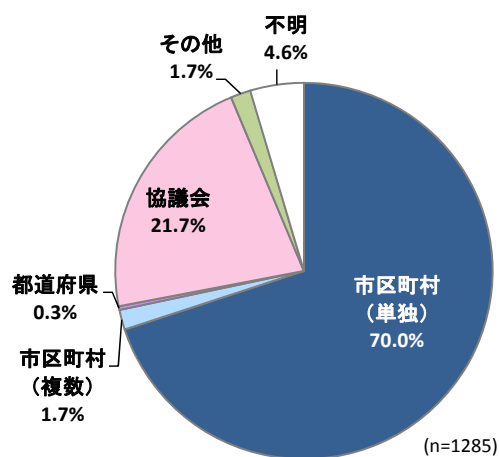
(2) 計画・方針の策定年度・主体・内容

- 平成20年度以降、ほぼ同程度の数の計画・方針が策定されている。
- 策定主体は市区町村単独が最も多く、次いで協議会となっている。
- 策定内容は、「コミュニティバス・乗合タクシー関連」(68.6%)が最も多く、次いで「路線バス関連」(62.9%)、「鉄軌道関連」(36.8%)と続く。

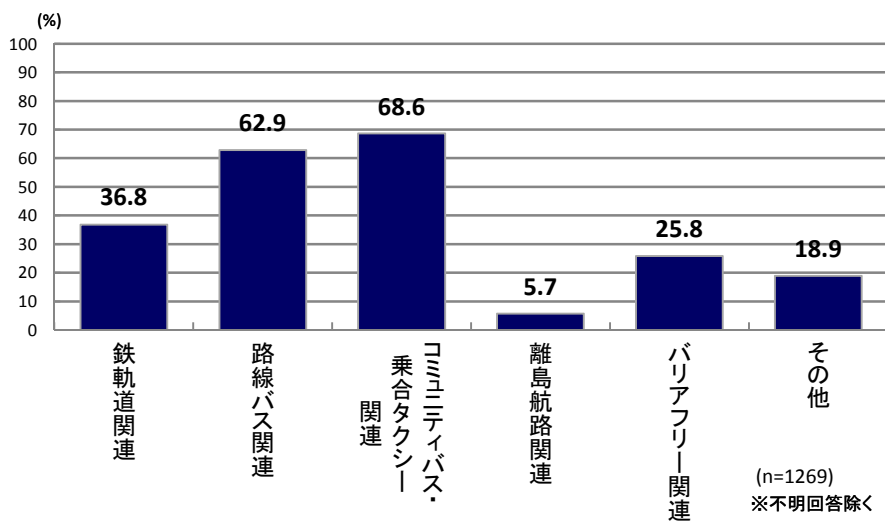
●策定年度（単数回答_計画数単位）



●策定主体（単数回答_計画数単位）



●策定内容（複数回答_計画数単位）



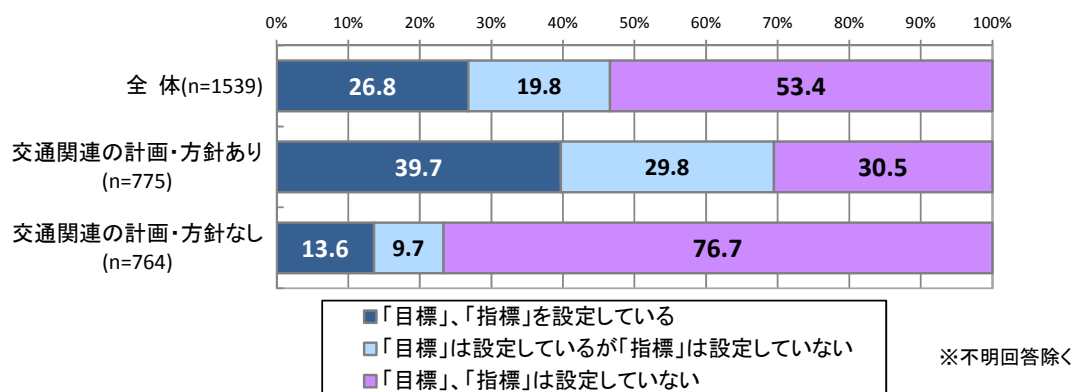
II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

(3) 交通に関連する計画・方針での設問間クロス

1) 公共交通サービスの確保に関する目標・指標の設定状況

- 交通関連の計画・方針を策定している市区町村は、策定していない市区町村に比べ、目標・指標を設定している割合が高い。

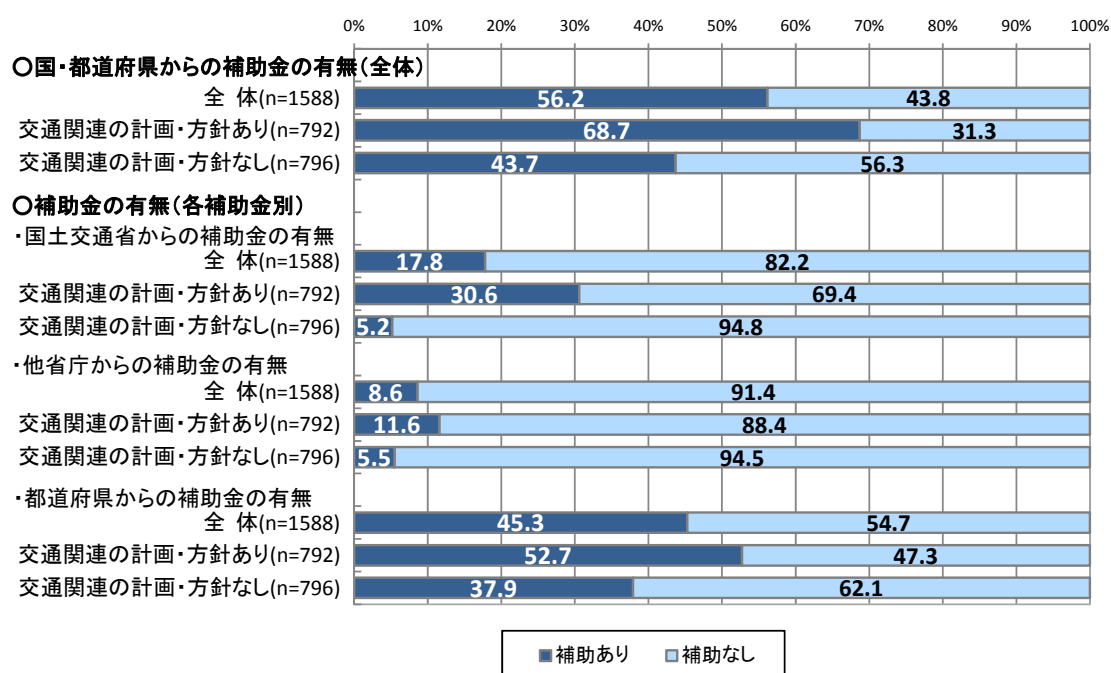
● 交通関連計画・方針有無 × 目標・指標の設定状況 (単数回答)



2) 国・都道府県からの補助金の有無

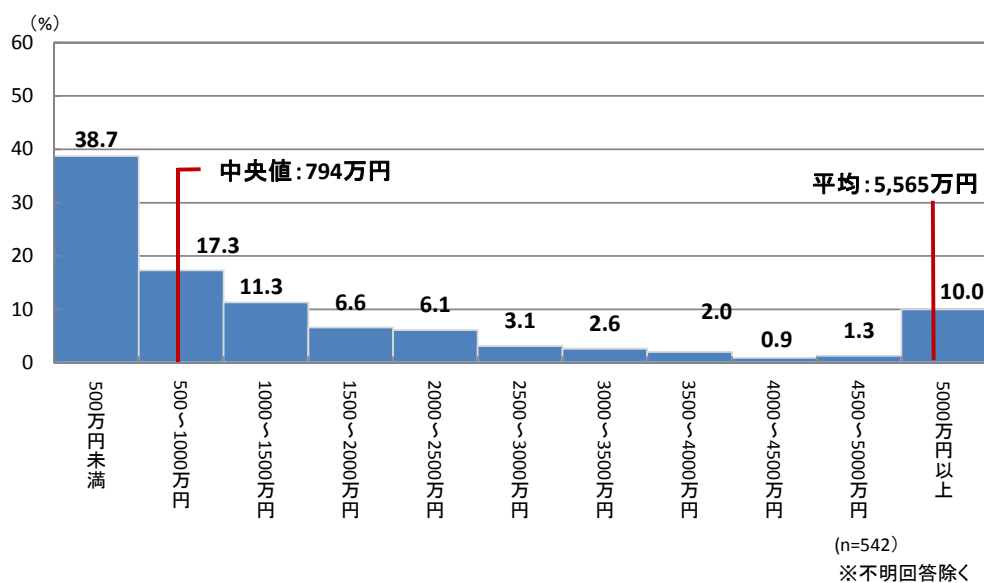
- 交通関連の計画・方針を策定している市区町村は、策定していない市区町村に比べ、各種補助金を受けている割合が高い。
- 交通関連計画・方針の有無により、国・都道府県からの補助額に大きな差が生じている。

● 交通関連計画・方針有無 × 国・都道府県からの補助金有無 (単数回答)

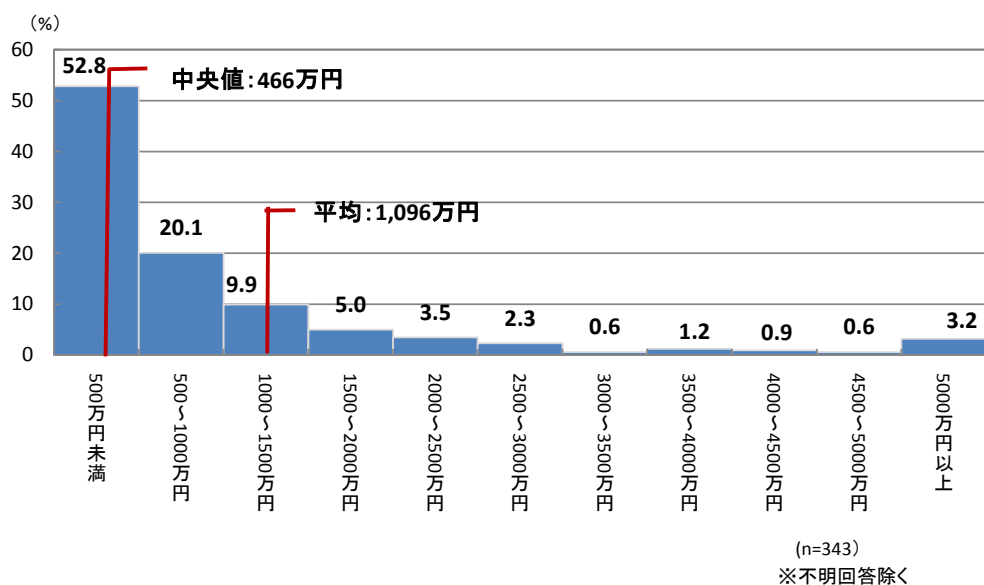


II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

- **交通関連計画・方針あり** × **国・都道府県からの補助額別市区町村数** (単数回答)



- **交通関連計画・方針なし** × **国・都道府県からの補助額別市区町村数** (単数回答)



5. 国によるノウハウや情報提供の活用状況について

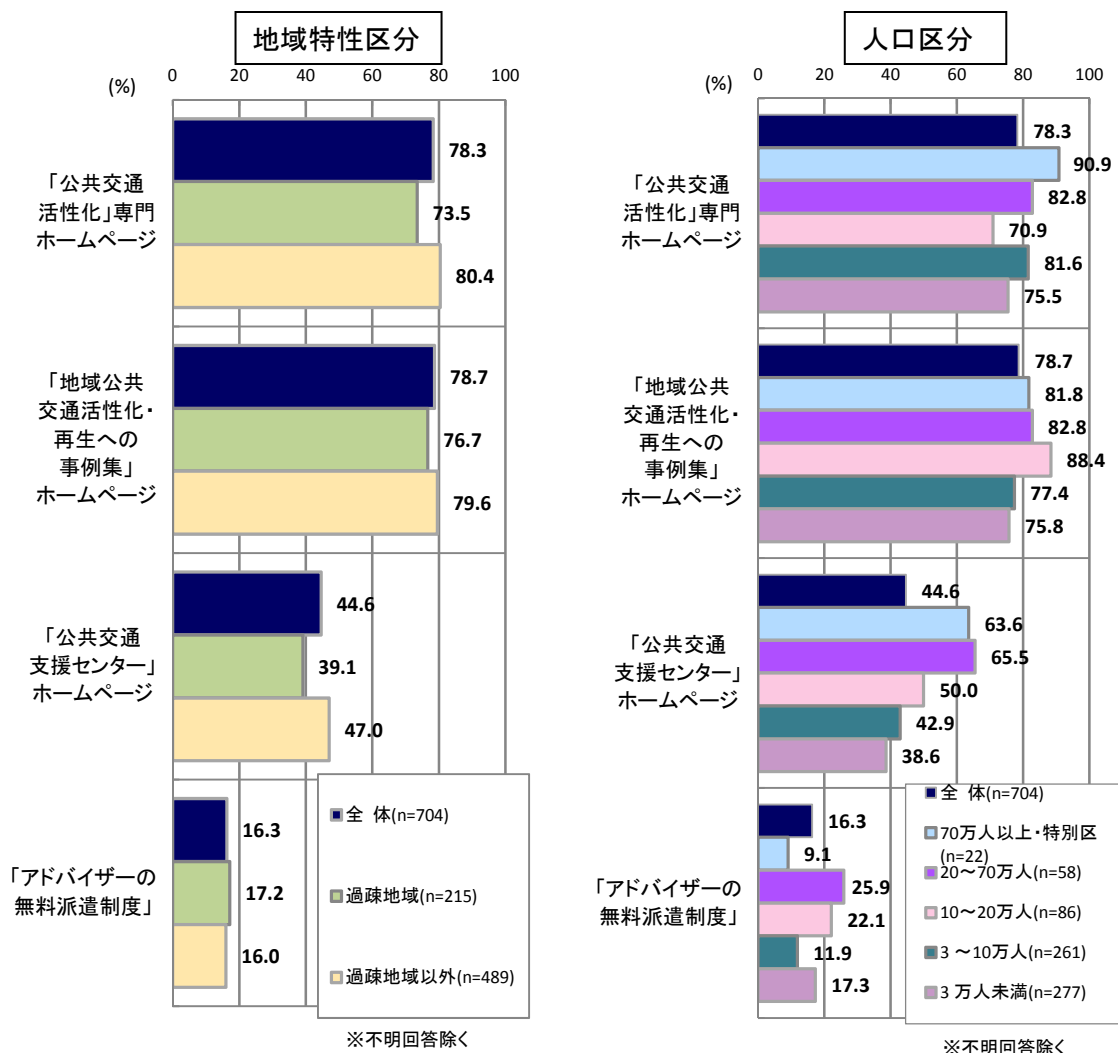
(1) 地域公共交通サービス確保に関するノウハウ・情報提供

1) ノウハウ・情報提供の活用状況

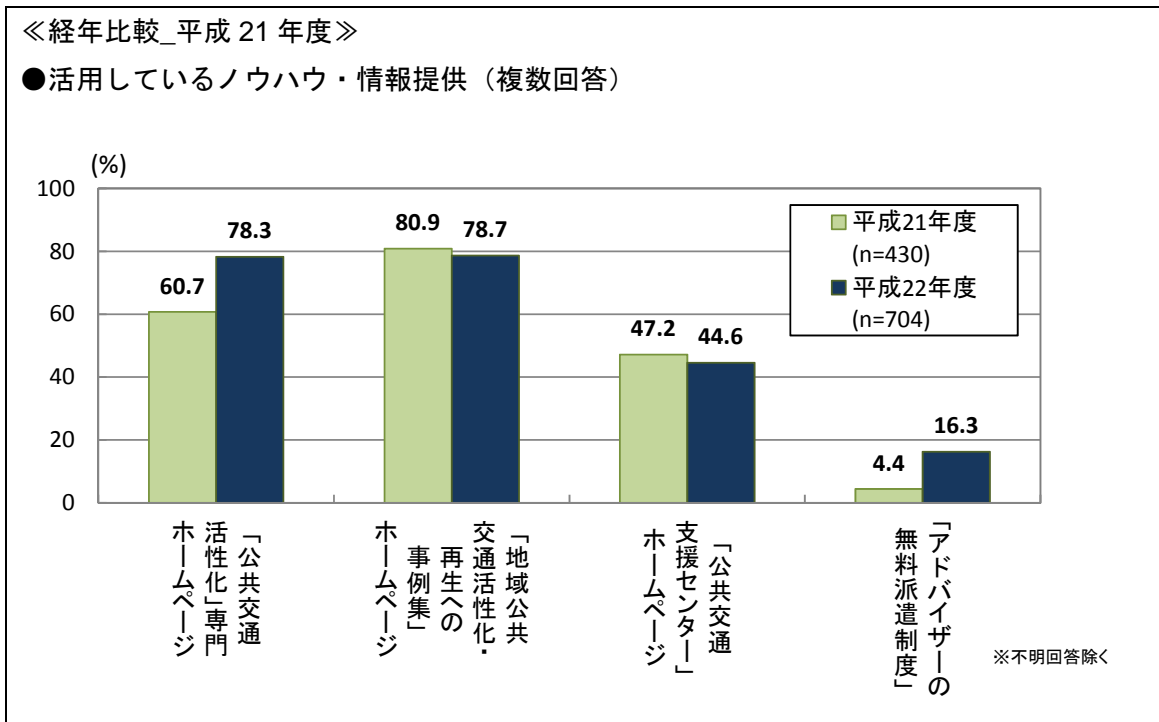
- 「『公共交通活性化』専門ホームページ」、「『地域公共交通活性化・再生への事例集』ホームページ」を活用したことがある市区町村は、8割近くに上る（不明回答除く）。
- 平成21年度と比較すると、「『公共交通活性化』専門ホームページ」や「アドバイザーの無料派遣制度」を活用している市区町村が増加している。

（問 E1-1）貴市区町村では、上記に掲げる地域公共交通サービス確保に関するノウハウ・情報提供を活用しましたか？活用した場合には、「活用の有無」に「○」を記入し、その満足度合い（1～5）を数字で記入してください。

●活用しているノウハウ・情報提供（複数回答）



II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

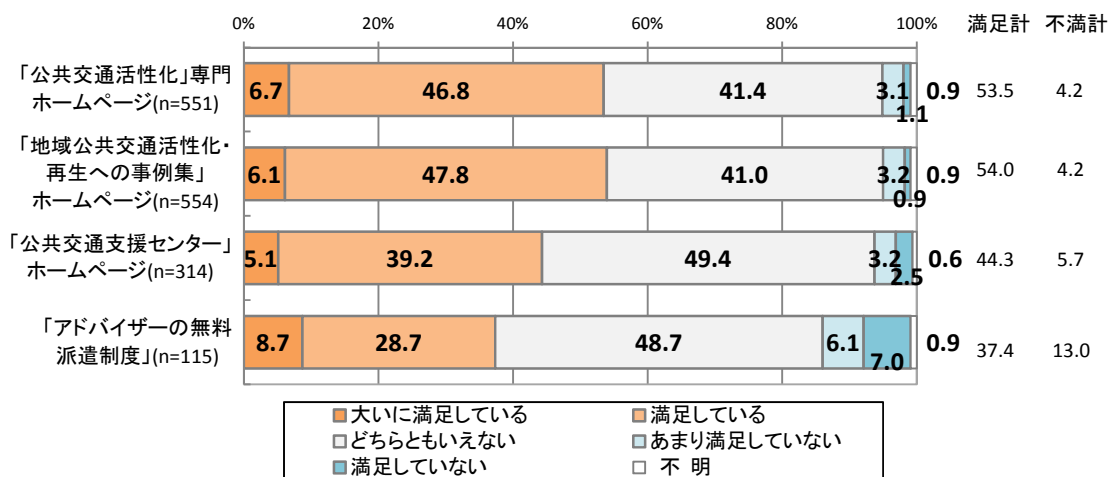


2) ノウハウ・情報提供の満足度

- ノウハウ・情報提供については、総じて高い満足度を得ている。
- アドバイザー派遣制度については、「満足していない」、「あまり満足していない」の不満計が1割を超えている。

●ノウハウ・情報提供の満足度（単数回答）

[ベース：各ノウハウ・情報提供について活用ありと回答した自治体]

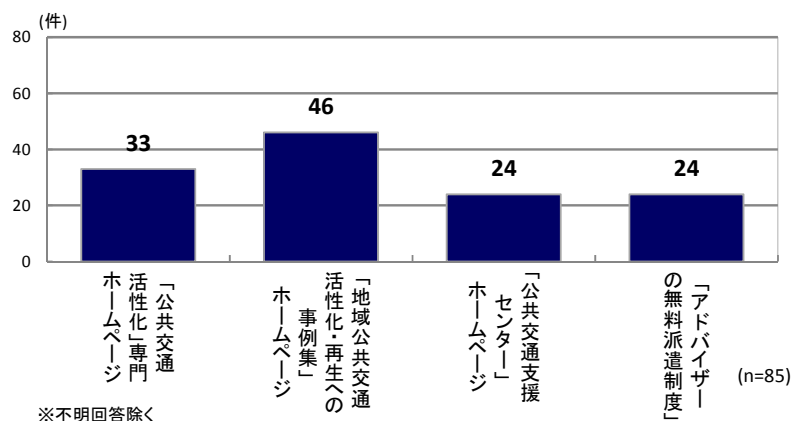


(2) ノウハウ・情報提供の改善すべき点

- 85自治体から回答を得た。
- 「地域公共交通活性化・再生への事例集」ホームページに対する意見が最も多く、「公共交通活性化」専門ホームページと、利用傾向の高かったノウハウ・情報提供ツールが続く。

(問 E1-2) 国土交通省等が実施したノウハウ・情報提供を活用した感想として、お気づきになった改善すべき点がありますか？改善すべき点がある場合には、「改善点の有無」に「○」を記入し、その改善内容を記入してください。

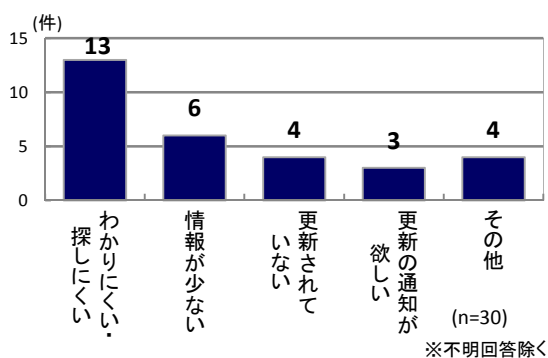
●改善すべきノウハウ・情報提供（複数回答）



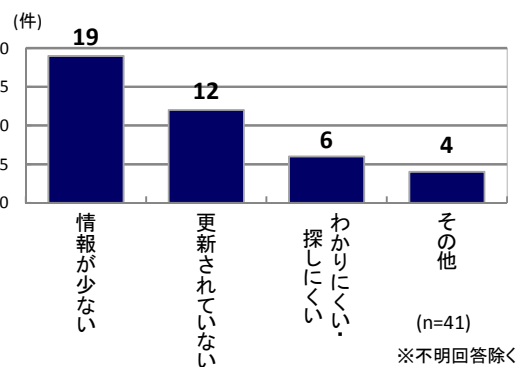
●国が実施したノウハウ・情報提供の改善すべき点（自由回答の単数回答化）

[ベース：各ノウハウ・情報提供について、改善すべき点があると回答した自治体]

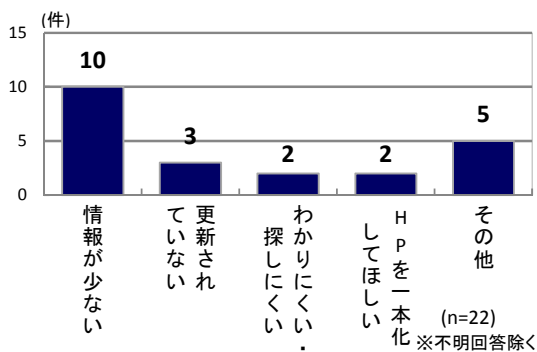
・「公共交通活性化」専門ホームページ



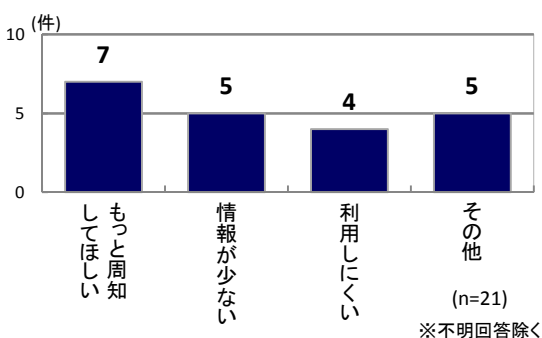
・「地域公共交通活性化・再生への事例集」ホームページ



・「公共交通支援センター」ホームページ



・「アドバイザーの無料派遣制度」



6. 都道府県が実施する支援メニューの活用状況について

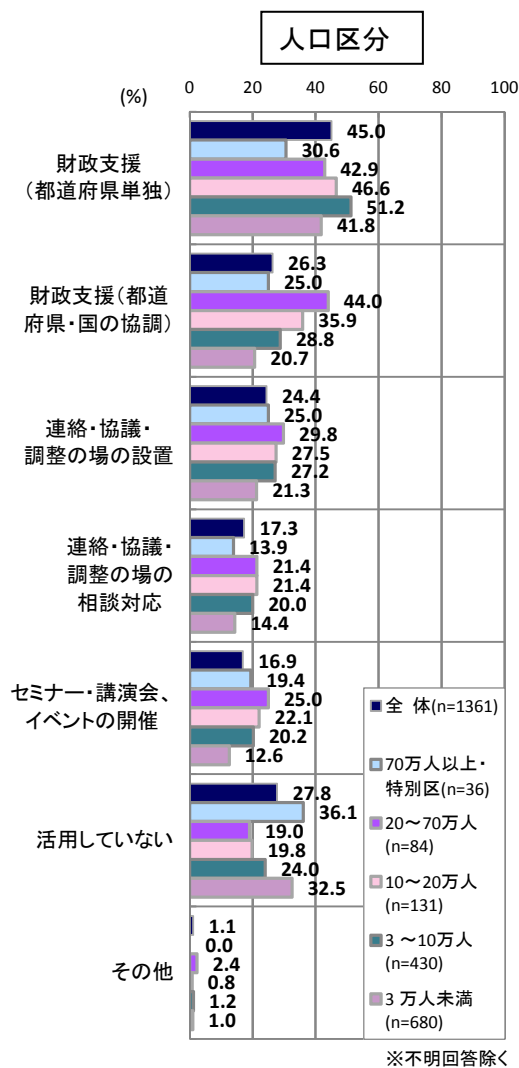
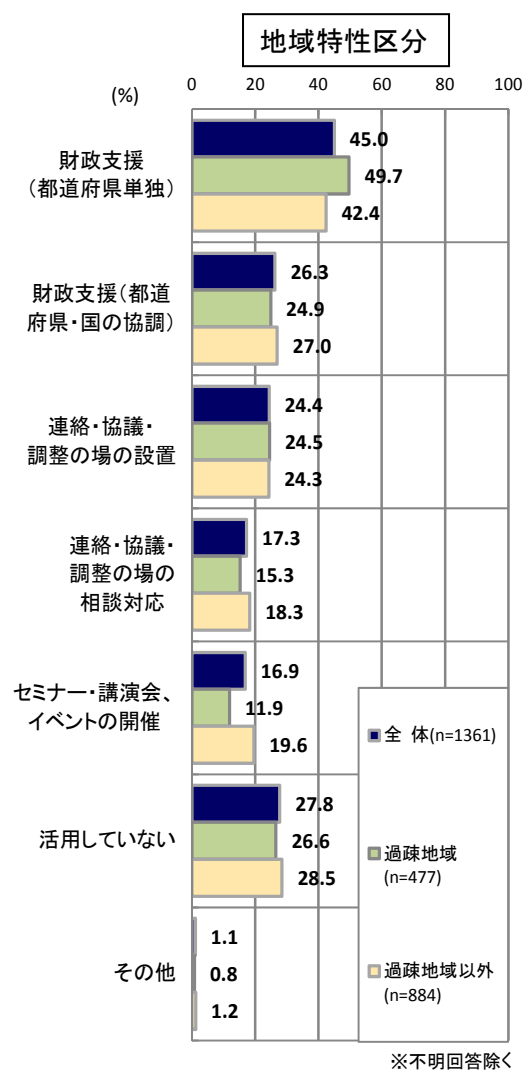
(1) 公共交通サービスの確保の取組に関する、都道府県との関わりの状況

1) 都道府県が実施する各種支援メニューの活用有無

- 全体の45.0%の市区町村が都道府県単独の財政支援を活用しており、過疎地域、人口の少ない市町村においてその割合が比較的高くなっている。
- 都道府県の支援を活用していない市区町村も3割近くあり、人口70万人以上の自治体で割合が高くなっているほか、人口3万人未満の自治体においても高い割合を占めている。

(問 F1-1) 貴市区町村における公共交通サービスの確保に関する取組に際し、都道府県が実施している各種支援メニューを活用しましたか？

● 都道府県による支援メニューの活用有無（複数回答）



II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

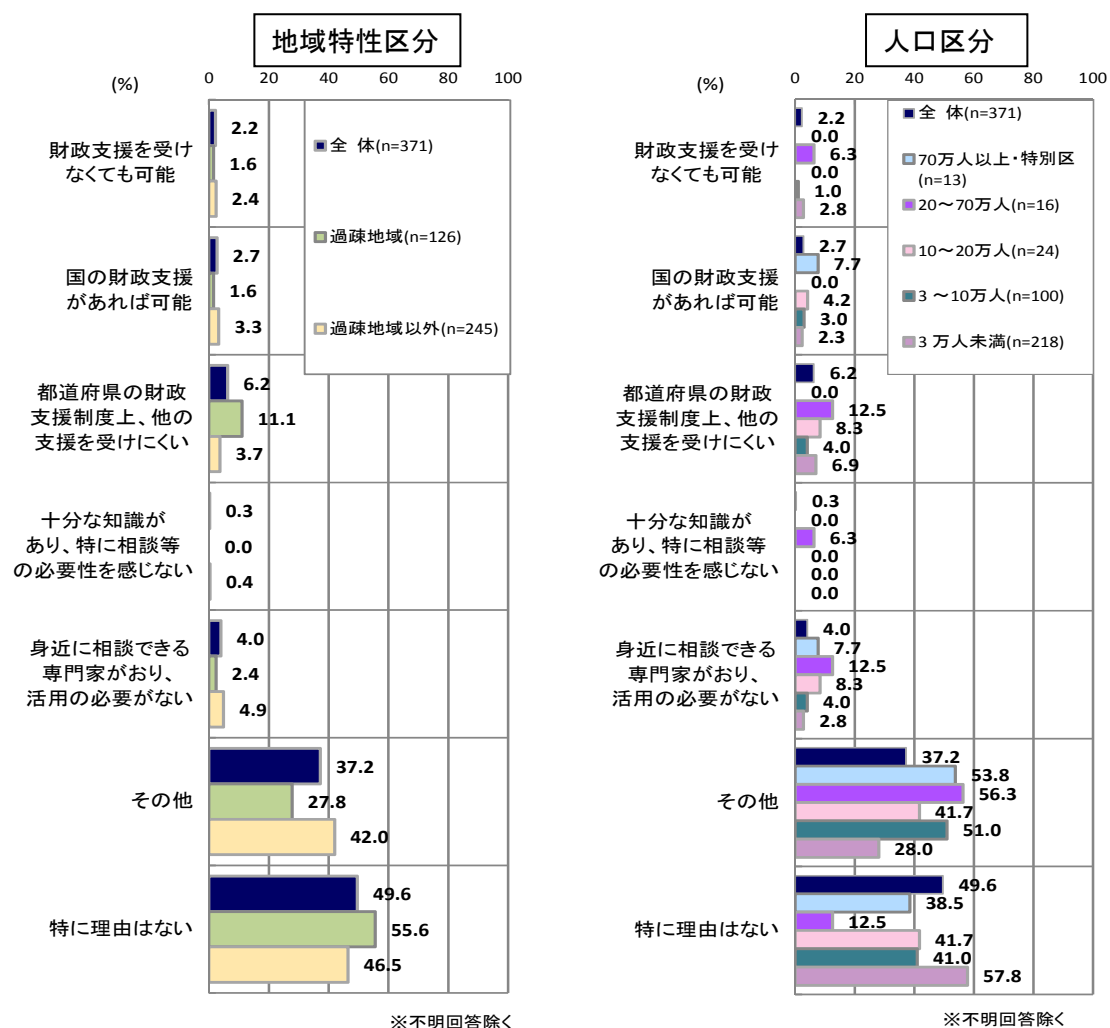
2) 都道府県が実施する各種支援メニューを活用しない理由

- およそ半数の市区町村が「特に理由はない」と回答している。
- その他自由回答では、「支援メニューがない」(64件)が最も多く、次いで「要件、条件が合わない」が続く。「対象となる事業がない」、あるいは「今後利用を検討している」といった回答も多く見られた。

(問 F1-2) 貴市区町村が、「都道府県が実施している支援メニューを活用していない」場合、どのような理由から、活用しないのですか？

[ベース：F1-1 で都道府県が実施している支援メニューを活用していないと回答した自治体]

●活用しない理由（複数回答）



II. 地域公共交通に対する取組状況調査_市区町村版

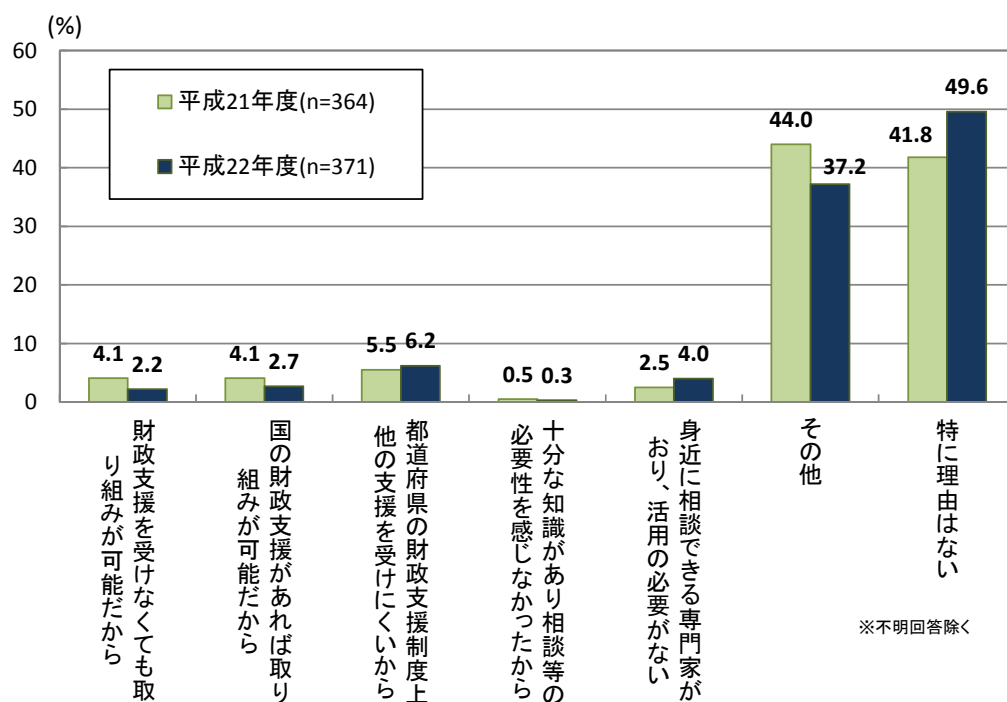
●都道府県が実施している支援メニュー活用しない理由「その他」(自由回答、抜粋)

※183 自治体が回答

支援メニューがない (64件)
公共交通の活性化に活用可能な支援メニューがないため
要件・条件に合わない (42件)
(コミバスについて) ワンコインでも徴収すると利用がなくなる為無料で運行しているが利用料を徴収しないと支援が受けられない。
必要なし、対象事業なし (28件)
公共交通サービスの確保に対する要望等がないため。
知識がない、わかりにくい (13件)
支援メニューの内容を熟知するための時間的余裕が無い
利用検討中 (10件)
今年度から、公共交通確保に向けた取り組みを始めたので、今後活用が可能な支援メニューがあれば活用を検討する。
その他 (26件)
近隣市町村の動向や首長の意向等により、実施施策が決まる傾向が強いため、市町村どうしの情報交換の方がより有効な手段となっている。

《経年比較_平成21年度》

●活用しない理由(複数回答)



Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

1. 回答状況

(1) 回答数

■ 1,064市区町村から、5,762路線について回答を得た。

● 都道府県別回答市区町村数

都道府県	回答市区町村数	都道府県	回答市区町村数	都道府県	回答市区町村数
北海道	70	富山県	13	岡山県	23
青森県	25	石川県	18	広島県	22
岩手県	19	長野県	65	山口県	17
宮城県	19	静岡県	31	徳島県	11
秋田県	19	岐阜県	32	香川県	12
山形県	23	愛知県	45	愛媛県	12
福島県	20	三重県	24	高知県	17
茨城県	33	福井県	15	福岡県	38
栃木県	10	大阪府	21	佐賀県	15
群馬県	10	京都府	15	長崎県	11
埼玉県	39	滋賀県	9	熊本県	24
千葉県	44	奈良県	23	大分県	16
東京都	31	和歌山県	18	宮崎県	17
神奈川県	16	兵庫県	25	鹿児島県	24
山梨県	10	鳥取県	15	沖縄県	5
新潟県	24	島根県	19	計	1,064

● 都道府県別回答路線数

都道府県	回答路線数	都道府県	回答路線数	都道府県	回答路線数
北海道	276	富山県	135	岡山県	171
青森県	109	石川県	89	広島県	192
岩手県	147	長野県	459	山口県	85
宮城県	134	静岡県	211	徳島県	45
秋田県	91	岐阜県	255	香川県	48
山形県	101	愛知県	231	愛媛県	79
福島県	88	三重県	122	高知県	50
茨城県	162	福井県	112	福岡県	113
栃木県	94	大阪府	76	佐賀県	47
群馬県	55	京都府	44	長崎県	64
埼玉県	154	滋賀県	40	熊本県	106
千葉県	164	奈良県	100	大分県	186
東京都	112	和歌山県	72	宮崎県	89
神奈川県	58	兵庫県	124	鹿児島県	162
山梨県	48	鳥取県	48	沖縄県	11
新潟県	248	島根県	155	計	5,762

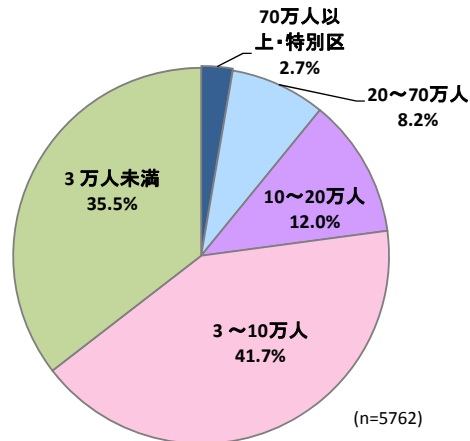
Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

(2) 人口区分別、地域特性区分別、都市圏区分別の回答状況

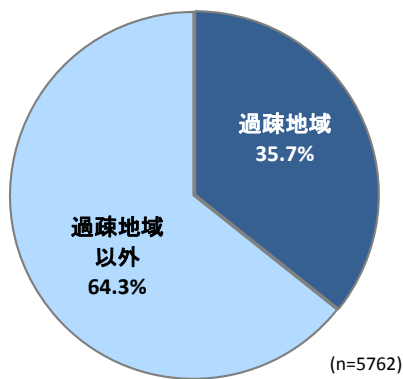
- 人口区分での回答路線数は、「70万人以上・特別区」が2.7%、「20～70万人」が8.2%、「10～20万人」が12.0%、「3～10万人」が41.7%、「3万人未満」が35.5%となっている。
- 過疎地域における路線がおおよそ3分の1以上、三大都市圏以外の地方圏における路線が8割以上を占めている。

※地域特性は平成24年度時点、人口区分は平成22年度時点

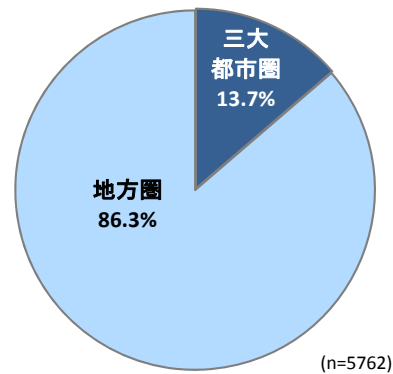
●人口区分別回答路線数



●地域特性区分別回答路線数



●都市圏区分別回答路線数



【定義】

- ・ 70万人以上・特別区…人口70万人以上の都市及び東京特別区
- ・ 20～70万人…人口20万人以上70万人未満の市町村及び中核市及び特例市(人口20万人未満の特例市(岸和田市、鳥取市)を含む)
- ・ 過疎地域…過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項の「過疎地域」及び第33号第1項に基づく「過疎地域とみなされる市町村」(同法第33条第2項に基づく「過疎地域とみなされる区域」を含む市町村は含まない)
- ・ 過疎地域以外…上記過疎地域以外の市区町村
- ・ 三大都市圏…国土交通省土地・建設産業局地価調査課が定める三大都市圏(東京圏、大阪圏、名古屋圏)の市区町村
<http://tochi.mlit.go.jp/chika/kouji/2012/43.html> (国土交通省土地・建設産業局地価調査課地価公示室)
- ・ 地方圏…上記三大都市圏以外の市町村

Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

●地域特性区分別、人口区分別、都市圏区分別の回答路線数（都道府県別件数表）

都道府県名	全 体	人口区分					地域特性区分		都市圏区分	
		70万人以上・特別区	20～70万人	10～20万人	3～10万人	3万人未満	過疎地域	過疎地域以外	三大都市圏	地方圏
北海道	276	-	-	7	26	243	209	67	-	276
青森県	109	-	17	-	18	74	38	71	-	109
岩手県	147	-	-	39	10	98	79	68	-	147
宮城県	134	4	-	-	68	62	42	92	-	134
秋田県	91	-	4	-	66	21	73	18	-	91
山形県	101	-	4	9	13	75	60	41	-	101
福島県	88	-	-	5	19	64	35	53	-	88
茨城県	162	-	16	27	110	9	-	162	40	122
栃木県	94	-	4	55	22	13	12	82	-	94
群馬県	55	-	3	-	45	7	1	54	-	55
埼玉県	154	2	16	63	45	28	2	152	116	38
千葉県	164	3	18	43	76	24	11	153	83	81
東京都	112	30	18	41	16	7	3	109	109	3
神奈川県	58	4	8	20	16	10	-	58	56	2
山梨県	48	-	-	-	36	12	10	38	-	48
新潟県	248	40	17	11	119	61	81	167	-	248
富山県	135	-	31	11	79	14	21	114	-	135
石川県	89	-	4	3	37	45	22	67	-	89
長野県	459	-	95	46	99	219	124	335	-	459
静岡県	211	29	14	60	69	39	27	184	-	211
岐阜県	255	-	11	13	157	74	45	210	-	255
愛知県	231	-	50	29	128	24	11	220	187	44
三重県	122	-	12	35	43	32	16	106	18	104
福井県	112	-	13	-	69	30	4	108	-	112
大阪府	76	22	5	28	18	3	-	76	76	-
京都府	44	2	-	-	34	8	6	38	25	19
滋賀県	40	-	-	15	15	10	-	40	-	40
奈良県	100	-	-	3	55	42	49	51	71	29
和歌山県	72	-	-	-	34	38	52	20	-	72
兵庫県	124	-	30	-	76	18	16	108	11	113
鳥取県	48	-	8	2	4	34	22	26	-	48
島根県	155	-	-	20	48	87	135	20	-	155
岡山県	171	2	4	4	128	33	132	39	-	171
広島県	192	6	2	15	42	127	155	37	-	192
山口県	85	-	15	25	37	8	14	71	-	85
徳島県	45	-	-	-	8	37	36	9	-	45
香川県	48	-	5	6	27	10	4	44	-	48
愛媛県	79	-	-	5	56	18	70	9	-	79
高知県	50	-	-	-	12	38	29	21	-	50
福岡県	113	9	-	7	77	20	21	92	-	113
佐賀県	47	-	1	-	23	23	7	40	-	47
長崎県	64	-	16	3	16	29	35	29	-	64
熊本県	106	-	-	2	32	72	78	28	-	106
大分県	186	-	15	-	138	33	156	30	-	186
宮崎県	89	-	2	26	30	31	10	79	-	89
鹿児島県	162	-	11	13	102	36	100	62	-	162
沖縄県	11	-	1	-	3	7	6	5	-	11
合計	5,762	153	470	691	2,401	2,047	2,059	3,703	792	4,970

※人口区分別の集計結果は、もともとのサンプル数が少ないため、無回答の自治体が多い設問は十分なサンプルが確保できなかった。サンプル数が少ない一部の結果については参考値として掲載する。

Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

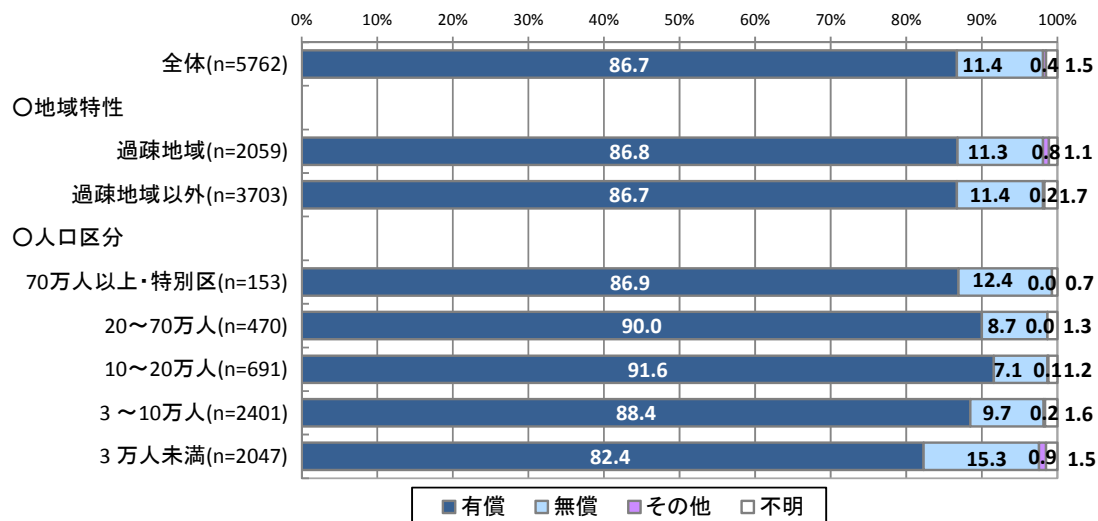
2. 路線概要

(1) 有償・無償の別

■ 「有償」の路線が8割以上を占め、無償運行は1割強となっている。

3. 有償・無償の別を次の選択肢から、いずれかをお答えください。

●有償無償の別（路線単位）



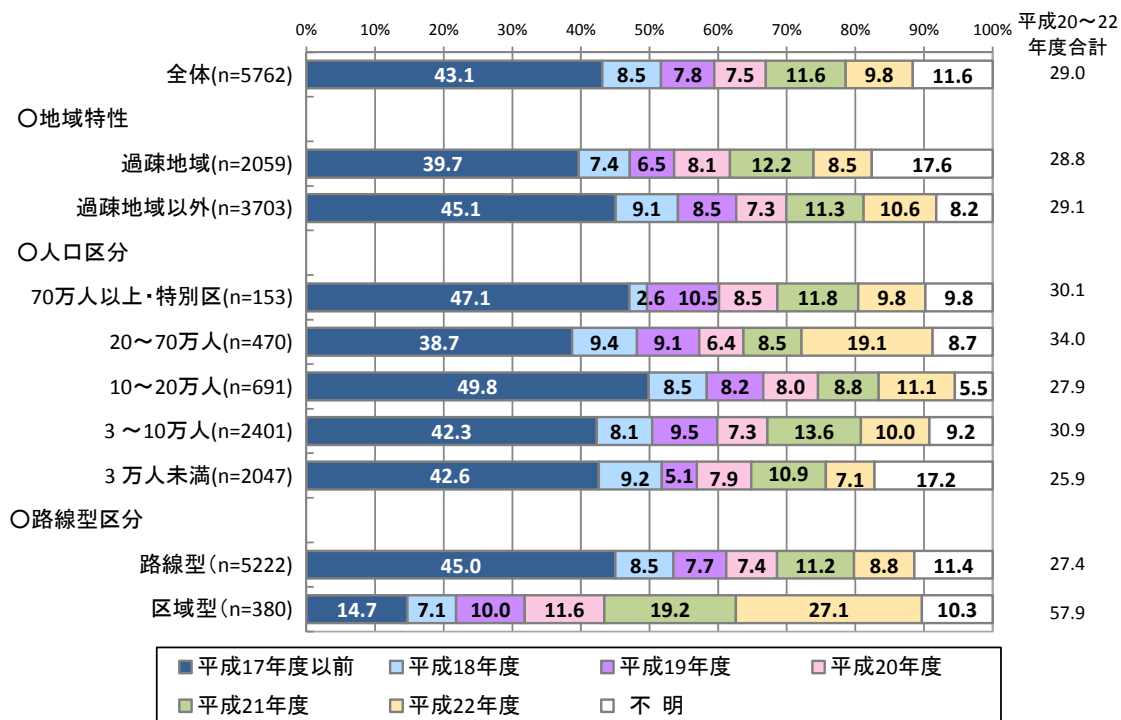
Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

(2) 運行開始時期

- 平成18年の道路運送法改正以前から運行している路線は約半数を占めている。
- 地域公共交通活性化・再生総合事業が創設された平成20年度以降に運行を開始した路線は約3割となっている。

4. 運行開始時期をご記入ください。

●運行開始時期（路線単位）



【定義】

・路線型区分…次頁の事業区分のうち、路線型は「路線定期運行」「路線不定期運行」「市町村借上げ無料バス等」（以上、道路運送法第4条）「規制対象外の『市町村・NPO等の車両による無償住民輸送』『道路運送法第78条に基づく市町村運営有償運送（交通空白輸送）』『道路運送法21条に基づく乗合輸送許可』『スクールバス（上記除く）』『病院等の送迎バス（上記除く）』『上記以外』と回答された路線を指し、区域型は、「道路運送法第4条に基づく区域運行」「道路運送法第78条に基づく過疎地有償運送」と回答された路線を指す。

Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

(3) 事業区分

- 「法第4条路線定期運行」の路線が約半数を占め、次いで「法第78条市町村運営有償運送(交通空白輸送)」が約4分の1となっている。
- 人口の少ない市町村では「法第78条市町村運営有償運送(交通空白輸送)」の割合が高くなる傾向がある。

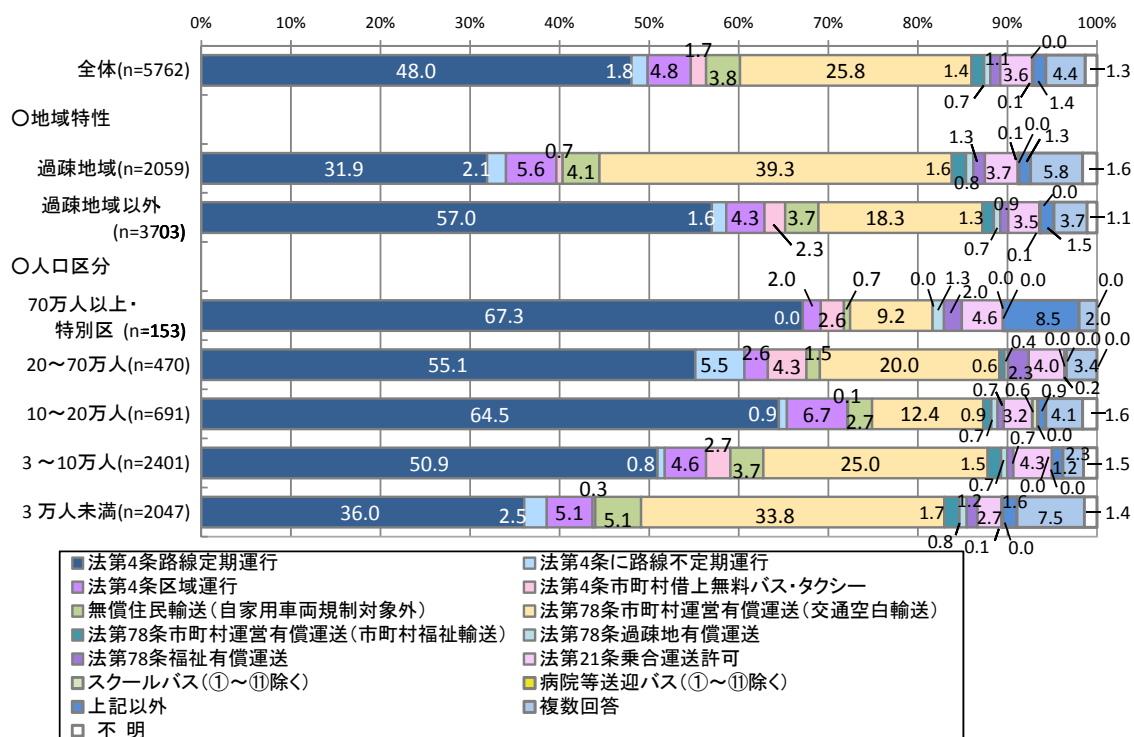
5.事業区分を、前頁の事業区分①～⑭の選択肢から、いずれかをお答えください。

事業区分の分類

①法第4条路線定期運行	⑧法第78条市町村運営有償運送(市町村福祉輸送)
②法第4条に路線不定期運行	⑨法第78条過疎地有償運送
③法第4条区域運行	⑩法第78条福祉有償運送
④法第4条市町村借上無料バス・タクシー	⑪法第21条乗合運送許可
⑤法第43条に基づく、「特定旅客自動車運送事業」	⑫スクールバス(①～⑪除く)
⑥無償住民輸送(自家用車両規制対象外)	⑬病院等送迎バス(①～⑪除く)
⑦法第78条市町村運営有償運送(交通空白輸送)	⑭ ①～⑬以外

※本設問では⑤の選択肢は使用しません。

●事業区分 (単数回答_路線単位)



(件)

	全体	法第4条路線定期運行	法第4条に路線不定期運行	法第4条区域運行	法第4条市町村借上無料バス・タクシー	無償住民輸送(自家用車両規制対象外)	法第78条市町村運営有償運送(交通空白輸送)	法第78条市町村運営有償運送(市町村福祉輸送)	法第78条福祉有償運送	法第21条乗合運送許可	スクールバス(①～⑪除く)	病院等送迎バス(①～⑪除く)	上記以外	複数回答	不明	
全体	5,762	2,767	104	276	98	221	1,486	80	42	61	207	7	1	81	256	75
過疎地域	2,059	656	44	115	14	85	810	33	17	26	77	3	-	26	120	33
過疎地域以外	3,703	2,111	60	161	84	136	676	47	25	35	130	4	1	55	136	42
70万人以上・特別区	153	103	-	3	4	1	14	-	2	3	7	-	-	13	3	-
20～70万人	470	259	26	12	20	7	94	3	2	11	19	-	1	-	16	-
10～20万人	691	446	6	46	1	19	86	6	5	5	22	4	-	6	28	11
3～10万人	2,401	1,222	20	110	66	89	600	37	16	17	104	-	-	29	55	36
3万人未満	2,047	737	52	105	7	105	692	34	17	25	55	3	-	33	154	28

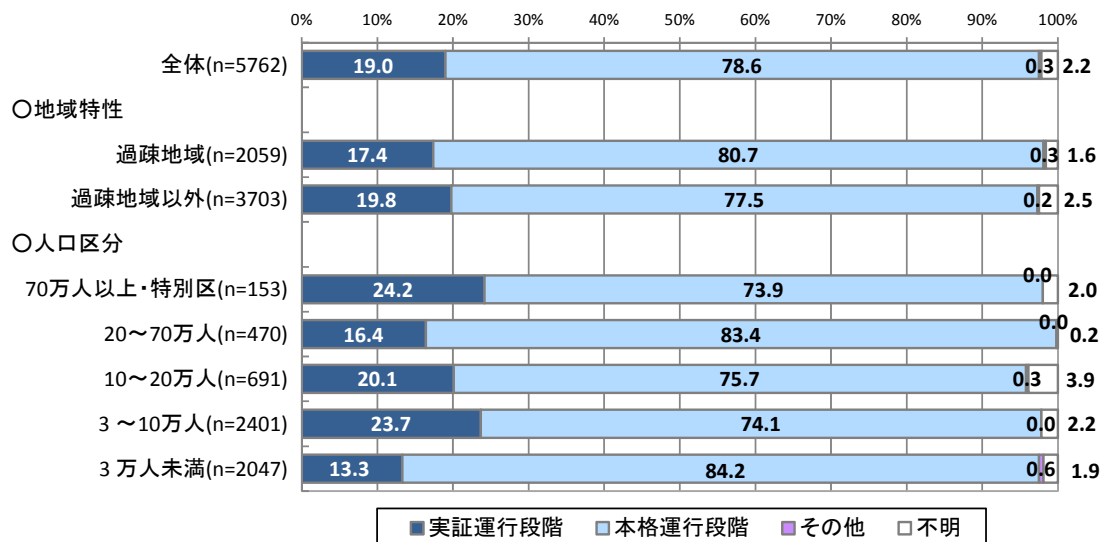
Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

(4) 運行段階

■ 全路線の78.6%が「本格運行」しており、19.0%が「実証運行」となっている。

6. 運行の段階を次の選択肢から、いずれかをお答えください。

●運行段階（単数回答_路線単位）



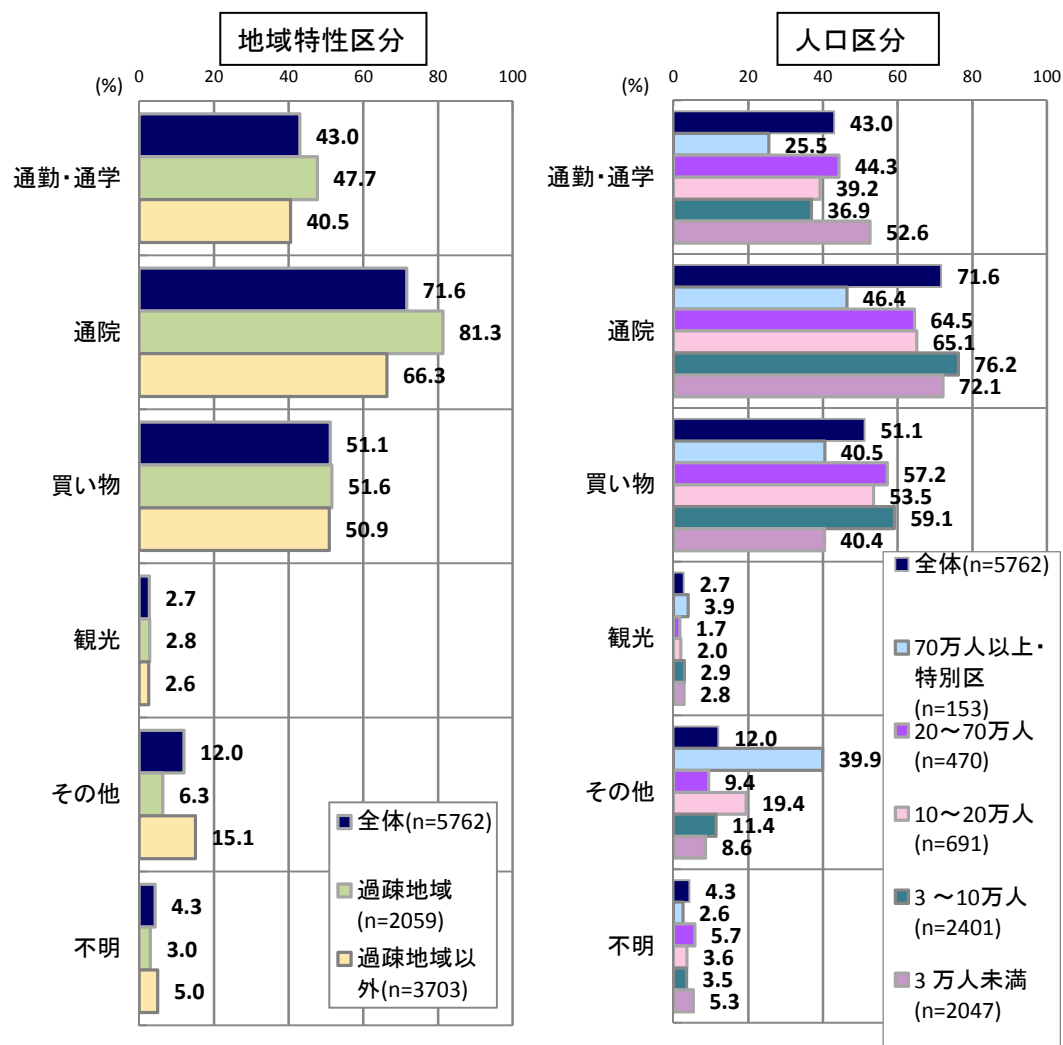
Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

(5) 運行の主な目的

- 「通院」を主目的とする路線が71.6%と最も多く、次いで「買い物」(51.1%)、「通勤・通学」(43.0%)となっている。
- 過疎地域では、「通院」を主目的とする路線が8割を超えている。
- 人口3万人以上の市区町村では「通院」、「買い物」、「通勤・通学」の順、人口3万人未満の市区町村では、「通院」、「通勤・通学」、「買い物」の順となっている。
- その他自由回答としては、「公共施設を含む施設利用者の移動」や「交通空白地域の解消」が主目的として挙げられている。

7. 運行の主目的を次の選択肢から、2つまでお答えください。

●運行の主な目的 (2つまで複数回答_路線単位)



・その他の主な内容 (自由回答)

施設 (公共施設含む) 利用者の移動 (145 件)、交通空白地域の解消 (92 件)、交通弱者の移動支援 (51 件)、移動支援 (18 件)、活性化 (5 件)、福祉・介護 (6 件)、その他 (29 件)

※一部複数カウント

Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

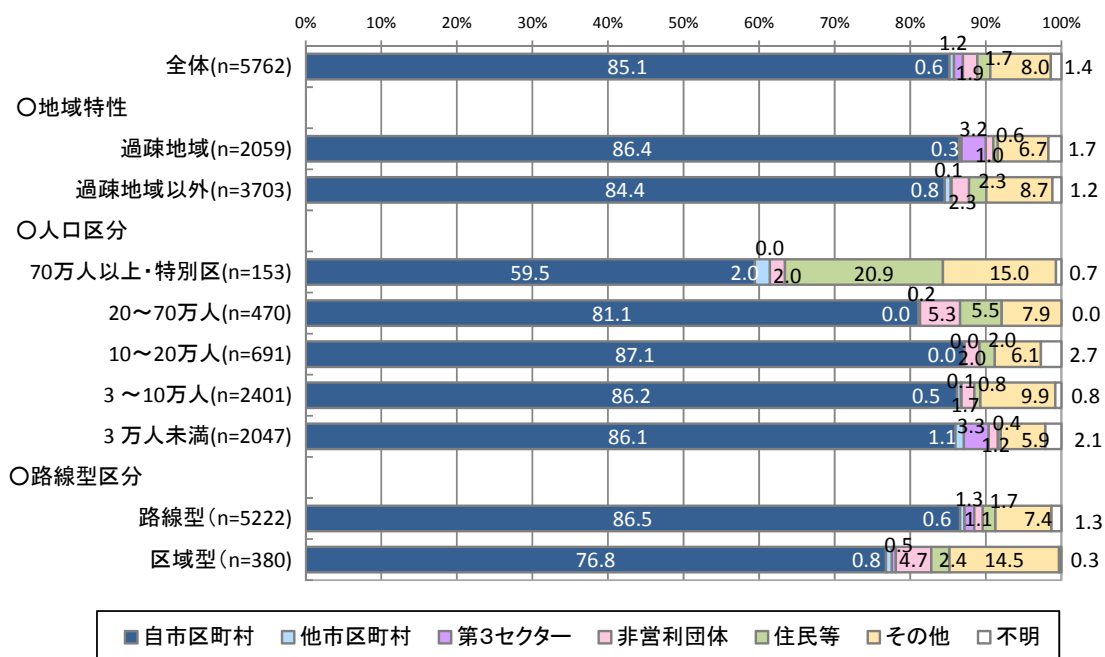
3. 運営・運行状況

(1) 運営主体

- 全体の8割以上の路線で「自市区町村」が運営主体となっている。
- 人口70万人以上・特別区では、「住民等」が運営主体となっている路線の割合が比較的高くなっている。

8. 事業の運営主体を次の選択肢から、いずれかをお答えください。

●運営主体（単数回答_路線単位）



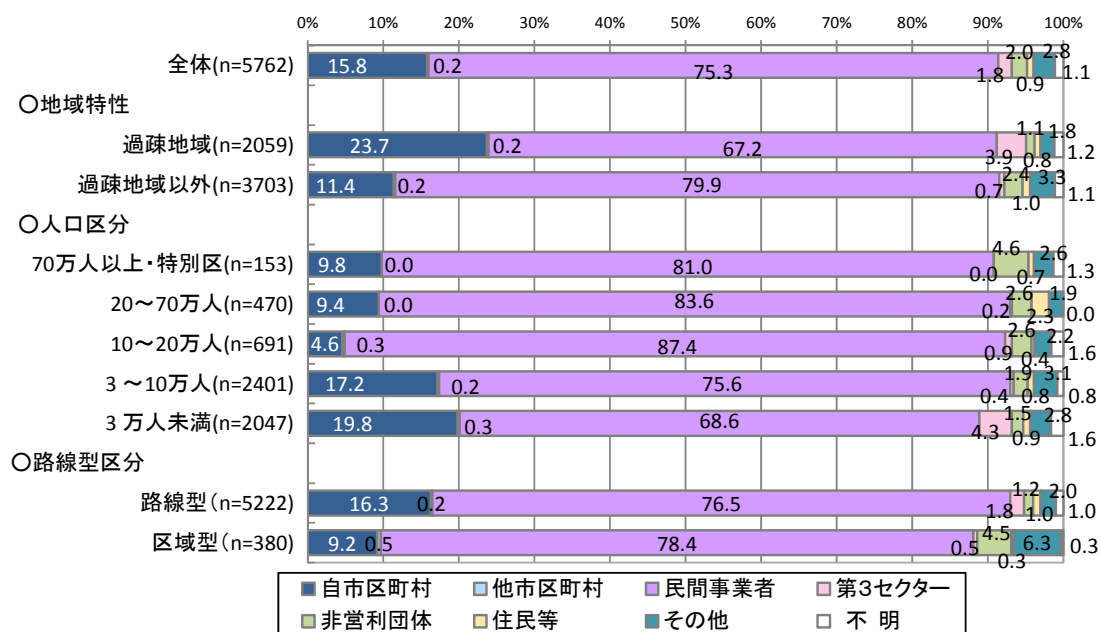
Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

(2) 運行主体

- 「民間事業者」が運行主体となっている路線が75.3%と最も多い。
- 人口の少ない市町村における路線では、他の区分と比較して「自市区町村」が運行主体となっている割合が高い。

9. 事業の運行主体を次の選択肢から、いずれかをお答えください。

●運行主体（単数回答_路線単位）



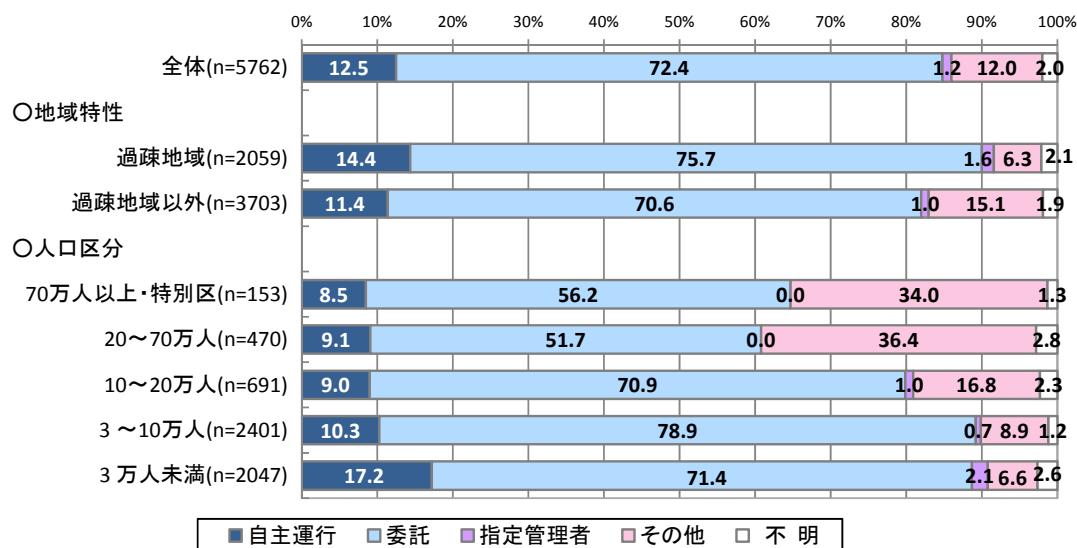
Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

(3) 運行事業者との契約状況

- 運行事業者に「委託」している路線が7割以上を占め、「自主運行」はおよそ1割程度となっている。
- 人口20万人以上の市区町村では「委託」契約の割合が比較的低くなっている。
- 過疎地域、人口3万人未満の市町村における路線では、「自主運行」の割合がやや高くなっている。

10. 運行事業者との契約状況を次の選択肢から、いずれかをお答えください。

● 運行事業者との契約状況（単数回答_路線単位）



・ その他の主な内容（自由回答）

協定（208件）、補助金（138件）、負担金（20件）、運転業務のみ委託（13件）、その他（15件）

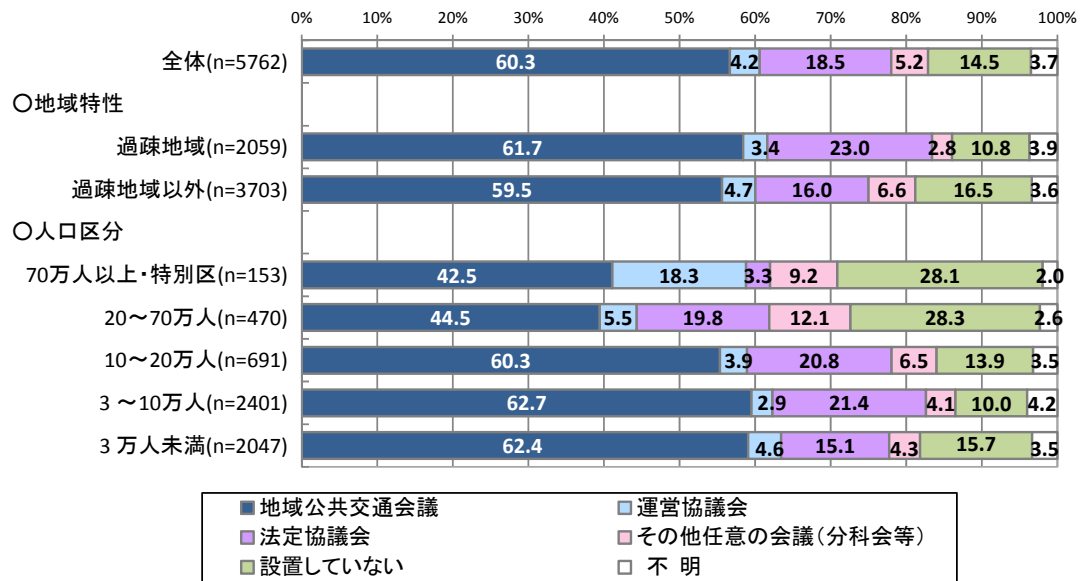
Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

(4) 協議会の設置状況

- 「地域公共交通会議」が設置されている路線が60.3%と最も多く、「法定協議会」を設置している路線は18.5%となっている。
- 協議会等が設置されていない路線は14.5%となっている。
- 人口20万人未満の市町村においては、協議会等を設置している路線の割合が比較的高い傾向にある。

11. 協議会等の設置状況について次の選択肢から、いずれかをお答えください。

●協議会等の設置状況（単数回答_路線単位）



Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

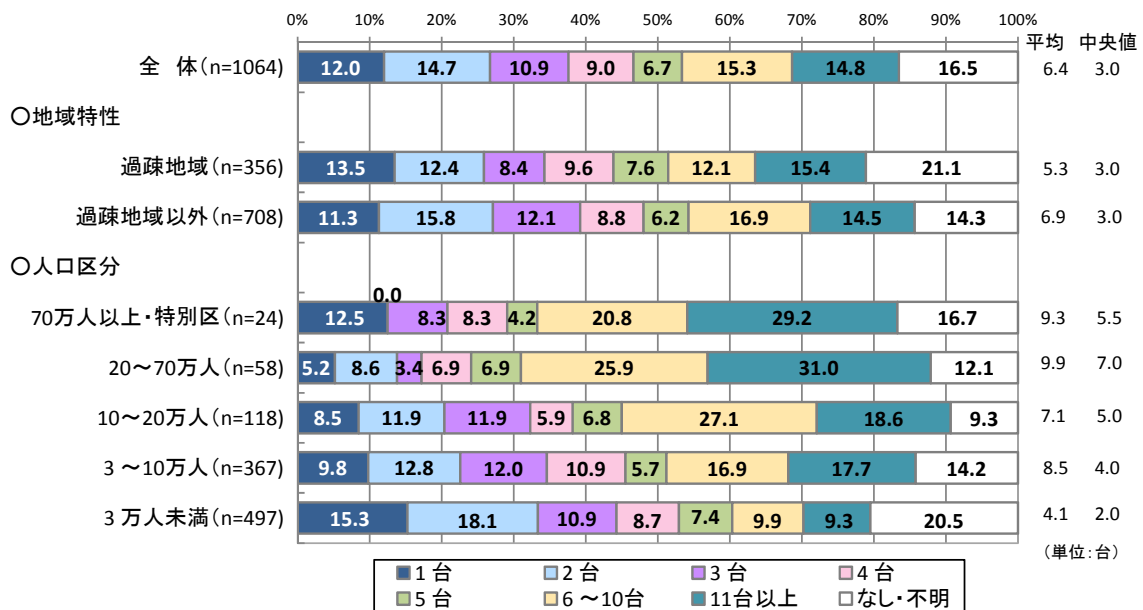
4. 路線の運行状態

(1) 使用車両台数

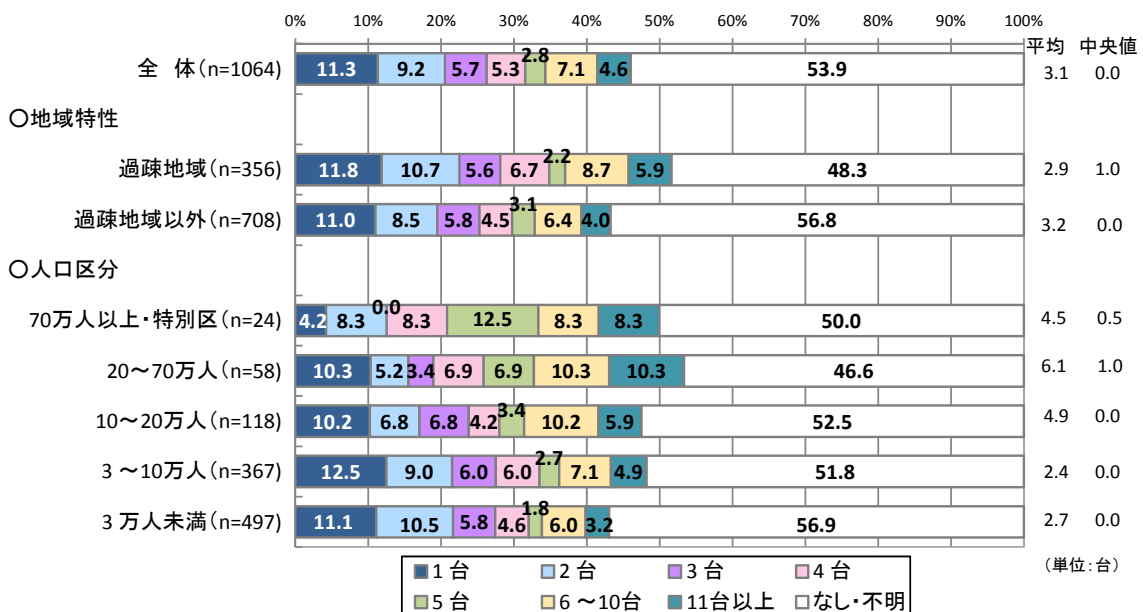
- 8割以上の市区町村が定員11人以上の車両を利用しており、定員11人未満の車両を利用しているのは5割に満たない。
- 定員11人未満の車両の利用は、過疎地域で半数以上と高くなっている。
- 人口の多い市区町村の方が、使用車両台数が多い傾向にある。

12. 使用車両台数を、お答えください。

●定員 11 人以上の使用車両台数（単数回答_市区町村単位）



●定員 11 人未満の使用車両台数（単数回答_市区町村単位）



Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

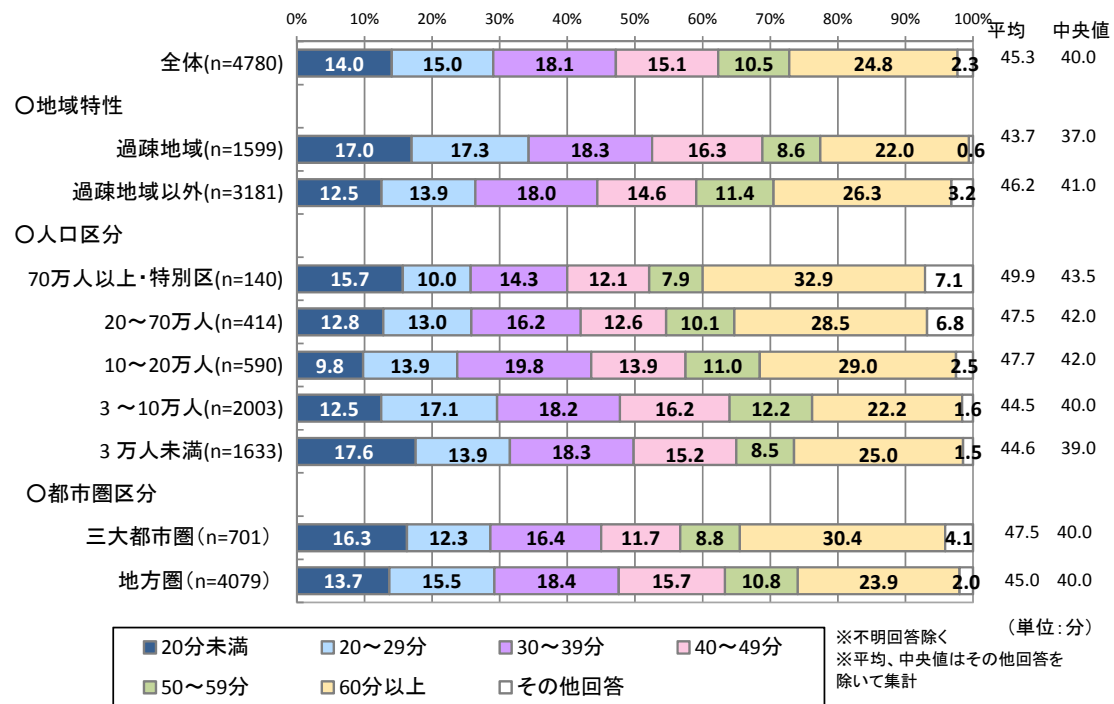
(2) 路線の所要時間

- 路線の所要時間は平均45.3分、中央値40.0分となっており、全体の7割以上の路線が60分未満である。
- 人口の多い自治体や、三大都市圏における路線ほど、概ね所要時間が長くなる傾向にある。
- 区域運行の1日のサービス時間の平均は7.2時間となっている。

13. 路線（系統）の所要時間をお答えください。

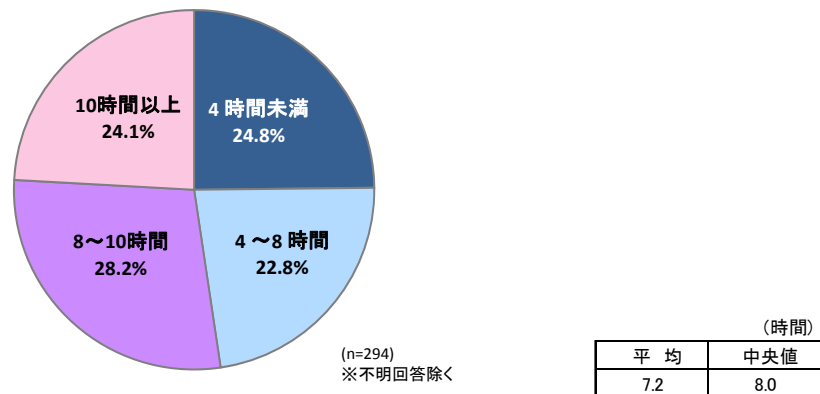
[ベース：5.事業区分で、「路線定期運行」「路線不定期運行」「市町村借上げ無料バス等」（以上、道路運送法第4条）「規制対象外の『市町村・NPO等の車両による無償住民輸送』」「道路運送法第78条に基づく市町村運営有償運送（交通空白輸送）」「道路運送法21条に基づく乗合輸送許可」「スクールバス（上記除く）」「病院等の送迎バス（上記除く）」「上記以外」と回答された路線]

●路線の所要時間（単数回答_路線単位）



●区域運行のサービス提供時間（単数回答_路線単位）

[ベース：5.事業区分で、「道路運送法第4条に基づく区域運行」「道路運送法第78条に基づく過疎地有償運送」と回答された路線]



Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

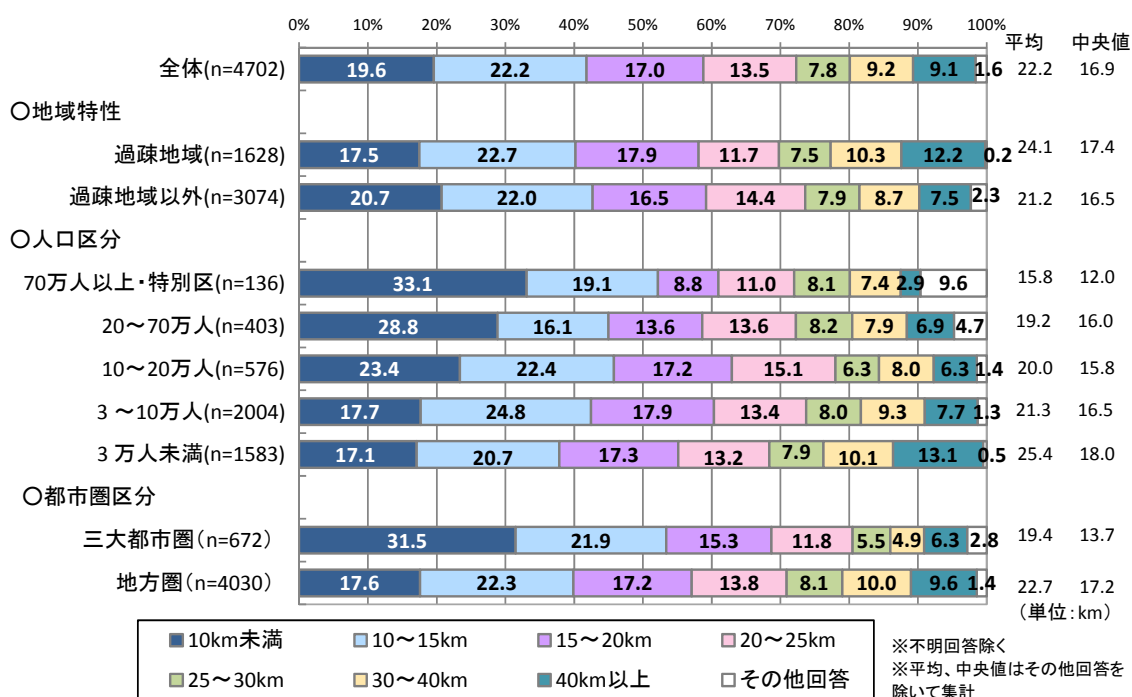
(3) 路線キロ

- 路線キロは、平均22.2km、中央値16.9 kmとなっており、20km未満の路線が6割近くを占めている。
- 人口規模が大きい都市ほど距離の短い路線が多く、人口規模が小さくなるにつれ、距離の長い路線が多くなる傾向がみられる。

14. 路線キロ（系統キロ）をお答えください。

[ベース：5.事業区分で、「路線定期運行」「路線不定期運行」「市町村借上げ無料バス等」（以上、道路運送法第4条）「規制対象外の『市町村・NPO等の車両による無償住民輸送』」「道路運送法第78条に基づく市町村運営有償運送（交通空白輸送）」「道路運送法21条に基づく乗合輸送許可」「スクールバス（上記除く）」「病院等の送迎バス（上記除く）」「上記以外」に回答された路線]

●路線キロ（単数回答_路線単位）



Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

(4) 1週間あたりの運行回数

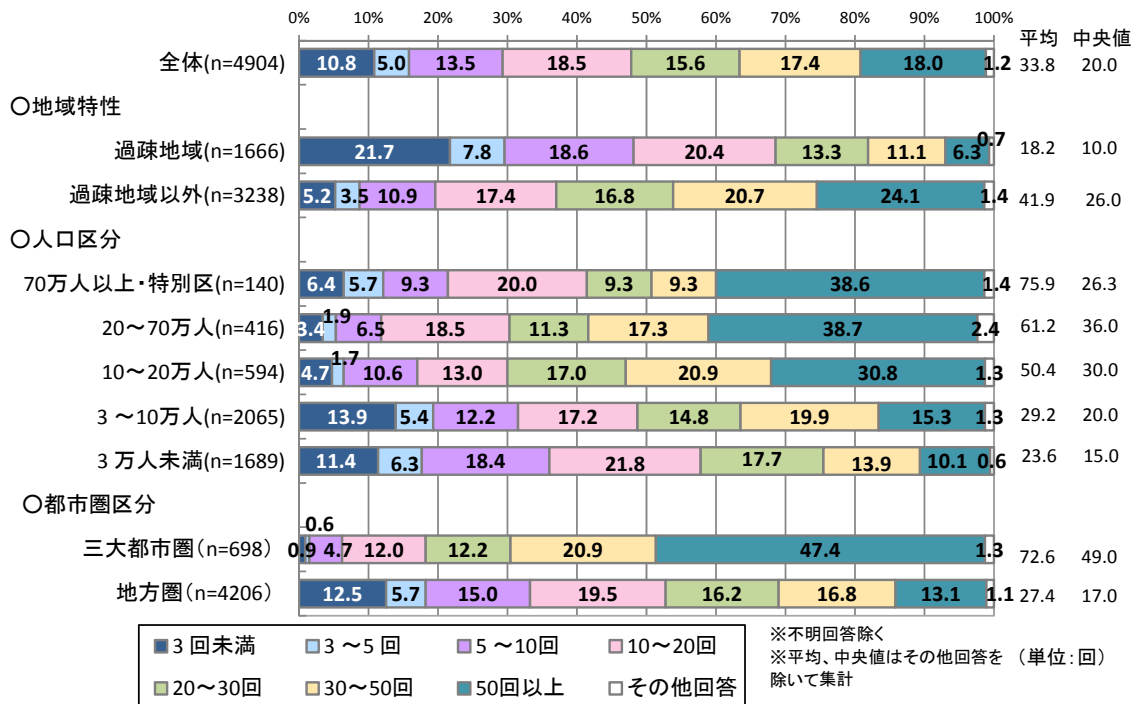
- 1週間あたりの運行回数は、平均33.8回、中央値20.0回となっている。
- 人口の多い市区町村における路線ほど運行回数が多い傾向がみられ、10万人以上の市区町村における半数以上の路線で、運行回数が20回以上となっている。
- その傾向は三大都市圏においてさらに顕著となっており、1週間の運行回数が5回以下の路線はきわめて少なくなっている。

16. 1週間あたり運行回数をお答えください。

※往復型は1往復を1.0回（片道0.5回）、循環型は1循環を1回としてお答えください。

[ベース：5.事業区分で、「路線定期運行」「路線不定期運行」「市町村借上げ無料バス等」（以上、道路運送法第4条）「規制対象外の『市町村・NPO等の車両による無償住民輸送』」「道路運送法第78条に基づく市町村運営有償運送（交通空白輸送）」「道路運送法21条に基づく乗合輸送許可」「スクールバス（上記除く）」「病院等の送迎バス（上記除く）」「上記以外」に回答された路線]

●1週間あたりの運行回数（単数回答_路線単位）



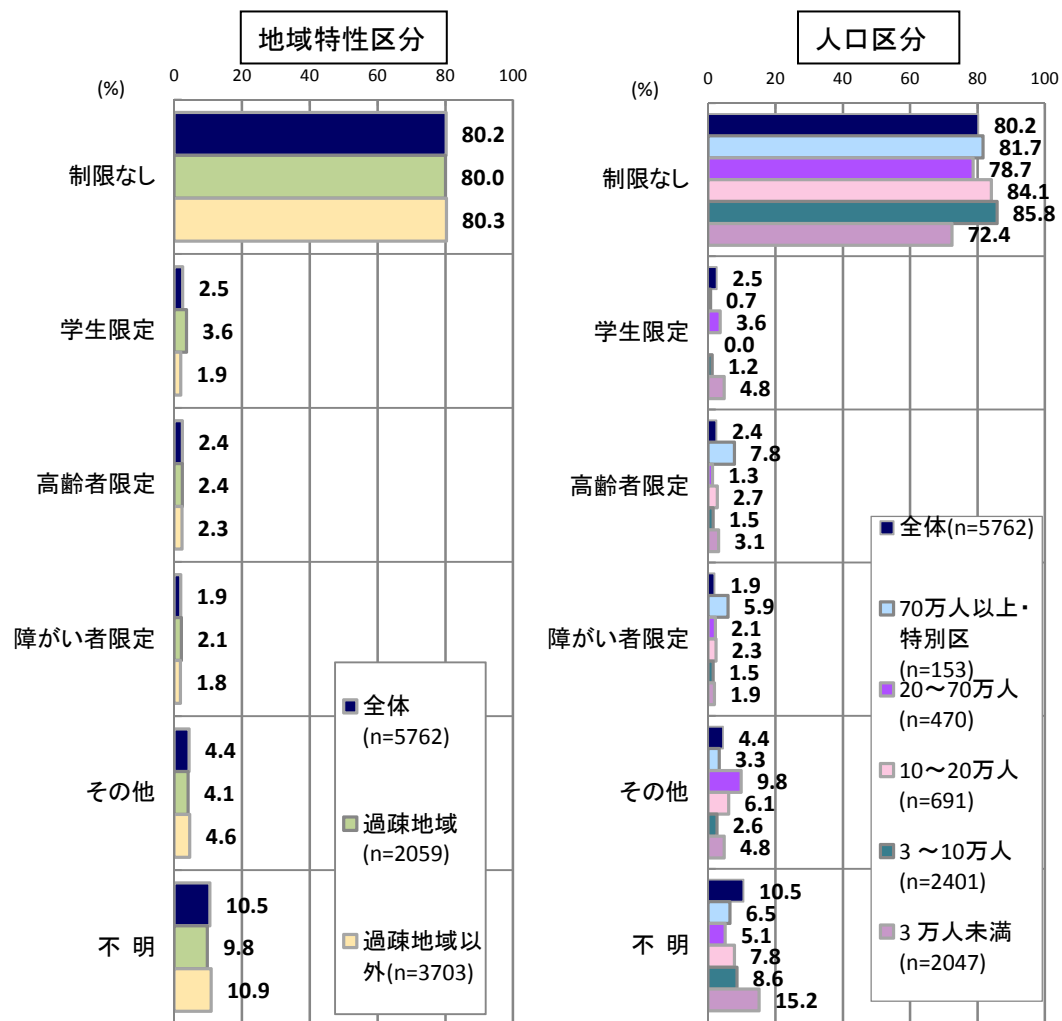
5. 利用条件

(1) 利用者制限

■ バス利用者の制限を行っていない路線が、約8割を占める。地域特性や人口区分による差異はほとんど見られない。

17. 利用者制限について次の選択肢から、該当するもの全てをお答えください。

●利用者制限（複数回答_路線単位）



・その他の主な内容（自由回答）

地域住民（75件）、会員・組合員（31件）、登録制（21件）、介護認定者・心身障がい者・付添人（54件）、施設利用者（8件）、自力歩行困難者（13件）、その他（31件）

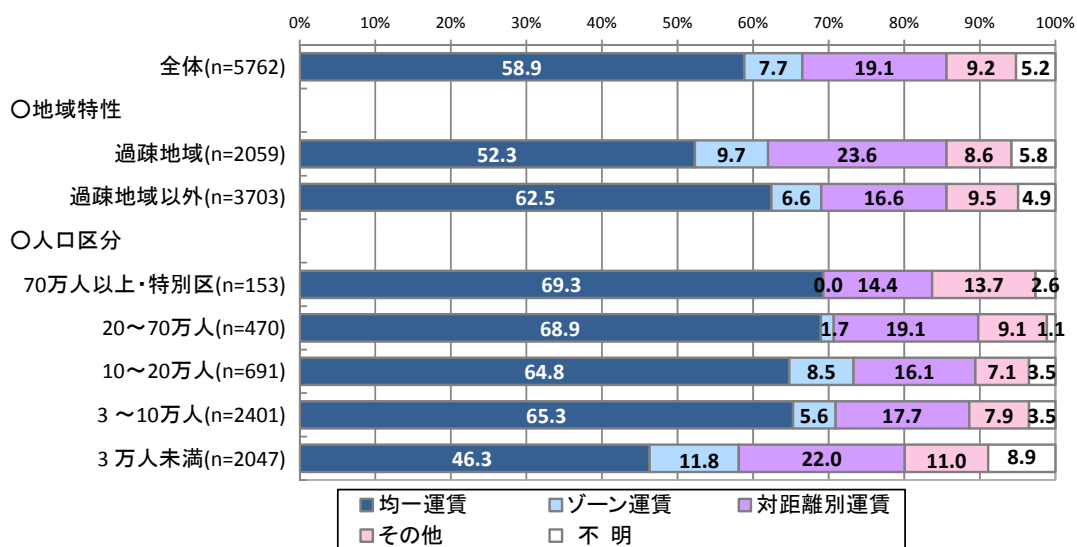
Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

(2) 運賃の種類

- 「均一運賃」を採用している路線が58.9%と最も多く、次いで「対距離別運賃」が19.1%となっている。
- 比較的距離の長い路線の多い過疎地域ないし人口3万人未満の市町村においては、「均一運賃」を採用する路線の割合が低い傾向にある。

18. 運賃について次の選択肢から、いずれかをお答えください。

●運賃の種類（単数回答_路線単位）

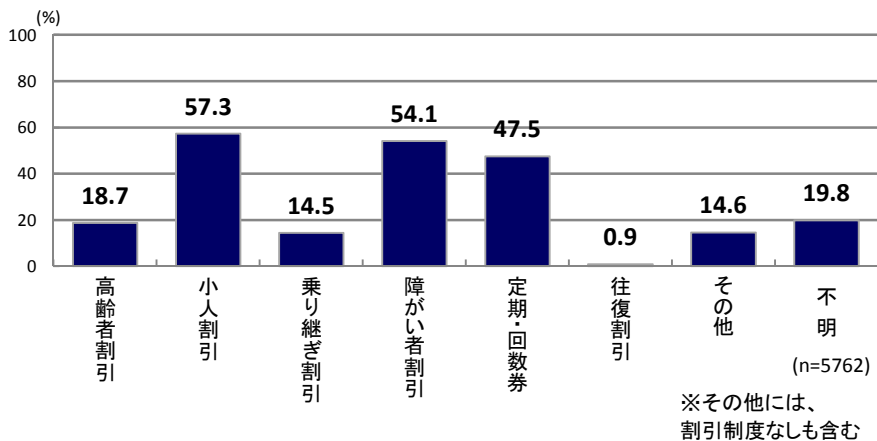


(3) 運賃割引導入状況

- 「小人割引」を採用している路線が57.3%と最も多く、次いで「障がい者割引」(54.1%)、「定期・回数券」(47.5%)と続く。

19. 運賃割引導入状況（無料化含む）について次の選択肢から、該当するもの全てをお答えください。

●運賃割引導入状況（複数回答_路線単位）



Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

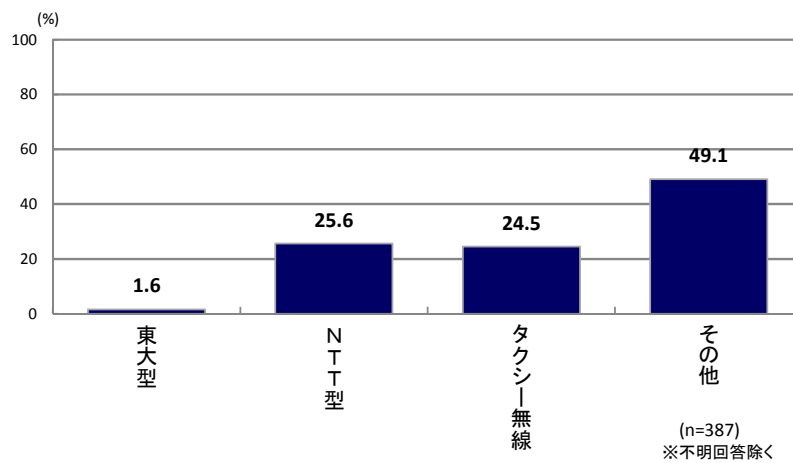
6. デマンドシステム

(1) デマンドシステムの種類

- 387路線/区域について回答があった。
- 導入されているデマンドシステムのうち、「NTT型」は25.6%、「タクシー無線」を活用したものは24.5%、「東大型」は1.6%となっている。
- その他自由回答では、「電話予約」、「自主開発」などが挙げられている。

21. デマンドシステムを導入している場合、システムの種類をお答えください。
※平成22年度に使用しているものをお答えください。

●導入しているデマンドシステムの種類（単数回答_路線単位）



・その他の主な内容（自由回答）

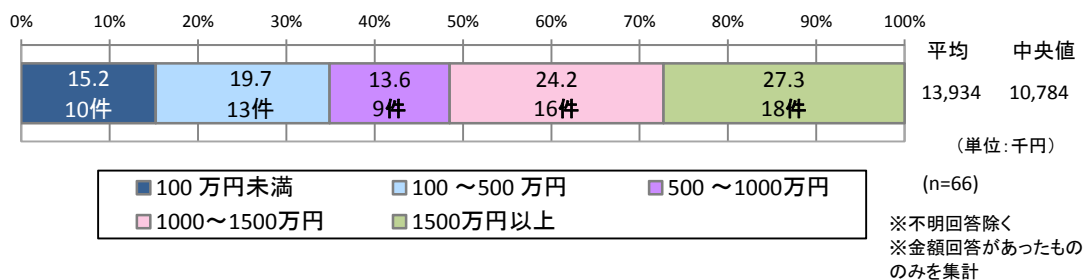
電話予約（26件）、自主開発（5件）、その他（28件）

(2) デマンドシステムの初期費用

- 平均所要額は1,393万円となっており、1,000万円以下でシステムを導入した市町村は半数以下となっている。

22. デマンドシステムを導入している場合、その初期費用をお答えください。（単位：千円）
※平成22年度に使用しているものをお答えください。

●デマンドシステムの初期費用（市町村単位）



Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

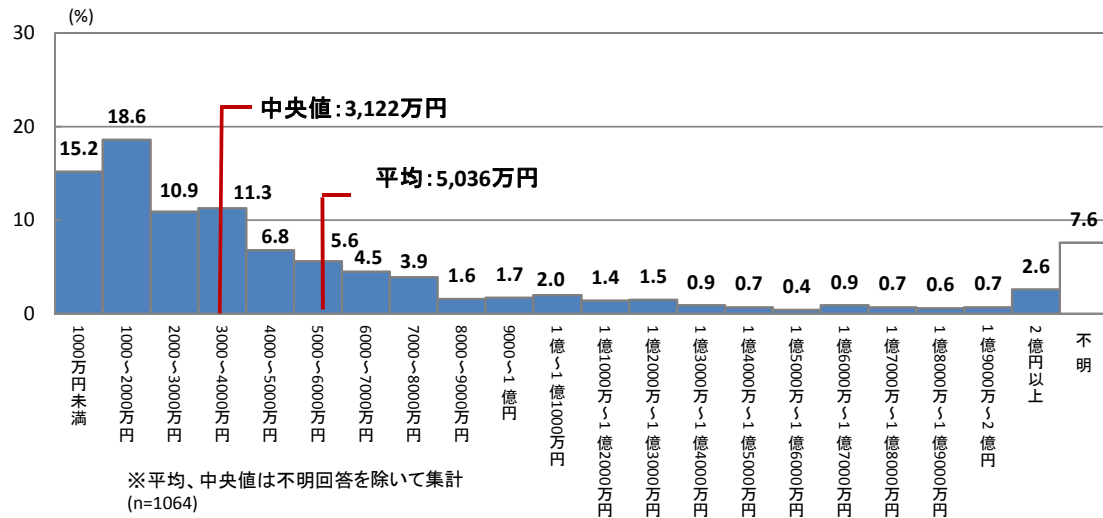
7. 運行経費・収入

(1) 年間運行経費

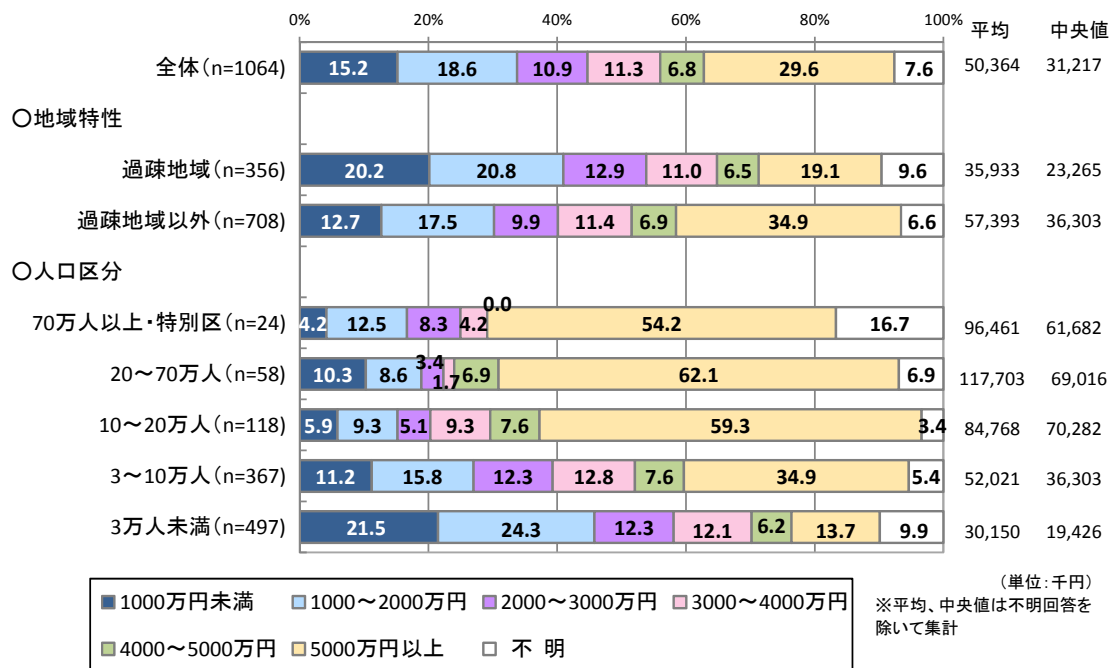
- 市区町村単位の年間運行経費は、平均5,036万円、中央値3,122万円となっている。
- 人口10万人以上の市区町村では、年間運行経費5,000万円以上の自治体が半数以上を占めており、人口の多い市区町村ほど年間運行経費が高い傾向がみられる。

23. 年間運行経費をお答えください。

●年間運行経費①（市区町村単位）



●年間運行経費②（市区町村単位）



Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

●参考 地域特性、人口区分ごとの年間運行経費内訳の平均及び中央値の一覧表（市区町村単位）

（単位：千円）

	年間運行経費			年間運行経費のうち、人件費			年間運行経費のうち、燃料費		
	全体	平均	中央値	全体	平均	中央値	全体	平均	中央値
全体	983	50,364	31,217	664	28,243	17,529	678	5,317	3,220
過疎地域	322	35,933	23,265	197	20,548	11,487	213	3,795	2,451
過疎地域以外	661	57,393	36,303	467	31,489	19,736	465	6,014	3,785
70万人以上・特別区	20	96,461	61,682	17	47,755	37,747	17	6,249	6,344
20～70万人	54	117,703	69,016	36	71,513	53,136	38	11,807	8,498
10～20万人	114	84,768	70,282	81	47,609	38,758	83	7,770	5,872
3～10万人	347	52,021	36,303	235	27,342	19,754	239	5,572	3,616
3万人未満	448	30,150	19,426	295	17,239	11,000	301	3,566	2,451

（単位：千円）

	年間運行経費のうち、減価償却費			年間運行経費のうち、車両賃料			年間運行経費のうち、システム経費		
	全体	平均	中央値	全体	平均	中央値	全体	平均	中央値
全体	313	5,150	2,006	168	8,762	2,753	59	3,544	1,458
過疎地域	68	3,579	1,502	42	4,331	1,218	14	4,390	582
過疎地域以外	245	5,586	2,254	126	10,239	3,400	45	3,281	1,600
70万人以上・特別区	12	5,796	2,678	3	1,316	1,133	2	229	229
20～70万人	28	14,946	8,334	11	4,343	1,922	5	5,522	298
10～20万人	51	9,339	5,208	26	10,268	4,048	4	5,159	4,340
3～10万人	120	3,298	1,952	69	10,439	3,630	28	3,910	1,745
3万人未満	102	2,469	1,156	59	7,340	1,904	20	2,545	1,115

※不明回答、0を除いて集計

Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

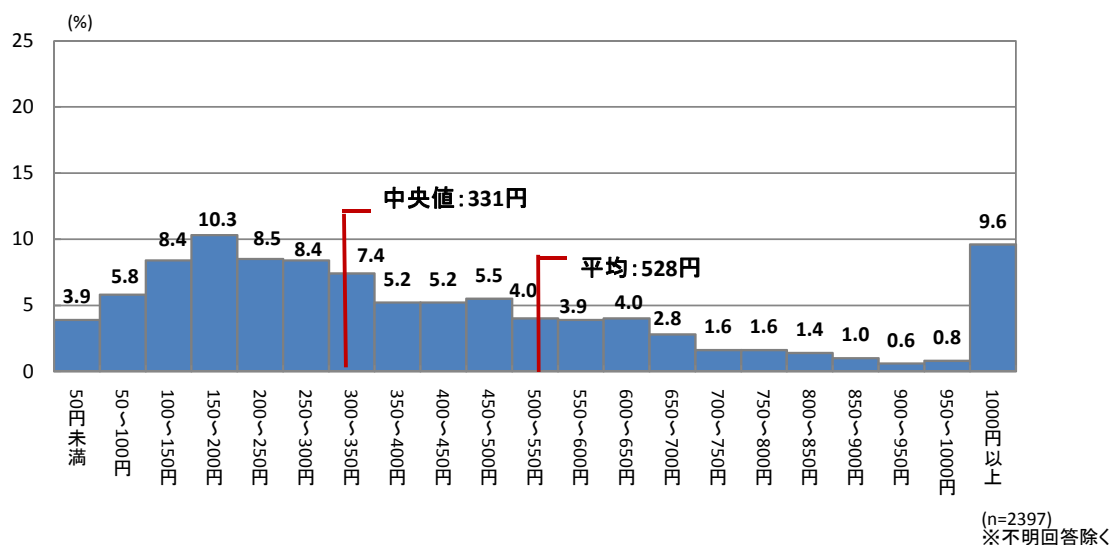
(2) 路線 1km あたりの運行経費

- 路線1kmあたりの運行経費は、平均528円、中央値331円となっている。
- 年間運行経費では、過疎地域以外の平均が過疎地域の平均よりも高いが、路線1kmあたりの運行経費では、過疎地域の方が高くなっている。

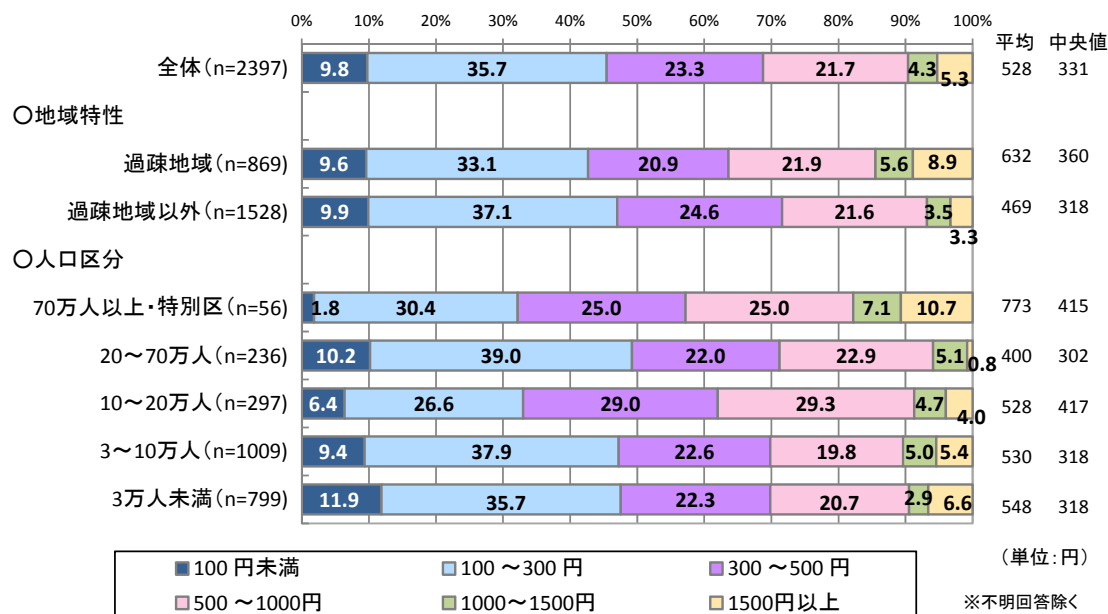
※路線1kmあたり運行経費=年間運行経費÷年間走行距離（路線キロ×1週間あたり運行回数×365/7週）

[ベース：区域運行を除く、路線キロ、運行経費について回答のあった路線]

●路線 1km あたりの運行経費①（路線単位）



●路線 1km あたりの運行経費②（路線単位）



Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

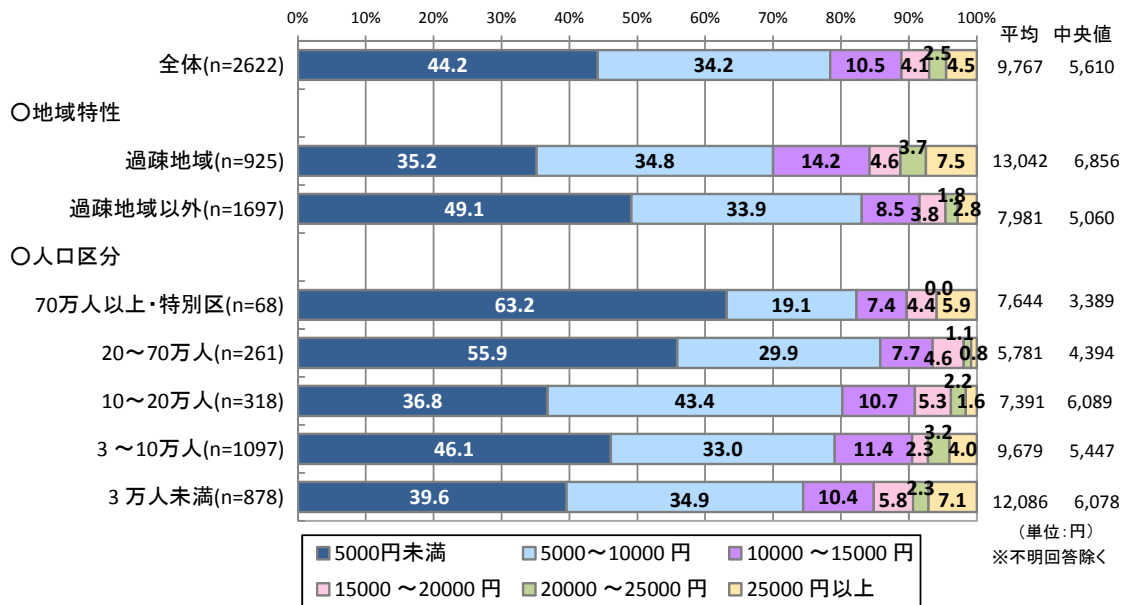
(3) 運行1回あたりの運行経費

- 運行1回あたりの運行経費は、平均9,767円、中央値5,610円となっている。
- 人口20万人以上の市区町村における路線では、運行経費5,000円/回未満が半数を占めるなど、人口の多い市区町村では総じて運行経費が低く抑えられている。

※運行1回あたり運行経費=年間運行経費÷年間運行回数（1週間あたり運行回数×365/7週）

●運行1回あたりの運行経費（路線単位）

[ベース：区域運行を除く、1週間あたりの運行回数、運行経費について回答のあった路線]

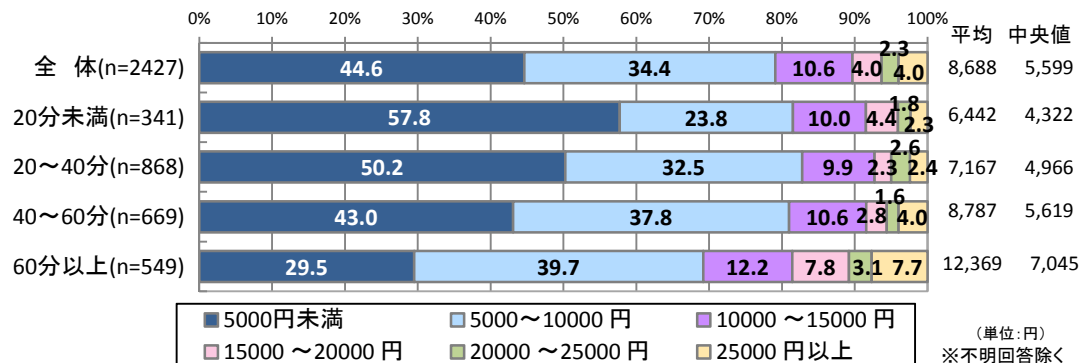


Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

●運行 1 回あたりの運行経費の設問間クロス（路線単位）

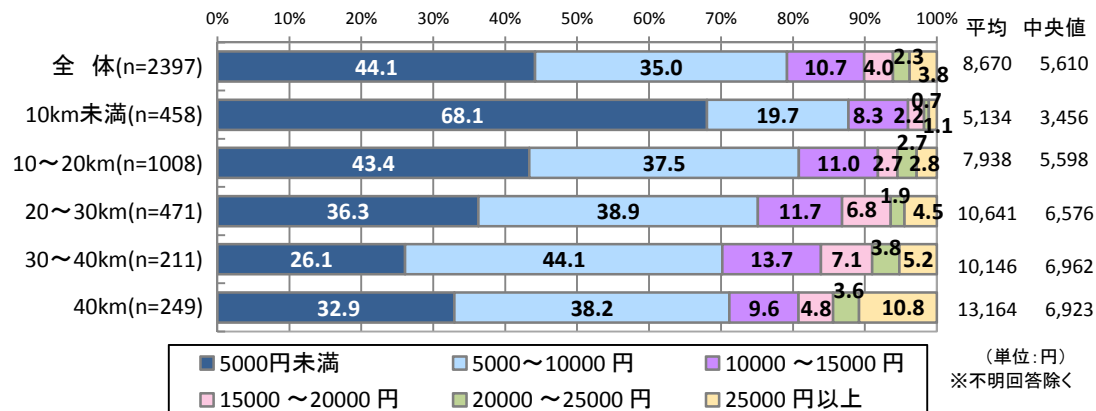
① 運行 1 回あたりの運行経費×路線所要時間

[ベース：区域運行を除く、1 週間あたりの運行回数、運行経費、路線所要時間について回答のあった路線]



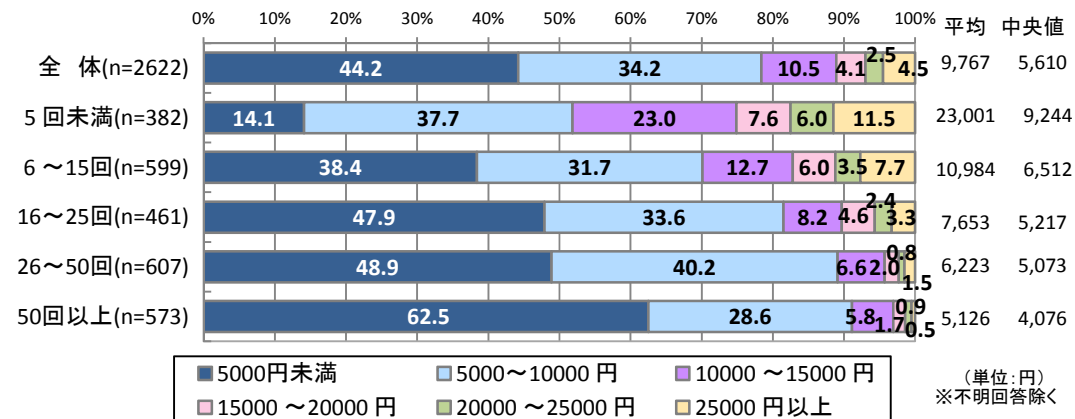
② 運行 1 回あたりの運行経費×路線キロ

[ベース：区域運行を除く、1 週間あたりの運行回数、路線キロについて回答のあった路線]



③ 運行 1 回あたりの運行経費×1 週間あたり運行回数

[ベース：区域運行を除く、1 週間あたりの運行回数、運行経費について回答のあった路線]



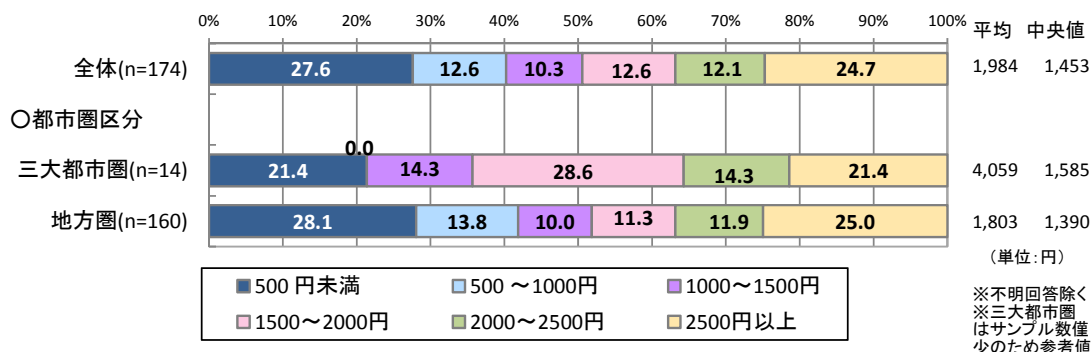
Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

(4) 区域運行の1時間あたりの運行経費

- 区域運行の1時間あたりの運行経費は、平均1,984円、中央値1,453円となっている。
 - 1時間あたり1,000円未満の自治体が全体の約4割を占めるが、2500円以上の自治体も約4分の1ある。
- ※区域運行の1時間あたりの運行経費=年間運行経費÷年間運行時間（1日のサービス時間×1週間あたり運行回数×365/7週）÷使用車両台数

●区域運行の1時間あたりの運行経費（路線単位）

[ベース：5.事業区分で、「道路運送法第4条に基づく区域運行」「道路運送法第78条に基づく過疎地有償運送」と回答された路線で、1週間あたりの運行回数、運行経費について回答のあった路線]

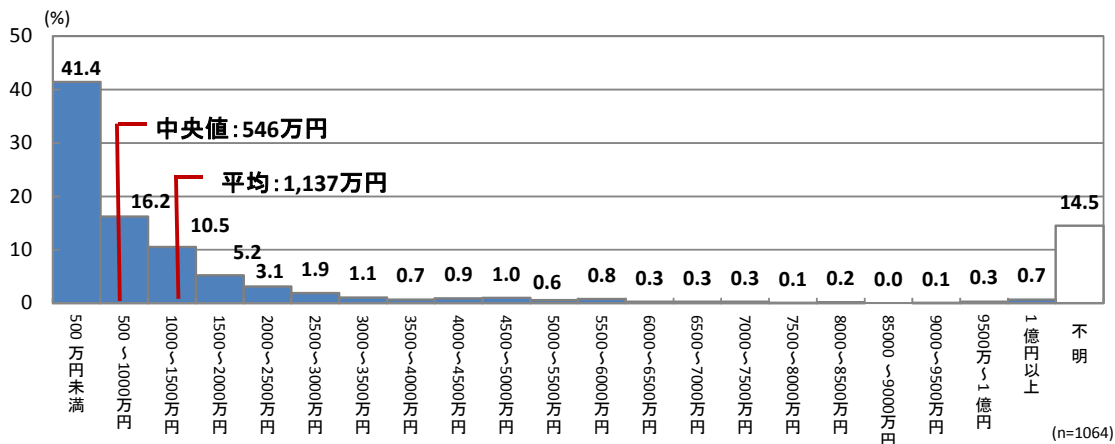


(5) 年間収入額

- 1路線あたりの年間収入額は、平均1,137万円、中央値546万円となっている。
- 市区町村単位の1路線で見ると、年間収入額500万円未満の自治体が4割を超えている。
- 人口の多い市区町村ほど、年間収入額が高くなる傾向にあると言える。中央値で比較すると、過疎地域と過疎地域以外では約2倍、人口3万人未満と人口70万人以上の市町村・特別区では約4倍の差となっている。

29. 年間収入額をお答えください。 ※補助金・交付金・負担金等を含みます。

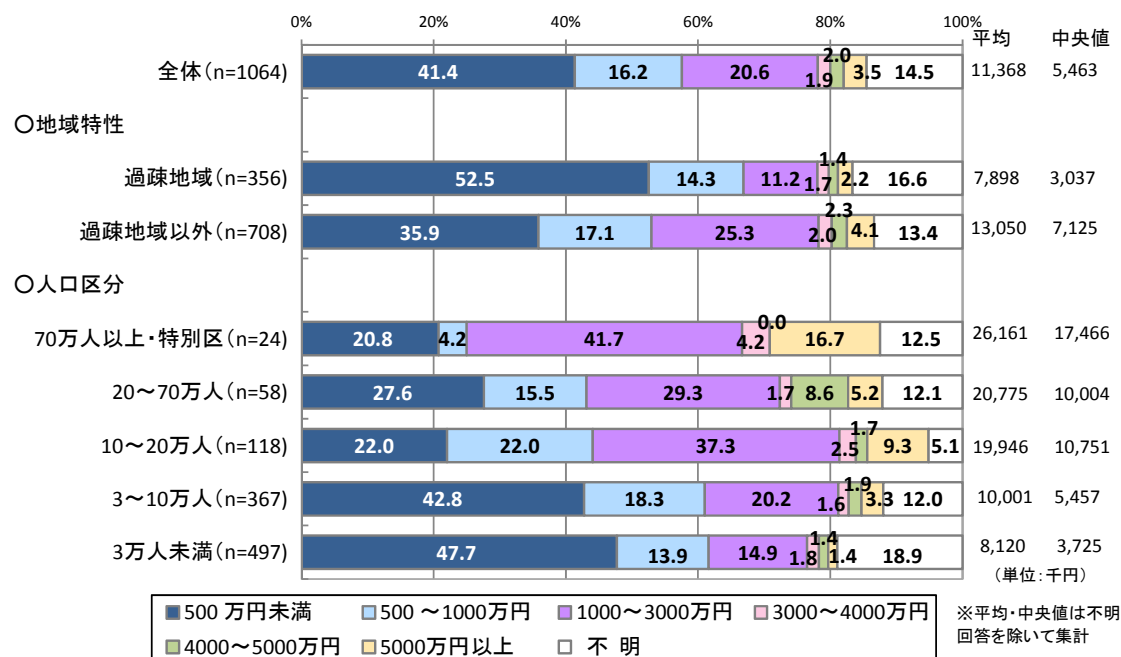
●年間収入額①（市区町村単位の1路線あたり）



※回答のあった路線の年間収入額を市区町村ごとに積算し、路線数で除した数値。

Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

●年間収入額②（市区町村単位の1路線あたり）



●参考 地域特性、人口区分ごとの年間収入額内訳の平均及び中央値の一覧表 (市区町村単位の1路線あたり)

(単位: 千円)

	年間収入額			年間収入のうち、運賃収入額			年間収入のうち、運賃外収入額		
	全体	平均	中央値	全体	平均	中央値	全体	平均	中央値
全体	910	11,368	5,463	891	3,891	1,519	405	3,025	277
過疎地域	297	7,898	3,037	291	3,119	906	108	3,598	510
過疎地域以外	613	13,050	7,125	600	4,266	1,835	297	2,817	209
70万人以上・特別区	21	26,161	17,466	20	10,455	4,564	14	6,368	852
20～70万人	51	20,775	10,004	49	7,829	3,745	34	2,614	401
10～20万人	112	19,946	10,751	107	6,507	2,639	56	2,771	147
3～10万人	323	10,001	5,457	321	3,084	1,470	147	2,510	163
3万人未満	403	8,120	3,725	394	3,016	1,032	154	3,396	362

※補助金・交付金・負担金等含む

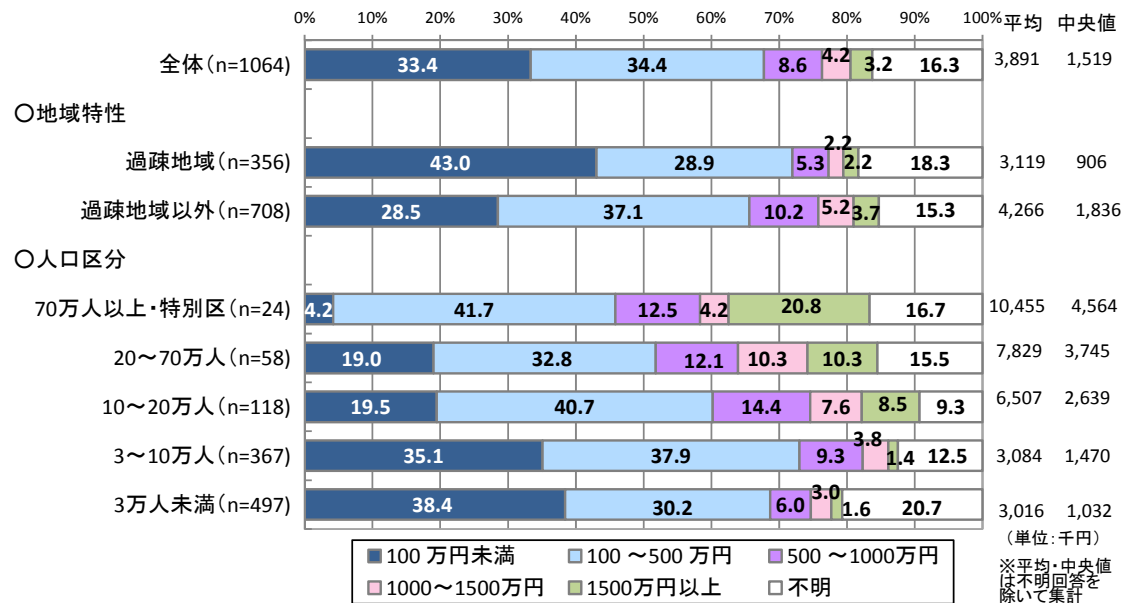
※不明回答、0を除いて集計

Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

(6) 年間運賃収入

- 年間運賃収入は、平均389万円、中央値152万円となっており、年間運賃収入100万円未満の路線がおよそ3分の1を占める。
- 人口の少ない自治体ほど路線ごとの運賃収入額が低い傾向にあり、過疎地域では運賃収入が100万円未満の路線が4割を超える。

●年間運賃収入（市区町村単位の1路線あたり）



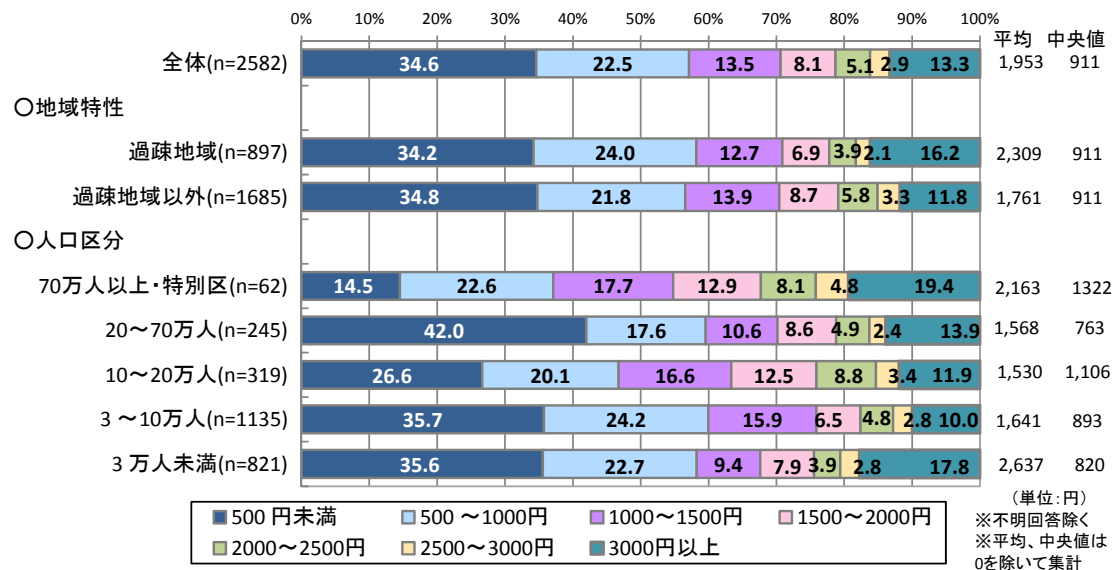
※回答のあった路線の年間運賃収入額を市区町村ごとに積算し、路線数で除した数値。

(7) 運行回数1回あたりの運賃収入

- 平均1,953円、中央値911円となっており、1,000円未満の路線が半数以上を占めている。
- ※運行回数1回あたりの運賃収入=運賃収入÷年間運行回数（1週間あたり運行回数×365/7週）

●運行回数1回あたりの運賃収入（路線単位）

[ベース：区域運行を除く、運賃収入、1週間あたり運行回数について回答のあった路線]

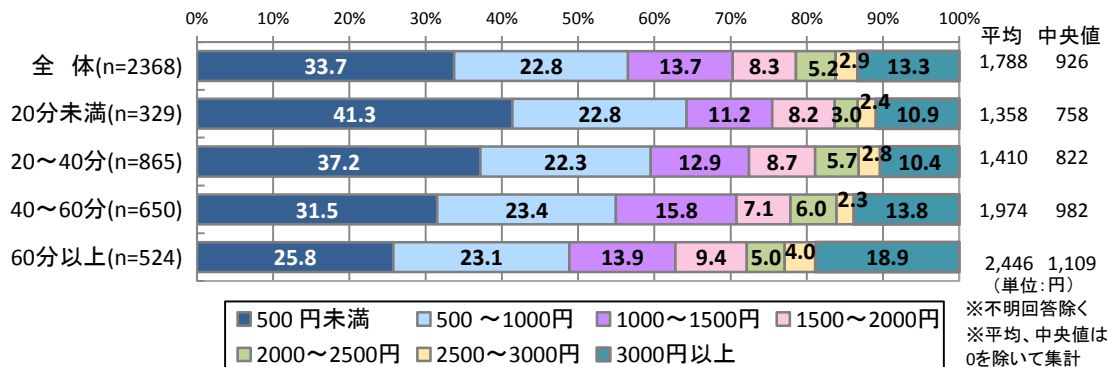


Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

●運行回数 1 回あたりの運賃収入の設問間クロス（路線単位）

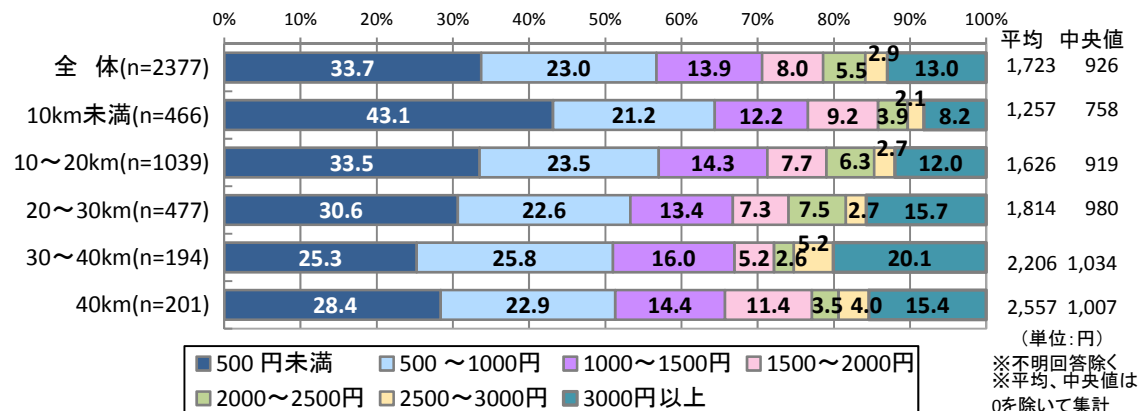
① 運行回数 1 回あたりの運賃収入×路線所要時間

[ベース：区域運行を除く、運賃収入、1 週間あたり運行回数、路線所要時間について回答のあった路線]



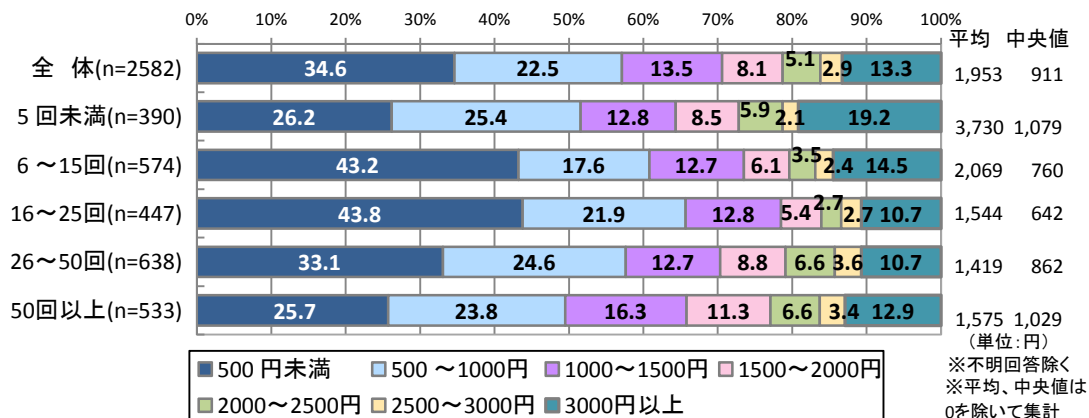
② 運行回数 1 回あたりの運賃収入×路線キロ

[ベース：区域運行を除く、運賃収入、1 週間あたり運行回数、路線キロについて回答のあった路線]



③ 運行回数 1 回あたりの運賃収入×1 週間あたり運行回数

[ベース：区域運行を除く、運賃収入、1 週間あたり運行回数について回答のあった路線]



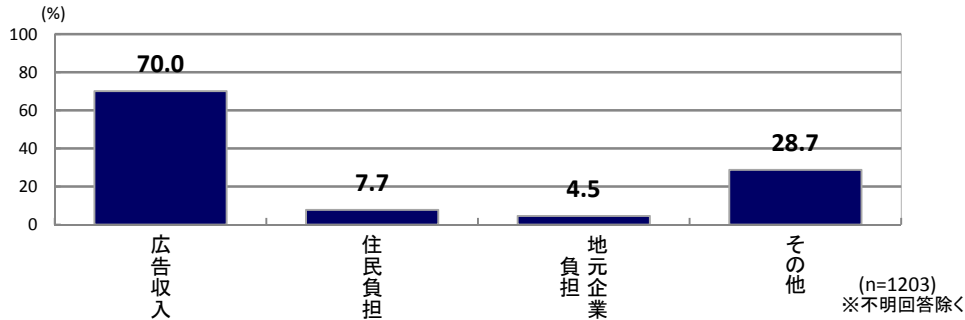
Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

(8) 運賃外収入状況

■ 「広告収入」が70.0%と最も多く、住民や地元企業が負担をしている路線はそれぞれ1割以下となっている。

32. 運賃外収入の状況について次の選択肢から、該当するもの全てをお答えください。

●運賃外収入の状況（路線単位）

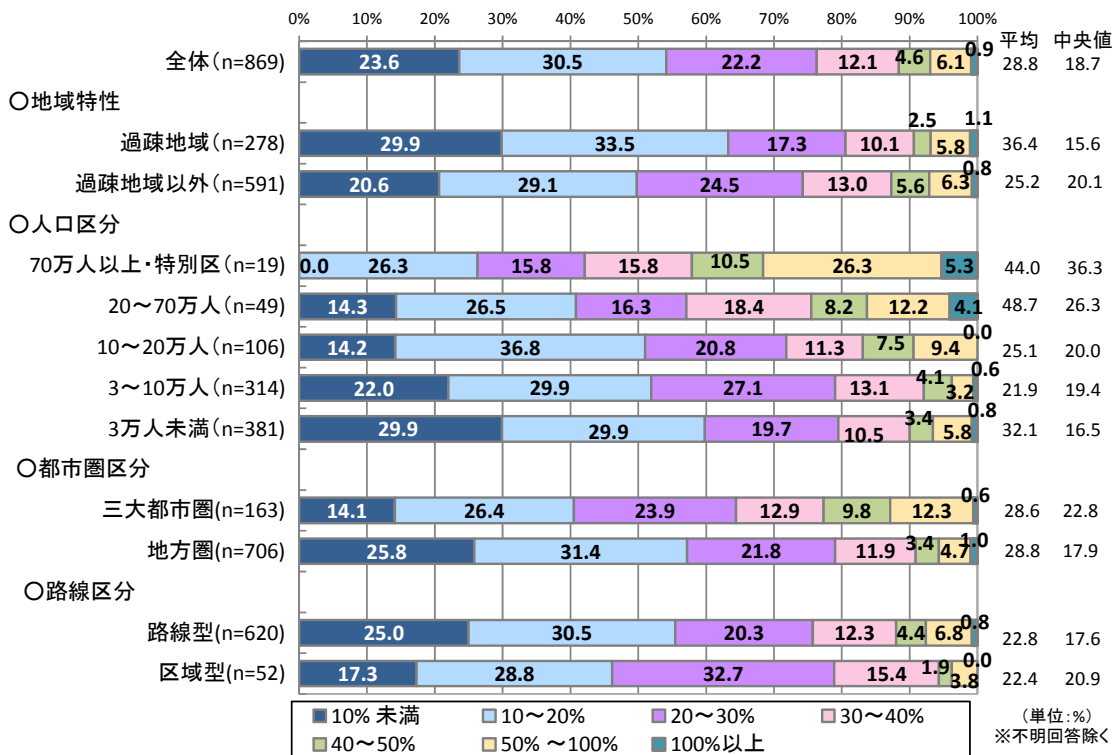


(9) 収支率

■ 全体では、平均28.8%、中央値18.7%となっている。
 ■ 人口の多い市区町村ほど収支率が高い傾向がみられる。人口3万人未満の市町村では、半数以上の路線において収支率が20%未満となっている。
 ※収支率 (%) = 年間運賃収入 ÷ 年間運行経費 × 100

●収支率（市区町村の1路線あたり）

[ベース：年間運行経費、年間運賃収入について回答した市区町村]



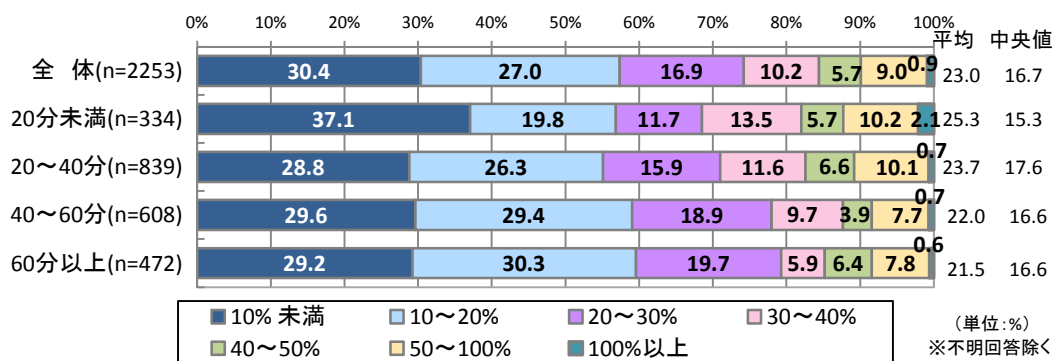
※回答のあった路線の年間収入額、年間運行経費をを市区町村ごとに積算し、路線数で除した数値。

Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

●収支率の設問間クロス（路線単位）

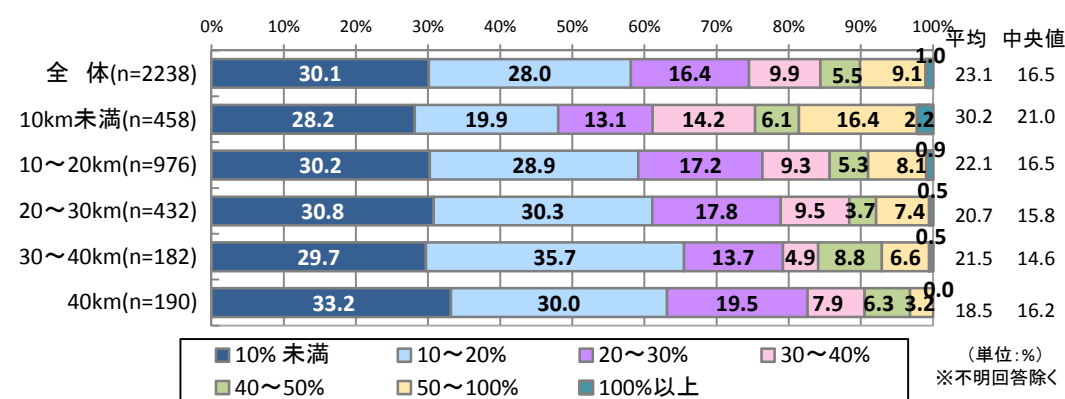
① 収支率×路線所要時間

[ベース：年間運行経費、年間運賃収入、路線所要時間について回答のあった路線]



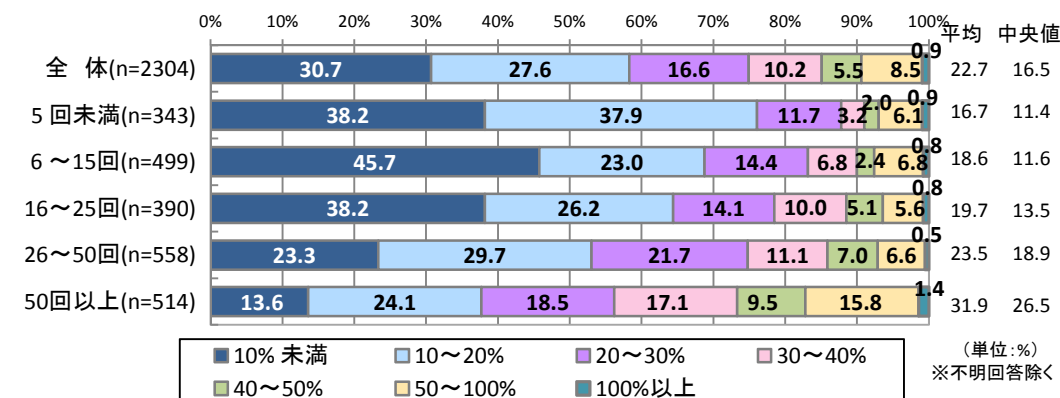
② 収支率×路線キロ

[ベース：年間運行経費、年間運賃収入、路線キロについて回答のあった路線]



③ 収支率×1週間あたり運行回数

[ベース：年間運行経費、年間運賃収入、1週間あたり運行回数について回答のあった路線]



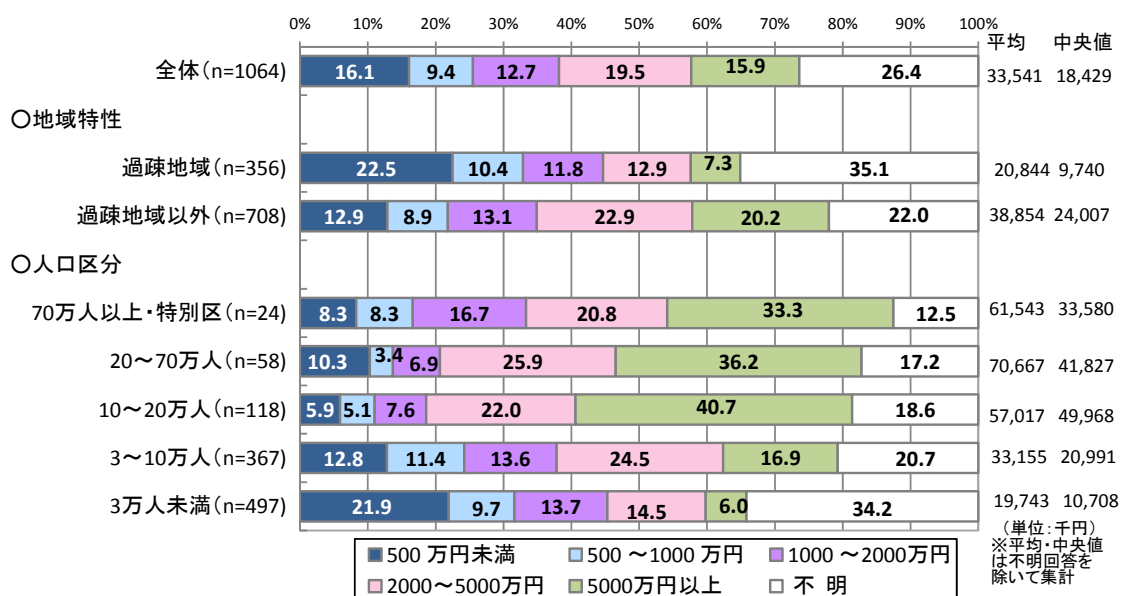
Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

8. 補助額

- 各市区町村における補助額合計は、平均3,354万円、中央値1,843万円となっている。
- 各市区町村が補助している額は、国からの補助額のおよそ3倍、都道府県からの補助額のおよそ5倍となっている。

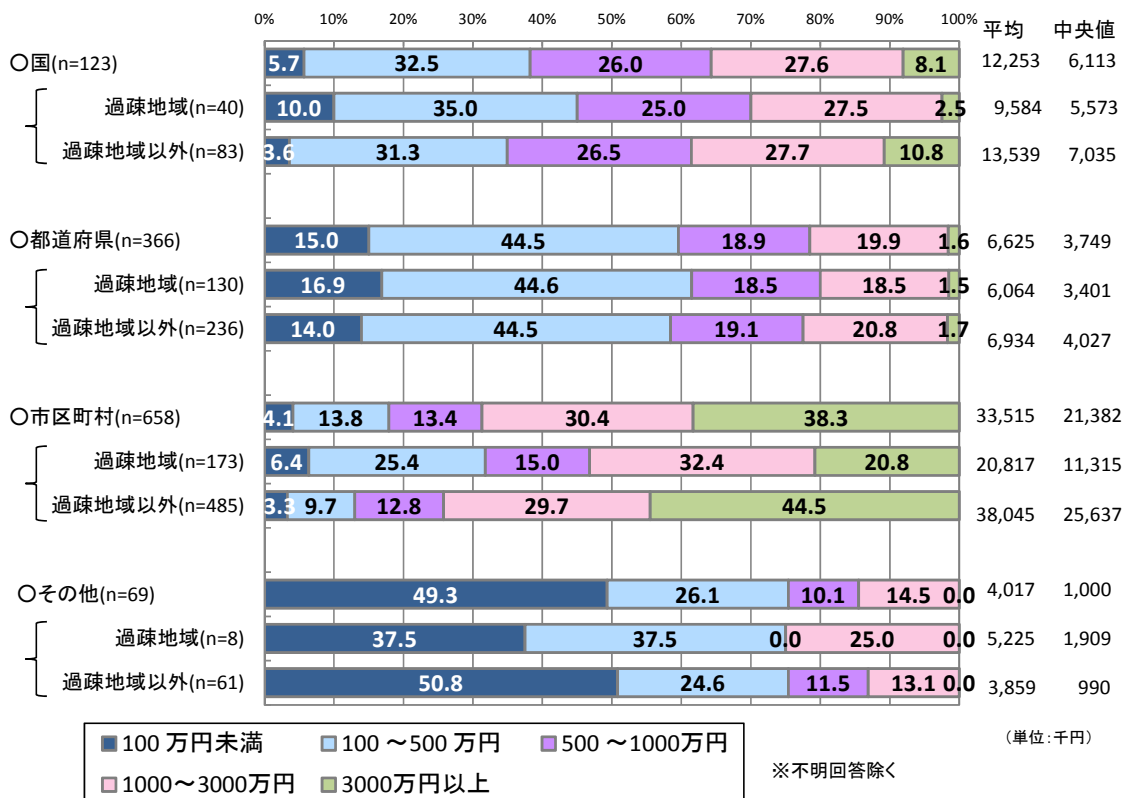
33. 国からの補助額をお答えください。ただし、運輸局関係を除く。
34. 都道府県からの補助額をお答えください。
35. 貴市区町村からの補助額をお答えください。
36. その他の者からの補助額（住民、企業の協賛金等）をお答えください。
[ベース：33～36の補助額に関する設問に1問でも回答した市区町村]

●補助額合計別市区町村数



Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

●補助金受給先別の補助額別市区町村数



●参考_補助額一覧表 (市区町村単位)

(単位: 千円)

	国からの補助額			都道府県からの補助額		
	全体	平均	中央値	全体	平均	中央値
全体	123	12,253	6,113	366	6,625	3,749
過疎地域	40	9,584	5,573	130	6,064	3,401
過疎地域以外	83	13,539	7,035	236	6,934	4,027
70万人以上・特別区	1	1,200	1,200	6	2,632	1,840
20～70万人	7	9,241	3,063	16	8,332	4,334
10～20万人	16	21,419	5,501	34	11,323	7,446
3～10万人	51	12,247	8,931	144	6,852	4,016
3万人未満	48	9,874	5,833	166	5,446	3,048

※運輸局関係除く

(単位: 千円)

	自市区町村からの補助額			その他の者からの補助額		
	全体	平均	中央値	全体	平均	中央値
全体	658	33,515	21,382	69	4,017	1,000
過疎地域	173	20,817	11,315	8	5,225	1,909
過疎地域以外	485	38,045	25,637	61	3,859	990
70万人以上・特別区	21	59,449	26,080	7	3,855	3,141
20～70万人	47	67,273	40,605	15	2,145	990
10～20万人	88	53,294	48,041	13	4,308	1,559
3～10万人	244	32,484	24,076	18	6,161	1,379
3万人未満	258	19,484	11,829	16	3,196	914

※住民、企業の協賛金等

※不明回答、0を除いて集計

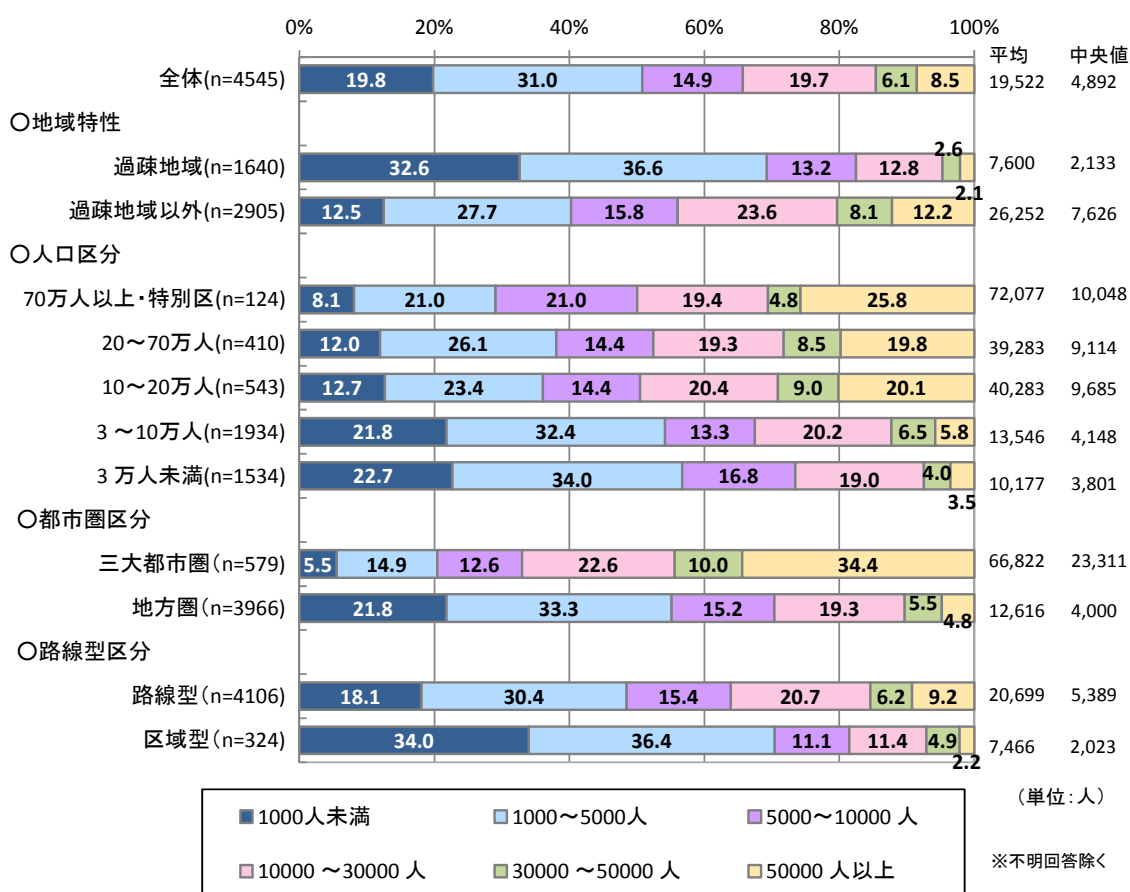
9. 利用者数

(1) 路線あたりの年間総利用者数

- 平成22年度における路線あたりの年間総利用者数は、平均19,522人、中央値4,892人となっている。
- 人口規模の大きい自治体で総利用者数が多くなっており、過疎地域の路線と過疎地域以外の路線では、平均、中央値とも3倍以上、人口10万人未満と人口10万人以上の市区町村の路線では2倍以上の開きがある。
- 平成20年度から平成22年度において、総利用者数が増加傾向の路線が42.2%であるのに対し、減少傾向の路線が57.8%となっている。特に、過疎地域ないし人口の少ない市区町村の路線で減少傾向が目立つ。

37. 年間総利用者数お答えください。

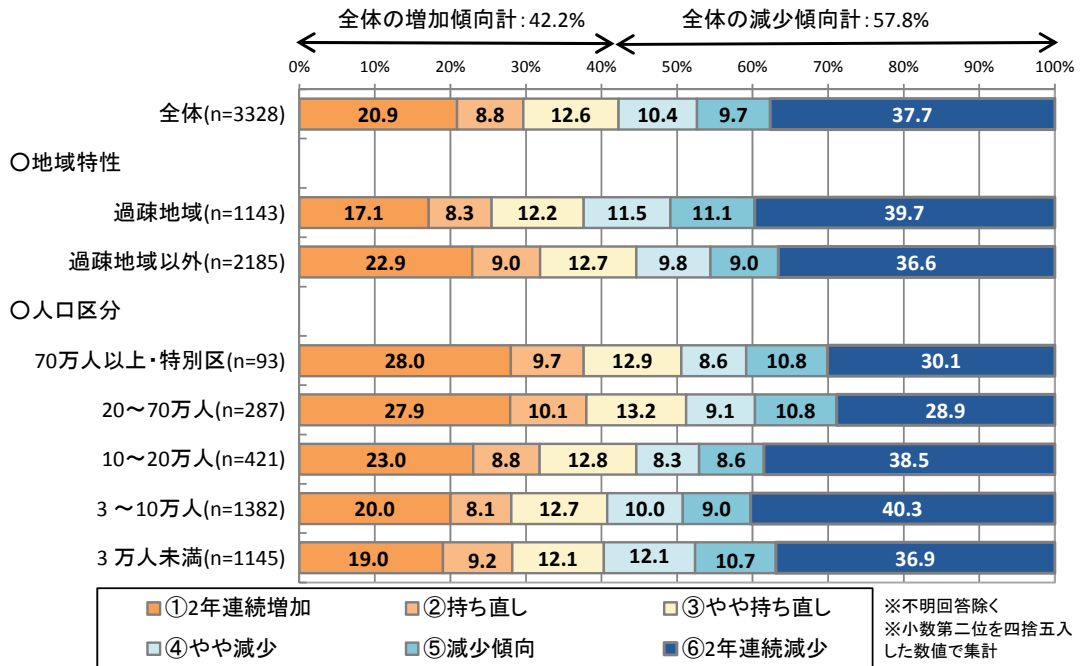
●平成22年度年間総利用者数（路線単位）



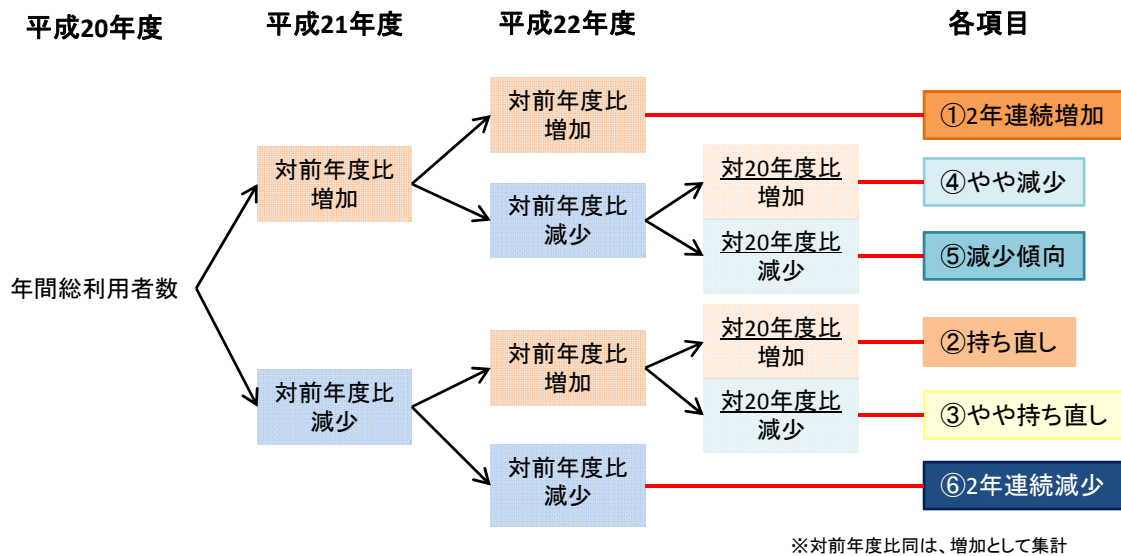
Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

●平成 20～22 年度における年間総利用者数の増減動向（路線単位）

[ベース：平成 20～22 年の年間総利用者数について 3 カ年度とも回答のあった路線]



●凡例の解説



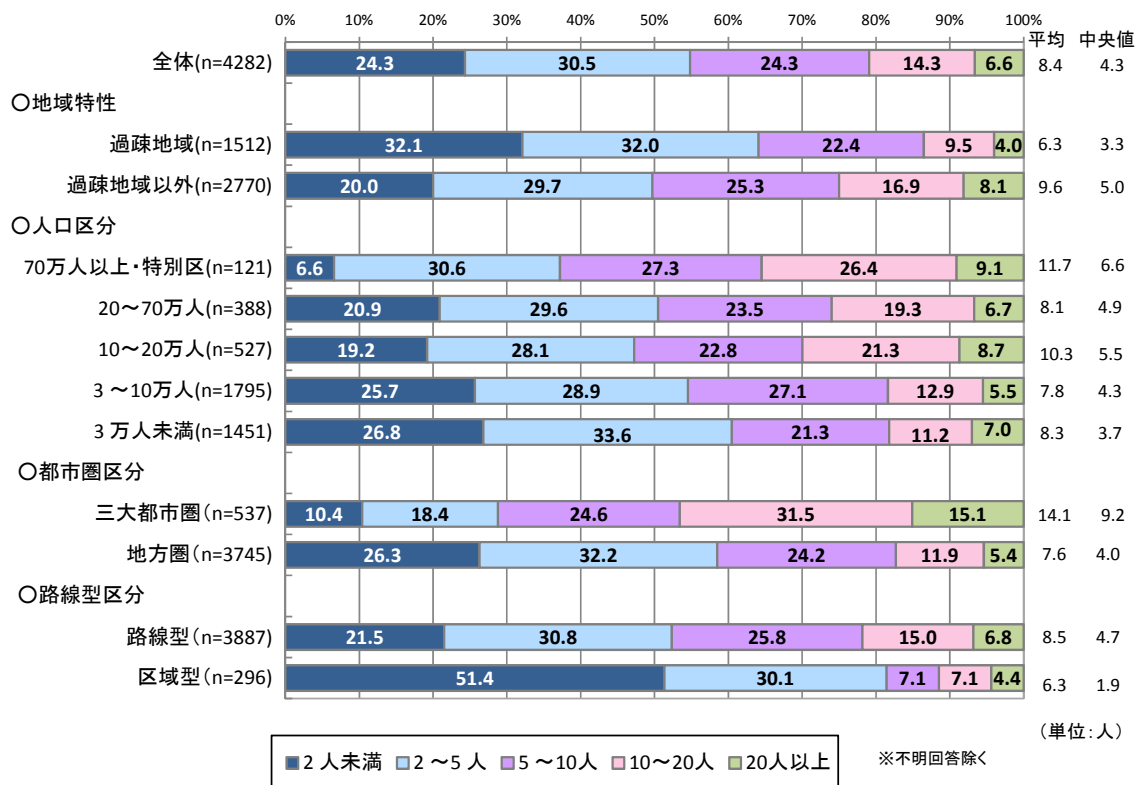
Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

(2) 1便あたり平均利用者数

- 平成22年度の1便あたりの平均利用者数は、平均8.4人、中央値4.3人となっている。
- 全体の半数以上の路線で1便あたりの乗車人数が5人未満となっており、過疎地域においてはその割合は6割を超える。
- 平成20年度から平成22年度において、平均利用者数が増加傾向の路線が45.7%であるのに対し、減少傾向の路線が46.0%となっている。人口の少ない市区町村でその傾向はより顕著になっている。
- 区域型では、1便あたり5人未満の運行が8割以上を占めている。

38. 1便あたりの平均利用者数をお答えください。※往復型は片道を1便、循環型は1循環を1便、区域運行は1運行を1便として

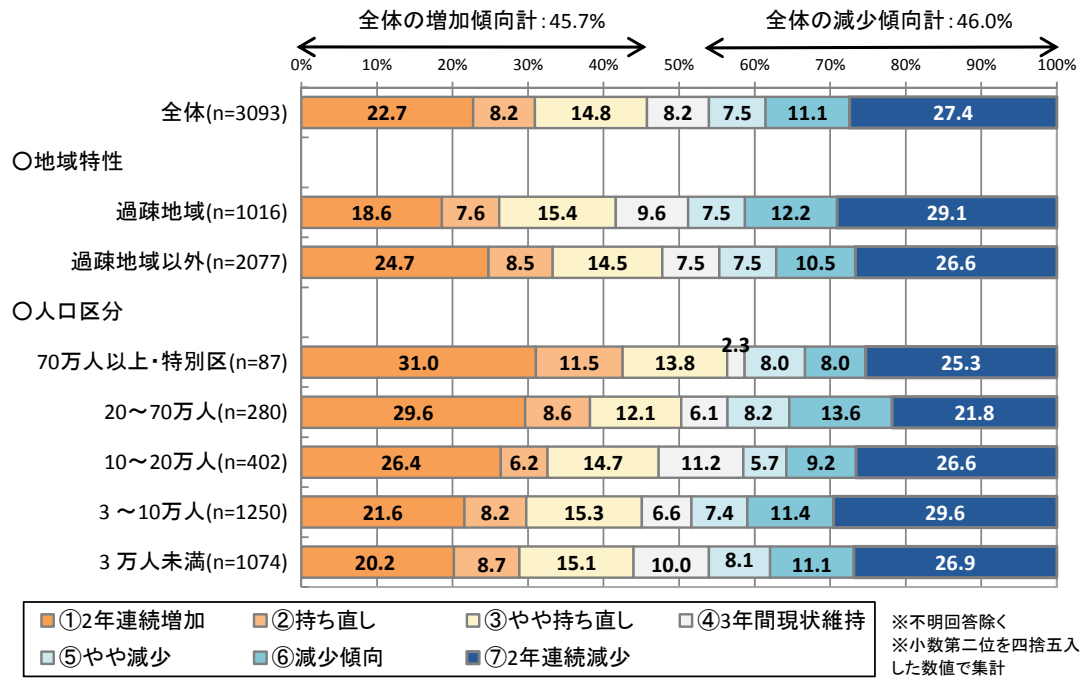
●平成22年度1便あたり平均利用者数（路線単位）



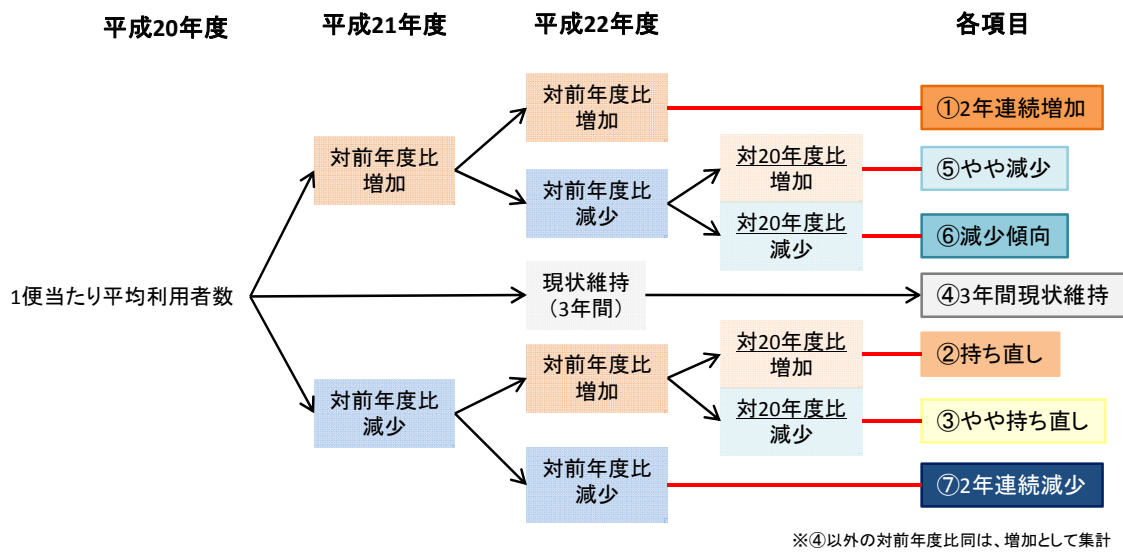
Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

●平成 20～22 年度における 1 便あたり平均利用者数の増減（路線単位）

[ベース：平成 20～22 年の 1 便あたり平均利用者数について 3 カ年度とも回答のあった路線]



●凡例の解説



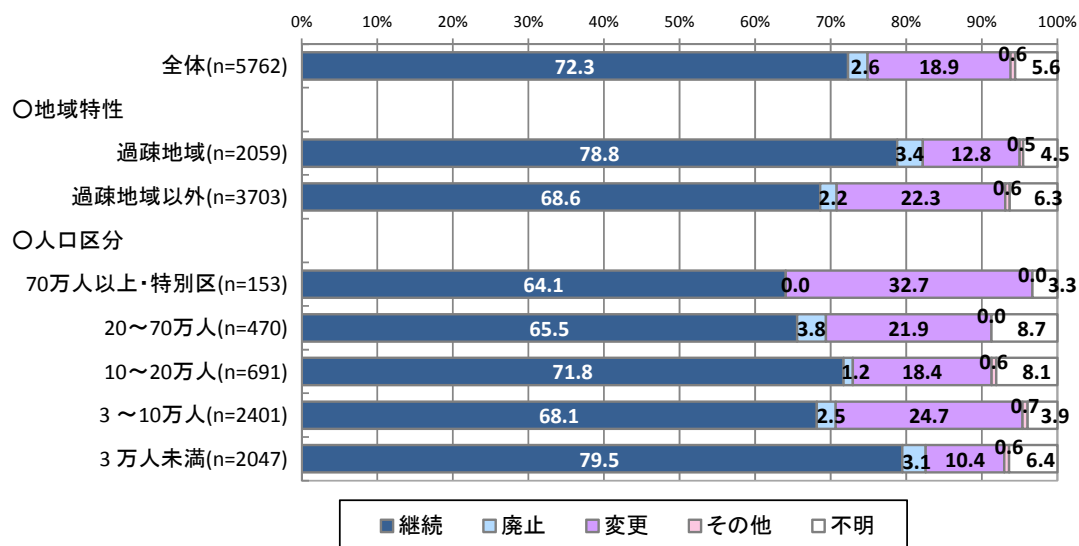
Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

10. 今後の見直し状況

- 「継続」 予定の路線が72.3%、「変更」 予定の路線が18.9%、「廃止」 予定の路線が2.6% となっている。
- 概ね、人口規模の大きな市区町村ほど、見直しを行う予定の路線が多い傾向にある。

39. 今後の見直しについて次の選択肢から、いずれかをお答えください。

●今後の見直し状況（路線単位）



Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

11. 自由回答

●地域ニーズの把握・調整方法（自由回答、抜粋）

（問 G2-1-3）地域ニーズの把握・調整方法をお答えください。

※379 自治体が回答

アンケート調査、ヒアリング調査（聞き取り）	（206 件）
利用者等からの要望やアンケート調査等により、ニーズ把握を行っている。	
高齢者の集まる生涯大学等へ参加して事業説明を行い、利用者の生の声を聴取している。	
町職員による世帯訪問 指定管理先の運転手等からの聞き取り	
会議・話し合い	（83 件）
説明会の開催、沿線自治会長への地元意見集約依頼、地元主催の会合（事務局会議・役員会）への出席	
地域意見交換会の開催	
要望、問い合わせ情報	（31 件）
市庁舎等に設置している投書箱及びメールによる要望・苦情等を随時受付している。	
乗降調査・利用状況調査	（28 件）
デマンドタクシー乗車・降車ランキングを毎月調査をしている。	
その他	（31 件）
本運行までに 3 回の試験運行を行い、変更にあたっては検討組織によりニーズの把握等を行いながら進めた。	
総合支所・本庁間の連絡バスの位置づけであったので、行政主導で調整した。	

●路線導入時に苦慮した点（自由回答、抜粋）

（問 G2-1-4）路線導入時に苦慮した点をお答えください。

※269 自治体が回答

住民、地権者、関係機関との調整及び合意形成	
関係者の調整	（35 件）
警察、事業者等の関係機関との協議調整に苦慮した。	
新しい事業であったため、内部調整や関係各課の調整に時間を要した。	
既存交通との競合・調整	（26 件）
既存公共交通に与える影響から、事業者との調整に難航。	
住民のニーズへの対応	（17 件）
市が考える運行限度額の範囲内での運行と、市民意見要望との折り合いをつけること。	
利用者の把握	（6 件）
路線導入前に、住民アンケートを実施し利用状況を把握して路線運行を開始したが、アンケートで利用すると回答した人数は実際は利用していない。	
運行条件の設定	
路線決定	（82 件）
利用者の年齢構成や所在地、利用施設の所在地を把握した上で、広く利用していただけるように経路を設定した点	
交通空白地域をなるべくなくすよう路線を決定したほか、JR、路線バスとの乗り継ぎに配慮した時間設定としたこと。	
ダイヤ決定	（14 件）
各路線間の乗り継ぎ、JR との乗り継ぎ、通勤、通学、通院、公共施設等への通所の時刻にあわせたダイヤ調整	
運賃設定	（6 件）
料金設定で、JR へ配慮した。	
変更に伴う手続き、準備	
住民への周知、広報	（24 件）
デマンドタクシーは今までにない運行形態であり、利用方法の周知に苦慮した。	
地域住民への周知徹底	
予算	（12 件）
車両購入費等の初期費用が非常に大きいことや、採算性の問題など財政的に大きな負担が生じることとなった。	

Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

業者、人員確保 (10件)
デマンド運行については、運行主体の選定及びタクシー事業者の選定。また、システム導入によるシステム費用やそれを操作するオペレーターの人件費が高額であるところ。
手続き、整備 (6件)
競合や路線設定における各種法規制で、住民の意向どおりの路線とならないことを住民に理解してもらうこと、路線許可の申請の際の提出資料の多さ
バス停を新設する場合において公安委員会の許可が難しい
その他 (31件)
ノウハウがなく、どのように始め、どのように運行していくか、現時点でもしっかりとした認識がない。

●路線導入後に工夫した点（自由回答、抜粋）

（問 G2-1-5）路線導入後、工夫した点をお答えください。

※263 自治体が回答

運行条件の変更、改善 (180件)
路線ごとにどのような利用が多いかを把握し、運行経路を利用目的に選択ができるような工夫をした。
他路線との乗り継ぎ整合及び病院内、スーパーマーケット内へのバス停設置など。
システム、周辺設備の変更、改善 (34件)
電動ステップなどのバリアフリー設備を全車両に導入した。
利用者の多い停留所へのベンチの設置、バス案内板の設置
広報、利用促進 (8件)
地域イベントと連携してのPR活動（車両の展示、試乗会など）
地域の小学生を対象に、コミュニティバスをテーマとした絵画コンクールを開催し、入賞した児童の作品でオリジナル停留所標識を作製。子供の頃からコミバスや公共交通に興味を持ってもらうための取組みとして実施。また、子どもたちを通して保護者へもコミバスや公共交通のPRを図ることを目的としている。
経費削減、収益増加 (5件)
有料広告事業を実施した。
その他 (36件)
地域住民と継続的な運営協議を行う。

●導入前の予測との乖離点及び原因（自由回答、抜粋）

（問 G2-1-6）導入前の予測と乖離している点及びその原因をお答えください。

※197 自治体が回答

利用者の伸び悩み、減少 (115件)
利用人数が少ない。公共施設の循環を目的としたがニーズが無く、特定目的に限られた利用となっている。
利用目的、ターゲットの見込み違い (8件)
高齢者や主婦など移動制約者をターゲットとしていたが、朝夕の通勤通学利用者が結構多い。原因として、路線バスより低廉な運賃であること、沿線にマンションなどの開発があったことが考えられる。
地域代表の方の意見と現実の高齢者の方のニーズのずれ。
収入、維持費 (5件)
運行車両維持費（修理代）がかかり増しになっている。運行スタート時は、初期投資を抑えるため、中古車両を購入したのが原因と思われる。
利用者増 (4件)
現状としては、予想を大きく上回る乗車数である。10人乗りの1台運行で、運行可能な限界に達している。
その他 (20件)
利用対象者が高齢であるため、周知などが難しい。また、利用者の加齢による健康状態の変化などで、このサービスの利用が難しくなっていた時の対応。
中心商店街の活性化（市民バス全車両が市内商店街を通行）を期待していたが、効果はあまり上がっていない。
特になし、分からない、評価していない (45件)
現時点では、概ね予想どおり運行されている。

Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

12. その他の市区町村における公共交通機関

(1) 市区町村が何らかの支援をする「交通事業者が運営するバス・乗合タクシー」

- 834自治体から、4,329路線について回答があった。
- 「法第4条路線定期運行」が4,036件となっている。
- 4割以上の市区町村では、補助額が1,000万円未満となっている。

(問 G2-2) 平成 22 年度の貴市区町村における『交通事業者が運営するバス・乗合タクシー』について貴市区町村が補助している路線等を教えてください。

路線バス、乗合タクシーで貴市区町村が何らかの金銭的支援をしている(していた)交通について、お答えください。

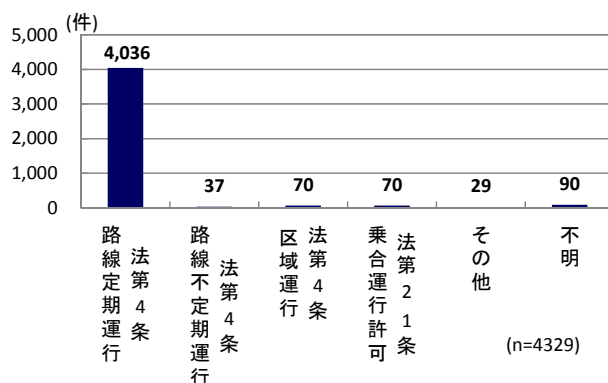
なお、市区町村が交通事業者として運行・経営する公営バス(いわゆる市営バス等)及び問 G2-1 でお答えになったものは除きます。

事業区分について、ここでは事業区分を以下の①～⑭の区分に分類します。

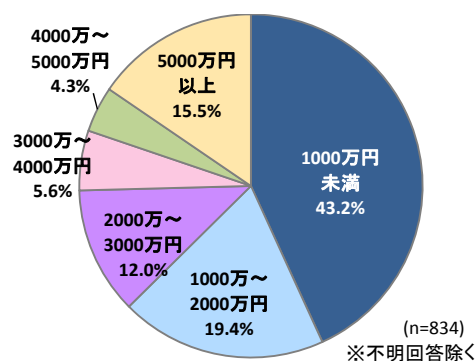
※ 本設問では④～⑩、⑫、⑬の選択肢は使用しません。

事業区分の分類	
①	道路運送法第4条に基づく、「路線定期運行」
②	道路運送法第4条に基づく、「路線不定期運行」
③	道路運送法第4条に基づく、「区域運行」
④	道路運送法第4条に基づく、「市町村借上げによる無料バス・タクシー」
⑤	道路運送法第43条に基づく、「特定旅客自動車運送事業」
⑥	自家用車両の規制対象外の「市町村・NPO等の車両による無償住民輸送」
⑦	道路運送法第78条に基づく、「市町村運営有償運送(交通空白輸送)」
⑧	道路運送法第78条に基づく、「市町村運営有償運送(市町村福祉輸送)」
⑨	道路運送法第78条に基づく、「過疎地有償運送」
⑩	道路運送法第78条に基づく、「福祉有償運送」
⑪	道路運送法第21条に基づく乗合運送許可
⑫	スクールバス(①～⑩を除く)
⑬	病院等の送迎バス(①～⑩を除く)
⑭	①～⑬以外

●事業区分別路線数



●補助額(合計)別市区町村数



Ⅲ. 市区町村における公共交通機関に関する調査

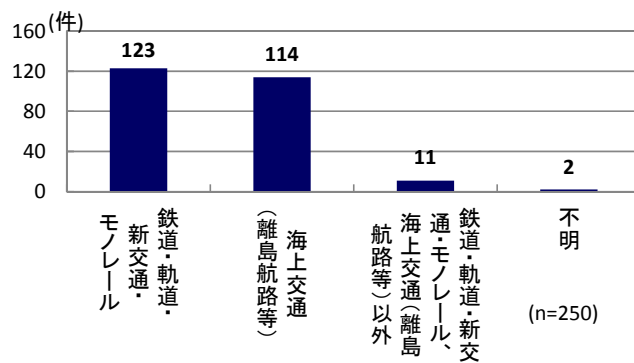
(2) 市区町村、非営利団体、第3セクター、住民等が運営する鉄道・軌道等や海上交通

- 173自治体から、鉄軌道等、海上交通について250路線の回答を得た。
- 鉄軌道等は123件、海上交通は114件、それ以外は11件となっている。およそ半数の市区町村で、補助額が5,000万円以上となっている。

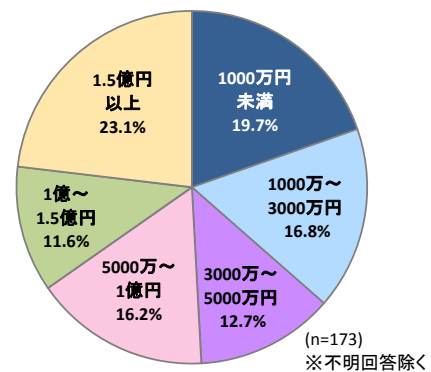
(問 G2-3) 平成22年度の貴市区町村における「市区町村、非営利団体(NPO)、第3セクター、住民等が運営する鉄道・軌道等や海上交通(離島航路等)について教えてください。
事業区分について、ここでは事業区分を以下の様に①～③の区分に分類します。

事業区分の分類	
①	鉄道・軌道・新交通・モノレール
②	海上交通(離島航路等)
③	①～②以外(自由記述)

●事業区分別路線数(複数回答)



●補助額(合計)別市区町村数



参考資料 アンケート調査票

1.都道府県版

アンケート調査票 記入要領

1. 本調査で対象とする「コミュニティバス・乗合タクシー」について

(1) 「コミュニティバス・乗合タクシー」の定義は、次のとおりとします

・本調査で対象とする「コミュニティバス・乗合タクシー」とは、平成21年12月18日の通達「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について（国自旅第161号）」の別添2「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」に定義されているものとします（以下の抜粋参照）。 ※全文はこちら（<http://www.mlit.go.jp/common/000057532.pdf>）

《抜粋》

2. コミュニティバスの定義

本ガイドラインで「コミュニティバス」とは、交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、以下の方法により運行するものをいう。

- (1) 交通事業者に委託して運送を行う乗合バス（乗車定員11人未満の車両を用いる「乗合タクシー」を含む。）
- (2) 市町村自らが自家用有償旅客運送車の登録を受けて行う市町村運営有償運送

(2) 民間の路線バスや公営バスは下記のものを対象外とします

・本調査では、地方自治体が交通事業者として運行・経営する公営バス（いわゆる都営バス、市営バス）及び都道府県が補助をしていない民間路線バス等は対象外とします。

2. 本調査における対象年度について

- ・平成22年度に実績があるものを原則対象とします。
- ・平成22年度以前の取り組み、今年度からの取り組み、平成23年度以降予定されている取り組みはすべて対象外です。
- ・確保維持改善事業に関する問いは、現在の状況をご記入ください。

問B 貴都道府県における交通関連予算や国の補助金の活用状況についておたずねします。
（平成22年度実績についてお答えください）

問B1 平成22年度の貴都道府県の「会計予算」と、そのうち「交通に関連する予算」を教えてください。
※各会計間でもし入れする重複部分はそのまま記載してください。統計にする必要はありません。

「交通に関連する予算」としては、鉄軌道、路線バス、コミュニティバス、乗合タクシー、旅客船、福祉バス、スクールバスなど、交通に関連する予算で、高齢者・障がい者向けの割引措置（無料バス・福祉タクシー乗車券）などの予算も含むものとしてください。

■B1-1 「会計予算額」についてお答えください。

項目	回答欄(千円)	交通関係予算割合
総予算額（平成22年度）	0	
うち 一般会計予算		
うち 特別会計予算		
うち 公営企業会計予算		

■B1-2 そのうち「交通に関連する予算」額についてお答えください。また、交通に関連するバリアフリー関係予算についても内数でお答えください。

（単位：千円）

項目		回答欄			合計
		一般会計	特別会計	公営企業会計	
鉄軌道関係	予算額				0
	バリアフリー関係（内数）				0
バス関係 （福祉・教育除く）	予算額				0
	バリアフリー関係（内数）				0
タクシー関係 （福祉・教育除く）	予算額				0
	バリアフリー関係（内数）				0
福祉関係 （福祉バスなど）	予算額				0
	バリアフリー関係（内数）				0
教育関係 （スクールバスなど）	予算額				0
	バリアフリー関係（内数）				0
旅客船関係	予算額				0
	バリアフリー関係（内数）				0
その他交通関係	予算額				0
	バリアフリー関係（内数）				0
交通関係 合計		0	0	0	0
バリアフリー関係 合計（内数）					0

問B2 貴都道府県が平成22年度に国から受けた交通関連補助額について、対象事業ごとにお答えください。

「交通関連補助額」については、上記「問B1」と同様の定義とし、鉄軌道、路線バス、コミュニティバス、乗合タクシー、旅客船、福祉バス、スクールバスなど、交通に関連する補助金とお考えください。（補助金には、負担金・交付金等を含みます。）
貴都道府県がわかる範囲でお答えください。

■B2-1 国からの交通関連補助額についてお答えください。

項目	回答欄		
	省庁・部局名	補助事業名	補助額(千円)
国（国土交通省）からの補助額 *ただし運輸局関係を除く			
国（他省庁）からの補助額			
交通関係補助額 合計			0

※ 記入欄が足りない場合は、お手数ですが、回答欄の下側に回答欄を追加してお答えください。

問C 地域公共交通に対する施策の推進状況についておたずねします。

(※ 問C1～7については、平成22年度の実績をお答えください)

問C3 貴都道府県における協議会等の設置状況について教えてください。
(貴都道府県が主体となって運営(主宰)するものについてお答えください。)

■C3-1 貴都道府県における協議会等の設置の有無についてお答えください。

項目	回答欄 (いずれかに○)
①道路運送法に基づく「地域公共交通会議」や「地域協議会」または、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「法定協議会」	⇒次の質問へ
②その他の任意の会議(分科会、庁内連絡会議)	
③協議会等を設置していない	⇒問C4へ

■C3-2 「C3-1」で回答した協議会等の開催頻度はどの程度ですか？
以下の選択肢から該当するものいずれかに「○」を記入してください。

項目	回答欄 (いずれかに○)
① 年に1回開催。	
② 年に2回開催。	
③ 年に3回以上開催。	
④ 開催しなかった。	

■C3-3 貴都道府県では、公共交通サービスの確保に取り組む市区町村に対し、より良い支援もしくは新たな支援のために、どのような対応をすべきとお考えですか？
以下の選択肢から該当するもの全てに「○」を記入してください。

項目	回答欄 (該当全てに○)
①市区町村への財政支援の強化	
②市区町村が抱える課題に対する適切なアドバイス(地域公共交通会議の設置・運営に対する助言など)の実施、セミナー・研修等の実施	
③複数市区町村で取り組みを進める時の仲介、市区町村担当者間の連携を進める際の仲介(コーディネーター役)、地域公共交通会議への参加など	
④都道府県による具体的な取り組みの実施(地域協議会など)	
⑤都道府県としての、地域公共交通のあり方や指針についての検討	
⑥その他(回答欄に自由記述)	
⑦市区町村に対し、すでに支援を実施しており、さらなる支援は必要ない	
⑧今後とも支援を実施する考えはない	

■C3-4 貴都道府県における公共交通サービスの確保への取り組みに対し、国にどのような関わり方を期待しますか？
以下の選択肢から該当するもの全てに「○」を記入してください。

項目	回答欄 (該当全てに○)
①都道府県の担当者向けの相談窓口の設置	
②市区町村の取り組みに対する都道府県の関わり方を示したガイドラインやマニュアルの作成	
③セミナーや研修の実施	
④都道府県と市区町村の関わりにおける好事例の紹介(webサイト等)	
⑤その他(回答欄に自由記述)	

問C4 貴都道府県で地域公共交通施策に関する取り組みを進めるにあたって、日頃から相談する相手はいますか？

以下の選択肢から該当するものすべてに「○」を記入してください。

項目	回答欄(該当全てに○)
①交通事業者(協会等含む)	
②市区町村の担当者	
③他の都道府県の担当者	
④地方運輸局(沖縄総合事務局運輸部)の担当者	
⑤地方整備局(沖縄総合事務局建設部)の担当者	
⑥有識者・学識経験者	
⑦コンサルタント	
⑧その他(回答欄に自由記述)	
⑨相談できる相手がほしいが、特定の相手がおらず困っている	
⑩特に相談する必要はない	

問C5 貴都道府県で地域公共交通施策に関する取り組みを進めるにあたって、どのような情報を必要としていますか？

次のうち、特に重要と考えられるものに「◎」、重要と考えられるもの2つに「○」を付けてお答えください。

選択肢	回答欄 ◎を1つ、○を2つ
①国の支援制度の内容	
②地域の関係者との合意形成の方法	
③他の地域における事例やその成功要因	
④計画の立て方(利用者ニーズの把握方法、需要予測等、交通計画策定時における調査の方法、効果の検証の方法)	
⑤各種交通システムのしくみ(事業の取り組み方等)	
⑥どの人物(有識者等)が相談に乗ってくれるか	
⑦どのコンサルタントを選べばよいのか(問題分析、計画策定、助言等)	
⑧その他(自由記述)	
⑨特に必要な情報はない	

問C6 貴都道府県における公共交通サービス確保の取り組みについて教えてください。

■C6-1 貴都道府県では、公共交通サービスを確保していくうえで、どのような地域の課題がありますか？

選択肢から最優先する課題に「◎」を、次に優先する課題2つに「○」を記入してください。

項目	回答欄 ◎を1つ、○を2つ
①市町村及び特定地域における移動(通院・通学・買物等)に対する利便性の低下	⇒次の質問へ
②中心市街地の衰退等によるまちのにぎわいの低下	
③高齢者、障がい者の移動制約の発生	
④自動車利用の増加による環境負荷の増大	
⑤市町村合併による旧市町村間の地域間格差の発生・拡大	
⑥その他(回答欄に自由記述)	
⑦「地域の問題」の生じるおそれはない	

■C6-2 「C6-1」でお答えになった「地域の問題」が発生する交通モードは何ですか？

以下の、選択肢から該当するもの全てに「○」を記入してください。

項目	回答欄(該当全てに○)
①鉄道(第3セクター含む)、路面電車等の鉄軌道、モノレール、新交通システム	
②路線バス	
③コミュニティバス、乗合タクシー、デマンド交通	
④離島航路	
⑤その他(回答欄に自由記述)	
⑥わからない	

■C6-2 貴都道府県管内に有する交通モードについて課題をお答えください。
 以下の、選択肢のうち、交通モードごとに特に重要と思うもの1つに「○」を記入してください。

交通モード	選択肢	回答欄 モード毎に該当する一つに○
①鉄道（第3セクター含む）、路面電車等の鉄軌道、モノレール、新交通システム	①利用者の減少	
	②他の交通機関との連携が悪い（移動距離、移動時間、待ち時間）	
	③事業者の経営状況の悪化	
	④その他（回答欄に自由記述）	
②路線バス	①利用者の減少	
	②他の交通機関との連携が悪い（移動距離、移動時間、待ち時間）	
	③事業者の経営状況の悪化	
	④その他（回答欄に自由記述）	
③コミュニティバス、乗合タクシー、デマンド交通	①利用者の減少	
	②他の交通機関との連携が悪い（移動距離、移動時間、待ち時間）	
	③事業者の経営状況の悪化	
	④その他（回答欄に自由記述）	
④離島航路	①利用者の減少	
	②他の交通機関との連携が悪い（移動距離、移動時間、待ち時間）	
	③事業者の経営状況の悪化	
	④その他（回答欄に自由記述）	
⑤その他	回答欄に自由記述	

問C7 貴都道府県が「目指すがた」に対する公共交通の取り組みについて教えてください。

■C7-1 貴都道府県では、公共交通サービスの確保に関する取り組みによって、どのような、まちづくり、を目指していますか？
 以下の、選択肢から特に優先しているもの1つに「○」を記入してください。

選択肢	回答欄 該当する全てに○
①利便性が高く、生活しやすいまち	
②人が集まりやすい、にぎわいのあるまち	
③高齢者や障がい者が移動しやすいまち	
④過度に自動車に依存しない、環境にやさしいまち	
⑤（市町村合併後の）旧市町村間の移動がしやすい、地域の一体性が確保・強化されたまち	
⑥地域の安全が確保されたまち	
⑦その他（回答欄に自由記述）	
⑧わからない、今後検討する	

■C7-2 貴都道府県では、公共交通サービスの確保に関する取り組みに際し「目標」や目標に対する「指標」を設定していますか？

項目	回答欄（該当する全てに○）
①「目標」、「指標」を設定している	⇒C8へ
②「目標」は設定しているが「指標」は設定していない	⇒C7-4へ
③「目標」、「指標」は設定していない	⇒C7-4へ

■C7-3 「目標(指標)を設定していない」場合、その理由は何ですか？該当するもの全てに「○」を記入ください。

選択肢	回答欄 該当する全てに○
①目標の設定のしかたが分からないから	
②これまでに実施した協議会等で、目標設定に関する議論がされていないから	
③これまでに実施した協議会等で、指標設定に関する議論がされていないから	
④指標化しにくい目標だから	
⑤具体的な指標を用いた目標設定をするつもりはないから	
⑥指標となる数値データを作成する予算がないから	
⑦理由はない（必要性を感じていない）	
⑧その他（回答欄に自由記述）	

問C8 「地域公共交通活性化・再生総合事業」について教えてください

■C8 地域公共交通活性化・再生総合事業の制度に、満足していますか？
以下の、選択肢から該当するものいずれかに「○」を記入してください。

□ 満足度

選択肢	該当する いずれかに○
①大いに満足している	
②満足している	
③どちらともいえない	
④あまり満足していない	
⑤満足していない	

問C9 「地域公共交通確保維持改善事業」の活用状況等について教えてください

平成22年12月の閣議決定にともない、国土交通省では、「地域公共交通確保維持改善事業」を創設し、地域公共交通の確保・維持・改善を支援して参ります。
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/index.html>

■C9-1 今後、「地域公共交通確保維持改善事業」を活用したい具体的な事業はありますか？
以下の、選択肢から該当するもの全てに「○」を記入してください。
(平成23年4月～現在までに活用した事業を除いてお答えください。)

選択肢	回答欄 該当する全てに○
①地域間幹線系統確保維持事業	
②地域内フィーダー系統確保維持事業	
③車両減価償却等支援事業	
④離島航路確保維持事業（運営費補助）	
⑤離島航路確保維持事業（構造改革補助）	
⑥離島航路確保維持事業（運航費補助）	
⑦バリアフリー化設備等整備事業	
⑧利用環境改善促進等事業	
⑨鉄道軌道安全輸送設備等整備事業	
⑩調査事業	
⑪活用したいが活用要件に合致しない	
⑫対象となる具体的な事業は今のところ決まっていない	
⑬「地域公共交通確保維持改善事業」は活用せず自治体単費等で実施する	

■C9-2 今後、「地域公共交通確保維持改善事業」について、知りたい情報はありますか？
以下の、選択肢から該当するもの全てに「○」を記入してください。

選択肢	回答欄 該当する全てに○
①事業の手続きに関する情報	
②事業の要件に関する情報	
③事業の予算・規模に関する情報	
④生活交通ネットワーク計画に関する情報	
⑤協議会の設置に関する情報	
⑥他の都道府県の活用事例に関する情報	
⑦知りたい情報は特になし	
⑧その他（回答欄に自由記述）	

問D 交通に関する計画や方針の策定状況についておたずねします。

問D1 貴都道府県における交通に関する計画や方針の策定状況を教えてください。

交通に関する計画や方針とは、都市基本計画や交通基本計画などのマスタープラン、貴都道府県独自で行っている鉄軌道やバスの維持活性化に関する計画、連携計画や生活交通ネットワーク計画等の補助対象事業における計画などの計画とお考えください。

	回答欄					
	計画1	計画2	計画3	計画4	計画5	計画6
計画名						
策定年次						
策定主体						
策定内容						
該当するものに「○」	鉄軌道関連					
	路線バス関連					
	コミュニティバス・乗合タクシー関連					
	離島航路関連					
	バリアフリー関連					
その他						

※ 記入欄が足りない場合は、お手数ですが、回答欄を右側に追加してお答えください。

問E 国によるノウハウや情報提供の活用状況についておたずねします。
(最近の状況についてお答えください)

国土交通省等では、以下の様々なノウハウ・情報提供を実施して、地域公共交通に関する取り組みを進める市区町村を支援しています。

- ①「公共交通活性化」に関する専門ホームページによる情報提供(国土交通省)
(<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/index.html>)
- ②「地域公共交通活性化・再生への事例集」ホームページによる情報提供
(<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/jireiindex.html>)
- ③「公共交通支援センター」ホームページによる情報提供((財)運輸政策研究機構)
(http://ipt.iterc.or.jp/koukyou_shien/)
- ④市区町村の地域交通担当者に対して適切な助言を行う「アドバイザー(交通専門の学識者等)の無料派遣制度」の創設((財)運輸政策研究機構 公共交通支援センター)
(http://ipt.iterc.or.jp/koukyou_shien/advisor/index.html)
- ⑤地域公共交通活性化・再生に関するセミナー・講習会の開催(国土交通省 関東運輸局)
(http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/kikaku_kankou/saisei/index.html)
- ⑥先進的な取り組みを実践する人材の知識・経験等を活用する「地域公共交通マイスター」の創設(国土交通省 関東運輸局)
(http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/kikaku_kankou/meister/index.html)

■E1-1 貴都道府県では、上記に掲げる、地域公共交通サービス確保に関するノウハウ・情報提供を活用しました。活用した場合には、「活用の有無」に「○」を記入し、その満足度合い(1～5)を数字で記入してください。

【満足度合い】		
5:「大いに満足している」	4:「満足している」	3:「どちらともいえない」
2:「あまり満足していない」	1:「満足していない」	

項目	活用の有無 ①～⑥それぞれについて 該当する場合「○」	満足度合い 情報提供活用の場合 満足度(1～5)記入
①「公共交通活性化」に関する専門ホームページによる情報提供		
②「地域公共交通活性化・再生への事例集」ホームページによる情報提供		
③「公共交通支援センター」ホームページによる情報提供((財)運輸政策研究機構)		
④市区町村の地域交通担当者に対して適切な助言を行う「アドバイザー(交通専門の学識者等)の無料派遣制度」		
⑤地域公共交通活性化・再生に関するセミナー・講習会の開催		
⑥先進的な取り組みを実践する人材の知識・経験等を活用する「地域公共交通マイスター」の創設		

■E1-2 国土交通省等が実施したノウハウ・情報提供を活用した感想として、お気づきになった改善すべき点がありますか？
改善すべき点がある場合には、「改善点の有無」に「○」を記入し、その改善内容を記入してください。

項目	改善点の有無 ①～⑥それぞれについて 該当する場合「○」	改善内容 改善すべき点がある場合、 その内容を自由記述
①「公共交通活性化」に関する専門ホームページによる情報提供		
②「地域公共交通活性化・再生への事例集」ホームページによる情報提供		
③「公共交通支援センター」ホームページによる情報提供((財)運輸政策研究機構)		
④市区町村の地域交通担当者に対して適切な助言を行う「アドバイザー(交通専門の学識者等)の無料派遣制度」の創設		
⑤地域公共交通活性化・再生に関するセミナー・講習会の開催		
⑥先進的な取り組みを実践する人材の知識・経験等を活用する「地域公共交通マイスター」の創設		

問F 貴都道府県の市区町村への関わり状況についておたずねします。
(平成22年度実績についてお答えください)

問F1 公共交通サービス確保に関して市区町村からの相談状況について教えてください。

■F1-1 市区町村から相談をうける際の具体的な相談内容についてお答えください。
以下の選択肢から該当するものすべてに「○」を記入してください。

項目	①～⑧のうち 該当する全てに 「○」を記入
①交通計画の策定の方法に関する相談	
②財政支援に関する相談	
③近隣市区町村との協議における調整や仲介	
④民間事業者との協議における調整や仲介	
⑤地域住民等と市区町村との協議における調整や仲介	
⑥他都道府県の市区町村との協議における調整や仲介	
⑦都道府県主体での取り組みの要請	
⑧その他(回答欄に自由記述)	

■F1-2 市区町村から相談をうける際の貴都道府県の対応状況についてお答えください
以下の選択肢から該当するものすべてに「○」を記入してください。

項目	①～④のうち 該当する全てに 「○」を記入
①相談を受け、具体的な対応策や適切なアドバイスを講じている	
②貴都道府県だけで対応が難しいときは、運輸局(沖縄総合事務局を含む)等 国の機関や専門家等と相談の上、対応している	
③相談は受けるが、人材や人員が不足しており、具体的な対応ができていない	
④その他(回答欄に自由記述)	

問F2 公共交通サービス確保に関して市区町村への支援の状況について教えてください。

■F2-1 貴都道府県では、公共交通サービス確保に取り組む市区町村(公益法人含む)に対し、
財政支援を実施していますか？
以下の選択肢から該当するものいずれかに「○」を記入してください。

項目	回答欄(いずれかに○)
①市区町村(公益法人含む)に財政支援を、している	⇒次の質問へ
②市区町村(公益法人含む)に財政支援を、していない	⇒問F2-3へ

■F2-2 貴都道府県が市区町村(公益法人含む)に対して実施している公共交通サービスの確保に関する
財政支援について、平成22年度における、国との協調補助により、貴都道府県が負担した額、
都道府県単独補助額をお答えください。

項目		国との協調補助 (平成22年度) (千円)	都道府県単独 (平成22年度) (千円)
調査・計画策定に 関する支援	①公共交通に関する調査や計画の策定 に関する補助		
運行に関する支援	②コミュニティバス、乗合タクシー、 デマンド交通の導入・維持に関する補 助		
	③その他(内容:)		

■F2-3 貴都道府県では、地域公共交通に関する財政支援以外の取り組みを実施していますか？
以下の選択肢から該当するものいずれかに「○」を記入してください。

項目	回答欄(いずれかに○)
①財政支援以外の取り組みを、している	⇒次の質問へ
②財政支援以外の取り組みを、していない	⇒問Gへ

■F2-4 貴都道府県が実施する、地域公共交通に関する財政支援以外の取り組みの内容について、以下の選択肢から該当するものすべてに「○」を記入してください。

項目	①～⑤のうち 該当する全てに 「○」を記入
①市区町村が抱える課題に対する適切なアドバイス（地域公共交通会議の設置・運営に対する助言など）の実施、セミナー・研修等の実施	
②複数市区町村で取り組みを進める時の仲介、市区町村担当者間の連携を進める際の仲介（コーディネーター役）	
③市区町村主宰の地域公共交通会議への参加	
④都道府県による具体的な取り組みの実施（地域協議会など）	
⑤都道府県としての、地域公共交通のあり方や指針についての検討	
⑥その他（下欄に取組内容を自由記述）	
[自由記述欄]	

**問G 貴都道府県における公共交通機関についておたずねします。
（平成22年度実績についてお答えください）**

問G1 平成22年度の貴都道府県における「都道府県が単独で補助しているバス路線、乗合タクシー、鉄軌道等及び離島航路」について教えてください。

問G1について、ここからは、平成22年度に運行・予算計上・補助等の実績のある「貴都道府県が単独で補助しているバス路線、乗合タクシー、鉄軌道等及び離島航路」についてお答えください。
バス路線、乗合タクシーについては、コミュニティバス・乗合タクシー（スクールバス、病院送迎については、一般旅客との混乗をする場合）のうち、貴都道府県が何らかの金銭的支援をしている交通について、幅広くお答えください。
なお、都道府県が交通事業者として運行・経営する公営バス（いわゆる都営バス等）は除きます。
また、車両やシステムの導入時のみ補助しているもの（平成22年度以前に補助したものを含む）、運営は交通事業者が行うが貴都道府県が補助しているものは、本アンケートの対象とします。

- 事業区分は以下の様に①～⑯の区分に分類します。
①～⑩の事業区分の詳細は、本エクセルの「事業区分」シートをご参照ください
※本設問では、④～⑩の選択肢は使用しません。

事業区分の分類
① 道路運送法第4条に基づく、「路線定期運行」
② 道路運送法第4条に基づく、「路線不定期運行」
③ 道路運送法第4条に基づく、「区域運行」
④ 道路運送法第4条に基づく、「市町村借り上げによる無料バス・タクシー」
⑤ 道路運送法第43条に基づく、「特定旅客自動車運送事業」
⑥ 家用車両の規制対象外の「市町村・NPO等の車両による無償住民輸送」
⑦ 道路運送法第78条に基づく、「市町村運営有償運送（交通空白輸送）」
⑧ 道路運送法第78条に基づく、「市町村運営有償運送（市町村福祉輸送）」
⑨ 道路運送法第78条に基づく、「過疎地有償運送」
⑩ 道路運送法第78条に基づく、「福祉有償運送」
⑪ 道路運送法第21条に基づく乗合運送許可
⑫ スクールバス（①～⑩を除く）
⑬ 病院等の送迎バス（①～⑩を除く）
⑭ 鉄道・軌道・新交通・モノレール
⑮ 海上交通（離島航路等）
⑯ ①～⑮以外

■G1-1 貴都道府県が単独で補助しているバス路線の概要をお答えください。

	①	②	③	④	⑤	⑥
名称（路線名又は愛称等）						
事業者名						
事業区分（上記①～⑯）から番号を選んでください						
運行区間またはエリア （複数ある場合は3つまでお答えください）						
有償・無償の別 ①有償 ②無償						
貴都道府県の補助額（千円） ※路線毎に分離できないときは、複数路線をまとめることも可とします。						

※ 記入欄が足りない場合は、お手数ですが、回答欄を右側に追加してお答えください。

■G1-2 貴都道府県が単独で補助している鉄軌道等、離島航路の概要をお答えください。

	①	②	③	④	⑤	⑥
名称(路線(航路名)又は愛称等)						
事業者名						
事業区分(上記①～⑬)から番号を選んでください)						
運行区間またはエリア (複数ある場合は3つまでお答えください)						
貴都道府県の補助額(千円)						

※ 記入欄が足りない場合は、お手数ですが、回答欄を右側に追加してお答えください。

問G2 平成22年度の貴都道府県における、交通事業者、学校、病院等が運営する地域公共交通について、貴都道府県が市区町村との協調補助をしている路線等を教えてください。

- 事業区分は以下の様に①～⑬の区分に分類します。
 ①～⑬の事業区分の詳細は、本ワークシートの「事業区分」シートをご参照ください
 ※本設問では、④～⑬の選択肢は使用しません。

事業区分の分類
① 道路運送法第4条に基づく、「路線定期運行」
② 道路運送法第4条に基づく、「路線不定期運行」
③ 道路運送法第4条に基づく、「区域運行」
④ 道路運送法第4条に基づく、「市町村借り上げによる無料バス・タクシー」
⑤ 道路運送法第43条に基づく、「特定旅客自動車運送事業」
⑥ 自家用車両の規制対象外の「市町村・NPO等の車両による無償住民輸送」
⑦ 道路運送法第78条に基づく、「市町村運営有償運送(交通空白輸送)」
⑧ 道路運送法第78条に基づく、「市町村運営有償運送(市町村福祉輸送)」
⑨ 道路運送法第78条に基づく、「過疎地有償運送」
⑩ 道路運送法第78条に基づく、「福祉有償運送」
⑪ 道路運送法第21条に基づく乗合運送許可
⑫ スクールバス(①～⑪を除く)
⑬ 病院等の送迎バス(①～⑪を除く)
⑭ 鉄道・軌道・新交通・モノレール
⑮ 海上交通(離島航路等)
⑯ ①～⑮以外

問G2について、
 路線バス等・乗合タクシー(スクールバス、病院送迎については、一般旅客との混乗をする場合)のうち、貴都道府県が市区町村との協調補助をしている交通について、お答えください。
 車両やシステムの導入時のみ補助しているもの(平成22年度以前に補助したものを含む)についても、本アンケートの対象とします。

	①	②	③	④	⑤	⑥
名称(路線(航路)名又は愛称等)						
事業者名						
事業区分 (上記①～⑬)から番号を選んでください)						
運行区間またはエリア						
運行する市区町村名 (該当する市区町村全てを記載してください。)						
有償・無償の別 ①有償 ②無償						
貴都道府県の補助額 ※路線毎に分離できないときは、複数路線をまとめることも可とします。						

2. 市区町村版

アンケート調査票 記入要領

1. 本調査で対象とする「コミュニティバス・乗合タクシー」について

(1) 「コミュニティバス・乗合タクシー」の定義は、次のとおりとします

・本調査で対象とする「コミュニティバス・乗合タクシー」とは、平成21年12月18日の通達「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について（国自旅第161号）」の別添2「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」に定義されているものとします（以下の抜粋参照）。 ※全文はこちら（<http://www.mlit.go.jp/common/000057532.pdf>）

《抜粋》

2. コミュニティバスの定義

本ガイドラインで「コミュニティバス」とは、交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、以下の方法により運行するものをいう。

(1) 交通事業者に委託して運行を行う乗合バス（乗車定員11人未満の車両を用いる「乗合タクシー」を含む。）

(2) 市町村自らが自家用有償旅客運送車の登録を受けて行う市町村運営有償運送

(2) 民間の路線バスや公営バスは下記のものを対象外とします

・本調査では、地方自治体が交通事業者として運行・経営する公営バス（いわゆる都営バス、市営バス）及び市区町村が補助をしていない民間路線バス等は対象外とします。

2. 本調査における対象年度について

- ・平成22年度に実績があるものを原則対象とします。
- ・平成22年度以前の取り組み、今年度からの取り組み、平成23年度以降予定されている取り組みはすべて対象外です。
- ・地域公共交通確保維持改善事業に関する問いは、現在の状況をご記入ください。
- ・年間総利用者数・1便あたりの平均利用者数については、22年度に実績のある路線（系統）の過去3年間をご記入ください。ただし、データのある範囲で結構です。

問B 貴市区町村における交通関連予算や国・都道府県等の補助金の活用状況についておたずねします。（平成22年度実績についてお答えください）

問B1 平成22年度の貴市区町村の「会計予算額」と、そのうち「交通に関連する予算額」を教えてください。

※各会計間で出し入れする重複部分はそのまま記載してください。純計にする必要はありません。

「交通に関連する予算」としては、鉄軌道、路線バス、コミュニティバス、乗合タクシー、旅客船、福祉バス、スクールバスなど、交通に関連する予算で、高齢者・障がい者向けの割引措置（無料バス・福祉タクシー乗車券）などの予算も含むものとしてください。

■B1-1 「会計予算額」についてお答えください。

項目	回答欄(千円)	交通関係予算割合
総予算額（平成22年度）		
うち 一般会計予算		
うち 特別会計予算		
うち 公営企業会計予算		

■B1-2 そのうち「交通に関連する予算」額についてお答えください。また、交通に関連するバリアフリー関係予算についても内数でお答えください。

（単位：千円）

項目	回答欄			合計
	一般会計	特別会計	公営企業会計	
鉄軌道関係	予算額			
	バリアフリー関係（内数）			
バス関係 （福祉・教育除く）	予算額			
	バリアフリー関係（内数）			
タクシー関係 （福祉・教育除く）	予算額			
	バリアフリー関係（内数）			
福祉関係 （福祉バスなど）	予算額			
	バリアフリー関係（内数）			
教育関係 （スクールバスなど）	予算額			
	バリアフリー関係（内数）			
旅客船関係	予算額			
	バリアフリー関係（内数）			
その他交通関係	予算額			
	バリアフリー関係（内数）			
交通関係 合計				
バリアフリー関係 合計（内数）				

問B2 貴市区町村(法定協議会を含む)が平成22年度に国や都道府県から受けた交通関連補助額についてお答えください。

「交通関連補助額」については、上記「問B1」と同様の定義とし、鉄軌道、路線バス、コミュニティバス、乗合タクシー、旅客船、福祉バス、スクールバスなど、交通に関連する補助金とお考えください。(補助金には、負担金・交付金を含みます。)
 複数市区町村にまたがる路線については、受け取った市区町村が全額計上をしてください。

■B2-1 国(国土交通省)・国(他省庁)と都道府県からの交通関連補助額についてお答えください。

項目	回答欄		
	省庁・部局名	補助事業名	補助額(千円)
国(国土交通省)からの補助額 *ただし運輸局関係を除く			
国(他省庁)からの補助額			
都道府県からの補助額			
交通関係補助額 合計			

※ 記入欄が足りない場合は、お手数ですが、回答欄の下側に回答欄を追加してお答えください。

問C 地域公共交通に対する施策の推進状況についておたずねします。

問C1 貴市区町村における「地域公共交通」に関する施策を取扱う部署について教えてください。

■C1-1 貴部署の「地域公共交通」等の専任担当者・兼任担当者数及び主な業務内容をお答えください。

貴部署について			
公共交通等の専任担当者数(人)	公共交通等の兼任担当者数(人)	項目	兼任担当者の主な業務内容(該当する全てに○)
人	人	総合計画・企画	
		交通	
		都市計画・まちづくり	
		土木・建設	
		生活・環境	
		福祉	
		教育	
		観光	
		その他()	

問C2 貴市区町村における公共交通の取り組みを進める上での課題について教えてください。

■C2-1 貴市区町村では、地域公共交通の確保・維持(例:交通空白地域、不便地域の生活交通を確保するためのコミュニティバス・乗合タクシーの運行/地域内の交通ネットワークの再編など)を図るための取り組みを進める上で、どのような課題を抱えていますか。抱えている課題に該当するものをお答えください。(複数回答可)(※課題がない場合は回答しなくて結構です。)

課題の内容	回答欄 (該当するものに○)	
①交通事業者(バス、タクシー、鉄道等)の協力が得られない。 例)新しい地域公共交通の導入に理解が得られない。 地域公共交通再編の検討に消極的。		⇒問C2-2、C2-3へ
②市民住民、利用者の理解・協力が得られない。 例)導入にあたっての意見調整が難航する。 運賃負担についての納得が得られない。 住民の当事者意識が低い。		⇒問C2-4、C2-5へ
③専門部署がない、人材が不足している。 例)公共交通担当専任職員がいない。		/
④地域公共交通の確保・維持に向けた情報が不足している。相談相手がない。		
⑤市区町村の役所内部での連携・理解(予算面も含む)が不足している。 例)予算措置への理解がない。 市の重要政策との位置づけが無い。		
⑥国の財政支援(補助金、地方交付税)が十分ではない。		
⑦どのように取り組んでよいかわからない。		

■C2-2 C2-1で①に回答した方に伺います。
交通事業者の協力が得られないケースとは、次のいずれに当てはまりますか？

選択項目	回答欄 (該当するものに○)
①鉄軌道の導入に当たって、バス事業者との調整が難航する。	
②コミュニティバス・乗合タクシーの運行など、新しい地域公共交通の導入等に当たって、バス事業者、タクシー事業者との調整が難航する。	
③バス事業者の既存路線も含めたネットワークの再編を行う際に、調整が難航する。	
④データ提供等、地域公共交通に関する取組を進める上で、事業者が有する情報提供が不十分である。	
⑤一度合意・協議が成立していたものの、新しい地域公共交通が導入された後など、事後に合意・協議が遵守されなかったことがある（破棄されたことがある）。	
⑥その他（回答欄に自由記述）	

■C2-3 C2-1で①に回答した方に伺います。
C2-2の交通事業者の協力が得られないケースについて、事例を、具体的に記入願います。（自由記述）

[記述欄]

■C2-4 C2-1で②に回答した方に伺います。
市民住民、利用者の理解・協力が得られない場合、どのような対応を行っていますか（行う予定ですか）。（複数回答可）
該当する項目全てに、「○」を記入してください。

選択項目	回答欄 (該当する全てに○)
①ワークショップ、自治会など会議・会合の設定により、理解を得られる場を設ける。	
②広報誌、HP等を活用して、周知を図る。	
③地域公共交通会議等の合意形成を図る公的な協議会等において、住民代表に十分な参画を得る。	
④その他（回答欄に自由記述）	
⑤特に対応を取っていない。取るべき対応方策が分からない。	

■C2-5 C2-1で②に回答した方に伺います。
C2-4に関して、市民住民・利用者の理解・協力を得る上での課題、対応方策等について、具体的に記入願います。（自由記述）

[記述欄]

問C3 貴市区町村における公共交通に関する協議会等の設置状況について教えてください。
 (貴市区町村が主体となって運営(主宰)するものについてお答えください。)

■C3-1 貴市区町村における協議会等の設置の有無についてお答えください。

項目	回答欄 (該当するもの全てに○)	
①道路運送法に基づく「地域公共交通会議」や「運営協議会」または、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「法定協議会」		⇒次の質問へ
②その他の任意の会議 (分科会、庁内連絡会議など)		
③協議会等を設置していない		⇒問C4へ

■C3-2 「C3-1」で回答した協議会等の開催頻度はどの程度ですか？
 以下の選択肢から該当するものいずれかに「○」を記入してください。

項目	回答欄 (いずれかに○)
① 年に1回開催。	
② 年に2回開催。	
③ 年に3回以上開催。	
④ 開催しなかった。	

■C3-3 上記協議会以外で、関係者間の合意形成等を図った会議等の取り組みを行いましたか。
 以下の選択肢から該当するものいずれかに「○」を記入してください。
 また、開催している場合は、その概要を記入してください。

項目	回答欄 (いずれかに○)	概要記入欄
①協議会以外の取り組みを行った。		
②協議会以外の取り組みは行っていない。		

問C4 貴市区町村で地域公共交通施策に関する取り組みを進めるにあたって、日頃から相談する相手はいますか？
 以下の選択肢から該当するものすべてに「○」を記入してください。

項目	回答欄(該当全てに○)
①交通事業者 (協会等含む。)	
②他の市区町村の担当者	
③都道府県の担当者	
④地方運輸局の担当者	
⑤地方整備局の担当者	
⑥有識者・学識経験者	
⑦コンサルタント	
⑧その他 (回答欄に自由記述)	
⑨相談できる相手がほしいが、特定の相手がおらず困っている	
⑩特に相談する必要はない	

問C5 貴市区町村で地域公共交通施策に関する取り組みを進めるにあたって、どのような情報を必要としていますか？
 次のうち、特に重要と考えられるものに「◎」を、重要と考えられるもの2つに「○」を付けてお答えください。

選択肢	回答欄 ◎を1つ、○を2つ
①国の支援制度の内容	
②都道府県の支援制度の内容	
③地域の関係者との合意形成の方法	
④他の地域における事例やその成功要因	
⑤計画の立て方（利用者ニーズの把握方法、需要予測等、交通計画策定時における調査の方法、効果の検証の方法）	
⑥各種交通システムのしくみ（事業の取り組み方 等）	
⑦どの人物（有識者等）が相談に乗ってくれるか	
⑧どのコンサルタントを選ばよいか（問題分析、計画策定、助言等）	
⑨その他（自由記述）	
⑩特に必要な情報はない	

問C6 貴市区町村における公共交通サービス確保の取り組みについてお答えください。

■C6-1 貴市区町村では、公共交通サービスを確保していくうえで、どのような地域の課題がありますか。
 以下の、選択肢から最優先する課題に「◎」、次に優先する課題2つに「○」を記入してください。

項目	回答欄（◎を1つ○を2つ）
①市町村全体及び特定地域における移動（通院・通学・買物等）に対する利便性の低下	⇒次の質問へ
②中心市街地の衰退等によるまちのにぎわいの低下	
③高齢者、障がい者の移動制約	
④自動車利用の増加による環境負荷	
⑤市町村合併による旧市町村間の地域間格差	
⑥その他（回答欄に自由記述）	
⑦「地域の課題」の生じるおそれはない	⇒問C7へ

■C6-2 貴市区町村管内に有する交通モードについて課題をお答えください。

以下の、選択肢のうち、交通モードごとに特に重要と思うもの1つに「○」を記入してください。

※貴市区町村が該当するモードのみお答えください。

交通モード	選択肢	モード毎の課題 モード毎に 該当する一つに○
①鉄道（第3セクター含む）、路面電車等の鉄軌道、モノレール、新交通システム	①利用者の減少	
	②他の交通機関との連携が悪い（移動距離、移動時間、待ち時間）	
	③事業者の経営状況の悪化	
	④その他（回答欄に自由記述）	
②路線バス	①利用者の減少	
	②他の交通機関との連携が悪い（移動距離、移動時間、待ち時間）	
	③事業者の経営状況の悪化	
	④その他（回答欄に自由記述）	
③コミュニティバス、乗合タクシー、デマンド交通	①利用者の減少	
	②他の交通機関との連携が悪い（移動距離、移動時間、待ち時間）	
	③事業者の経営状況の悪化	
	④その他（回答欄に自由記述）	
④離島航路	①利用者の減少	
	②他の交通機関との連携が悪い（移動距離、移動時間、待ち時間）	
	③事業者の経営状況の悪化	
	④その他（回答欄に自由記述）	
⑤その他	回答欄に自由記述	

問C7 貴市区町村が「目指すがた」に対する公共交通の取り組みについて教えてください。

■C7-1 貴市区町村では、公共交通サービスの確保に関する取り組みによって、どのようなまちづくり、を目指していますか？
以下の、選択肢から特に優先するもの1つに「○」を記入してください。

選択肢	回答欄 該当する1つに○
①利便性が高く、生活しやすいまち	
②人が集まりやすい、にぎわいのあるまち	
③高齢者や障がい者が移動しやすいまち	
④過度に自動車に依存しない、環境にやさしいまち	
⑤（市町村合併後の）旧市町村間の移動がしやすい、地域の一体性が確保・強化されたまち	
⑥地域の安全が確保されたまち	
⑦その他（回答欄に自由記述）	
⑧わからない、今後検討する	

■C7-2 貴市区町村では、公共交通サービスの確保に関する取り組みに際し「目標」や目標に対する「指標」は設定していますか？

項目	回答欄（該当する全てに○）
①「目標」、「指標」を設定している。	⇒次の質問へ
②「目標」は設定しているが「指標」は設定していない。	⇒C7-6へ
③「目標」、「指標」は設定していない。	

■C7-3 「目標」、「指標」を設定している場合、具体的な目標及び指標の例を記入ください。
⇒回答後、問7-5へ

目標の例（自由記述）	
指標の例（自由記述）	

■C7-4 「目標」、「指標」を設定している場合、貴市区町村では、設定した「目標」や「指標」の達成状況に対する事後評価を行いましたか？活性化・再生総合事業以外で独自に評価を行っている場合もお答えください。

選択肢	回答欄 いずれかに○
①事後評価を行った	
②事後評価は行っていない	

■C7-5 事後評価を行っている場合、どのような時期や回数、目的で事後評価を行いましたか。

選択肢	該当するものに○	年度ごとの評価目的		
		H20年度以前	H21年度	H22年度
①地域公共交通活性化・再生総合事業で指定された期限・回数で事後評価を実施した				
②地域公共交通活性化・再生総合事業で指定された以外の時期や回数で事後評価を実施した。				

■C7-6 「目標・指標を設定していない」場合、その理由は何ですか？該当するもの全てに「○」を記入ください。

選択肢	回答欄 該当する全てに○
①目標の設定のしかたが分からないから	
②これまでに実施した協議会等で、目標設定に関する議論がされていないから	
③これまでに実施した協議会等で、指標設定に関する議論がされていないから	
④指標化しにくい目標だから	
⑤具体的な指標を用いた目標設定をするつもりはないから	
⑥指標となる数値データを作成する予算がないから	
⑦理由はない（必要性を感じていない）	
⑧その他（回答欄に自由記述）	

問C8 地域公共交通活性化・再生総合事業を活用した市区町村にお聞きします。
地域公共交通活性化・再生総合事業を活用した公共交通について、以下の選択肢から該当するもの
該当するもの全てに「○」を記入してください。

選択肢	該当する 該当する全てに○
①運輸局の担当者が随時相談にのってくれた。	
②地域公共交通に関する学識経験者、コンサルタント等の専門家がアドバイスをしてくれた。	
③法定協議会を通じて、交通事業者や運輸局（沖縄総合事務局を含む）、学識経験者、住民等とのネットワークを構築することができた。	
④住民や利用者から、取り組みに肯定的な意見が寄せられている。	
⑤運輸局（沖縄総合事務局を含む。）の担当者があまり相談にのってくれなかった。	
⑥地域公共交通に関する学識経験者、コンサルタント等の専門家から十分なアドバイスを受けることができなかった。	
⑦法定協議会を通じて、交通事業者や運輸局（沖縄総合事務局を含む。）、学識経験者、住民等との協議が不十分だった。	
⑧住民や利用者から、取り組みに否定的な意見が寄せられている。	
⑨事業の実用性（使い勝手）や手続きの点で問題がある。	
⑩その他（回答欄に自由記述）	

問C9 「地域公共交通確保維持改善事業」について教えてください。

平成22年12月の閣議決定にともない、国土交通省では、「地域公共交通確保維持改善事業」を創設し、地域公共交通の確保・維持・改善を支援して参ります。
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/index.html>

■C9-1 今後、「地域公共交通確保維持改善事業」を活用したい具体的な事業はありますか？
以下の、選択肢から該当するもの全てに「○」を記入してください。
（平成23年4月～現在までに活用した事業を除いてお答えください。）

選択肢	回答欄 該当する全てに○
①地域間幹線系統確保維持事業	
②地域内フィーダー系統確保維持事業	
③車両減価償却等支援事業	
④離島航路確保維持事業（運営費補助）	
⑤離島航路確保維持事業（構造改革補助）	
⑥離島航路確保維持事業（運航費補助）	
⑦バリアフリー化設備等整備事業	
⑧利用環境改善促進等事業	
⑨鉄道軌道安全輸送設備等整備事業	
⑩調査事業	
⑪活用したいが活用要件に合致しない	
⑫対象となる具体的な事業は今のところ決まっていない	
⑬「地域公共交通確保維持改善事業」は活用せず自治体単費等で実施する	

■C9-2 今後、「地域公共交通確保維持改善事業」を活用するために、知りたい情報はありますか？
以下の、選択肢から該当するもの全てに「○」を記入してください。

選択肢	回答欄 該当する全てに○
①事業の手続きに関する情報	
②事業の要件に関する情報	
③事業の予算・規模に関する情報	
④生活交通ネットワーク計画に関する情報	
⑤協議会の設置に関する情報	
⑥他の市区町村の活用事例に関する情報	
⑦知りたい情報は特にない	
⑧その他（回答欄に自由記述）	

問D 交通に関する計画や方針の策定状況についておたずねします。

問D1 貴市区町村における交通に関する計画や方針の策定状況を教えてください。

交通に関する計画や方針とは、都市基本計画や交通基本計画などのマスタープラン、貴市区町村独自で行っている鉄軌道やバスの維持活性化に関する計画、連携計画や生活交通ネットワーク計画等の補助対象事業における計画などの計画とお考えください。

		回答欄					
		計画1	計画2	計画3	計画4	計画5	計画6
計画名							
策定年次							
策定主体							
策定内容 該当するものに「○」	鉄軌道関連						
	路線バス関連						
	コミュニティバス・乗合タクシー関連						
	離島航路関連						
	バリアフリー関連						
	その他						

**問E 国によるノウハウや情報提供の活用状況についておたずねします。
(最近の状況についてお答えください)**

国土交通省等では、以下の様々なノウハウ・情報提供を実施して、地域公共交通に関する取り組みを進める市区町村を支援しています。

- ①「公共交通活性化」に関する専門ホームページによる情報提供 (国土交通省)
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/index.html>
- ②「地域公共交通活性化・再生への事例集」ホームページによる情報提供
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/iireindex.html>
- ③「公共交通支援センター」ホームページによる情報提供((財)運輸政策研究機構)
http://ipt.iterc.or.jp/koukyou_shien/
- ④市区町村の地域交通担当者に対して適切な助言を行う「アドバイザー(交通専門の学識者等)の無料派遣制度」の創設 ((財)運輸政策研究機構 公共交通支援センター)
http://ipt.iterc.or.jp/koukyou_shien/advisor/index.html
- ⑤地域公共交通活性化・再生に関するセミナー・講習会の開催(国土交通省 関東運輸局)
http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/kikaku_kankou/saisei/index.html
- ⑥先進的な取り組みを実践する人材の知識・経験等を活用する「地域公共交通マイスター」の創設 (国土交通省 関東運輸局)
http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/kikaku_kankou/meister/index.html

問E1 国土交通省等が行うノウハウ・情報提供の活用について教えてください。

■E1-1 貴市区町村では、上記に掲げる地域公共交通サービス確保に関するノウハウ・情報提供を活用しましたか？活用した場合には、「活用の有無」に「○」を記入し、その満足度合い(1～5)を数字で記入してください。

【満足度合い】
 5:「大いに満足している」 2:「あまり満足していない」
 4:「満足している」 1:「満足していない」
 3:「どちらともいえない」

項目	活用の有無	満足度合い
	①～⑥それぞれについて 該当する場合「○」	情報提供活用した場合 満足度(1～5)記入
①「公共交通活性化」に関する専門ホームページによる情報提供		
②「地域公共交通活性化・再生への事例集」ホームページによる情報提供		
③「公共交通支援センター」ホームページによる情報提供((財)運輸政策研究機構)		
④市区町村の地域交通担当者に対して適切な助言を行う「アドバイザー(交通専門の学識者等)の無料派遣制度」の創設		
⑤地域公共交通活性化・再生に関するセミナー・講習会の開催		
⑥先進的な取り組みを実践する人材の知識・経験等を活用する「地域公共交通マイスター」の創設		

**■E1-2 国土交通省等が実施したノウハウ・情報提供を活用した感想として、お気づきになった改善すべき点
はありますか？**
改善すべき点がある場合には、「改善点の有無」に「○」を記入し、その改善内容を記入してください。

項目	改善点の有無 ①～⑥それぞれについて 該当する場合「○」	改善内容 改善すべき点がある場合、その内容を自由記述
①「公共交通活性化」に関する専門ホームページによる情報提供		
②「地域公共交通活性化・再生への事例集」ホームページによる情報提供		
③「公共交通支援センター」ホームページによる情報提供（（財）運輸政策研究機構）		
④市区町村の地域交通担当者に対して適切な助言を行う「アドバイザー（交通専門の学識者等）の無料派遣制度」の創設		
⑤地域公共交通活性化・再生に関するセミナー・講習会の開催		
⑥先進的な取り組みを実践する人材の知識・経験等を活用する「地域公共交通マイスター」の創設		

問F 都道府県が実施する支援メニューの活用状況についておたずねします。
（平成22年度実績についてお答えください）

問F1 平成22年度の公共交通サービスの確保の取り組みに関する、都道府県との関わりの状況を教えてください。

**■F1-1 貴市区町村における公共交通サービスの確保に関する取り組みに際し、都道府県が
実施している各種支援メニューを活用しましたか？**
活用した場合には、「活用の有無」に「○」を記入してください。

項目	活用の有無 ①～⑥それぞれについて 該当する場合「○」
①都道府県が単独で実施する財政支援	
②都道府県が国と協調して実施する財政支援	
③連絡・協議・調整の場の設置	
④連絡・協議・調整の場の相談対応	
⑤セミナー・講演会、イベントの開催	
⑥都道府県が実施している支援メニューを活用していない	
⑦その他（回答欄に自由記述）	

■F1-2 貴市区町村が、「都道府県が実施している支援メニューを活用していない」場合、
 どのような理由から、活用しないのですか？
 以下の選択肢から該当するもの全てに「○」を記入してください。

項目	①～⑦のうち 該当する全てに 「○」を記入
①財政支援を受けなくても、公共交通サービスの確保に関する取り組みが可能だから	
②国の財政支援があれば、公共交通サービスの確保に関する取り組みが可能だから	
③都道府県の財政支援制度上、他の支援を受けにくいから	
④十分な知識があり、特に相談等の必要性を感じなくなったから	
⑤身近に相談できる専門家（運輸局、学識経験者等）がおり、活用の必要がないから	
⑥その他（回答欄に自由記述）	
⑦特に理由はない	

問G 貴市区町村における公共交通機関についておたずねします。
 （平成22年度実績についてお答えください）

問G1 平成22年度の貴市区町村における公共交通機関の概況を教えてください。

■G1-1 貴市区町村に鉄軌道駅を有する鉄軌道の事業者名をお答えください。

	事業者1	事業者2	事業者3	事業者4	事業者5	事業者6	事業者7	事業者8
事業者名								

※ 記入欄が足りない場合は、お手数ですが、回答欄を右側に追加してお答えください。

■G1-2 貴市区町村に路線・区域を有するバスの事業者名をお答えください。

	事業者1	事業者2	事業者3	事業者4	事業者5	事業者6	事業者7	事業者8
事業者名								

※ 記入欄が足りない場合は、お手数ですが、回答欄を右側に追加してお答えください。

■G1-3 貴市区町村における路線・区域を有する乗合タクシーの事業者名をお答えください。

	事業者1	事業者2	事業者3	事業者4	事業者5	事業者6	事業者7	事業者8
事業者名								

※ 記入欄が足りない場合は、お手数ですが、回答欄を右側に追加してお答えください。

■G1-4 貴市区町村に港・寄港地を有する旅客定期航路事業者名をお答えください。

	事業者1	事業者2	事業者3	事業者4	事業者5	事業者6	事業者7	事業者8
事業者名								

※ 記入欄が足りない場合は、お手数ですが、回答欄を右側に追加してお答えください。

問G2 平成22年度の貴市区町村における「地域公共交通」について教えてください。

問G2について、
 民間路線バス・コミュニティバス・乗合タクシー(スクールバス、病院送迎については、一般旅客との混乗をする場合)のうち、貴市区町村が何らかの金銭的支援をしている交通について、幅広くお答えください。
 なお、市区町村が交通事業者として運行・経営する公営バス(いわゆる市営バス等)は除きます。
 また、車両やシステムの導入時のみ補助しているもの(平成22年度以前に補助したものを含む)は、本アンケートの対象とします。

■G2-1 平成22年度の貴市区町村における『市区町村が運営するコミュニティバス・乗合タクシー(スクールバス、病院送迎については、一般旅客との混乗の場合)』や、『貴市区町村が何らかの金銭的支援をしている非営利団体(NPO)、第3セクター、住民等が運営する交通(鉄軌道等・海上交通を除く)』について教えてください。

※設問G2-1-3からG2-1-6までは、貴市区町村が運営するコミュニティバス・乗合タクシーについてお答えください。

- 事業区分について、ここでは事業区分を以下の①～⑭の区分に分類します。**
 ①～⑩の事業区分の詳細は、本エクセルの「事業区分」シートをご参照ください
 ※ 本設問では⑤の選択肢は使用しません。

事業区分の分類
① 道路運送法第4条に基づく、「路線定期運行」
② 道路運送法第4条に基づく、「路線不定期運行」
③ 道路運送法第4条に基づく、「区域運行」
④ 道路運送法第4条に基づく、「市町村借上げによる無料バス・タクシー」
⑤ 道路運送法第43条に基づく、「特定旅客自動車運送事業」
⑥ 自家用車両の規制対象外の「市町村・NPO等の車両による無償住民輸送」
⑦ 道路運送法第78条に基づく、「市町村運営有償運送(交通空白輸送)」
⑧ 道路運送法第78条に基づく、「市町村運営有償運送(市町村福祉輸送)」
⑨ 道路運送法第78条に基づく、「過疎地有償運送」
⑩ 道路運送法第78条に基づく、「福祉有償運送」
⑪ 道路運送法第21条に基づく乗合運送許可
⑫ スクールバス(①～⑪を除く)
⑬ 病院等の送迎バス(①～⑪を除く)
⑭ ①～⑬以外

- G2-1-1 事業区分ごとの概要についてお答えください。
 ※ 事業区分については、上記の□事業区分の①～⑭をご参照ください。

事業区分	事業者数	路線・区域数
① 法4条に基づく「路線定期運行」		
② 法4条に基づく「路線不定期運行」		
③ 法4条に基づく「区域運行」		
④ 法4条に基づく「市町村借上げ無料バス」等		
⑤ 法43条に基づく「特定旅客自動車運送事業」等		
⑥ 規制対象外の「市町村・NPO等の車両による無償住民輸送」		
⑦ 法78条に基づく「市町村運営有償運送(交通空白輸送)」		
⑧ 法78条に基づく「市町村運営有償運送(市町村福祉運送)」		
⑨ 法78条に基づく「過疎地有償輸送」		
⑩ 法78条に基づく「福祉有償輸送」		
⑪ 法21条に基づく乗合輸送許可		
⑫ スクールバス(①～⑪を除く)		
⑬ 病院等の送迎バス(①～⑪を除く)		
⑭ ①～⑬以外		

●G2-1-2 路線ごとの状況についてお答えください。
 ※ 事業区分については、前頁の□事業区分の①～⑭をご参照ください。

選択肢から選ぶ設問は、選択肢の番号を記載してください。(ただし、自由記載のものを除く。)
 ☆印がした項目については、路線毎に分離できないときは、複数路線をまとめることも可とします。
 その場合は、お手数ですが、回答欄のセルを結合してお答えください。
 また、1路線を複数市区町村が協同で運営・運行している場合、市区町村ごとに分割せず、路線全体に対する実績をお答えください。

	路線1	路線2	路線3
1. バス・乗合タクシー等の名称・愛称をご記入ください。			
2. 運行区間またはエリアについてお答えください。			
3. 有償・無償の別を次の選択肢から、いずれかをお答えください。 ①有償 ②無償			
4. 運行開始時期をご記入ください。(年月を西暦で記入。) 記入例) 2005年8月 ⇒ 200508			
5. 事業区分を、前頁の事業区分①～⑭の選択肢から、いずれかをお答えください。			
6. 運行の段階を次の選択肢から、いずれかをお答えください。 ①実証運行段階、②本格運行段階			
7. 運行の目的を次の選択肢から、2つまでをお答えください。 ①通勤・通学、③通院、④買い物、⑤観光、⑥その他			
8. 事業の運営主体を次の選択肢から、いずれかをお答えください。 ①貴市区町村、②他市区町村、③第3セクター、④非営利団体、 ⑤住民等、⑥その他(自由記述)			
9. 事業の運行主体を次の選択肢から、いずれかをお答えください。 ①貴市区町村、②他市区町村、③民間事業者、④第3セクター ⑤非営利団体、⑥住民等、⑦その他(自由記述)			
10. 運行事業者との契約状況を次の選択肢から、いずれかをお答えください。 ①自主運行、②委託、③指定管理者、④その他			
11. 協議会等の設置状況について次の選択肢から、いずれかをお答えください。 ①地域公共交通会議、②運営協議会、③法定協議会、 ④その他任意の会議(分科会等)、⑤設置していない			
☆12. 使用車両台数を、お答えください。(単位:台)	定員11人以上		
	定員11人未満		
13. 路線(系統)の所要時間をお答えください。(単位:分) ※ただし、区域運行については1日のサービス提供時間を、 時間単位でお答えください。(単位:時間)			
14. 路線キロ(系統キロ)をお答えください。(単位:km) ※ただし、区域運行は除く。			
15. 1日運行回数をお答えください。(単位:回) ※往復型は1往復を1.0回(片道0.5回)、循環型は1循環を1回、区域運行は1運行を1回としてお答えください。 ※区域運行は、運行実績のうち一日平均の運行回数をお答えください。 ※隔日運行の場合は、運行する曜日も記載してください。	平日		
	土曜		
	休日		
16. 1週間あたり運行回数をお答えください。(単位:回) ※ただし、区域運行は除く。 ※往復型は1往復を1.0回(片道0.5回)、循環型は1循環を1回としてお答えください。			
17. 利用者制限について次の選択肢から、該当するもの全てをお答えください。 ①制限なし、②学生限定、③高齢者限定、④障がい者限定、 ⑤その他(回答欄に自由記述)			
18. 運賃について次の選択肢から、いずれかをお答えください。 ①均一運賃、②ゾーン運賃、③対距離別運賃、 ④その他(回答欄に自由記述)			
19. 運賃割引導入状況(無料化含む)について次の選択肢から、該当するもの全てをお答えください。 ①高齢者割引、②小人割引、③乗り継ぎ割引、④障がい者割引 ⑤定期・回数券、⑥往復割引、⑦その他(回答欄に自由記述)			
☆20. 現在使用している車両の購入費をお答えください。(単位:千円) ※平成22年度に使用しているものをお答えください。			

☆21. デマンドシステムを導入している場合、システムの種類をお答えください。 ※平成22年度に使用しているものをお答えください。 ①東大型、②NTT型、③タクシー無線、④その他			
☆22. デマンドシステムを導入している場合、その初期費用をお答えください。(単位:千円) ※平成22年度に使用しているものをお答えください。			
☆23. 年間運行経費をお答えください。(単位:千円)			
☆24. 年間運行経費のうち、人件費をお答えください。(単位:千円)			
☆25. 年間運行経費のうち、燃料費をお答えください。(単位:千円)			
☆26. 年間運行経費のうち、減価償却費をお答えください。(単位:千円)			
☆27. 年間運行経費のうち、車両賃料をお答えください。(単位:千円)			
☆28. 年間運行経費のうち、デマンドシステムやバスロケ等のシステムにかかる経費をお答えください。(単位:千円)			
☆29. 年間収入額をお答えください。(単位:千円) ※補助金・交付金・負担金等を含みます。			
☆30. 年間収入のうち、運賃収入額をお答えください。(単位:千円)			
☆31. 年間収入のうち、運賃外収入額をお答えください。(単位:千円)			
☆32. 運賃外収入の状況について次の選択肢から、該当するもの全てをお答えください。 ①広告収入、②住民負担、③地元企業負担、 ④その他(回答欄に自由記述)			
☆33. 国からの補助額をお答えください。(単位:千円) ただし、運輸局関係を除く。			
☆34. 都道府県からの補助額をお答えください。(単位:千円)			
☆35. 貴市区町村からの補助額をお答えください。(単位:千円)			
☆36. その他の者からの補助額(住民、企業の協賛金等)をお答えください。(単位:千円)			
☆37. 年間総利用者数をお答えください。(単位:人)	平成22年度		
	平成21年度		
	平成20年度		
☆38. 1便当たりの平均利用者数をお答えください。(単位:人) ※往復型は片道を1便、循環型は1循環を1便、区域運行は1運行を1便としてお答えください。	平成22年度		
	平成21年度		
	平成20年度		
☆39. 今後の見直しについて次の選択肢から、いずれかをお答えください。 ①継続、②廃止、③変更(自由記載)			

※ 記入欄が足りない場合は、お手数ですが、回答欄を右側に追加してお答えください。

●G2-1-3 地域ニーズの把握・調整方法をお答えください。(下の記述欄に自由記述。)

[記述欄]

●G2-1-4 路線導入時に苦慮した点をお答えください。(下の記述欄に自由記述。)

[記述欄]

●G2-1-5 路線導入後、工夫した点をお答えください。(下の記述欄に自由記述。)

[記述欄]

●G2-1-6 導入前の予測と乖離している点及びその原因をお答えください。(下の記述欄に自由記述。)

[記述欄]

■G2-2 平成22年度の貴市区町村における「交通事業者が運営するバス・乗合タクシー」について
貴市区町村が補助している路線等を教えてください。
 ※ 事業区分については、下記の□事業区分の①～⑭をご参照ください。

問G2-2について、
 路線バス・乗合タクシーで貴市区町村が何らかの金銭的支援をしている(していた)交通について、お答えください。
 なお、市区町村が交通事業者として運行・経営する公営バス(いわゆる市営バス等)及び
問G2-1でお答えになったものは除きます。

- 事業区分について、ここでは事業区分を以下の①～⑭の区分に分類します。
 ①～⑩の事業区分の詳細は、本エクセルの「事業区分」シートをご参照ください
 ※ 本設問では④～⑩、⑫、⑬の選択肢は使用しません。

事業区分の分類	
①	道路運送法第4条に基づく、「路線定期運行」
②	道路運送法第4条に基づく、「路線不定期運行」
③	道路運送法第4条に基づく、「区域運行」
④	道路運送法第4条に基づく、「市町村借り上げによる無料バス・タクシー」
⑤	道路運送法第43条に基づく、「特定旅客自動車運送事業」
⑥	自家用車両の規制対象外の「市町村・NPO等の車両による無償住民輸送」
⑦	道路運送法第78条に基づく、「市町村運営有償運送(交通空白輸送)」
⑧	道路運送法第78条に基づく、「市町村運営有償運送(市町村福祉輸送)」
⑨	道路運送法第78条に基づく、「過疎地有償運送」
⑩	道路運送法第78条に基づく、「福祉有償運送」
⑪	道路運送法第21条に基づく乗合運送許可
⑫	スクールバス(①～⑪を除く)
⑬	病院等の送迎バス(①～⑪を除く)
⑭	①～⑬以外

(単位/千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥
名称(路線名又は愛称等)						
事業者名						
事業区分(上記①～⑭)から番号を選んでください)						
運行区間またはエリア (複数ある場合は3つまでお答えください)						
貴市区町村の補助額 ※路線毎に分離できないときは、複数路線をまとめることも可とします。						
その他の補助額(住民、企業等) ※路線毎に分離できないときは、複数路線をまとめることも可とします。						

■G2-3 平成22年度の貴市区町村における「市区町村、非営利団体(NPO)、第3セクター、住民等が
運営する鉄道・軌道等や海上交通(離島航路等)について教えてください。
 ※ 事業区分については、下記の□事業区分の①～③をご参照ください。

問G2-3について、
 貴市区町村が何らかの金銭的支援をしている交通について、幅広くお答えください。

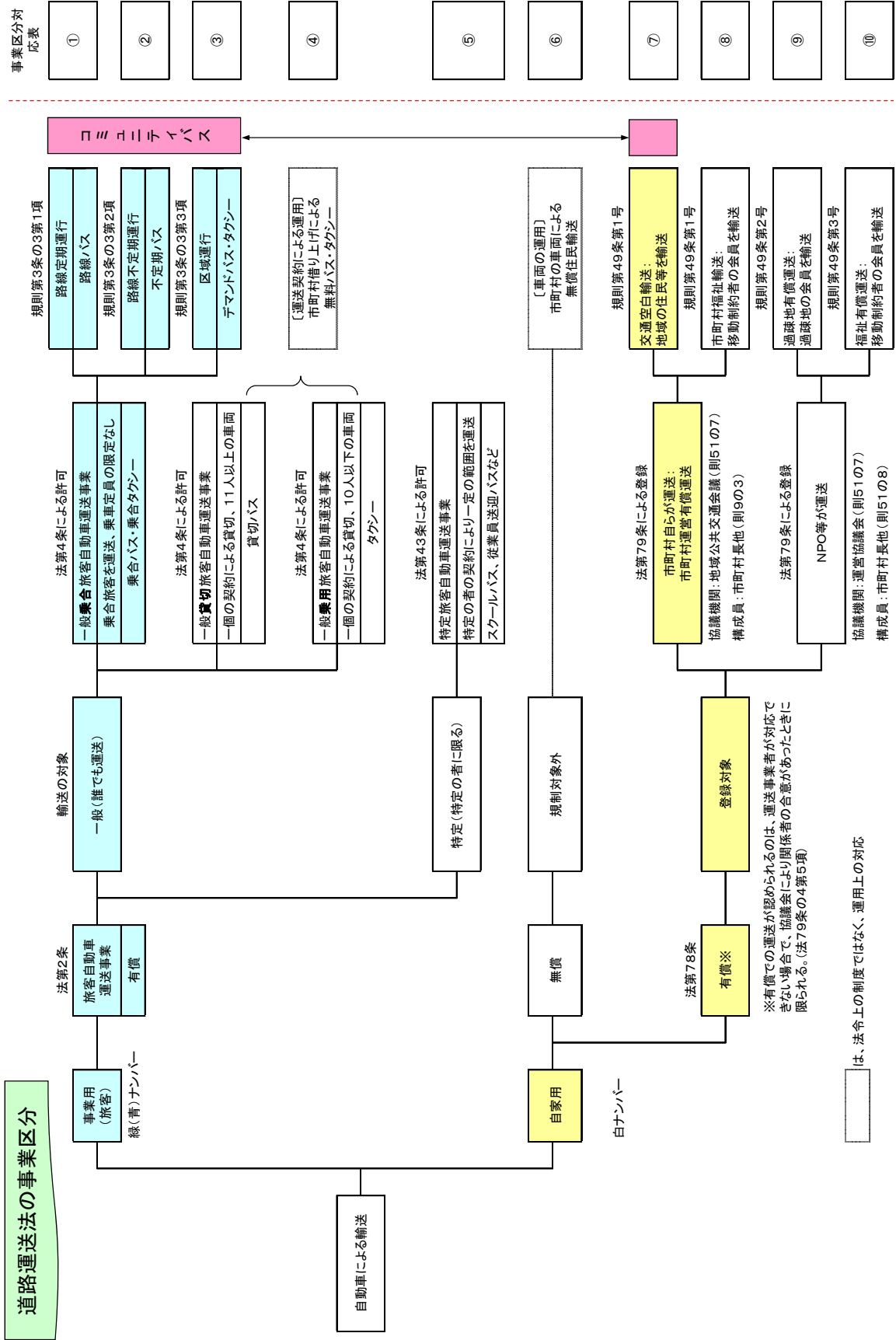
- 事業区分について、ここでは事業区分を以下の様に①～③の区分に分類します。

事業区分の分類	
①	鉄道・軌道・新交通・モノレール
②	海上交通(離島航路等)
③	①～②以外(自由記述)

(単位/千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥
名称(路線(航路)名又は愛称等)						
事業者名						
事業区分(上記①～③)から番号を選んでください)						
運行区間またはエリア (複数ある場合は3つまでお答えください)						
国の補助額						
都道府県の補助額						
貴市区町村の補助額						
その他の補助額(住民、企業等)						

3. 配布資料



運行形態と道路運送法の関係

運賃	区分	利用者	運送主体	車両	道路運送法上の区分	運行形態
有料	緑ナンバー（事業用）	誰でも利用可能（制限なし）	運送事業者	事業用自動車（バス型、又は10人以下）	【乗合バス事業】 ○一般乗合旅客自動車 運行事業 〔路線定期運行〕	路線を定めて定時に運行
				事業用自動車（バス型、又は10人以下）	【乗合バス事業】 ○一般乗合旅客自動車 運行事業 〔路線不定期運行〕	予約制 路線を定めて、予約に応じて運行
				事業用自動車（10人以下を基本とする）	【乗合バス事業】 ○一般乗合旅客自動車 運行事業 〔区域運行〕	予約制 一定の区域内を予約に応じて運行
有料	白ナンバー（自家用）	住民等	市町村	市町村の自家用自動車	【自家用・有償運送】 ○市町村運営有償運送	○市町村の住民やその親族などを自治体の 車両で運送 ○乗合バスのような運送形態
		登録した会員	NPO等	NPO等の自家用自動車	【自家用・有償運送】 ○過疎地有償運送	○運営協議会で合意された地区内の会員を 運送 ○同時に複数の会員の運送も可能
		登録した会員（移動制約者）	NPO等	NPO等の自家用自動車（10人以下車両に限る）	【自家用・有償運送】 ○福祉有償運送	○運営協議会で合意された地区内の移動制 約者会員を運送 ○原則として、1両の車両で運べるのは会 員1名（及び付添い人）のみ
無料	白ナンバー（自家用）	住民等 高齢者 小中学生	市町村	市町村の自家用自動車	【自家用】 ○道路運送法の規制 対象外	市町村の車両による無償住民輸送 福祉バス スクールバス
		市町村の住民等	貸切バス又はタクシー	事業用自動車	【運送事業者の利用】 ○貸切バス・タクシー に対する規制	貸切バス・タクシーによる借り上げによる 無償住民輸送